

令和2年第1回（3月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

令和2年 3月4日 開会

令和2年 3月18日 閉会

東伊豆町議会

令和二年

第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録

## 令和2年第1回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（3月4日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○施政方針	6
○一般質問	17
楠山節雄君	17
鈴木勉君	35
栗原京子君	44
笠井政明君	63
内山慎一君	83
稲葉義仁君	95
○会議時間の延長について	105
○散会の宣告	111

### 第2号（3月5日）

○議事日程	113
○出席議員	114
○欠席議員	114

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	114
○職務のため出席した者の職氏名	115
○開議の宣告	116
○議事日程の報告	116
○一般質問	116
西塚孝男君	116
山田直志君	130
藤井張明君	150
須佐衛君	160
○発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について	177
○議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	179
○議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	180
○議案第6号 東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例の制定について	181
○議案第7号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	183
○議案第8号 東伊豆町町営住宅管理等条例の一部を改正する条例について	185
○議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について	187
○議案第10号 幼稚園保育料徴収の特例に関する条例を廃止する条例について	190
○議案第11号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	192
○議案第12号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について	193
○議案第13号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について	194
○議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（田町コミュニティ防災センター）	197
○議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）	198
○議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセン	

ター)	200
○議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）	201
○議案第18号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）	203
○議案第19号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	217
○議案第20号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	220
○議案第21号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）	222
○議案第22号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）	226
○議案第23号 令和元年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）	228
○会議時間の延長について	230
○散会の宣告	232

### 第 3 号 （3月6日）

○議事日程	233
○出席議員	233
○欠席議員	233
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	233
○職務のため出席した者の職氏名	234
○開議の宣告	235
○議事日程の報告	235
○議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算	235
○議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	245
○議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	245
○議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算	245
○議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	245
○議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	245
○議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	245
○議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算	245
○散会の宣告	261

第 4 号 (3月10日)

○議事日程	263
○出席議員	263
○欠席議員	263
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	263
○職務のため出席した者の職氏名	264
○開議の宣告	265
○議事日程の報告	265
○議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算	265
○議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	271
○議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	271
○議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算	271
○議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	271
○議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	271
○議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	271
○議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算	271
○散会の宣告	273

第 5 号 (3月18日)

○議事日程	275
○出席議員	275
○欠席議員	275
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	275
○職務のため出席した者の職氏名	276
○開議の宣告	277
○議事日程の報告	277
○議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算	277
○動議の提出について	284
○日程の追加について	285

○発議第 2 号 議案第 2 4 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯 決議について……………	2 8 5
○議案第 2 5 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算……………	2 8 7
○議案第 2 6 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算……………	2 8 7
○議案第 2 7 号 令和 2 年度東伊豆町介護保険特別会計予算……………	2 8 7
○議案第 2 8 号 令和 2 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算……………	2 8 7
○議案第 2 9 号 令和 2 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算……………	2 8 7
○議案第 3 0 号 令和 2 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算……………	2 8 7
○議案第 3 1 号 令和 2 年度東伊豆町水道事業会計予算……………	2 8 7
○議会運営委員会所掌事務調査について……………	2 9 6
○閉会の宣告……………	2 9 7
○署名議員……………	2 9 9

## 令和2年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

令和2年3月4日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針

日程第 5 一般質問

1. 1 番 楠 山 節 雄 君

- 1) 稲取岬の景観整備について
- 2) 片瀬温泉の観光振興再策について
- 3) 市民農園の利活用について

2. 1 2 番 鈴 木 勉 君

- 1) 町営風力発電の今後について

3. 5 番 栗 原 京 子 君

- 1) お悔みコーナーの設置について
- 2) 旧大川小学校の利活用について

4. 2 番 笠 井 政 明 君

- 1) 通学路の安全確保について
- 2) 漁協直売所開設に伴う経済波及効果について

5. 1 0 番 内 山 慎 一 君

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策について

6. 3 番 稲 葉 義 仁 君

- 1) 小中一貫教育について
- 2) 公共施設の維持管理体制について

---

### 出席議員(12名)

1 番 楠 山 節 雄 君

2 番 笠 井 政 明 君

3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山慎一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	村木善幸君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	村上則将君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	齋藤和也君
農林水産課長	鈴木伸和君	農林水産課参事	国持健一君
観光商工課長	森田七徳君	建設課長	齋藤匠君
建設課技監	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君	教育委員会 事務局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課参事	前田浩之君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

令和2年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であります。議会として、町民福祉の向上や町の発展のために十分に審議を尽くし、町民の要望する諸施策に反映すべく、尽力していただきたいと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が叫ばれる中、皆様方には感染症の予防対策に十分留意され、健康管理に努めていただき、議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第1回定例会は成立しましたので、開会します。

---

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（村木 脩君） 議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、令和2年第1回定例会の運営について御報告します。

まず、本議会に於ける、新型コロナウイルス感染症対策についてお知らせします。

本会議場等の入室の際は、石けんやハンドソープによる手洗いや、設置してある消毒液を使い、手の消毒を行ってください。

せきやくしゃみをするときは、ハンカチで口を押えるなどしてエチケットの徹底を図ってください。

なお、マスクの使用は奨励するところですので、会議中も遠慮なくおつけください。

風邪の症状がある場合は、自宅療養され、議場等への入室は御遠慮くださるようお願いいたします。

休憩時間中は議場等の換気を行い、空気の循環に努めていただきたいと思います。

また、議員及び職員の皆様には喉の乾燥を防ぐため、水またはお茶などを用意し、定期的な水分の補給を行ってください。

次に、議事関係についてお知らせします。

本定例会には10名の議員の方々より一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑、答弁がなされるように御協力をお願いします。

なお、本定例会では、一般質問については時間は60分以内、一問一答方式で行います。また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は制限時間の60分には含みませんので、御承知ください。

また、質問通告者の中で、掲示板の使用願いが1番、2番、5番、7番、14番議員より、資料の配布願いが、1番、7番、14番議員より出されております。

本定例会の提出案件といたしましては、条例の制定案が3件、条例の廃止案が1件、条例の一部改正案が4件、規約の変更が1件、協議会の設置が1件、指定理者の指定が4件、令和元年度一般会計及び5つの特別会計の補正予算案、令和2年度の各会計の予算案が、それぞれ日程に組み込まれております。

なお、議案第25号から第31号までをそれぞれ一括議題とし、質疑は一括、討論と採決は各号ごとに行います。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね300万円以上で、特別会計はおおむね100万円以上で説明すること、また、条例改正案等の説明には、新旧対照表または説明資料等を用いるなどにより概要説明とすることが協議決定されました。

令和2年度予算案につきましては、一括上程後に町長の提案理由、担当課長の概要説明を受け、大綱質疑を経た後に、2つの特別委員会を設置し、付託案件の審議をいたしていただくこととなります。

2つの特別委員会の委員の構成は、一般会計が文教厚生常任委員会に所属の委員、特別会計は総務経済常任委員会に所属する委員となっております。

また、大綱質疑につきましては、一般会計予算審査特別委員会所属の議員が7つの特別会計に関する通告書を、特別会計予算審査特別委員会所属の議員が一般会計に関する通告書をそれぞれ提出をしていただき、質疑の範囲は事業別までとします。持ち時間は1人30分以内

で、質問回数は2回までとさせていただきます。

大綱質疑の通告用紙につきましては、既に議案とともに配付してあります。受け付けは本日午後1時より事務局で行いますが、締切りは、3月6日の11時30分までとさせていただきます、その後、議会運営委員会を開催します。

3月10日の議会は午後1時から開会し、大綱質疑を行う日程となっております。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、予備日を含め、本日より3月24日までの21日間とさせていただきます。

また、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上、3点を閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、本定例会については、新型コロナウイルス感染症の影響が危惧される場所ですが、重要な新年度予算の審議も含め、審議日程をこなしていくことになります。

議員及び職員の皆様には、健康管理に十分留意され、スムーズな議会運営に御協力いただきますように切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議事日程に従い、議事を進めます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、楠山議員、2番、笠井議員を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から予備日を含め3月24日までの21日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定しました。

---

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（村木 脩君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査及び財政援助団体監査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

また、議長の出席した会議等の報告及び議員派遣結果の報告につきましては、お手元に資料を配付しました。

会議資料につきましては議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思ひます。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 施政方針

○議長（村木 脩君） 日程第4 町長より施政方針を行います。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度の当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

我が国の経済は、今後も緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後のこの経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧、復興を加速させ、様々な経済の下方リスクを確実に乗り越え、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく必要があるとされております。

国の令和2年度予算では、誰もが生きがいを持ち、活躍できる一億総活躍社会の実現に向けまして、人づくり革命や働き方改革の取組み、少子高齢化に真正面から立ち向かいながら、自然災害からの復興や国土強靱化など、重要課題への取組みを行うとともに、2025年度にはプライマリーバランスの黒字化を目指しまして、財政健全化を進めることとしております。

当町の経済動向につきましては、少子高齢化や昨年の台風被害の影響により、雇用・所得環境の改善や経済の好循環を実感できていない厳しい経済環境に置かれており、さらには新型コロナウイルスの感染拡大による観光への影響を注視しているところであります。このまま入湯客が減少しますと、税収の減収はもちろんのこと、町の活力そのものが失われ、その結果として福祉、防災、教育などの様々な面で大きな影響が出てくると大変危惧しております。

また、今後さらに続くと予想されます人口減少や税の減収、社会保障関連経費の増加に加えて、多様化する町民ニーズや山積する行政課題に対応するため、より一層の行政改革が必要ではと考えております。

令和2年度を「さらなる行政改革スタートの年」といたしまして位置づけ、熱川支所の廃止やごみの有料化を初め、学校の統廃合や施設の廃止、入湯税の引上げ等、スピード感を持った改革に取組み、持続可能な町として町政運営を行っていきたいと考えております。

このような状況の中、令和2年度の当初予算にはこれまでにはない大変厳しい編成作業となりました。

私は就任以来、「みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまち」を政治信条に、様々な場面を捉え、町民の皆様の貴重な御意見を伺いながら、クリーンな開かれた行政運営に取り組んでまいりました。

その基本となる方針を、これまでと同様に「町内産業の振興発展」、「次世代の育成支

援」、「移住・定住の促進」、「健やかで生き生きと暮らせるまちづくり」、「安全・安心な環境整備」、「広域行政への対応」として、私の残り任期2年間を集大成に向けて着実に推進してまいりたいと考えております。

それでは、予算規模について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は52億5,000万円となり、令和元年度当初予算に対しまして1億2,100万円、2.4%の増となっております。

また、国民健康保険、介護保険などの6つの特別会計の合計で32億8,013万8,000円となり、前年に比べ0.2%の減となりました。水道事業会計は支出ベースで6億2,385万6,000円で、前年対比1.1%の増となっております。

一般会計の当初予算の内容について申し上げます。

初めに、歳入ですが、自主財源の根幹をなす町税では、宿泊施設の廃業や地価の下落、入湯客数の減少により、町税全体では約3,800万円の減少を見込んだところでありますが、消費税率引上げによる地方消費税交付金4,500万円の増や新年度の大型事業に充てる町債を約1億400万円へ増額しております。

地方交付税につきましては、国・県からの情報に基づき試算した結果と合わせて、近年の実績を勘案した、前年並みと見込んでおります。

なお、予算編成においては、基金への財源依存を極力抑える方針で臨んでまいりましたが、地域の基盤整備や町内産業への振興対策を講ずる必要から、ふるさと納税基金の活用と不足する財源を財政調整基金から補填いたしましたので、御理解をお願いいたします。

一方、歳出におきましては、道路橋梁補修事業や防災情報システム整備、白田の漁港津波対策事業に加え、稲取幼稚園や町立体育センターの改修工事などにより大幅な増額となりました。

今後も、町税の伸びは見込めず、地方交付税も縮減との動きも聞こえる中、社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設の維持・更新を要する経費などにより、財政状況が厳しさを増していくことは必至であります。

そのため、歳出では事務事業の徹底した見直しと重点化を進めるとともに、公共施設等の総合管理計画の個別施設計画を策定し、公共施設の計画的かつ適切な管理に努め、整備を推進してまいります。さらに各種補助金のゼロベースでの見直しも検討していかなければいけないと考えております。

歳入面では、財源確保における重要な課題である町税の収納率向上を図るため、静岡地方

税滞納整理機構の活用による滞納整理を初め、賀茂地方税債権整理回収協議会など賀茂地区1市5町との連携を図るとともに、納税者の利便性を高めるコンビニ収納により納期内納付を促すことで税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、令和2年度の具体的な取組みの概要を御説明いたします。

最初に、「町内産業の振興発展」についてであります。昨年の当町の入湯客数につきましては、J Rグループがデスティネーションキャンペーンを行った4月から6月については前年比4.5%の増となり、上半期は前年比プラス1.9%になりました。しかし、9月と10月に台風に見舞われ、特に10月は前年比でマイナス16.3%と大きな影響を受けました。

また、中国においては新型コロナウイルスが発症したこと、中国人団体旅行客のキャンセルが相次ぎ、日本人の外出控えなどの影響も出ていることから、令和元年度の入湯客数が前年度を3%程度下回る情勢です。

当町を経済的に支えるこの産業が観光でありますので、町民1人1人が町外から訪れる方を歓迎し、喜んでいただけるような、開かれた観光地域づくりを目指していきたいと考えております。

その一環といたしまして、一昨年に1校、昨年3校の女子大学と連携協定を締結し、大学生を受入れ、地方の現状について勉強していただきながら、特に若い世代において認知度の低い当町の観光地としての魅力を、大学生の視点から情報発信してもらう取組みを新年度も積極的に実施する予定です。若い人たちに対して、当町が開かれた町であることを含めてアピールしていきたいと思っております。

今後の国内旅行マーケットは、高齢化や人口減少により縮小していくことが予想されています。さらに観光客のニーズが多様化、また細分化し、また働き手不足が今後より一層深刻になる中で、数を追いかける観光地域経営はますます困難になっており、今後は消費単価を高めるような取組みが必要であります。そのために、町は、当町を訪れたお客様の満足度を高めることが重要であり、財政状況が厳しい中であっても将来に向けた投資を確実に継続する必要があります。

また、国内旅行客の減少に反して世界全体で見れば、観光は21世紀最大の産業になるとも言われていることから、引き続き外国人旅行者の誘客に力も入れていきたいと考えております。限られた予算ではございますが、現場の皆さんの知恵もお借りしながら、より効果的な取組みを行いたいと思っております。

商工振興につきましては、近年、全国的に、後継者がいないことを理由に廃業する企業や

商店等が増加していることが問題となっており、当町におきましても同様、この問題を解決するには、外部の力を借りて事業承継に取り組む必要があると考えまして、3月7日、8日には商工会が中心となりまして、首都圏に住む投資に興味のある方たちを町に招聘いたしまして、現状を視察していただく予定であります。このような取り組みは継続性が重要であることから、新年度につきましても商工会を支援いたしまして、事業承継に取り組んでいきたいと考えております。

また、多くの町民の方に御利用いただいております住宅リフォームの補助金につきましては、さらに使いやすい制度とするため、補助限度額内であれば複数回補助金を受けられるように要綱を改正いたします。これによりまして、小規模なりフォームでも補助額を余すことなく活用できるようになります。

人手不足やキャッシュレス決済などへの対応など、商工業においても課題が山積しておりますが、人口が減少する中で、今後は観光客に対して特産品の商品をより多く販売し、町内で食事をしていただくことが非常に重要であると考えるので、創業支援の補助金なども活用していただきながら、商工会を中心に商工振興に取り組んでいきたいと考えております。

農業分野におきましては、5期目として事業の継続が決定されました中山間地域等直接支払制度は、引き続き9つの集落で今後も5か年、農村の景観保全活動が行われます。これらの活動に携わる方々へ支援を実施してまいります。

水産業分野につきましては、伊豆漁協稲取支所が行う資源を守り・育てる漁業のための各種事業を支援してまいります。5年目の最終年度を迎えますテングサ藻場の保全活動につきましましては、その成果を期待するところであります。

次に、「次世代の育成支援」についてであります。

学校教育関係では、当町にふさわしい学校の在り方を検討するため、小中一貫教育研究会を立ち上げ、2か年にわたりまして研究してまいりました。昨年11月26日に報告書を提出していただき、1月7日の議会全員協議会に報告をさせていただいたところでございます。

令和2年度からは、この報告書を基に保護者や住民に向けた説明会を開催し、当町の子供たちに必要な教育環境について議論を重ねながら、学校環境整備に向けた活動を着実に進めていきたいと考えております。

令和元年度の国の補正予算では、学校のICT環境を強力に進める目的で、児童生徒1人1台の端末を整備する公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金が創設されたところであります。

当町においても将来のICT社会を生き抜く力を身につけるため、重要な環境整備であるとの認識を持ち、この機会に国庫補助金を活用し、端末と通信環境の構築、さらに必要な整備を図りたいと考えて、今定例会の補正予算に繰越し事業として端末購入と通信環境整備に係る経費を計上させていただきました。

東京オリンピック・パラリンピックの開催まで140日余りに迫り、全国で応援ムードも高まってきておりますが、稲取・熱川の両小学校がパラリンピックの学校観戦プログラムに当選いたしました。種目は陸上競技であり、新設の国立競技場で観戦できる願ってもないチャンスであるとともに、生涯を通じて貴重な体験でありますので、この機会にぜひとも障害者スポーツへの関心と、障害を持つ方々への理解を深めていただくことを望んでおります。

幼稚園教育では、懸案となっております稲取幼稚園の雨漏り対策として、屋根の防水工事を新年度予算に計上させていただいております。園児に快適な保育環境を提供するため必要な措置であるとともに、建物の長寿命化にも資する事業ですので、御理解いただければと思います。

社会体育関係では、町立体育センター改修工事を計画しております。昭和61年度建設の施設であり、老朽化による雨漏り、フロアの傷み、トイレ等設備の旧式化等により利用者の使用にも支障を来し、御迷惑をおかけしているところですが、健康増進やスポーツ関連事業の核となる施設でありますので、バリアフリー化を含めた大規模な改修工事をする事となりました。

なお、工事期間中は施設の利用ができなくなり御迷惑をおかけいたしますが、完成後リニューアルされた施設で快適に運動をお楽しみいただけるものと考えております。

次に、人口減少に歯止めをかける元気ある町をつくるため「移住・定住の促進」を進めてまいります。

稲取の新宿通りの古民家を改修いたしましたお試し移住体験施設の今年度の利用状況は、1月までの10か月間で21組42名、207日の利用がありました。非常に高い利用率を保っておりますので、さらなる成果を期待するとともに、首都圏を中心に行われている移住相談会へ積極的に参加いたしまして、町の魅力を情報発信し、移住者の増加につなげていきたいと考えております。

平成27年度から開設いたしました空き家バンクは延べ53件の登録がなされ、18件の物件が成約となりましたが、移住希望者が町中の賃貸物件を希望する中、それに応えられる物件を提供できていない現状になります。なお、この空き家活用の支援補助金として、町外者の空

き家取得等の助成を行っております。

さらに、若者夫婦世帯の住宅取得の支援による定住の促進を図るため、町内への定住を希望して住宅を取得する若者夫婦世帯に対する若者定住促進住宅取得補助金による助成は、これまで30件の実績となっております。新年度も引き続き継続いたしまして助成を行ってまいります。

東伊豆海のみえる農園では、利用者の皆さんが運営協議会の委員や管理人と交流を楽しみながら野菜づくりに勤しんでおります。

滞在型の施設2区画で新旧の入替えがありました。10区画全てが埋まり、人気の高さを誇っております。日帰り型施設では60%の利用率です。空き区画の募集にも尽力しながら、今後も利用者の皆さんとともに町の情報発信に努めて、併せて移住・定住の推進にもつなげていきたいと考えております。

次に、「健やかで生き生きと暮らせるまちづくり」についてであります。

身近な資源を利用した健康づくりの推進と通いの場の創出のため、新年度、新たにイーストドックを拠点にウォーキングと健康相談や栄養相談などを複合させたミニイベントの潮風ウォーキング&カフェを開催いたします。

保健事業では、子育て支援や感染拡大を防止することを目的に、新たに18歳以下の町民を対象といたしましたインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。

次に、福祉関係ですが、少子高齢化の進行や障害のある人の増加、核家族化に伴い高齢者のみの世帯の割合も高まっており、地域社会の希薄化が進展しています。このような中、福祉サービスに対するニーズの多様化・複雑化している課題を把握するため、アンケート調査を行い、町民誰もが地域で幸せに暮らせるまちづくりが進められるよう、令和3年度から5か年の地域福祉計画を策定いたします。

当町では、高齢化率が45%を超えまして、年々、高齢化が進展している状況の中、高齢者が生きがいを持って生活でき、日常生活と健康状態の維持・向上を目的とした生きがい活動支援通所事業や、高齢者等配食サービス事業など、継続して推進していくとともに、引き続き緊急通報システムの導入を進め、高齢者の自立促進並びに支援体制の構築を図ってまいります。

また、住民の利便性の向上と行政組織の合理化を図るため、熱川郵便局窓口における公的証明書の発行及び国民健康保険、後期高齢者医療、水道業務の届出に関する事務の業務委託を10月から開始する予定であります。

静岡県内では初となります第13回全国草原サミット・シンポジウムを9月27日、28日に開催いたします。本大会は全国の24市町が加盟しております全国草原の里市町村連絡協議会が2年に1度開催しているものです。草原保全に取り組んでいる全国の自治体や草原保全の担い手、NPO法人等の共通認識を熟成し、連携と交流を図ることを目的とするもので、この大会を契機に、稲取細野高原の保全活動を推進するとともに、観光資源としての面でも充実を図り、全国に当町の魅力を発信してまいります。

次に、「安全・安心な環境整備」についてであります。

昨年度より更新工事を進めております同報無線につきましては、最終年度となる本年度、26か所の屋外スピーカーの更新を行いますが、スピーカーの性質上、高性能スピーカーをもってしても、雨、風が強い場合には音声がかき消されるおそれがあります。

この課題を解消し、屋内で住民の皆様迅速かつ的確に情報伝達が可能となる、また命を守るため危険地域から早期避難に資するシステム、テレビプッシュ及びコスモキャストの導入促進に努めてまいります。

また、昨年の台風被害では、長期間の停電により住民の生活に多大な支障を来しましたことから、新年度予算に家庭で使えるポータブル発電機、家庭用蓄電池の購入に対する補助金を計上いたしました。

次に、消防関係では、地域の消防防災の要である消防団につきましても、人口減少、高齢化は避けて通れない課題であり、今後消防団を取り巻く環境はさらに厳しさを増すことが予想されます。

この課題を解消する施策の一つとして、本年1月に条例を改正し、機能別消防隊員を新たに創設いたしました。災害時限定で消防活動に従事していただき、防災力を確保するとともに、公務災害補償の対象とすることで団員の処遇改善につながるものとなっております。

火災だけではなく自然災害も頻発する昨今、消防団の組織体制の強化、見直しは急務となっております。消防団本部を中心に団員の負担の軽減を図りながら、消防力を低下させない施策を推進し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

昨年の台風による被害を受け、国の補助制度を活用し、被災者生活再建支援システムを導入いたします。当システムの導入によりまして、被災者の被害状況や被災者台帳の作成、また管理等ができるようになり、罹災証明の発行を迅速に行います。さらに、関係各課との情報共有が可能となることから、状況認識を統一的にでき、また被災者への速やかで適切な支援が行えるとともに、業務負担の軽減を図ることが可能となります。

当町は、東海、あるいは東南海、南海と3連動地震も想定される地域です。また、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震は未曾有の災害となりました。災害時は緊急輸送路の確保や早期復旧が被災者の方々にとって大変重要であることを強く認識しております。

稲取・入谷地内で進めている町道入谷天城1号線拡幅工事も順調に進捗しており、令和2年度の完成を目指しております。

今後は、賀茂農林事務所が整備している一般農道整備事業の完成によりまして、町道入谷天城1号線とともに、有事の際は国道135号のバイパスとして、河津町長野地区から奈良本地区まで緊急輸送路となる道路確保に努めてまいります。

さらには、大川地区から奈良本地区までの県代行事業、町道湯ヶ岡赤川線の早期完成、たびたび通行止めとなる国道135号線を生活道路として不安のない機能強化、また大川地区と伊東市を連結するバイパスの実現に向け、近隣市町と連携し、今後も国・県に要望活動をしてまいりたいと考えております。

今年度も引き続き住宅の耐震化事業も実施してまいります。昭和56年以前の建物も耐震補強工事を実施することによりまして、新築住宅と同等の耐震強度を得ることが可能となります。住宅の改修工事などと併せまして、町の補助金制度を活用し、耐震化対策を進めていただければと思います。

平成29年度から津波の災害警戒区域を対象に地籍調査事業を進めております。官民境界を明確にすることによりまして、被災後の復興事業の期間が大幅に短縮されますので、引き続き推進してまいります。

地区協議会におきまして決定いたしました白田漁港の津波対策整備事業では、実施設計が終了いたしましたので、新年度より工事に着手いたします。沿岸住民の生命と財産を守り、安心して暮らせるよう早期完成に努めてまいります。また、同時に機能保全計画を策定し、施設の長寿命化を目指します。

次に、「広域行政への対応」についてであります。

河津町との一部事務組合で運営しております東河環境センターには、ごみ処理施設の長寿命化を図るための基幹的設備改良工事を、平成29年度から令和元年度の3か年の継続事業で実施いたしました。

この間、町民の皆様には、ごみの減量や持込みごみの規制に御協力いただきありがとうございました。施設を管理していく上で、さらにごみの減量と分別を徹底されますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、廃棄物の処理法に基づく基本方針では、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の搬出抑制や、また再生利用の推進、搬出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、ごみ処理の有料化の推進を図るべきであると記載されております。

今後は、ごみの減量とリサイクルの推進、さらにごみの搬出量に応じまして費用負担の公平化、また厳しい財政状況の中での施設の維持・整備に要する財源といたしまして、ごみ処理費用の有料化を検討してまいります。

さらに、衛生プラントにおけるし尿処理施設につきましては、令和4年度からの基幹的設備改良工事に向けまして、新年度は長寿命化の総合計画の策定を行います。

下田市、河津町、南伊豆との一部事務組合で運営しております伊豆斎場は、昭和54年5月に竣工し、40年が経過しております。平成22年度に耐震補強を行っているものの、建物及び火葬炉設備の経年劣化が進んでいる状態で、現在の火葬件数は年間900件程度、今後は減少に転じていくという状況も踏まえ、長寿命化工事を令和2年度、3年度の2か年で実施し、25年程度の施設の延命化を図ってまいります。

昨年度からまた事業実施しております、賀茂地区1市5町によります幼児教育アドバイザーの共同設置事業は、アドバイザーのきめ細かな指導によりまして、各市町における幼児教育の質の向上並びに幼稚園・小学校の円滑な接続等に大きな成果が得られましたので、新年度も継続して実施してまいりますこととなりました。

また、指導主事の共同設置事業につきましても継続事業として実施し、教育指導体制の充実を図っていききたいと考えております。

次に、主な特別会計でございますが、国民健康保険関係では、県が財政運営を担うこととなった制度改正から2年が経過いたしました。これまでのところ円滑に事業運営がされております。今後も県と連携を図りながら、共同の保険者として安定的な事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険関係では、医療費や被保険者数の増加などを見込み、令和2年度、3年度の保険料が改定されて、均等割額4万2,100円で1,700円の増、所得税率8.07%で0.22%増となります。また、低所得者への保険料の負担軽減のため、軽減判定所得の基準額を上げる制度改正が見込まれております。

介護保険関係では、高齢化のさらなる進展に対応するため、引き続き地域の包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、この課題に対応するため、令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画を策定してまいります。

平成15年に稼働開始いたしました町営の風力発電施設は17年目を迎えました。このため、施設老朽化によりまして平成30年度から1基での運営となりましたが、老朽化の進行によりまして、現存の1基に重大な故障が生じた際には、会計を維持することができない状況となっております。このため、風力発電所を継承しながら、町財政の負担とならない方策を民間の事業者と事業計画中であります。また、事業継承ができない場合におきましては事業廃止を検討していきたいと考えております。

最後に、水道事業会計であります。一般会計と同様に水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しておりますが、平成30年度に策定した水道事業ビジョン、経営戦略、施設整備計画に沿って、施設の更新や維持管理を着実に進めるということが重要だと考えております。

新年度には、2年目となるこの新規の井戸整備に係る詳細設計や、新白田浄水場の測量・地質調査にも着手する予定であり、そのほかにも老朽の管路更新にも計画的に取り組んでまいります。

しかしながら、料金収入での減少、さらに更新需要の増加という状況の中で、中長期的な視点に立った経営戦略が重要でありますので、適切なアセットマネジメント（資産管理）を実施しながら、収支改善に向けた料金収入の確保など、経営基盤の強化に取り組み、住民の皆様に安全で安心な水を提供していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、令和2年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要な施策につきまして、その概要等を御説明申し上げます。

今後、当町の財政状況はさらに厳しさを増すことが予想されますが、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に柔軟に対応しつつ、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、町民と行政が一体となった事業を進める協働のまちづくりを推進いたしまして、新たな発展のために誠心誠意取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。令和2年度の施政方針といたします。

○議長（村木 脩君） ここで5分の休憩を取ります。10時20分まで休憩とします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時21分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程第5 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問、答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。また、町長の反問権については議長の許可の下、行使することが可能です。なお、反問権に行使する時間は、持ち時間60分には含めませんので、御承知ください。

---

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員より、一般質問で掲示版の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

1番、楠山議員の第1問、稲取岬の景観整備についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 先ほど、町長のほうから施策の方針が示されたその中で、本当に新型コロナウイルス、この影響が出てくるというふうに書かれていますけれども、既に中国人のキャンセルですとか、国内の方の出控え、ここにも記載されていますけれども、本当に不透明なまだ部分がありますけれども、大変心配な状況を危惧しています。そんな中で、開かれた観光地づくりを目指していきたいということも書かれていますので、私、今回3問の中で2問、観光振興につながるものじゃないかということで提言、提案をさせていただきます。

まず、1問目ですけれども、稲取岬の景観の整備について。

稲取岬は観光パンフレットを初め、様々な啓発に使われるなど魅力があり、さらに磨きをかけることが観光振興等に寄与できると考えますが、以下についてお伺いします。

1点目、現時点で地中海を思わせる風景をさらなる魅力ある空間として推進するお考えは。  
2点目、推進するとした場合、現在活用している住宅リフォームを地域指定などを行うことで、補助率の限度額拡大や住宅以外にも適用するなど、制度の充実を図るお考えはいかがで

しょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第1問、稲取岬の景観整備につきましては、2点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、稲取高校付近の国道や、またクロスカントリーコースから眺める稲取岬の景観は、印象的で非常に素晴らしいものだと感じております。しかし、この景観を今後さらに整備することが観光客の増加につながるということが予想できないことや、また景観整備には町財政や住民に大きな負担が生じる事から、現時点で整備に取り組むことは困難であると考えております。

次に、2点目ですが、補助制度を通じまして景観整備を図ることにつきまして、令和2年度に当町が景観行政団体に移行することから、景観計画の策定や、また景観条例の制定などを行う過程で、町内全体についての必要性などを総合的に判断する必要があると考えております。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 町長から否定的な答弁で残念だなというふうに思います。

もう本当にうちの町は基幹産業はやっぱり観光で、やっぱり観光振興なくしてこの町の生存はあり得ないなというのが常々私の考え方です。数字的にも毎年どんどん入湯客数も含めて町の数字というのは下がっている状況なんですよね。私、議員として出馬するときに演説の中で、何もしなければ何も生まれないというふうなことを申し上げました。本当に勇気をもってこういう観光振興策に取り組まないと、本当に町が埋没をしてしまうんじゃないかというふうな、そういう危機的な今、状況にあると思うんですよね。町長否定的な、いろいろ課題等も予算の部分もあると思うんですけれども、こういうものが必要だと思ったら、本当に思い切った推進をすべきだなというふうに思っております。

今回、掲示板、使用させていただきますけれども、この辺が過去に不動産業者がやっぱり地中海を目指したいという思いがあって、この辺がそういう光景を思い起こさせる地域になっているんですね。これを見たときに、この岬全体でこういうふうな光景が出現できれば、これ本当に観光素材としても有効に活用できるんじゃないのかなと、こういうことによって

お客さんと呼べるんじゃないかなと私は考えました。

業者に頼んで、そういうイメージ的なものをここに掲載をさせていただいておりますけれども、今、稲取高校のところからこの稲取岬を見ると、すごくきれいに稲取岬が見えるんですね。これは、個人の企業が当初はあそこの雑木を切って、自分たちのお店のPRもあるのかも分かりませんが、きれいな光景が出現できるというものを目指していたと思うんです。今現在は町のほうで雑木林の整備等を何か行っているということを知りましたが、これが例えば地元も含めて、あるいは観光の方で見えられた方がこういう美しい光景を見て、今現在の本当にはやりのSNSですとか、そういうものから発信をしたら一気に広がるという可能性を私は持っているんじゃないかなというふうに思います。その辺、町長のお考え方を再度お聞きをしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この件に関しては、もう以前からありました。楠山議員が議員になる前からこういう計画がある中で検討した経緯があります。その中でやっぱり大変素晴らしいことではありますが、まず住民との意識がなければこういうことはできません。それで当時やったらやっぱり住民がそれまで盛り上がっておりませんでした。そういう中でまた確かにあそこからの景色も最高でございます。そこに、じゃ、道の駅的なものを造ったらとか、駐車場造ったらとか、いろんな提案がある。やっぱりこれは生かさなきゃならないと町は考えております。

その中で今、楠山議員から提案されたことは、以前検討した中で大変厳しいなというのがその現実。ちょっと以前、松崎でこれをやったんですよね。そういう結果が出なかったもので、そういう経緯もありましたもので、以前検討したときはそういうこと、財政もありますので、最初はまず住民のコンセンサスだと思います。この地区の方々がそういうことをやりましょうという住民の意識が高まらなければ、幾ら町がこれいいからやりなさいといっても、やっぱり住民の意識がそれに伴わなければならないと考えております。そういう中で、また後から第2問の景観の点も、そういうことになった中でそういうことをやれば、また住民の意識が変わった中でまたやれば、また違った方向に行くと思いますよ。

現在の段階では壇上で言ったように否定的なことになりましたけれども、当時のことを踏まえた中で一応書かせていただきましたもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

(1番 楠山節雄君登壇)

○1番(楠山節雄君) 次に聞くことの内容が今、町長全くおっしゃったとおり、地域住民の理解と協力はもう本当に不可欠で、それらが欠かせないということはわかっています。ですから、観光振興ですとかまちづくりというそういう観点から考えると、やっぱり観光商工課と建設課、まちづくりを進めていく建設、その両課が協力をして、それらを推進をしていく、そのことによってやっぱり地域の住民の理解を得るというその部分が出てくるのかなというふうに思っています。

さっき、やっぱり費用もかかるということ、これはたしか住宅リフォームをこういうふうには1.5倍に増やすだとか、2倍に増やすということになってきますと、やっぱり町の財政への影響も懸念されるわけですけども、一方で、例えば、じゃ、そのオレンジ・白の基調ということ考えたときに、塗装業者を初め、様々な町内業者を使うことができるんですよ。そうすると、やっぱり町内業者の育成という観点からも全くマイナス面だけではないというふうに私は考えますけれども、その辺は町長どうでしょう。

○議長(村木 脩君) 町長。

○町長(太田長八君) 当然このロケーションは本当に素晴らしい。私も感動しております。それで再質問の中で言いますけれども、やっぱりこれを何とか町のために生かそうという、当時やっぱり観光課も後ろ盾に入りましたよ、やっぱり観光振興という中で。そういう中でやっぱりもう基本的には住民の意識が醸成していなかったということでございます。そういう中で本当にこれができるれば、住民がやりましようと言えばそれは当然町といたしましても、それは早急にやりますけれども、今の状況ではまだ住民がそこまで醸成していないから、今そういう段じゃない。

そういう中でやろうといえ、当然楠山議員が言ったように、じゃ、施工業者は町内業者やりましよう、経済のためになります。また、その中でやっぱり最初は何と言っても住民の意識の醸成、これが一番だと考えておりますもので、そこから楠山議員が提案されたので、こういうことを一般質問の町民が見た中で、ああいうことをやりましようという、住民の方からそういう意識が高まったならば、町をまたこれは当然検討していかないといけないということですから、町もやる価値はあるのかなとは自分自身は考えておりますけれども、まず住民の意識、これをまず醸成していきたい、そう考えております。よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 過去に取組みの中で住民の意識醸成ができていないということでお話がありましたけれども、今、本当に観光産業も本当に数字的にどんどんとやっぱり下がっていきまして、当時から比べてさらに状況は悪化しているような状況だとは思うんですよね。町民の意識の中で、やっぱりこのままでまずい、こんな状況を打破しなければならないというふうな考え方があれば、今後やっぱり住民にコンセンサスを受けるような形の努力、取組みというのはやっぱり必要じゃないかなというふうに思っています。例えばアンケートを取るだとか戸別訪問がいいのかどうなのか分からないですけども、そうした住民の声もやっぱりしっかりと聞くということも一つ必要だなというふうに思いますけれども、その辺の取組み意思みたいなものというのは、町長どうなんでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まずは簡単に言うと、これは多分、あと建築に対する制限が生まれると考えています。ただ、簡単に自分の出すイメージ、一番は瓦だと思うんですよね。瓦を指定しないと。建て替えにおきましていろんな制限が出てきますもんで、それをまず町民が理解していただかないと、これは幾らアンケート調査をやったとしてもあれで、一応2問目になりますけれども、景観行政団体のようなものがありまして、その条例を二、三年でつくる中で、一応この6月にまた講演会をしたいといった人たちがいる。その中で多くの方にそういう講演会を聞いてもらった中、このようなまちづくり、大変すばらしいことだと私は考えております。

再三、何回も言うように、住んでいる住民の方が第一でございますから、その辺を6月における景観の講演会、これを多くの町民の方に聞いてもらった中で、町民の方がああそうなんだということをやっていけば大変ありがたいと思います。そういうことで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 有名な言葉じゃありませんけれども、「ローマは一日にして成らず」という、そういうこともありますよね。だから、まちづくりみたいなものというのは、やっぱり長期的な捉え方をするというのもこれは必要だと思いますけれども、今、町が置かれ

ている状況ということを考えたら、私はやっぱりこれを加速化すべきだなというふうに思っています。

そういう意味で、限度額の拡大だとか、今、住宅にしか適用ができない、そういう住宅リフォームの制度を非住宅までそれを拡大する。こういうことによって、このまちづくりがさらに加速をしていく、早期に推進をしていくという、その前提にはやっぱり地域住民の理解だとか協力というものが絶対必要になってくると思いますけれども、そういうことの方針というのは、町長どうなんでしょう。「ローマは一日にして成らず」みたいな形の中で加速をさせる。その辺も例えばアンケートを取る場合、こういう確認をすることがもし想定をされたら、あなたはこういうものに協力をしていきますかみたいな、そんな確認の仕方でもできると思うんですよね。

景観の講演会というのを、ぜひこの稲取の、特に岬の人たちには啓発・啓蒙して、その講演会に参加をしていただくような努力もしていただきたいなというふうに思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） このロケーションに関しては私も賛成でございます。それで、町だけでやれといえ、町民の意識も関係なく、それはやりますよ。大変いい提案だ。しかし、やっぱり根本は何といっても、やるには町民の意識がなきゃできませんもんで、そういうことも言った中でありまして、やっぱり中長期的にやった中で、当然、よくあそこで写真を撮っている方も多くいらっしゃいます。そういう意味では、これは一つのメリットでございますからやっていきたいと思っております。

補助を使っても、やっぱり瓦の色も、最終的には自分は瓦だと思っております。あの形状。そういった補助制度を使っても、多分、この補助制度は基本的には瓦の屋根の色、これをなってくると考えておりますもんで、すぐにやるとかやらない。まずは、また1回戻った中で、また住民と話し合った中でやっぱりこういうこともある。アンケートを取っても基本的には私はあれだと思っておりますので、ある程度、住民の、何しろ住民の意思がなければできないと、ほんとと考えております。やっぱり、そういう中で住民の方が意識を持った中で、観光もある程度、この町も や一つの実証なり例として、今後やってみましょうかという、町民がそういう意識を持っていけば町としても大変ありがたいと感じております。

その中で、やっぱり景観の中では当然このロケーションのことも話題になってくると思いますもんで、景観の広域化を幅広く皆さん方に啓蒙した中で聞いていただきたい。そう考え

ておりますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） オレンジの瓦というのは理想的なものなのかも分かりませんが、今の時代、いろんな素材を使った建築物があると思うんですよね。だから、じゃ、そういうことを推進していこうという地域住民の負担をなるべく減らすような、そういうものもきつと探せばあるのかなというふうに思いますので、本当に町を変えていくのには思い切った施策みたいな、取組みみたいなものが必要だなというふうに思いますので、町長の中ではすばらしくて、やっていきたいという気持ちがあるみたいですが、ぜひこの辺は観光商工課、建設課も含めて、関連の費用の関係があれば例えば財政、総務課長あたりも含めて、あるいは課長会議だとかいろんな場の中で職員の思いだとか意見なんかも聞いて、ぜひ前向きに検討していただきたいなと。町長の前に進みたいというお気持ちを聞きたいなというふうに思いますけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、これは以前これをやりましたもんで、そういう中じゃ、最終的には住民意識を統一するのは難しいなと断念した経緯があります。そのときは当然、観光課も入りました。建設課はちょっと分からない。多分、観光振興計画のときか何かで、何かやった記憶があります。

そういう中で当然、それはやっていきたいと考えておりますが、やっぱり基本的には何回も言っているように、住民意識が盛り上がったなら、やりたいと言えば、町としてはいろんな中で助成を当然考えていきたいと考えておりますもんで、その辺で御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） 1 問目終了です。

○議長（村木 脩君） 次に、第2 問、片瀬温泉の観光振興策についてを許します。

1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 2 問目です。片瀬温泉の観光振興策について。

旧はまよし前の堤防周辺では、季節により砂利混じりの砂浜が出現します。そこで、以下の点についてお伺いします。

1 点目、堤防の延長を図り、砂浜化により観光振興を推進するお考えは。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第2問、片瀬温泉の観光振興についてお答えいたします。

御質問の堤防につきましては、漁港施設として建設されたものですが、現在は漁港としては使用されておらず、老朽化が厳しいため、静岡県と撤去について協議中であります。また、最近では若者を中心に砂浜離れが進んでおりまして、近接する熱川ゆうゆうビーチの来遊客も大きく減少しております。財政状況が大変厳しいことを併せて考えますと、効果が見通せない堤防を延ばすことは極めて困難であると考えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 確かにこういう提案を聞いたとき、「おまえ、何を考えているんだよ。

こんなことができるわけねえじゃねえかよ」という人が本当に大半かなというふうに自分も認識をしていますけれども、先ほど言いましたように、観光振興のためには可能性みたいなものをやっぱり追求すべきだなと。何かしなければという、そこの思いでばかげたという内容になっているのかなと捉える方いると思うんですけれども、私はやっぱり振興策として、こういうことも一つの施策かなというふうに思っています。

熱川のゆうゆうビーチが入り込みがやっぱり減少になっているということですが、それでもまだやっぱり夏で集客をする力というのは、伊豆地域の中で砂浜を持っている海水浴場いっぱいありますけれども、やっぱり多くのお客さんが来ていますよね。減っているという、そういうところというのもたくさんあると思いますけれども、増えたという経過も新聞記事等から目にしますので、全くこれについては砂浜化になったときに効果がないというふうに。

ただ、費用対効果みたいなものを考えなければなりませんので、そこに投資をしたことによって大きな金額が多分かかると思うんですけれども、投資をしたものより入り込みがほとんど見られないということになってきますと、これはやっぱり財政圧迫をする、その部分

にもつながると思いますので、そういうことはできないなというふうに思いますけれども、実は砂浜をというの、私も稲取に来るときに車からはまよしさんの前を、よくあっちをちらっと見て通過するんですけれども、今日、皆さんのほうに資料をお渡し、2枚ぺらですけれども、これを撮ったときにはちょっとやっぱり砂利混じりの砂が入っているというような、こういう光景です。

ですけれども、私の頭の中にあって何回か見た光景というのは、こういう砂利ではなくて、全く砂浜だけのものも時期的にやっぱり出現をするんですね。そういう光景も見ましたし、あと過去に、やっぱり議員さんをやられて亡くなられた方なんですけれども、その方と会話をする機会がありまして、「実はうちのおやじは昔、海岸を馬で駆けた」という話を聞きました。そのときに、「えっ、砂浜を駆けたということは、何、砂浜だったの」と言ったら、「昔は季節によって砂浜になっていたんだよ」というふうなことを聞いて、あそこを堤防を延長すれば砂というのがさらに、白田川の影響もあると思いますけれども、堆積をするんじゃないかなというふうなことを思いまして、今回、提案、提言させていただきましたけれども、たしか若者の海離れみたいなものというのは報道関係でも承知をしておりますけれども、そうかといって全くどうしようもない状況というのは、私には感じられないんですよ。それによって1年間を暮らせるような地域もありますので、その辺の砂浜化に対する、費用がかかってここが難しいよということから、これ、できないとかというお話じゃなくてから、砂浜化が誘客について効果があるのかないのか、その辺、町長、お考え方、どんなでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 砂浜に対する考えでございますけれども、基本的には若者が、昔は夏の黒い肌は若い子に人気で、美白がはやっている中で、砂浜のつくったメリットというのは少ないのではないかと考えております。昔みたいに真っ黒な肌、ぴちぴちした肌の黒い、それが一つの流行でした。今は美白というのが若い人たちが言うておりますもんで、そういう中で、ここに来て、若い方たちが日に焼けてやるのは、今の時代はどうかとは考えているのが現状でございます。

それで、楠山議員は提案することは大変すばらしいことだと思います。やっぱり観光に対する思いやりも十分感じられますもので、それは敬意を表したいと。それで、やっぱり一番の問題はこの漁港ですね。県と協議して廃止する方向でやっているんですよ。そういう中で堤防を延長するとなると、また用途が全然違ってきますもんで、これは大変、延長するの

は厳しいかなというのが現状、認識しております。そういう意味で、そこでまず1点無理じゃないかと考えています。

砂浜に関して、その点はいいんですが、時代といたしまして、将来的にまた時代が戻るのかということより、何せ今の若い方、日に焼けた中でやるよりか美肌、これがずっと続くじゃないかと自分は考えておりますもんで、砂浜に対する効果というのは年々減少していくのではないかと考えています。

以上です。

○議長（村木 脩君） 観光課長。

○観光商工課長（森田七徳君） ただいまの砂浜のお客様の減少の状況でございますが、手元にあるデータですと、平成8年に7万5,100人だったものが昨年は7,305人と、ピーク時の10分の1になってございます。最近の直近の3年間で見ても、平成28年は2万人、平成29年は8,000人ということで、直近の3年間を見ても相当数、砂浜を訪れるお客さんは減っているというような現状がございます。

御存じだと思いますが、今、熱川海岸のほうも台風の関係で堤防のほうを修理しております。私、観光商工課に来て9年ほどたちますが、この間に多分堤防の補修が現在4回目となっております。熱川海岸の堤防を維持管理するのにも財政上、四苦八苦しているような状況でございますので、そういった点も御理解いただきたいなというように思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 熱川海岸の夏の数値がこれほど悪いというのは、私にはわかには信じられないですね。町長、美白がというお話をしましたけれども、多分この8年というのは東日本大震災の関係もあって、やっぱり海が危険性があるということの中で乖離をしたのか、

ちょっと8年がその当時かどうか分からないんですけども、しかし熱川海岸を訪れる人たちは若者も散見をしますけれども、ほとんどがやっぱり家族連れの海水浴場になっているのかなというふうに思うんですよ。

そんな中で、やっぱり子供が熱い夏、本当に最近では信じられないほど猛暑が続いている中、うちの中で冷房の部屋の中に過ごすかといえば、本当に海へ行きたいという、そういう要望の中で、まだまだ海の持つ魅力というのは本当にあるのかな、海水浴の魅力。というのは、やっぱり都会辺りのプールだとかというのは本当に芋を洗うような状況で、盛況な状況というのをテレビ等から見るんですけども、そういう意味合いの中で砂浜の集客力というのは、私はあるのかなというふうに思っています。

美白でやっぱりそういう夏の暑い日差しを避けてという考え方の方もいると思うんですけども、一方でから、さっき言ったように、家族連れを中心としてファミリーの客層というのも私はあるのかなというふうに思います。

熱川海岸の維持補修にすごいかかるということですから、町のほうにも御負担、心苦しく思っているんですけども、過去に熱川海岸も冬の間はゴロタ石の海岸だったんですよ。夏近くとか春先から砂が押し寄せて、夏が砂浜化するという事の中で、熱川温泉旅館組合を中心として観光協会と、当初は自費で堤防延長していたんですね、だんだん。途中から県の観光施設整備事業、こういう補助制度を使って延長して、今の現在、砂浜、1年中砂が堆積するような状況になったんですよ。

じゃ、そうかといって片瀬温泉に地元負担を求めて、観光協会、旅館組合、できるかというところは全く無理な話で、そうかといって、課長からもお話があったように、その後の維持経費も含めてなかなか難しいという、財政上圧迫をするというふうなこともあると思うんですけども、そうなってくると観光施設整備事業、町の負担もやっぱり大きいので、どうでしょう。災害が今、頻発をしているところで陸の孤島化になるという危険性というのを持っていると思うんですよ。その中で、片瀬の堤防を延長することによって、非常時に災害とか脱出用の堤防として使えるかということの中で、防災関係だとか、そういうものの補助金をもらって実施をするという……

○議長（村木 脩君） 楠山議員、防災のほうにいくと通告外になってきますので、あくまで観光のほうでやってください。

○1番（楠山節雄君） はい、申し訳ありません。

そういう意味合いの中でも何か模索ができるのかなというふうに思いましたので、すみま

せん、通告外でしたら申し訳ありませんけれども。

そんなことで、やっぱり熱川も過去にはゴロタの海岸が堤防を延長することによって砂浜化になったという、そういうことで町長、どうでしょう、その辺は。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には確かに家族連れ、あると思いますよ。しかし、この夏の砂浜で炎天下で歩けないのが現状ですよ、実際問題。私も1回、2回歩いて、とんでもない炎天下の砂浜の暑さね。素肌じゃ歩けません。基本的には何かを履いていかなきゃ歩くしかないという中で、朝早くとか、そういうときは使い道があると思いますけれども、炎天下の中じゃ家族連れという方も多分、厳しいのではないかと考えておりますので、私は、今後ますます砂浜に対する価値ですか、それはだんだん少なくなっていくのではないかな。もちろん、うちだけじゃなくて白浜も相当減っておりますし、現状、どこのビーチを、砂を見ても、全国的に増えたということは聞いたことがありません。

確かに、いつとき東日本大震災の海離れがありました。その海離れがあった中でも、現状、もう十何年たっている中、10年ぐらいたっているのかな、東日本大震災。そういう中で、今言ったように、私もびっくりしましたが、これはみんな大学生がカウントしたんだから、これ、間違いないと思います。その中で、私も7,000というのはびっくりしましたが、その点まで減っているのかなというのを改めて実感した次第でございます。

砂浜はそういう考えでございますし、今現在、ゴロタ石、砂で砂浜をつくったと。これはいろいろな中で砂を運んだのを聞いておりますし、またゴロタ石のところ、今は問題は、熱川の場合はゴロタ石がまた出てきて海水浴に危ないという、そういうデメリットもあります。それはやっぱり、せっかくつくってもそういうことが中であります。

第一に、これは本当に提案はいいと思う。しかし、やっぱり今現在、漁港として廃止する方向で今度は町として、じゃやるという中で、県のほうにまた行ったときに、実際、現実問題、費用とか、そういうこともやっておかないと。まず第一に、漁港を廃止する方向で県の中でやるのは大変厳しいと考えております。やっぱりそれが第一のネックじゃないかと思っておりますし、そうなったら、仮に維持するというと、今度はいろいろ費用を検討しなければなりません。これも莫大な費用がかかってくると思います。その中で今の優先順位という中で、やっぱりこれにかけていくかということになるといろいろな課題も出てきておりますもので、一つの提案として、今回、受け止めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 県と話し合われる機会があるということですので、ぜひその辺も1回確認をしていただきたいなど。多分、可能性とするとゼロにほとんど近いとは思いますが、町が観光振興策をこんなことで考えているよみたいな話をぜひしていただきたいなどというふうに思います、提案、提言ですので。

以上をもって2問目を終了いたします。

○議長（村木 脩君） 次に、第3問、市民農園の利活用についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 3問目になります。

市民農園の利活用について。

日帰り型市民農園に空きが見られると認識していますが、以下についてお伺いをします。

現在、日帰り型の市民農園の利活用の状況はどのようになっていますか。

100%の利活用を目指すためにどのような取組を行ってきていますか。

3点目、今後の見通しをどのように考えていますか。

4点目、農業が健康効果として有効との調査結果が明らかになっていますが、市民農園の活用を図るため、地域の医療機関に働きかけをするお考えはいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（村木 脩君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第3問、市民農園の利活用については4点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、現在の日帰り型の利用状況ですが、2月1日現在で50平方メートル24区画中、19区画。40平方メートル26区画中、16区画の利用があります。

2点目についてですが、利用者の募集につきましては、町のホームページを核にし、インターネット上でPRしているものと、紙媒体といたしまして専門雑誌への掲載やポスターの張り出し、チラシの配布、また伊豆新聞への掲載などを行っております。利用者の皆様にも口コミ等、案内を広げていただくようお願いもしております。

3点目についてですが、現在、利用者の皆さんのほとんどの方が継続して利用していただいております、また共同で2区画目の契約をしていただくなど需要の継続性は確保されていると思いますが、今後、急激に利用者が増えるとも思われません。来年度、5年目を迎えますが、連作障害の解消等が必要となってきますので、70%の利用率を確保しながら、現有用の区画の土壌再生等をやって空き区画をうまく利用していきたいと思っております。

4点目についてですが、現在のところ地域の医療機関に働きかける考えはありません。また、先月開催されました市民農園の運営協議会の中でも同様の考えであったと聞いております。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今、2月1日現在の活用状況、50平米が24のうち19が埋まっている。40平米が26のうち16、少し空きが見られる状況ですね。当初から、やっぱりこの日帰り型農園というのは厳しくなっていくんじゃないかなというふうに予想がされていまして、携われる委員さんあたりの認識も同様だったとは思いますが。

そんな中で滞在型を建設した。そのことによって定員がもう満杯の状況ということで、今現在は人気の状況にあります。たしか1区画60万だったと思うんですけども、年間。10区画で600万。市民農園をいろいろな方にサポートしてもらったりして、運営をしていくのにやっぱりお金がかかる中で、日帰り型だと町の税金、本当にほとんど持ち出しの状況なんですけれども、滞在型があることによって市民農園の運営が健全化状況にあるということなんです。

ただ、滞在型が未来永劫に100%全部入るという保証もやっぱりないわけなんですよ。空きがあるというところも聞いておりますので、東伊豆町はやっぱり海が見えたり、1年中耕作ができたり、あるいは露天風呂みたいなものも半額ぐらいでから使用できるという、何かそんないろんな特典があって、魅力ある市民農園には間違いないと思うんですけども、そうはいつでも、例えばこの辺の状況が悪くなったときに、やっぱり日帰り型もそこをフォローしなければならないという、そのことを考えると、町長、考え方ないよということなんですけれども、その辺を模索していかなければ100%に近い数字を目指すというのは、やっぱり無理じゃないかなというふうに思っているんですね。その辺はどうなんでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 市民農園の現状、楠山議員が言われたとおりで、当然、日帰り型だけ

では市民農園は成り立たないという中で今、ラウベやっている中で収支がプラスにしております。これは、楠山議員も協議会の中に入って理解していると思います。今、起債をしております、借りております。その起債を返すと完全にもうかる、もうかるのは5年後だと自分は考えています、計算上。

それで、5年後がある程度なつた中で利益が本当の利益になってくると考えており、起債を考えなければ当然プラスになっておりますけれども、起債の返還を考えれば、5年後あたりから本当のプラスの市民農園になってくると思います。

それで、市民農園は本当は基本的には日帰り型100%が、実情で、壇上で言ったように5年たつと連作障害が出てくるのは聞いております。そういう中で、いろいろ計算した中で担当のほう70%が妥当じゃないかという中で、100%になるとやっぱり将来のことを考えた中で、ある程度の空きは必要じゃないかと、今、自分自身の頭の中でありますもんで、取りあえず壇上で言ったように70%を目指すようにやっていきたい。当然、将来的には地域の医療、これも考えていかなければならなくなる。

今、国のほうも農福連携とっております。やっぱり農業と福祉の関係でして、これはほとんどやりなさいと。その中で、今、取りあえず福祉センターのほうで市民農園を借りた中で、農福とっていいか、そこでやっておりますもんで、これまたさらに一歩進めた中、将来的には医療との関係。また協議会がありますもんで、その辺のところまた十分連携しながらやっていきたい、そう考えておりますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 本当は冒頭に申し上げなければならなかったと思うんですけれども、市民農園の選出議員として、こういう質問はいかがかというふうに思う人もいるかも分かりませんが、やっぱり今の市民農園の現状というのを町民の方にも広く知っていただく、どういうところに問題があるのかもやっぱり考えていただきたいと。そういうことで、今回質問させていただきましたので、御容赦をいただきたいなと思います。

町長、参考資料として、全国農業新聞のコピーをお手元のほうに配付をさせていただいております。この中で、傍線引いてあると思うんですけれども、農業者の平均寿命が非農業者より、男性で8.2歳、8.2歳ですよ。女性でも1.6歳長い。さらに75歳以上の高齢者の医療費、これも農業者のほう3割少ない。こういうことが研究のデータとしてから明らかになって

いるんですよ。この数字を、町長、どういうふうに考えますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この数字は大変すばらしいと考えております、数字を見る限りは。しかし、やっぱり当然、県や国のほうはまず農福をやりなさいとっております。農福連携となっております。これは、基本的には農家と連携した中で福祉をやるということでございます。

市民農園におきましては、取りあえず健康づくりのほうでは福祉のほうと一生懸命やっておりますもんで、それを見た中、それと並行してやればいいかなと。これは、もうちょっと検討させていただきたいと考えています。このデータを見る限りはすばらしいと思いますもんで、そういうことが見た感想でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 先ほど町長の答弁のほうにありましたように、保健センターのほうで今現在、1事業持ちまして、精神デイサービスという形で、心の安定を図るというようなことで、自然と触れ合いながらということで事業をさせていただいております。2週間に1回のペースということでちょっとやっているものですから、その間の畑の維持とか、そういう面ではまだいろいろ考えなければならぬところがあるということと、それから高齢者の部分につきましては、非常に今、暑さ、夏期だけでない部分の中の暑さということで、その部分の健康の管理とか、そういう面がいろいろ検討しなければならないということで、高齢者のほうの農園を利用しての事業についてはまだ着手をしていない状況ですけれども、今後そういう部分も、当然、今、こういう新聞の記事にもありますように、健康的な部分で健康寿命を図れるというようなことも言われておりますので、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今、健康づくり課長からも、まさにそのことを私が言おうとしていたこと。確か暑さ対策も含めて、そこでお世話をするスタッフ、人的な部分だと思うんですけども、そういうのがやっぱり福祉関係についてもぎりぎりのスタッフの中でやっている中で、困難性というのはやっぱりあると思うんですけども、新聞の数字を見て、農業者、非農業者の平均寿命が8.2歳、女性は1.6歳なんだけれども、それにしてもやっぱり、私は驚異

的な数字だなというふうに思っております。

町長からもお話があったように、今回は医療機関との提携みたいな形の中で提案をさせていただいてありますけれども、例えばデイサービスだとか、そういうやっている福祉施設なんかも、やっぱり健常者の方はいらっしゃると思うんですよ。認知症じゃありませんけれども、そういうものの防止だとかという、健康的なものもちろんそうなんですけれども、様々な効果が私は期待できるんじゃないかなというふうに思っていますので、医療機関に投げかけてからのほうが組織とした手っ取り早く動けるのかな。日帰り型農園も区画も1区画じゃなくて、もっとたくさんの区画が必要だよという、そういう可能性もあるということを考えたら、この辺のものを健康づくり課長ともやっぱり話をして、その辺を推進していただきたいなというふうに思っています。その辺はどんなでしょうか、再度お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これを見る限りすばらしいカウントと言いました。それで、福祉センターが取りあえず農福のほうで頑張っておりますもんで、またスタッフを見た中で、これは連携していきたい。やっぱり職員の過度なことになると大変でございますから、それを検討しながら、また病院のほうにもこういうことが議会から提案されたもんでいかなるものでしょう、これを投げかけてもいいと考えております。ひとつ提案されたということの中で検討させていただきたいと思えますもんで、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） いろいろ自分も含めての健康の高まりみたいなものをやっぱり考えるときに、こういうこと必要じゃないかなというのが根底にあると同時に、市民農園を健全に運営していく、そこもやっぱり大きな目的の一つになるのかなと。

町長、70%という数字を先ほど申し上げましたけれども、私はやっぱり、これは極力100%に目指す取り組みをすべきだなと。過去に私も協議会の役員というか委員として、いろいろな会議の中で参加をさせていただいた中でいろんな努力をしているんですね。さっき、いろいろポスターだとか、チラシだとか、新聞だとか、ホームページだとかというお話も承りましたけれども、一つには職員がコンビニですとか飲食店だとか、伊東を中心にそういうところに足を運んで、お願いしますということでポスターだとか貼ってもらって推進を図る

うとした、そういう努力というのも本当に見えますし、聞いていますし、そういうことを考えたら、やっぱりこれは100%に近づける、いろんなことを、私も委員としてこの辺の投げかけは過去にもさせていただいたんですけれども、その辺をぜひ健康づくりの観点も含めて、連携をしながらやっていただけるとありがたいというふうに思いますけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、私も限りない100%、これは実は考えております。これを打合せしたときに、連作障害とかいろいろな中で、基本的には70%が妥当ではないかと。当然、これからある程度オーバーしてもそれはいいと思いますので、基本的にはなる。

当然、楠山議員が言ったように、数限りなく多くやれば大変理想でございますが、いざ5年、連作障害が起きまして、その方がやりたいという中で、代替地がなければやっぱりその市民農園をやっていく方に申し訳ないと考えております。連作障害を考えた中で区画が一番最大限どのぐらい活用できるのか、これはまた再度、検討しなければならないかと思っておりますけれども、当然、打合せの中では70%という数字が出ましたもので、一応70%と言わせてもらいましたけれども、これもまた連作障害を考えた中での努力は大変いいことでございますから、それでまた検討していきたい。

それで、医療との関係。これはやっぱり当然考えていかなければならないと考えておりますもので、これはうちの町にも民間がありますもので、その辺、こういうことが提案されたのでどんなものでしょうかねと、また投げかけていきたいと思っておりますので、その辺また御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 最後になりますけれども、連作障害も含めて、スタートしてまだそれほどたっていない中で、いろんな課題もあると思うんですよ。ですけれども、それは、今回は連作障害の講習会みたいなものも実施をするというふうに担当課から伺っておりますので、県の職員が来て、そういう講習会もやっていきたいと思いますということで、連作障害は当初から予想をされていた問題じゃなかったかなとは思いますが、これからやっぱりいい点はどんどん推進をして、悪い点は改善をしていって、市民農園が自前で、そこで運営できるような、日帰り型農園、滞在型もそうなんですけれども、その辺の拡充を図る方策をぜひ考えていただきたいというふうに思って、終わります。

○議長（村木 脩君） 答弁はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（村木 脩君） 以上で、1番、楠山議員の質問を終結します。

この際、11時30分まで休憩とします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 鈴木 勉 君

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員の第1問、町営風力発電の今後についてを許します。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 皆様、おはようございます。

新型コロナウイルスの対策には十分配慮をいただきまして、お元気でお過ごしをいただきたいと思っております。

それでは、町営風力発電の今後についてをお伺いいたします。

全国どこの自治体でも少子高齢化が進み、人口減少をはじめ多くの課題があり、将来に備えて行財政改革に取り組み始めている。町の風力発電所は耐用年数が過ぎ、3基のうち稼働しているのは1基だけになっている。そこで以下の点について伺います。

1点目、維持管理費は3基で年間どれぐらいかかるのか。

2点目、平成30年度の純利益はどれぐらいあったのか。

3点目、撤去費用は3基でどれぐらいかかるのか。

4点目、民間業者に継承すべきだと思うが、町の考えは。

答弁のほどをよろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 鈴木議員の第1問、町営風力発電の今後については4点からの質問です。順次お答えいたします。

1点目についてですが、維持管理費の平成30年度決算額は3基で年間2,129万336円となります。主に修繕料によりまして、年度ごとに増減はあります。平成26年度から平成30年度の5か年平均額は2,481万9,348円となっております。

次に、2点目ですが、平成30年度の営業収益は1,595万7,810円で、営業費用は2,129万336円です。営業収益から営業費用を差し引いた平成30年度の営業利益は、マイナスの533万2,526円となっております。

次に、3点目についてですが、風車の解体費用につきましては、これまで3社に見積り依頼を行いました。この見積りは、大型クレーンを使用した一般的な解体の見積りとなっております。しかしながら、当町の風力発電所は大型クレーンを使用せず、特殊な工法にて建設いたしましたため、一般的な解体方法は当てはまらず、参考程度の情報となります。

現在、当町の風力発電所を建設した業者へ、当町風力発電所に適した解体方法による見積り依頼を行っているところであります。なお、参考になりますが、これまで3社から提出のあった見積額は税込みで4,840万円から6,640万円となっております。

次に、4点目についてですが、事業継承の検討を行っている民間会社の騒音等調査結果によりまして、近隣の地元関係者の皆様から同意を得ることができれば民間事業者による事業継承していきたいと考えております。理由といたしましては、継承事業で現風車が解体され、町の負担がなくなるなどの財政的な面、また環境教育、または視察者受入れなどによるものであります。

○議長(村木 脩君) 12番、鈴木議員。

(12番 鈴木 勉君登壇)

○12番(鈴木 勉君) 答弁ありがとうございました。

町長、ちょっと確認だけでも、先ほどの令和2年度の町政運営に関する施政方針の中でも、当町の経済動向については少子高齢化や厳しい経済環境に置かれ、税収の落ち込みが激しく、町の活力そのものが失われ、様々な面でも大きな影響が出てくるという危惧を述べているわけなんですよね。

そういう中で、さらなる行政改革のスタートの年に令和2年度を位置づけ、スピード感を

持って改革に取り組みたいという、このことについてはもう一度、再度確認しますけれども、町長の気持ちはこういう形の中で揺るぎないわけですよ。どうぞ、所信を。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、行政報告施政方針の中で述べたことは全く私の揺るぎないものでございまして、財政状況も年々ますます厳しくなっておりますもんで、また令和2年の行政改革のスタートの年に改めてここはやっていきたいと考えて、これは揺るぎないものと思っただいて結構でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） そこで、町長に一つ進言したいのはこの風力発電機のことなんですよ。この風力発電については、先ほどの答弁の中でも、なかなか維持管理費も二千数百万もかかるし、30年度の1基で働いてくれたお金が、3基分の経費を引くと533万円のマイナスが出ていますよとかいうのが今、話の中にあっただけなんですけれども、こういうものを私は見過ごしていくというのは、一議員としても、やはり町に強くこれは要望をしていかなければいけないのかなと思っているわけなんですよ。

町長が今言われたみたいに、スピード感を持って行政の改革をしていきたいんだという、その一環として行政の改革するという形は、今、諸問題もありますけれども、町民にとりましては住民サービスの低下が起きたりする、様々な不便が発症するとかという形があるわけなんですけれども、そういう中でこういう一つの風力発電、こういう一つのものもやはりきちっと整理していかなければ、町民の皆さんに説得力がないんじゃないかなと私は思うわけなんですよ。

それで、この風力発電も、私も議員になりましたできたものですから、17年間働いてくれて、本当に今までこの風力発電で、言葉が正しいかどうか分からないんですけれども、風力発電で得たお金は結構、町民の皆さんのために私はお使いになったんじゃないかなと思っただいわけなんですけれども、今、17年働いてくれてありがとう、もう休んでいいよ、そういう時期じゃないかなと私は思っておるわけでございます。

数値的なものが、そこに今、町長の答弁の中にもあったような気がするわけなんですけれども、それでこの時期が来たんだ、こういう私は考え方でいるんですけれども、町長はどうでしょうか。継続についてじゃなくて、今の3基を全ておやめになるという、そういう考え

方はありますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 町といたしましては、基本的にはまず近隣の住民の同意、基本的にはひとつの保育園とか動物園があります。そういうのがあります。そのまず同意を得られなければ、これは絶対もって駄目ですよとはっております。そういう中で、やっぱり町といたしましても、以前からエコリゾートタウンという名前を出している中で、風力関係、これは一つの町のシンボルとなっております。

その中で、町としては継続してやっていきたいんですけれども、基本的には何回も言ったように、近隣の同意、これが必要なきや動くことはできない。そういう中で、1事業が機械のほうも知っておりますけれども、1事業が来まして、これを承継してやっていきたいとっております。

その中で、この3月議会中はある程度、途中経過を報告したいと思いましたがけれども、今、また新型コロナが出ましたもので、4月になりましたら議会のほうへそろえ、ある程度の途中経過を知らしめていきたいと考えております。

町といたしましても、そういうことを何回も言ったように、この風車に対しましては、鈴木議員が言ったように、子供たちに対する教育、アースキッズといいまして、地球環境に対する勉強もさせまして、太陽光におきまして、太陽光の一部を補助にも使いましたもので、その中で3基の町営風車は町のいろんな面で考えて、本当に今までありがとうございましたという中で、基本的には町といたしましては、撤去費もいろんな中で4,800万から6,600万かかります。これは最低でも、特殊で建たりましたもので、私はこの倍はかかるじゃないかと考えております。仮に5,000万としても1億ぐらいはいくんじゃないか、これ仮定の話で、実際まだ出てきておりません。今現在、これが駄目になった場合、町の負担といたしまして、これは大変厳しい状況になってきておりますもので、できれば事業者継続してやってもらいたいというのは町の考えでございます。

その中で、いろいろな問題がある中で、事業者についてはクリアする方向で今、努力しておりますもので、できれば町といたしましては、行革また財政が大変厳しい中で、自分としても最低6,000万近くかかると壇上で言いました。5,000万から6,000万、やっぱりこのぐらゐを一般財源で取り壊すとすると、これに対して町民に対するいろんな面で問題になってきますもので、できれば町としては事業を継承していただきたい、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 今のお話を聞いても、なかなか大変だなという形はあるんですけども、今、3基あったものが2基故障して、1基で稼働してくれていて、それで3基分の経費だとかいろいろ引くと、先ほど言ったみたいに500万の赤字が出るよという話。それが全て、今残っている1基も故障したら、これは相当の費用負担が発生する。約2,000万ぐらいの年間、維持経費がかかるんですか。それを、もし今おやめになるんだったら先ほどの数字で済むんですけども、これが3基とも故障して1年たつ、2年たつ、3年たつと放置すれば、非常に大きな金額になってくるのではないかなと私は思うわけなんですよね。

できれば、私は今、あそこを撤去する方策を考えていくべきじゃないかなと思うんですね。そういう中では、その方策としては、いろいろと私たちも委員会なんかでもお聞きしているんですけども、民間企業の方たちのほうにあそこを継承していく。私はこの方法というものを大事にすべきだろうと思うわけなんですよね。

そこで、一番大事なことなんですけれども、民間企業が継続していくためには、今、どのような問題点が起きているのかな。環境アセスの調査の結果とかいろいろな問題点があって、そこに住む住民の方たちとか、そこに現存するアニマルの動物園ですか。そういう施設が今、民間企業に継承したときにはどういう問題が起きるのかなとかという形あるかと思うんですけども、そういう問題についても何か解決策が、私はあるような気がするんですけども、そこら辺の話し合いというのは進んでいないんですかね、どうなんですか。民間企業のほうに町は継承するという過程の中で、民間企業との話し合いは進んでいないんですか。ちょっと答弁ができれば、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然です。言ったように、民間業者がやらないとなれば、これは1基じゃ赤字ばかりでございますから、町は1基動いていてもすぐに撤去する方向でいきます。そうしなければ町営風車に対する経費がどんどん累積していくばかりでございますもので、この話がたとえ仮に御破算になった場合は、町を一般財源を使った中でこれは撤去していく。しかし、それはやっぱり最低でも5,000万近くの金がかかる。これは一般財源から出しますもので、そうすると、これによって町民に対する福祉施策とかいろんな面でまた御不便をかけるようなことを感じております。

そういうことで、町はできるだけ事業者に承継してもらった中で、町のデメリットはほと

んどありませんもんで、その方向でやっている中で、事業者としては今、近隣の今言った動物園、さらには子供を預かる場所、それと個人的にまだあると。話し合いをしていくということは聞いております。その結果につきましては、ある程度、本当はこの3月にやりたかったんですけども、コロナのことが出ましたもんで、4月ごろにその辺の途中経過を皆さん方に報告していきたいと考えています。

やっぱり、ここで町が一般財源として5,000万近く、それ以上の金をここに費やすとなると、町民に対して福祉でもどんどん遅れていきますもんで、やっぱり一つの行政改革の一環としてこれはやっていただきたいというのは、これは本音でございますけれども、これはやっぱり最低住民というか近隣の住民が一番でございます。その中で、今、近隣の施設とかと事業者は話し合いを進めていると聞いておりますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（村木善幸君） ただいまの御質問の中で環境アセスの必要性の御質問がありました。環境影響調査につきましては、既に県のほうに判定を仰いでおります。以前にも報告させていただいたと思うんですが、平成31年1月には環境影響調査について、第2種になるんですが、必要がないという判定をいただいております。ただし、騒音等の影響が懸念されますので、企業につきましては自主アセスということで騒音調査等の調査を行ってまいりまして、現在、地元説明等に結びつけるような形で事業検証を行ってというのが実情となります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 先に、町長の答弁の中では撤去費用を一般財源で賄いたいという話のようだったんですけども、私なんかは議員としての役割としては、やはり町がどういう税金の使い方をするのかというのを監視するのが僕たちの役目じゃないのかなと思っているんですよね。

そういう中で、この撤去費用に一般財源をそのまま、約6,000万、それを捻出するなんていうのは、私は自分個人としては賛成できるような金額じゃないなと思うわけですよね。できれば、こういう税金を使わないで撤去できる方法というものがないのかなと。そういう形

の中でいくと、私はこの民間企業とちゃんと連携して、話し合っ、問題点があれば解決して継承していただく。そうすれば一般財源から撤去費用を出さなくて済むのではないのかなと私は思っているんですけども、その考え方は間違っておりますかどうか、ちょっとただしてきたいなと思っております。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的にはそういう考えで十分だと思います。そういう中で、町といたしましては、基本的には撤去費用が大変だから、一応民間事業の方に来ていただいた中で、全てを含んだ中で民間事業が責任を持つとっておりますので、民間事業者がやってくれば一般財源からの持ち出しはありません。

しかしながら、これがなくなった場合、やっぱり言ったように、これが未来に累積的に町も圧迫するもので、駄目になった場合はすぐ撤去しなければならないと町は考えています。その中で、撤去するときは、やっぱり基本的には一般財源しかありませんもので、その辺はまた議会の皆さんに御理解願いたいと思います。

だから、できれば町といたしましては、撤去費用も一切かからないですので、この会社が一応全てをクリアした中、やってもらえば一番ベストだと町は考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） いろいろと町民の考え方の中ではあろうかと思うんだけど、やはり行政改革というのは無駄を省いて、スリムな形にして行政運営していきたいなという形の中で、僕はあろうかと思うんですけども、そういう中では、やはり撤去費用、これも出さなくて済む方法があれば、私はその方法がベターじゃないかなと思うわけなんですよね。そうすれば、私はそこで撤去費用というものが浮いたならば、ほかに行政サービスに使えるんじゃないのかな、そういう考え方の中でのいるんですけどもね。だから、そこら辺も、私は民間企業に継承していくべきだろうなというのも個人としては強く思っているわけなんですけれども。

先ほどの課長の答弁ありがとうございます。その中で、今、私が言ったみたいにアニマルだとか下にある保育園、そこに通う人たちの、そういうことに対しては何か問題点がございませうか。民間からの声とかというのはあるんですか。町のほうには、そういう声届いていないんですよ。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 理解いたしましたけれども、この辺、事業者が向こうへ行っている。

その事業者が町のほうに遺憾だとか、そういうことは一切ありません。聞いておりません。それは事業者がどのような説明しているか分かりませんが、近隣の事業者のほうから町に対して意見とか、そういうことは一切ありませんのが現状でございます。

その中で、本当は行革の一環としてといいますけれども、やっぱり基本的には一般財源から持ち出すことは本当に大変厳しく、今ご説明あったように、この金はやっぱり住民のことやいろんな方面に使いたいですよ。しかし、これはあくまでも、それは近隣の住民の同意がなきゃできないものでございます。それで、県のほうの環境アセスはクリアしております。だから、基本的にはそういう中で自主的に騒音をやっている中で、ある程度途中経過を報告したいと言ってきましたけれども、基本的にはコロナがあるもので、やっぱり町としてはそれに全力で取り組みたいという中で、4月に全協がありましたならば、その辺でまた皆さん方に途中報告とか、そういうことはまた報告していきたい。そう考えておりますもので、御理解願いたい。事業者から町へのクレームは一切今のところございません。その辺は御理解願いたい。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 一番、私、大事なことだろうと思うんですね。風力発電所が民間のほうになると今の規模よりも大きくなるという、そういうお話的内容は相当、町民の間にも広まっているんじゃないかなと思っているわけなんですよね。そういう中で、声がある人とない人もいろいろかと思うんだらうけれども、そういう人たちにも私は配慮していきべきだろうという点も考えますけれども、今、日本の国の国策としては自然エネルギー、再生エネルギー、こういうものに力を入れて、化学的な発電をなるべく控えていきたいと思いますというのが一つの方向にあるわけなんですけれどもね。そういう中で、私は今度の町営の風力発電をおやめになって、民間にそこを継承していただき、町の撤去費用、約6,000万からかかるような、また加工にかかればもっとお金がかかるのかも分からない。そういう大きな費用を出さなくて済むような方法としては、私は民間企業に継承する、そういう方策をもっと打出して、町民に問うべきだろうと思うわけなんですけれどもね。

町長の考え方を聞きたいんですけども、町営という形になると、これは全て、全町民がそ

これに関係するということだろうと思うわけですね。ですから、これを撤去するのも撤去しないのも、やはり町民の意向というものも必要だろうと思うし、そこに撤去する費用が今の金額でいくと約6,000万ぐらい。これをかけて撤去するほうがいいなのか、いろいろな問題点を解決することができて民間企業に継承していったら、町が撤去費用5,000万もかけなくても撤去する方法があればいかがなものでしょうかというものを、僕は回覧板か何かで町民に意向調査というものをして見たらどうかなと思うんだけど、町長、首振らないで、ちょっと答弁お願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 町といたしましては意向調査をするつもりはございません。しかしながら、町営風車、今まで町独自でやった、その経営には参加いたしますけれども、何回も言ったように、この風車は民間事業がやった中、町が経営に参加しても、町は赤字補填とか一切しないということだけは御理解願いたい。あくまで町も経営の一角には関わります。しかしながら、今までかかった費用、一切それは民間があれします。

それで、また本当はこの3月に議会のほうに説明したかったんですが、何かその辺が理解できないもので、皆さん方。あくまでも町は共同経営、参加いたしますけれども、一切それに対する運転資金とか、そういうことは一切関わりませんし、ある程度出資金というのはやっていけば、撤去費用も一切、町には面倒をかけないで、全てこの民間事業がやりますと言っておりますもので、町としても大変ありがたい話でございます。

それと、このところが撤退した中で、この風車、これからお荷物になってくると考えておりますので、これは一刻も早く撤去をしたいというのが町の考えでございます。そうすると、やっぱり一般財源から、言ったように5,000万円以上のお金をかけたなら、それによってまた福祉のほうに補填することを考えられますもので、できればいろんなことをクリアした中で、やっぱりこれは民間事業者にやっていただきたいというのが、これは町の希望でございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

住民に対するアンケートとか、そういうことは一切考えておりませんもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） こういうのは、そういう話の中でやる、やらない、撤去する、撤去

しない、誰がお金出すのかなという形があるんだけど、町がこの事業から手を引くという形は、私は先ほどの経費の問題もあろうかと思うし、これに職員がこの風力発電に関与して事務的なものもしていかなければならない。そういうものも、私は撤去することによってはしなくても済むような形になろうかなと思っておるわけなんですよね。

それも一つの私は行改だろうと思うわけなんですけれども、だから、先ほども言ったみたいに問題点があるならばその問題点を解決し、いろいろな皆さんともちゃんと話し合ったりして、丁寧な説明もしていったりしながら、私は民間企業に継承して、町の負担をゼロにするという、撤去費用も出さなくて済むような、そういう形を私は推進していただきたいなと思いつつ終了します。ありがとうございます。

○議長（村木 脩君） 答弁はよろしいですか、答弁。

（「いいじゃないですか、ありがとうございます」の声あり）

○議長（村木 脩君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

#### ◇ 栗原京子君

○議長（村木 脩君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

5番、栗原議員より一般質問で掲示板の使用の申し出がありましたので、これを許可します。

5番、栗原議員の第1問、お悔やみコーナーの設置についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） こんにちは。今回、私からは2問について通告を出させていただきます。

した。

それでは、1問目、お悔やみコーナーの設置についてから、よろしく願いいたします。

お悔やみコーナーの設置について。

家族が亡くなった後、悲しみの中、遺族は様々な手続をしなければなりません。中には、2週間以内の届出が必要なものもあり、どのような手続が必要か、何を準備すればよいのか分からない人も多く、また、書類の多さに苦労したという声も耳にします。役場内の手続の簡略化を図り、市民サービスの向上に取り組む必要があると考え、次の点を伺います。

1、家族が亡くなった場合、平均して幾つの課でどのぐらいの届出が必要か。

2、遺族が遠方に居住している場合の対応はどうなっているのか。

3、どんな手続が必要で、何を準備すればよいかを事前に確認できるようにお悔やみハンドブックを作成してはいかがか。

4、手続に必要な申請書などを一括で作成するなどの窓口「お悔やみコーナー」の設置を提案するが、町長のお考えは。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 栗原議員の第1問のお悔やみコーナーの設置については、4点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、まず、住民福祉課の窓口において、死亡の届出をしていただき、埋火葬許可証を発行いたします。通常に葬儀等終了後に、再度来庁いただき、各種届出となります。健康づくり課にて、健康保険、介護保険、年金の届出を行っていただきます。そのほか亡くなられた方の状況によりましては、住民福祉課にて障害関係、町営墓地の承継、税務課には各種税金の関係、さらに水道課にて使用登録の変更等が必要となります。4課で8業務の届出となります。

2点目についてですが、遺族の方が遠方でどうしても手続のために来庁ができないような場合には、郵送にて対応しております。

次、3点目についてですが、ハンドブックではありませんが、埋火葬許可証をお渡しする際に、亡くなられた方の手続として、1点目でお答えしました届出を行う際に、どの課の何番窓口で、どのような書類が必要かを記載した書面をお渡ししております。

4点目についてですが、亡くなられた方の行政手続につきましては、一括で案内を行う窓

口を設置する動きも広まっているということをお聞きしております。国におきましても、内閣官房にて死亡または相続の手続についての検討が始まっております。国の動きにも注視いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 東伊豆町でも4課8業務についてのいろいろ届出が必要だということで、ハンドブックはないけれども、町としてもその説明の書面を渡しているという御答弁がありました。

これ、私、町の書面を見せていただいたんですけども、詳しく、いろいろな、この課でこの届出をしてくださいという説明が書いてあったり、何が必要かというものもちょっと書いてあったり、また、テレビ等で、ハイキャットなどで通知をしたい場合には、この書類に出してください、大きな書類が一緒についていたりもしました。ただし、これ、これ以外にも、例えば印鑑登録証とか、返納する場合とか、まだまだ必要な届出はあると思うんです。確かに書いてはあるんですけども、ちょっと分かりづらい部分もあるのかなというふうに感じました。

また、その本当に届出というのは、人によって様々違います、皆さんが。基本なものは一緒なんですけれども、介護を受けている人はこれ、福祉サービスを受けている人はこれとか、いろいろな届出が人によって全く違うために、自分は一体、何を届けたらいいんだろう、それにはどういうものが必要なのかなというのを分からなくて、本当に困った、また届出も多くて、時間もかかって大変だったという声もたくさん聞かれます。

特に、高齢者の場合は一つ一つ、その課に行くたびに名前と住所と生年月日と書いたり、同じ作業を繰り返すということもかなり負担になってくるかとは思います。

これは、本当に高齢者にとって、また家族を亡くした遺族にとっては大変な負担になっているんじゃないかなと考えます。

これに対して、国のほうからもそういう意向があったという町長の御答弁でしたけれども、町として、やっぱり自治体ごとにいろいろこのお悔やみの窓口、お悔やみコーナーをつくって対応している自治体も多くて、町としてやっていく必要がある、これは手続の簡略化は考えなくてはいけないかなと思うんですけども、そこら辺は町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当、亡くなられた方はを本当、亡くなった状況がまだ悲しみの中でやるということは大変つらいことがあるとは考えております。そんなんで、町といたしまして、栗原議員が言ったように、このようなことでお知らせしていると。できれば、また担当課におきましては、懇切丁寧に教えているということは伺っております。しかし、高齢者の方も何枚も書くということは、また大変でございますもので、それは検討した中で高齢者の方も簡単にできるような方向、どのような方向がいいか、またそれは検討していきたいと考えております。何せ、まず、市独自でやっておるものという聞いており、藤枝市がやっている中、ちょっと見せてもらいました。ホームページの中のお悔やみの中でちょっとこういう書類が必要と書いてありますので、その辺はすぐ対応できるなどと考えております。なるべくそのような方向で、亡くなった方の御遺族に対しまして、御苦労がなるべく少ないような方向で、また町としても対応していきたい、そう考えますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） すみません、あと、遺族が遠方に住んでいる場合は郵送によるサービスを行っているというふうに、今、答弁をいただいたんですけども、ちょっと詳しく伺いたいんですが、これは事前に遠方に住む遺族に、あなたの場合はこれと、これと、これが必要ですよみたいな通知というか、案内をしてからの郵送サービスになりますか。それとも、遺族のほうからの届出をこちらで受理するという形だけのものなのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上則将君） それぞれ各課におきまして届出の様式は違うんですけども、どうしても死亡届は窓口で受け付けますけれども、その後、葬儀終了後に来ることができないという方につきましては、その書類を郵送して、記載をしてもらって送り返してもらうという形をどの課も、各課とっているという話でございます。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。やはり遠方に住む方はなかなか来庁がしばらくい状況であるので、落ちがあったり、また来なきゃいけなかったり、何度もそのやり取りを何度かに分けたりするのは大変なので、1回で済むようにそこら辺の御案内をまたこれから

もよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほど、町長が簡略化できると考えるので、町としてもそういうふうに行きたいということで、やっぱりそのためにはある程度、これは、京都府の城陽市というところで作った本当に一番わかりやすいと言われているおくやみハンドブックであります。これは各課ごとに、いついつまでにこういう書類の提出が必要ですよという案内、また、高齢者の場合はこれが必要、もし子供さんが亡くなった場合はこれが必要とか、項目ごとに分かれていて、そのときに必要なものが何と何が必要ですよというの、全部説明されている状況なんです。これを一番左側のところにチェック項目があつて、亡くなって届出するときに、遺族に対してそのお悔やみコーナーの担当の職員が、あなたはこれと、これと、これが必要というものをチェックが入れられるようになっております。

町のハンドブックというか、この書面もあるんですけども、ぜひ、こういう町民が見たときにとてもわかりやすいようなものをまた改めてというか、新しく作っていただけたら、より皆さん、わかりやすく助かるのではないのかなと思うんですけども、そこら辺を作るお考えはいかがでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、郵送の件ですけども、これはもう一括して送ればいいことですから、各課がやるので、各課一括でなければ、そうすれば郵送料も助かりますもので、それは一括して今後、できればやっていきたい、そう考えています。それはまた、原課と相談しながらいい方向でやっていきたいと。

これに関しましては、やっぱり、これを将来、そのハンドブックという名前かどうかわかりませんが、これを改良した中でそれはチェックできるような方向でやっていければいいのかなとは考えております。これ、もうちょっと検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） この、今の町で使っている書面を改良して、やっていければいいということでしたが、確かにハンドブックというちゃんとしたものを作らなくてもいいと思うんです。本当にホチキスどめの簡単なものでもいいと思うんですけども、いかにも、これは本当にちょっとわかりづらい、今使っているのは。そこら辺の改良をぜひ、町民の方が、高齢者の人が見ても一発で分かるような、そういうものに、わかりやすいものに変えていただ

けたらなというふうに思います。ちょっと手間がかかりますけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

また、窓口ですけれども、これ、実は最初にやり始めたのが別府市、別府市がこのおくやみ窓口というのをまず設置しました。これは若手の職員がもっと亡くなった遺族の方に対して、行政の縦割りによる窓口のたらい回しを防がなくてはならないと、体力的な、時間的な負担も軽減させてあげなくてはいけないという若手職員からの提案だったそうであります。

別府市では死亡届がまず住民福祉課というか、うちでいえば、提出されると、各担当課と死亡者データを共有するそうです。こういう方が亡くなりましたということで、各担当のほうに担当課のほうにデータがいくそうです。故人の手続の要不要、うちの課ではこの方はこれが必要というものをピックアップして、遺族が記載した入力シートも担当課と共有することで、各担当課で必要事項が記載された届出書類を作成、印刷し、事前準備を行うそうです。これは、なので窓口へ届出を来たときではなくて、死亡届が出された段階でその亡くなった方に合った届出必要書類を事前に各課で作ってあげるという形です。

それを行うことによって、何度も何度も書類に名前とかを書く手間というか負担を減らしてあげるということで行っているそうです。遺族が来庁したときには、各課をそれぞれの窓口を、各課を回るのか、またそのおくやみコーナーというところに担当課に来てもらうのかというのを選択できるシステムになっているそうです。届出は足の悪い高齢者の方なんかもいらっしゃいますので、やっぱりそのコーナーに担当課が来てくれるというのはとても助かるのではないかなというふうに思います。また、次は何課ですよ、何課ですよという案内だけではなくて、実際にその課に案内してあげる。

東伊豆の場合は本当に庁舎内、分かりやすいので、そこまでのことは必要ないかもしれませんが、例えば、健康づくり課に行って、次が税務課だったら、健康づくり課の担当の方が「次はあそこの税務課ですよ」という一言、声をかけてあげるだけでも来た方にとってはとても分かりやすいのではないかなというふうに思います。

そういう方法を行って、いい取組ですので、今、各自治体に広がって国からもそういう方向性を示されているということでありました。

今まで、置いてからトラブルというものはほとんどなくて、時間も3割から5割短縮できたそうであります。各窓口でも必要な手続の情報を事前に把握して準備できるように、各課の職員の対応時間も約3割ほど短縮されるということで、ちょっとこれ、手間がかかって大変なようなんですけれども、逆に事前に準備することで、負担はちょっと減らすことができ

るということで、高額な予算も必要ないと思いますし、手間をかけて家族を亡くされた遺族の心に寄り添ってあげれば、また、負担を軽減できればということで、町としてもぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、やるのであれば、またこれ早急にこのお悔やみコーナーを設置していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか、町長、お悔やみ窓口コーナー、置けるかどうか、そこら辺の考えを聞きたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） お悔やみコーナーの、今のところ考えておりませんが、基本的に来た方、高齢者も大変です。これは検討していく、やりやすいように。そういうのも、本当、この庁舎内狭いもんですから、来た方に対しましては、この次はあそこです、これはちゃんとやっていると考えております。

そういう中で、国の動向、本当、独自でやればいいんでしょう。とりあえず、ホームページ上、藤枝市ですか、一応、ホームページ、単にお悔やみにつきましてはこういうのが必要ですよとか、そういうやつがあります。それはすぐできますことで、そういうことやっていきたいと考えております。このお悔やみコーナーというのは、ちょっと担当と相談しながら、できれば何と言っても来た方に対しまして、御苦労が少ないような方向でやって、対応していきたいと思いますもんで、それもちょうと即答はできませんもんで、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○5番（栗原京子君） 終了です。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、旧大川小学校の利活用についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 2番目は、旧大川小学校の利活用についてをお聞きします。

大川小学校が閉校し、2年が経過します。これまで、一般質問で町のお考えをお聞きしてきましたが、現状は何も前に進んでいないように見受けられます。区民の中にも不満や諦めの声が上がっています。校舎を使用しないことにより老朽化も進み、一日も早く利活用されることを望むところであります。

町長は以前、答弁の中で区からの考えを最優先とし、本年度中に利活用を決定するとされましたが、区からの要望書が提出されたと同っておりますし、町長が利活用を決定するとされた今年度も残すところあとわずかになりました。現在、担当課を中心に町としてどのよう

な対応がなされているのか、以下の点を伺います。

1、昨年4月から、町と大川区との協議は何回開催されたか。また、協議内容、町としての対応は。

2、人口減少・高齢化が進む中、旧大川小学校の施設全てを区が指定管理で行っていくには、区の負担は大きなものと考えます。町としてどのような支援をお考えか。

3、町長は以前、旧大川小学校は防災面でも大きな役割を担っており、町道から直接進入できるよう道路の拡幅が今後の利活用の上で重要だと答弁されましたが、道路拡幅の進捗状況は。

4、防災面での活用となると、昨年の台風被害の経験から、停電時の電源の確保が重要と考えるが、対策はどのようにお考えか。

5、仮に、個人や事業者に貸す場合、空調設備の整備や光熱費などはどのようにしていくお考えか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 栗原議員の第2問、旧大川小学校施設の利活用については5点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、昨年4月から、町と大川区との協議は複数回行ってありますが、旧大川小学校の利活用について協議してまいりました。大川区より、旧大川小学校を公民館として利用したい旨の申し入れがあり、施設を維持管理するための経費助成を検討するよう要望がございました。

町といたしましては、旧大川小学校を大川区の公民館のみの使用といたしますと空きスペースが生じることから、公民館以外のフロア利活用について検討してまいりました。複合施設として利用することにより、維持管理費の負担の考え方が大きく変わるため、複合施設としての利用が決まりましたら、大川区と維持管理費の負担を協議してまいりたいと考えております。

なお、公民館の利用箇所以外の旧大川小学校の利活用につきましては、部分的に公民館として使用すること、災害時におきましては広域避難場所となることの条件を承諾した者について、地域の活性化、地域コミュニティの形成に主眼を置き、検討を重ねてまいっております。

す。

次に、2点目についてですが、旧大川小学校の維持管理費を大川区のみで行いますと、負担が大きいものとなってしまいます。1点目で答弁いたしましたように複合施設として利活用することによりまして、施設維持管理費負担が軽減されるものと考えております。

次に、3点目についてですが、町道からの直接進入するための道路の拡幅は、防災面から重要であると考えております。なお、今後の施設の利活用方法によっては、道路拡幅の考え方、方法も変わる可能性もございますので、施設の利活用とともに道路の拡幅も検討していきたいと考えております。なお、拡幅として検討される土地につきましては、大川区長に土地所有者並びに土地使用の考え方について調査をしていただいております。

次に、4点目についてですが、非常電源の確保につきましては、自稼働発電機、太陽光発電機もしくはポータブル発電機が考えられます。このうち、自稼働発電機、ポータブル発電機につきましては、県の緊急地震・津波対策減災交付金の3分の1を活用できます。

災害時だけでなく、今後、大川区におきましては公民館、また地域コミュニティセンターとして活用していくとなれば、片瀬地区防災センターと同様に、維持管理におけます電気料金等の負担軽減を考えますと、太陽光発電機とポータブル発電機を併用した対策が有効と考えておりますが、太陽光発電機につきましては、どのような補助制度が活用できるか確認する必要があります、今後、検討が必要となりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5点目についてですが、利用者との協議となりますが、基本的には施設使用者が新たな設備の整備を行い、光熱水費を負担するものと考えております。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） この区との協議が昨年から複数回行っているという御答弁だったんですけれども、ちょっと私が聞いた話では2月27日の日に区の役員2名と町とで初めて、第1回目の話合いが持たれたというふうに聞いております。区長さんと個人的にお話をされたのか、または区との協議だったのか、そこら辺をちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（村木善幸君） 先月、大川区と協議をさせていただいたんですが、そのときには、ちょっと御不幸もありまして、副区長さんほか2名の役員と協議をさせていただいております。

今、第1回目というお話を伺ったんですが、協議という規定がちょっとどこまでかという

のが分からないんですが、昨年4月と8月にも複数の役員様と話し合いを持たせていただいております。

また、区長さんとは、区長さん、役場に来る機会多いので、来た機会にいろいろお話し合いはさせていただいている内容となっております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まずは大川区長さん、本当に、先日前お亡くなりになられまして、本当に大川区のために一生懸命やっていただいて、心より感謝を申し上げ、また心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それで、担当課が言いましたけれども、私には直接、個人的に、やっぱり維持管理の面で大変負担があるもので、町としてその維持管理をなんとか軽減するとか、それを何とかしてくれないかということを経験するたびに再三言われておりますので、それは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 役員の方と何回か協議をされたというお話でしたけれども、やはり正式に区と町との協議という形では2月27日が初めてだったのではないかなというふうに思います。町長はずっと、去年の3月の私の質問に対しても、町と3月いっぱい区からの要望を待って、ないようであれば今年度中に町としての使い道を決定していくという御答弁でありましたけれども、その後、町、区との話し合いも持たれず、また、今年度ももう、残り僅かとなりましたけれども、相変わらず学校の使用方法が決定されていないということに対して、どういうお考えなのかをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この点につきましては、ある程度、方向性は決まっております。まず、大川区とのちゃんとした正式には言っておりませんもので、この議会上では答弁は差し控えたいと思いますけれども、ある程度の方向性は決まった中で、新年度からはこの線に沿ってやっていきたい。令和2年度はある程度、この方向でやっていきたいとは考えている。あと、区のほうにこの一旦相談、オーケーが出れば、基本的には公民館以外は、ほかのところは町の考えたことでやってくれと言われておりますもので、それはあと方向性が出ておりますの

で、これは区の言った中で、また議会のほうに説明していきたいと思います。その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 複合施設についてなんですけれども、現在、町が利用者の選定を行っているように見えますけれども、例えば、大川区がその公民館として指定管理者となった場合でも、町が利用者の募集とか決定、また利用料などの決定をしていくのか、また、利用者と指定管理者の関係がどうなっていくのか、ちょっと複雑になってしまうんじゃないかなというふうにも思いますし、また、まずずっと町長が答弁されているように、まずは大川区の意向を踏まえた上で、町がその意向に対してきちんとした対応を、考えを示した上で、複合施設の利用を考えて話を進めていくのが本来の進め方ではないのかなと思いますが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、大川区からも再三再四、公民館等の活用はしたい、これでやっていきたい。しかし、そのあと、区のほうから差し迫って、あとは町にお任せしますよと、区長が言っておりましたもので、そういう中で現在進めているのが現状でございます。その指定管理の問題が出てきます。ただし、基本的には壇上でも言ったように、あくまで防災面の機能もありますもので、そこのお借りする方におきましても、いざ災害が起きた場合は、もうそこは無料で開放していただきまして、そこが1つの広域避難場所になること、これを前提とした中でやっております。

そういうことで、町がやっているところにおきましては、それもある程度クリアした中でもやっておりますもので、近々、このことに関しましては、大川区のほうに御理解いただいた中でやっていきたい、そして、その辺、また指定管理との関連性もまた引き続き、その中で検討していきたいと考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） また、先ほど、町長は答弁の中で、区長さんが本当にお会いするたびに、その維持管理へのことを気にかけて悩んでいらっしゃったということで、私もたびたび

直接ではないんですけども、例えば大川区のイベントなんかで区長さんとお会いすると、こういうところが問題なんだよなということで悩みをお話しされていました。

なので、なおさら早い段階で区長さんにその町としての姿勢、これからどうやっていくのかという提示をしていただけたらなと思っています。そこは本当に残念に思っております。

また、町としての支援として、先ほどあったように、これ大川区がやっていく上で維持管理料というのは大変な問題になっています。また、大川区もほかの地域もそうですけれども、人口減少で区費とかが減ってきているので、収入もなくて厳しいところでもありますけれども、先ほど町としての支援をどういうものを考えているかという具体的な、ちょっと答弁がいただけなかったものですから、そこら辺をできたら具体的に、この程度はというものをお示しいただけたらなというふうに思います。これは維持管理に要する経費の助成だけなのか、またそのほかにもいろいろな支援を考えていらっしゃるのか、また建物の保険とか、改修はこれ町の財産になりますので、そこら辺は町が負担ということによろしいのか、そこら辺の確認もしたいですし、また、現在使っている公民館も、あれ、かなり建物が古いのでアスベストが含まれた建材が出てくる可能性が非常に高いと思います。取り壊しにも相当な額が見込まれると思うんですけども、そのあたりの支援もしていただくおつもりがあるのかどうか、そこら辺もできたら併せて、具体的にお聞きできたらと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まずは、今使っている公民館、これも区長から再三再四、これ大川区長ができればこれはもう解体したいということをやられて、それを何とか助成願いたいということをやられております。その点、町としては大変厳しいようなことを言って、区長さんに言っています。基本的に、あの建物がいろいろな面で、ちょっといろんな条件があって、あれ町の建物じゃないようなことも、ちょっとこれはちゃんと、後から正式に、あやふやなことは言いませんけれども、当然、現状ではなかなか今の公民館を壊すときの助成は厳しいということだけは亡くなった区長さんには言っております。

本当、今の区長さんがある程度のそういった方向性が分かればよかった。本当にこの辺は区長さんに申し訳ないなと感じています。区長さんが亡くなってから後、話がとんとん進みましたもので、そういう中で、今、再度また区の方に言った中で、そして、それがオーケー出れば、また、新年度早々全協なんか開いた中で、また議会のほうには知らせていきたい。

指定管理につきましては、基本的には指定管理の中で10万以上のやつは町が見るといことも言っております。基本的に維持管理がもう基本でございますので、補修に関しましては、

指定管理の状況の中でやっていきたい。しかしながら、今、考えているのは1階は公民館で使って、2階、3階がそういう来た人が使うようなことには詰めておりますけれども、基本的にできるだけ区のほうに負担をかけない中で、その方たちにはあと負担していただければなど、今、考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） また、先ほど来、複合施設のお話が出ていますけれども、施設を複合で利用する場合、教室、教室は区切られているんですけども、フロア、フロアが区切られていないんです。1階の幼稚園側の教室というか、ワンフロアを区で使わせていただきたいという要望だったと思うんですけども、そうなった場合に2階に上がる校長室の前の階段、あそこを塞いでほしいという要望が区から上がっていると思うんですけども、それは町としてどうお考えでしょうか。聞いていないですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、階段を塞いでくれとは、私は聞いておりません。その辺は、また担当から、また答弁をいたさせます。

そんな中で基本的には1階、上下で分けるような感じだと思います。それで、1階は大川区のために使うと、その中で、大川区は全部使うことがありませんので、できれば文化的な面も、やつもその1階でできればいいんじゃないかなと考えています。それをまずはやっていきたいと考えています。

その階段につきましては、ちょっと、私は聞いておりませんもんで、担当課のほうから、ちょっと説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（村木善幸君） 大川区の複合施設としての利用の一応、考え方なんですけど、大川区につきましては1階部分を公民館、2階、3階については、一応、今、大川区さんのほうにも提案させていただいている民間事業者の活用ということで、出入り口につきましては、1階の大川区の公民館利用については職員室前の玄関で、2階、3階については今まで児童生徒が使っておりました玄関を使用するという、一応、まだ決定ではないんですけど、そういう案で話を進めております。ただし、そういった利用でも職員室前の階段が出入りができるということで、そこについては何かパーテーションとか、その程度で、特に締め切ら

なくても、お互い、避難地としても使用しますので、そこまでしっかりやってくれという要望はすみません、私が4月になってからは、お話は伺っておりませんので御了解ください。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） しっかりと閉じてくれというそういうことではなくて、本当にパーテーション的なものでいいと思うんです。ここから先は出入りできないよというのが分かっていたら。また、その公民館だけではなくて、複合施設で2階、3階を使っていく場合に、やっぱりフロアごとの出入り口も専用、こっち専用とかいろんな形があると思うんです。2階は2階、3階は3階で使った場合に、やっぱり自由に出入りができないような、そのパーテーション的なものも必要だと思いますし、かといってしっかり閉じてしまうと、今度、先ほどあったように避難所として全部開放してほしいということで、そのときに簡単にできなくなってしまうので、そこら辺も細かく検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的に今来ているのは、民間を、2階、3階を同一、一つのやつを使いたいというのが来ておりますもんで、2階から3階へ行くパーテーション、これは必要ないと考えて、必要があればまたやっておきますと、今のところ、2階、3階全部使いたいという、そう来ておりますので、町としては、そこは別に必要ないのではないかなと考えて、その1階におけるパーテーション、それは絶対必要ではないかと今、考えております。2階、3階に関しては、現状の中では必要ないのではないかと自分は感じておりますけれども、また、そういう話合いの中でまだどうなるか分かりません。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 道路の拡幅の件なんですけれども、先ほど町長が利活用の方法が決まった時点で道路の拡幅の考え方とか方法が変わるというふうにおっしゃったんですけれども、拡幅はシンプルに広げるだけなので、その利活用の方法によって考え方や方法が変わるのは、ごめんなさい、いまいち納得できなかったんですけれども、そこら辺を具体的に教えていただけますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 原則的に私はあそこを拡幅しなきゃならないけれども、大川小の基本的には価値はないと考えております。何があっても、今のアクセスでは本当に狭いですから、できるだけ早く利活用に、一応壇上ではそう言いますが、基本的には利活用に関係なくあその土地の買収ができれば、早急にあそこはやった中で、そして、大川区のいろんなことも考えられます。子供と校庭を使うとか、あそこから直接やれば、いろんな意味で使い勝手もいいですから、とりあえず壇上ではそう言いましたけれども、基本的にはもう、できればそういうこと関係なく大川区のために土地交渉ができれば、早急にやっていって、そういう考えでございますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） やはり、去年の自衛隊の訓練、宿泊訓練のときにも大型車両が入れなかったという現実がありました。本当にこの道路の拡幅は早急に何よりも優先して行っていたらなというふうに思います。ただ、その土地の買収に関してなんですけれども、以前、土地の所有者のほうから土地提供の提示があったときに、町の対応が悪かったために白紙になってしまったというお話を伺っています。そういう状況の中で、また今回、使わせてくださいということを書いて、話がうまく進んでいくのかどうか、もうちょっとどうなのかなというのがありますし、あっち側、裏側の、今もう既に道が直接行っているほうの道が。そこら辺とあと、区長さんをお願いしてあるというお話でしたけれども、そこら辺の進捗状況を教えていただけたらと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、ちょっと、町の対応が悪かったかという、ちょっと初耳なもので、どのような対応が悪かった、また、言ってくれば、それは対応していきたいと思います。今、初めて聞きましたもんで、それによってちょっと頓挫していると、今、初めて聞きました。町といたしましても、できるだけ早く、あそこは欲しいという中でも、本当に亡くなった区長さんに御尽力願っていたところでございます。そんな中で、本当にそこ、提供していただいて、当然、それでまだ土地の交渉の値段、もしもそうであっても、土地の値段の交渉までいっていると思いますけれども、対応、どのような対応が悪かったというのか、また栗原議員が分かれば町の方、私のほうにお知らせ願えばありがたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 区長さんにその土地の件はお願い、調査お願いしてあるということでしたけれども、区長さんが御健在なら、またそこら辺もお願いできるんですけども、それができなくなってしまった現在では、やっぱり町が直接、その以前のトラブル、また後で詳しくお話ししますけれども、直接町がその所有者の方とお話をして進めていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと、暫時休憩していただいてもいいですか。

○議長（村木 脩君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時42分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） そうしましたら、電源の確保についてなんですけれども、昨年、やはり停電で困ったということが一般のお宅でもたくさんありました。地震や台風被害によって長期間の大規模停電に陥るケースが相次いで起こったために、環境省が太陽光発電などを備えた次世代型の省エネ建物、これZEB（ゼブ）というそうです、Net Zero Energy Building。これに蓄電池を組み合わせ、防災拠点などとして整備する事業を新たにスタートさせたそうです。補助率が3分の2。先ほど、町長も太陽光を補助制度、調べて確認して太陽光がいいのではないかとということで、やっぱり複合施設となると、やっぱりエアコンとか、またつけ直したりとか、電源の問題もいろいろ出てくると思いますし、また防災拠点になっているので非常時の電源確保は非常に重要だと思うんです。やはり、太陽光発電と蓄電池を組み合わせたこの補助金を使いながら、またなるべく電気代もかからないように、また非常時にはきちんと安定した電気が供給されるような取組をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これ、ちょっと環境省の補助金に関係につきましては、そういうふう

な自由ならば、それは当然使っていきたいと考えて、それにつきましては、ちょっと防災の担当課長から、少し答弁いたさせます。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、今の太陽光発電の補助制度について、御説明させていただきます。

環境省のほうで、災害時にも避難施設等へのエネルギーの供給が可能な再生可能エネルギーの設備に対して補助金が出される内容となっております。これについては、今言われた太陽光それから蓄電池等が該当となります。公共施設については当然対象となります。ただ、これにつきましては、令和2年度までの事業内容となっておりますので、もし、これを活用する場合につきましては、早急な対応が必要になるかとは思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） これ、補助対象、令和2年度までということでしたので、これ、早急にまた、ぜひ対応していただけるよう検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に今、国の関係の仕事やらせてもらっています。そのとき、環境省に行く機会もありますんで、また1か月もあつたら、そのうちにあればできるだけやっていきたいと思っておりますので、それをお願いした中で、やっと今からいろいろやると当然、事業を繰り越すようなことになると思っておりますので、その辺の繰り越したいろんな面の中で、そういうことが理解できた中でもお金が使えればそれは町といたしましても、それを活用してやっていきたいなと考えていますもんですから、御理解願いたい。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） また、施設整備についてなんですけれども、先ほど町長は利用者が空調などを整備してもらいたいという御答弁でしたけれども、これ、電気使用量によって電気関係の設備の整備がけっこう必要になると思われますし、また容量が大きくなれば基本料金も大変値上がってしまうということで、その経費についてはどこが負担するようになるのか、また、区が使用する場合でも、区がその施設設備なんかは整備しなければいけないというこ

とか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には入りたいという業者、話し合った中でできるだけその業者の方にやってもらいたいと考えていて、その中で1階分に関しましては、当然、区の持ち物になりますもんで、その辺のとりあえず設置とかそういうことはやって、あとは町もある程度のこと面倒を見なきゃならないかなと考えております。

あと、維持管理の件につきましては、これは基本的にその指定管理の中である程度、その方からまた使用料としてもらったりした中で、できるだけそういう方向の中で、区に負担がかからないような方法で、これはやっていきたい、そういう考えでございますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 基本的には町が複合施設として利用していただく場合は、利用できるように施設整備を行ってお貸しするというのが本来の形だと考えますし、また、区が公民館として使用する場合は、今現在の公民館にかかっている電気代でちょっといっぱいいっぱいみたいなことを区長さんから聞いたことありますので、そこら辺の超えた部分は助成を行うなどして、区に指定管理委託するのが本来の形ではないかと思っておりますけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、この辺どういう状況が、今の民間の業者やるか。基本的には、もうある程度、貸すところは民間業者が全てやっていただく、そういうような方向で。

そういう中で、これから話合いをする中で、基本的にはそういう複合施設の2階、3階に対してはやってくる事業者の方をお願いしたいなど、今、考えております。その中で、当然1階部分関します指定管理料の中で、あとその方からお金をもらえたらもらいたい。しかし、その事業者がある程度、そういうお金抜きで、一応今後の将来のことを考えた中で、その辺が町の本当にいい方向であるというのになれば、それは今後、対象の中でその辺のまた賃借料をどうするかということもなってきます。やっぱり、東伊豆町の20年、30年先のことを考えた中で、2階、3階の民間事業の方には貸していきたいと考えて、基本的に町としましては、2階、3階については、今度、渦中業者にやってもらえればというのが現状でござい

ますけれどもその使い勝手が本当に町のために良くなれば、その辺はまた町として考慮しなければならぬかなと考えておりますもんで、基本的にはある程度、町が、ある程度、1階、2階は整備していきたいと考えていますゆえ、2階、3階は基本的にやってもらいたい、その2階、3階の事業者がどのような活用をするかという中で、また町としては対応していきたいと考えております。

それと、後は指定管理料の中でいろんなものが収まれば町としてもありがたいかなと感じておりますけれども、そういう中で本当に、2階、3階の活用が、本当に町の将来のことを考えれば、また、出てこなければという、以前、区長が言ったように、電気料の半分は見てくれないと言われておりますもんで、そういう点はある程度致し方ないのかなということは、自分の頭の中ではあります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） この大川小学校の利活用については、本当に一昨年4月に閉校になって、2年間、ずっとずっと町からのどういう使い道をしていくのか、また区にどういうふうに、区としてどういうふうにしていくのかと見守ってまいりましたけれども、本当に話合いもそうですけれども、町がなかなか形として提示をしてくださらなかったことに対しては、本当に、非常に残念に思っています。

また、先ほどの電源の、環境省の補助金についてですけれども、もっともっと早くいろんなものを決めていければ、できることは結構出てきたと思うんです。なので、本当にこれからスピード感を持って、これは大川区のことであるようですけれども、またこれから小学校の統廃合が進んでいく中で、各地域においても同じようなことが繰り返されていくと思います。本当にスピード感を持って、いろんなことに、はっきりとした町としての態度を提示していただけるようによろしくお願ひしたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（村木 脩君） 以上で、5番、栗原議員の一般質問を終結します。

ここで、1時55分まで休憩とします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時56分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員より一般質問で掲示板の使用の申し出がありましたので、これを許可します。

2番、笠井議員の第1問、通学路の安全確保についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 皆さん、こんにちは。私は事前に通告したとおり、今回、2問の通告になっておりますので、御答弁のほう、またよろしく願いいたします。

それでは、早速、1問目、通学路の安全確保についてを行いたいと思います。

平成30年第2回定例会において同様の質問をしています。その後、どのように検討されたかお聞かせいただきたいと思います。

1点目、通学路の安全確保について、どのような検討がなされてきたのか。

2点目、来年度以降の計画はどのようになっているか、御答弁お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 笠井議員の第1問、通学路の安全確保については、2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、笠井議員から以前に御質問のありました通学路につきましては、その後、各学校とも通学路の点検や危険箇所の確認を随時実施しており、児童自らも交通安全リーダーと語る会に向けた安全点検、全校児童との情報共有、保護者や地域への発信をしております。

行政側においても、常に状況把握に努めており、昨年の交通安全リーダーと語る会で提案された改善箇所につきましては、私と関係各課にてパトロールを実施し、できる範囲ではありますが改修を行っております。

次に、2点目についてですが、来年度以降につきましても、これまでの取組を継続し、通学路の安全確保には最適な対応をしていくよう指示しておりますが、大規模な道路やのり面の改修は難しい状況にありますので、御理解いただければと存じます。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 御答弁ありがとうございます。

昨年もさせていただいて、同じようにPTAとかあとは学校のほうとかと、一応安全確保をしていて、危険箇所等を確認して歩いていると。今、町長からありましたけれども、状況、やれる範囲で改善を行っていますという説明でございました。

来年度以降もこれまでと同じようにやっていくということで、大規模なことはできませんということでしたが、今日、掲示板のほうを使わせていただくのは写真を2枚ほど掲示しております。これは昨年9月9日に私が実際歩いて撮影しております。これは、場所は分かるかもしれませんが、堀切、片瀬のところでございます。9月9日、台風の後でございます。一番ひどいときの写真ですが、実は雨が降った後、時間が空けば、私歩いておまして、枝、葉っぱ、たくさん落ちている状況というのは何度もあります。ここまでの大きい倒木というのは確かに、台風の後とかしかないかもかもしれませんが、結構風が吹いても木が落ちるような状況です。

僕が聞きたいのは、先ほど言ったように町長は学校とPTAとか、あとは生徒さんと危険箇所を見ているというところあるんですけども、こういうふうに倒木になってしまうような場所の危険の把握はどのように共有しているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、通学路の危険性箇所、本当に年1回、交通安全リーダーと語る会で、区長さんも入った中で、いろんな東伊豆町全体のことで、子供たちの見た視点から、ここが危ない、ここが危ないという中で、そこから順次見せてもらった中で、できることはどんどんやっていく中で、子供たちの提案、提言、これはどんどんやっていく中で、通学路の安全を確認しております。穴切が出ました。

私は以前、3代前のPTA会長さんと一緒に行きました。その中で、本当、現状はこうということは、その中でもPTAの方も、これはもうとりあえず金もかかるし、とりあえずこういうときは歩かない方向でやってもらうしかないねとか、本当にこれは、とりあえず民間の土地でございますもので、これは当然、こういう状況になったものは教育関係の学校のほ

うも、当然このような状況の中で台風の後には通さないような方向で、私はやっていると感じております。その辺また、教育長からどのような学校が指示出しているかと言っていただきますので、ただ、一応、このやつは、以前の2、3代前のPTA会長と言った中で、いろいろ現場見させていただきました。

そのときも木のことも言われました。しかし、この木に関して、また所有者のことがちょっと、それがPTA会長も理解して、当時のPTA会長には理解していただきました。そんな中でこれが確かに通学路として適切かということは、ある程度、その辺はありますけれども、小中一貫の中でもいろいろ検討しておりますもので、そういう中でこの辺のことも改良できれば改良していけたらいいのかなということで感じています。

これを直すの、大変、莫大なお金もかかりますし、とりあえず崩れたところが、とりあえず民間の土地でございますもので、町といたしましてもこれを町道と、これは整理した中で、子供たちにはこういう状況のときには通学路としては通っていきませんと、その中でまた、その学校の通学路に関して、また学校側と協議した中でできるだけ、その子供たちに負担をかけないように、そのような方向でまた教育委員会と話をしていきたいと考えております。

以上です。

ごめんなさい、訂正します。掘切を穴切と言ったらしいですが、ちょっとその辺は訂正してください。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 台風の後の写真、本当にこのような状況で、日頃から木が多くて、坂道であり、道が狭いということもありまして、台風のときにはこのような状況があったということは、私も実際見に行き確認しております。ただ、笠井議員さんがこの写真撮られた後じゃないかなと思いますけれども、私も見に行きました。

それで、日頃の危険箇所の情報共有ですけれども、町長が答弁しましたように、定期的子供たちとそれから教職員と、通学路を歩いたりしながら、まず危険箇所の把握、確認、そして必要があれば保護者への連絡等は日頃の、年間を通しての危険箇所把握ということで、情報共有をしているところです。

こういう災害時、台風等の非常に大きな危険というか、倒木があったり、物が落ちたりというようなことがありました場合は、早急に学校職員も通学路の点検は、そういう災害、台風等の後にはできるだけ早く行って、子供たちの通学の危険なことにつきましては、保護者にメールで配信するとかということはその都度対応しております。ただ、このときの台風の

ときには非常に範囲が広がったということもありまして、全て早くに皆さんに連絡できたかということにつきましては課題は残っています。日頃の災害等、こういう危険箇所が生じた場合の連絡等の共有はそのような形で行っております。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ご答弁ありがとうございます。

30年の質問のときにも、町長はこうおっしゃっています。小中一貫の検討委員会の中で、これも含め検討していくということもおっしゃっています。今の答弁も同じと。その間は特には今までどおりという形なんですかね、これに関してじゃないですけども、こういう危険場所のところ。来年度も今までどおりPTAと歩いていくと。

僕が言いたいのは、何か言ったら、先ほど教育長も言いましたけれども、保護者への連絡、共有というのはあるんです。確かに、台風の後とかメール、あとは、ちょっとごめんなさい、控えて来なかったんですけども、先日かな、やはり倒木があって、堀切通れないのでということでメールがありました。安全確保するまではちょっと通れませんよというメールの配信はありました。ただ、大きなものとか、そういう要は風が吹いただけでも枝が落ちるような場所を通学路としているのはいかななものかと、僕は思っていますので、その部分に関して、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この中でやっぱり、通学路としていかなものか。しかしながら、やっぱり当時も、今聞いてわかりませんよ、当時のPTAは本当に町の状況を理解していただきました。その中でPTAとしてはできることはやりますよと言った中で、現状いっております。確かにそういう中で、町はどうかと言われればそれは直したほうがいいに決まっているのは決まっています。しかし、いろんな財政状況を考えたら、やっぱり遅いと言われても、何とも小中一貫の中でやっぱりこの辺は解決していきたい。そういう中で、いざ災害が起きないように、台風の前とか後、これは通学路としては危険なものですから、その辺はもう十分に対応して、教育委員会とか、そういう中で対応していただきたいと考えております。

基本的にやっぱり、PTAもある程度、その辺の理解をしていただきまして、できることはやっていただきたい。町といたしましてもできることはやって、また本当にこのときは当時のPTA会長と一緒に回りました。そういう中で、当時のPTA会長はこの広さは、町といたしても、できることは限られていますよねということ、理解していただいております。

そういう中で、やっぱり町としても最善のことは尽くしますけれども、今の状況の中ではこの通学路が果たして適当かどうかと言われれば、この状況を見る限り、それは大変厳しいなと考えておりますけれども、その辺はまた何回も同じような答弁になりますけれども、小中一貫の中でこれはやっていきたいと、なるべく早急にそれは解決していきたい、そういう考えでございますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

民地であって、なかなか手を出せないというのは、前回の答弁でもお伺いしていて、それは僕も理解しております。要はこういう状況のところを通学路にしているのはどうなんですかというお話なんです。要は危ないなと思っているんだったら、じゃどうすればいいか。2つしかなくて、整地をするかルートを変えるしかないんじゃないですか。そのルートを変えると考えたときに、例えば湯ヶ岡赤川線、太田のほうから遠回りにはなります。道は広いです。あそこは車の通りも多いので、大きな倒木というのも、僕もなかなか見たことはないです。道も広いですよ。なので、例えば、ここが危険なので、そちらを通学路としてするかという考え方は今までなかったんでしょうかというのが1つ聞きたいです。

2つ目は、やはり学校としても集団下校のときに堀切というくくりをつくっています。先生たちも一緒に歩いてきますけれども、そこに対してもPTAだってそうですけれども、危ないと思っても、ここが通学路だからここを通らなきゃいけないという考え方を持っている方々、たくさんいます。だから、送迎をする親御さんたちもいるんです。特に雨の日はそういう危険が増しますから。そこに関して町長は、ここを通学路として、学校も昔からそうなっているからそのままがいいのかとお考えなのか、新しいルートを住民とかPTAに提案をして、危ないからそちらのほうを町としてはしたいという協議をしていくのか、どういう考えを持っているか教えてください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 町としては、基本的にはその赤川を使っていったほうが大変ありがたいと思います。そういう中で、またそこで使っていただきたい。それを快く受け取っていただければありがたいですけれども、遠くなることによって、また移動手段を町として考えていく、そういうことを言われてしまっても、また頓挫いたしますもんで、町としてはこういう状況

の中で、ここを使うというのはいかなるものかという中で、また、PTAの方の話す中で、その赤川のほう、今の湯ヶ岡赤川線ですが、あのほうを通学路として使ってほしいといひますと、そこでまたいろんな、また要望が出てきますと、またいろんな面でも、また、長引くと思ひますので、町としては要望はしていききたい、提案していききたいと考えております。そういう中でどのような方向にいくか分かりませんが、基本的には、町としては、できればここは使わないで、一応、湯ヶ岡赤川線、それを通学路として使っていただきたいなということをして新年度に対してまして、PTAの会長につきましては、そのような方向でも学校側と話し合はしていききたいと思ひますので、御理解願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 笠井議員さんの太田の方向を回るといふ通学路の検討ですが、今まで保護者からそういう強い要望等がなかったということもありまして、実際に検討したことはありません。ただ、通学路が現在の堀切の通学路が昔から使われているものであるといふことは、昔は太田のほうの道路もそんなに広い道路状況ではなかったといふこともあったかと思ひますけれども、もともと通学路は子供たちの通学の距離をもとに、できるだけ距離的な負担のないようにといふことで、学校ができてといふか熱川小学校の通学路が今に至っていると思ひます。ただ、その当時のこの堀切の状況と現在の状況はやはり違ふところがあると思ひます。木が大きくなって、大きな木は風等、影響を受けてやはり倒れやすいとか、やはり昔なかった危険がさらに増しているといふような状況は、私もそういうところ御指摘のとおりだと思ひますので、これから通学路に関しては、子供の負担、それから保護者の皆様の御理解をいろいろいただければいけないので、これから、この堀切の状況について皆さんと確認した上で、検討していく、保護者の御意見等も伺いながら学校と相談していくことが必要ではないかなと思ひます。今まで検討したことは、今のようない経過でございませぬ。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 御答弁ありがとうございます。

今まで検討されてこなかったといふのは、教育長がおっしゃったとおり、距離的な部分といふものがあると思ひます。ただ、距離なのか、子供の安全なのか、これをどちらを取るのかといふのは保護者であったりとか、決めるのは町であったり、教育長であったり、学校であったりといふところがあります。

例えば、僕が思うには、距離、確かに短いほうがいいに決まっているんですが、そこにやはり危険があれば、多少遠回りさせてでも歩かせたいというのが親の心じゃないでしょうか。ですので、これに関してはぜひ、来年度、対象地域の保護者様にアンケートをとっていただいて、来年度中に結果を出さなければ、やはり事故は起きる可能性というのはどうしてもあります。今まではなかっただけ、町長も30年の答弁のときに、子供の安全性、これが十分注意しないと考えておりますと。そういうふうな事故が1件も起こらないような、そういうまちづくりをしたいと答弁をしておりますので、ぜひ来年度、やっていただいて、進捗状況等進めていただければと思います。

その財政状況でバスを出すだとか、木を切るということはなかなか難しいことも私も分かっております。なので、距離が遠くなっても歩かせたいというお母さんたちもいると思いますし、実際、そういう話も遠くなっちゃうけれどもねというのはありますが、町がそういうふうに太田のほうを通学路ですと言ったときに、もう近いから堀切を通らせるんだというのは、もうここは親の責任になると思います。もう、ここは親の責任になると思うんで、そこは最終的には判断はやっぱり保護者になってくるんじゃないでしょうか。

ですので、この危ないとみんなが認識している場所をやはり町が率先して、学校と一緒に危険なのでルートを変えたいと保護者のほうへ説明をしていただいて、理解を求めるような行動をお願いしたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに堀切は通学路というそういう概念がこびりついておまして、やっぱり我々もそうですし、教育現場もそういうので、今、一つ、笠井議員からそう提案されました。大変いいことだと思いますので、これはまた町といたしまして、教育委員会のほうで、投げかけた中で、やっぱり子供の安全性を考えた中で、やっぱり通学路として、ここよりか距離は遠くなるけれども、そういう点はどうですかと、またアンケート、いろんな中でとった中で、やっぱり最善の方法をやっていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

じゃ、それではそれに期待をして、この1問目の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、漁協直売所開設に伴う経済波及効果についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） それでは、2問目の漁協直売所開設に伴う経済波及効果についてをお伺いしたいと思います。

直売所がオープンして、約11か月が過ぎようとしております。計画段階で町の起爆剤となり、周辺の経済効果が十分に得られるとのことでした。その点を踏まえまして、以下の点をお伺いいたします。

1点目、周辺の商店への経済波及効果は前年度対比でどの程度の予測ができていますでしょうか。また、来年度以降の予測はどのようになっていますか。

2点目、港の朝市への経済波及効果は前年度対比でどの程度の予測ができていますか。また来年度以降の予測は。

3点目、生産者の所得向上も目的になっていましたが、どの程度、所得向上が見込まれているのか。また、来年度以降、税収はどの程度の伸びを予測しているのか。

4点目、直売所が完成して町内への流動人口がどの程度増加したのか。また、来年度以降の流動人口推移の予測は。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 笠井議員の第2問、漁港直売所開設に伴う経済波及効果については、4点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、周辺商店への経済波及効果ですが、町では具体的な数値等を把握しておりませんので、前年対比とする数字をお答えできませんが、人通りが増えまして、若干ではありますが売上げが上向きの商店がある旨、伺っております。来年度意向にも少しずつではありますが、来客数が増える商店があるのではないかと予測しております。

2点目についてですが、港の朝市への経済波及効果は独自に具体的な予測はしていません。来年度以降についても特に必要性がないことから予測はしていません。

なお、直売所開店後の朝市の売上げにつきましては、朝市に常時出店し、さらに売上げの報

告が4月から12月までそろっている10店舗の比較で前年対比マイナス8.4%になっております。

3点目についてですが、1月末のデータでは直売所への出品者登録会員が132名いらっしゃり、5,200万円前後の売上があると伺っております。これらの登録者の方々の所得が向上したものと解釈しておりますので、この向上分が来年度以降の税収の伸びになるものと考えております。

4点目についてですが、1月末のデータでは、7万7,000人のレジ通過者がカウントされております。単純計算で約15万人の方々が直売所に来店されていらっしゃるわけで、稲取漁港周辺への流入人口と捉えていいのではないかと考えます。来年度以降もこの数値を維持していただければと思っております。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 御答弁ありがとうございます。

まず、1点目の経済波及効果については、以前から調べていないので、把握する数字がないので具体的な数字は分かりませんという答弁でよろしいでしょうか。

この直売所に関しては、紆余曲折ありまして、当初の計画、直営から漁協がやっていただくような形になりまして、反対した議員もおりましたが最終的には出来上がるというものでしたよね。そのときに、町長は計画段階で経済効果というか、起爆剤になって町の経済を盛り上げるんだと言っておりました。そこが、人通りが増えたし、一部の店舗の売上げが上がったと言っていましたけれども、数字が出なければ分からないですよ。僕が土日見ている、できたから物すごく増えたとかいう感覚はないです。確かに港の周辺の車は朝市のとちょっと増えたかな程度の形は見受けられますけれども、でも、町長、今、こうやって首捻りましたけれども、これって数字が出ていないから分からないですよ、体感的なところだから。僕はそんなに増えていないと思っているけれども、町長は増えているから首をかしげている。だから、数字がないからそうっちゃうんです。

なんでこの1年というか、町長そういうふうに計画をした段階で、今調べていないのかなと思って、そのところを聞きたいなと思います。

要は、町内の経済波及効果とか起爆剤だとか言ったんですから、そのところは何をもってそうなるか、やっぱりここ10か月やってきた中でちょっと教えていただけたらなと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 経済波及効果、これはすぐに出ませんよ。これは長い目で見ていただきたい。そういう中で、今、現状を見ますと流入人口が15万、土日は朝市だけでした。平日に来ていただいている。これも全然違うじゃないですか。これに関してはもう完全に流入人口ですよ。朝市、土日やっているだけじゃなくて、それ以上に平日やっている、お客が増えている、この前、月曜日にオープン町長室をやっておりますけれども、そのとき平日です。あの辺の駐車場、こっちはいっぱいでした。これは以前なかったことです。やっぱり今までは外で買い物してた人が、やっぱりこらっしえでやってくれている。それは、はっきりしてこの町に対していいことじゃないですか。私はそう考えております。それが数字に見えないとか、数字にはっきり見えているじゃないですか。基本的には7万7,000人ですとか、15万人の人がいるんですよ。これは平日を含めた中でもこれだけの人が来ている、これは一つの流入人口という中で、これは完全にこの経済効果あると私は考えております。また、雇用の方もいます、7、8人。そういう中で、数字を調べていない、これはなかなか厳しいですが、現在、見た中ではやっぱり町の人たちも多少、できたおかげで稲取から直売所では歩いている方が増えて、活気が出てきていると言っております。やっぱり長い目で見た中で、やっぱり10か月の中で、そんな急にぱあっと来るような、そんなまちづくりではないと私は考えておりますもので、いろんな面でデータの面は、また観光課長が持っておりますもので、その辺はまたちょっと説明した中で、これだけの経済効果があったということは、また笠井議員に理解していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（森田七徳君） これは、直売所、朝市、双方について、経済波及効果について御質問いただいているものですから、まとめて私のほうから答弁させていただきます。

経済波及効果について、独自に具体的な予測というのはしておりません。というのは、独自に具体的な経済波及効果の測定をしようと思うと、町のノウハウではできないものですから、当然、もしやるとすればコンサル等に外注して正確な経済波及効果を図らなければいけません。これコストをかけて経済波及効果を測定して、それが次の町の施策に生かせるようなものであればコストかける必要があると思うんですが、経済波及効果が幾ら上がったということが将来の町の独自の政策に今現在では反映させる要素がないということで、具体的な効果をお金をかけて予測することはしておりませんが、ただ一般論として、あそこに直売

所ができて、経済波及効果はどのぐらいあったのかなということであれば、総務省のほうで産業関連表というのをを用いて、経済波及効果を計算するような仕組みのほう公表されております。

現段階で、また売上げが1年間たっておりませんので、現段階で、コロナの影響等は考慮しておりませんが、4月から12月の直売所だとか朝市の売上げから、これを1年間の売上げに換算しますと、直売所については、消費税込みで年間の売上が1億5,000万円程度になるのかなというふうに考えておまして、これを総務省のデータに基づいて計算をいたしますと、農林水産業の経済波及効果というのは、新規事業に対して1.47倍程度という数字がございますので、大体2億2,000万円程度は経済波及効果の数字としては表れてくるのかなということと考えております。

同じような計算をしますと、朝市のほうはレジシステムがないものですから、売上げのほうも自己申告で、任意の自己申告なものですから、1か月ずつ出す方もいれば、3か月、6か月、1年まとめて出す方もいますので、現時点で、まとまっている10軒程度のお店の伸び率等から推移をしますと、朝市のほうについては同じような計算で経済波及効果が9,300万円ほどとなります。これ、両方合わせますと3億1,300万円程度、経済波及効果が上がったということになります。

また、お客さんの数については、直売所のほうはかなり正確な数値が把握できておりますので、町長が申したようにお客さんが増えた人数についてはかなり正確な数字がでているのかなというふうに思っております。

以上、一般的なモデルケースに基づいた経済波及効果の計算でございますが、町長も言ったように経済、今まで取りこぼしていた平日の朝市のやっていないところでの観光客の消費、これ、今まで過去の観光客の動態等を見ますと、うちの町を出ると一番多い人がどこに行くかという、伊東のマリントウンに寄っているというような数字がありまして、せっかくの買い物、お土産物等の購入が町外に流出していたものを町内に引き留められたということだけでもかなりの経済波及効果があったのかなというように、観光商工課としては評価をしております。

以上です。

- 議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。  
(2番 笠井政明君登壇)
- 2番（笠井政明君） ありがとうございます。

要は、確かに経済波及効果というところで、数字、そのぐらいの売上げというのは全部じゃないだろうと思っけていますから、そんなにびっくりはしていないんですけども、地域商店に、僕が言ったのは地域の商店ですよ、の巻き込んでやると言っていたじゃないですか、そっちも当然上がってくる、一部商店は上がっていると言っているんだけど、一部商店は上がっているけれども、いや、そうでもないよという声も聞くというところも、僕もあります。

要は、つくるときに結局、あれはもう絶対的に必要で、町長は、直売所は絶対必要で、税収の歯止めを利くとかいうことを言っていたものですから、もうちょっと、町長、そこまで言ったのであれば、細かく、町は町で独自でいろいろ探っているかなと思っけて聞いたわけです。

そうしたら、直売所の、直売所で7万7,000人、レジ通過していますよと、それは分かります。だけれども、それイコール流入人口ではないわけじゃないですか、15万人というのは7万7,000人も町民の方も結構使っていますよね。使っていると思うんですよ。だから、売上げがこれだけありますよ、町内波及効果というのはある意味、もしかしたらそれは大きなスーパーの売上げがこっちに来ているかもしれないけれども、個人の人達の商店のもこっちに来ているかもしれないというところもあると、一概に増えたからよかったねと、万歳、万歳というわけにはいなくて、いろんな原因というのを追究していかなきゃいけないんじゃないですかと。

僕は別に、できてそこが、売上げが悪いんじゃないかとか、お荷物なんじゃないかというつもりも毛頭ないです。要は、できてしまったので、あれを核として、先ほど言ったように核として流入人口を増やしていきましょうよと言っけていますし、以前の答弁には5%ずつぐらいを目標に伸ばしていきたいと町長言っけていますので、じゃ、今後、どうしますかというところなんです。今年オープン初年度で、当然、新しいものができたら皆さん行きます。ただ、来年度以降です、2年目、3年目。町長はまだできたばかりだからと言っけていたけれども、僕はそうじゃないと思うんですよ。今年1年、いい印象つくらなかつたら、来年、再来年のリピーター、どうやってつくみましょうかというところなんです。

その辺も含めて、やっぱり、町として補助金を出している部分で、運営は漁協さん、農協さんです、売上げとかは。そこは頑張ってもらっけていながらも、町全体としてのやっぱり指導じゃないけれども、まちづくりの一環としてもうちょっとどうだよとか、来年度以降、やっぱりこういうふうにしていかなきゃまずいという思いはあるかどうかというところを教え

ていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当にこれは、本当、つくったときには流入人口の拡大も一つの目的でした。そんなように、今、言ったように流入人口が確実に増えております。やっぱり、これを長い目で、1年間かけてうちはどれだけすぐに結果が出たか。やっぱり、これはまちづくりというものはそういうものじゃありません、はっきり言って。流入人口増やした中で、どんどんそれがまた町内を歩いて、それがまたほかのところの商店で買う。1年目はこういう結果で、確かに一部のやつは増えましたけれども、全体的にまだ波及効果が出ないじゃないかということは、もう少し長い目で見ていただきたいと思います。

基本的には、まず、当初の目的であったやっぱり基本的には観光客がよそで買っていたものを、一応この直売所ができた中で町内消費が増えたということ、さらにもう一点、やっぱり近場の人々が近場で買い物してあげようということも要望がありました。その中で、今言ったように、笠井議員が言ったように、住民の方もこれ使ってもらっております。

そういうふうなところから、一部が外部資本のところに行かないです。ここで使ってもらっている、これは大変ありがたいことで、やっぱり町内経済の活性化にもなっていますし、またこの近くの住民の方にもそういう中で使っていただければ、また当初の目的であるのかなと考えております。

その中でやっぱり、ある程度のことは、これが、町がある程度やっていけば直接この町が、この町とはっきり言いますけれども、ある程度やっぱり展示に感じましても、ちょっと町としても不満があります。基本的には今の状況では、確かに1年目で、はっきり言いまして、計画の段階で800円でした。それが今1,400円、1人当たりの単価です。当時も少なめで800円とした中で、今1,400円、当時、皆さん方、800円でも高いんじゃないかと言っていましたけれども、現実問題としても大体倍以上の方の売上げがあります。やっぱり、そういうのも徐々に見てもらった中で、確かに町目で来ている、それも確かでしょう。その中で、やっぱり町としても、3年目、どのようにやっていくか、一番、自分が危惧しているのはやっぱり展示の仕方とか、いろんな面でまたお客を魅了するような陳列の仕方、また内容、その辺はまた、今度改めましてまた、漁協、農協の方には一応、今度は提案です。こうやったほうがいいんじゃないかということは、また言っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（鈴木伸和君） ただいまの来年度以降の町の指導は、ということなのですが、この直売所できてから、毎月、前月のポスレジデータのデータ解析、それを踏まえて静岡県、それから東伊豆町、商工会、それから農協、漁協の幹部が入りまして、毎月データ解析をして、次の月に反省点をどうしたらいいのか、何かイベントを打つ手があるのかとかいうのを毎月やっております。

それから、補助金をいただいた関係上、毎年6月に水産庁にこれから5年間、事業評価をして報告しなければなりません。最初に町が提出しました補助金の申請書の目的に沿った内容で活動がなされたとか、なされない場合は当然指導が入ってきますので、それがこれから毎年6月に事業評価があるということでございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。  
(2番 笠井政明君登壇)

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

そうですね。増えているということは、分かるんですけども、町がやはり補助金を出すときに、僕は附帯決議というものをつけて提起させてもらっています。その中では、町内の商店、商店街との連携を図ることを十分検討していただくということを言っておりますので、要は、あそこを核にして歩いてもらうと、町長、言っていることはごもっともでございます。ただすぐには出ませんよというんですけども、すぐに出ないんだったら、じゃいつまでにどうしようという青写真でも考えない限り、あそこに人がいて流動する計画というのは町として、これは町が考えなきゃいけないと思いますよ。あそこに核として町をどうやって歩くんだという計画だったりとか案だったりというのをコストかけずに考えるのが仕事じゃないでしょうかというところですよ。

だから、あそこにポスで7万7,000人が売上げがこんだけあって、当初の予測より上がっているんだと、それは当初1年目です、上がっていると思いますよと、と僕は思います。ただこれを維持していくのがどうするですかということです。要は今のままあけていて、来年度、再来年度いくんだったら、みんな、そうですねという話です。

町長は御覧になったかどうかは分かりませんが、グーグルマップの稲取漁港直売所、この「こらっしえ」のロコミって御覧になったことございますかね。結構、ここにはシビアなコメントがたくさん出ていまして、評価に関しては3.3というところですけども、やはりこういうロコミ、評価厳しいの結構ありますよと。ここで言ってしまうとまたあれになります

かなというところもありますけれども、こういうところでやっぱり評価がこう1年目が出てしまうと、2年目とか、あ、できたんだって行ってみようかといったときに、必ず調べますよね。この評価が悪ければ、ああ、じゃ行ってもしょうがないよねという話になっちゃうと、だんだんこれが人が減っていってしまうので、5年ごとの評価と、さっきも課長言っていましたけれども、だんだん厳しくなっていく。

じゃどこで手を打つっていうのは、毎月データをもらっていると言っていますけれども、町が売上げにどうこうは言えないだろうから、町内の経済効果に関しては、いろいろ提案はできるのかなと。だから、そこに寄るような何かをやってもらったら滞在時間が増えて町を歩かせるから、もう一回そっちに戻れるよとか、そういう提案をしていかなければいけないのかなと思っているんですけれども、その辺どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに口コミで本当に今3.3、もっともでございます。

それで今3.3という数字、これがどんどん悪くなったら本当に困りますもので、その口コミによって、今お客さんが来るような状況でございますけれども、これをまず上げるような方法で、当然またこれは指定管理者の方とか出店している方、やらなきゃいけないと考えている。そんな中でいろいろなことイベントもやっている。しかし、最終的にはその品物がどのような品物が置いてあるか、またその品物がよくても、陳列の仕方がいかなものかとかありますもので、そういう中で、やっぱり町といたしましても、確かに笠井議員が1年目ですから、その御祝儀もあるでしょう。しかし、その御祝儀に甘えない中でやっていかなければいけませんよということはまた強く言っていきたいと思えますし、そういう中で皆さん方も、やっている皆さん方も、それが十分承知してやっていると感じております。

そういう中で、私、1点またお願いして、何度もお願いしているんですけれども、とにかくあそこには食べる施設造りませんでした。基本的には食べる施設を外に造った中、町が歩いていけたらいいなという中で、今やっている中で、そういう食べ物を作るに關してもやるし、やっていきたいなということがいますもんですから、そういう人達はどんどんやってくれという中で、町内循環型が歩くような方向をやっていきたいと思えます。

今回、本当はコロナがなくなれば、一応、素盞鳴神社と三嶋神社というのが1つの、両方も、この町めぐりもできると考えておりましたけれども、今回、そのコロナのおかげでお客が本当に減っておりますもんで、そういう中でいろいろな中で、この「こらっしえ」をせっかくつくったもんですから、もう最初の目的のとおり、町の起爆剤、また町の活性化なる

ようなことで、今の状況が続けるか、それ以上になるような方向で町はまたいろいろな面でその指定管理者に提言、そういうふうにしていきたいと考えておりますもので、御理解願いたいと思います。指定管理者じゃない。今実際やっている、その方にやった、そういうような提案をしていきたいと思いますもので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） では、町に関しては御祝儀もあるというのは、町長も分かっているということ、来年度以降も、引き続き売上げが町に経済波及効果があるような形で打っていくんだろうなと解釈をします。

それで2つ目、直売所の売上げがマイナス8.4%ですか、前年比。朝市、ごめんなさい、朝市ですね。この原因は具体的に何か原因が分かっていますか。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（森田七徳君） これについては、先ほどちょっとお話ししたように、まだ確定した数字が出ていないものですから、非常に荒い推計でございますので、その点ちょっと承知をしておいていただきたいんですが、令和元年度、コロナの影響を考慮しないとしても、朝市の売上げが年間で1,600万円ほど減るのかなというような推計をしております。

ただそのうちの1,000万円は、農協さんと漁協さんが朝市から出た分がございまして、実質の売上げの減少が600万円前後かなというふうに見ております。ただ過去の入湯客と朝市の売上げのデータ等をこう見ていきますと、現在、入湯客数も、残念ながら令和2年度のほうも減少しております、観光客減っているという影響が朝市にも当然影響を与えております。ですので、減少分、減少見込分の600万円程度のうち、もし直売所の影響で減ったものがあるとすると300万円から400万円かなというようなことで推計をしております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

そこに関しても、町長は両方で相乗効果あって売上げが伸びるんだと言っていたので、減るということは何か分析をしているのかなと思ったんですけども、農協が抜けたから1,600万で、入湯客数が減っているから実質300万円程度じゃないですかということですけど

れども、減っていますよねというところです。

減るのが悪いと言っているわけじゃなくて、じゃ、町長は命をかけてこの計画をやっているんだと言いましたよね、当選した直後。その前もそうですけれども。命をかけてやっているとって、朝市、直売所ができてお互いが相乗効果で高め合って売上げが伸びていくんだと言ったんだったら、来年度以降をこのマイナスが黒字化するというのでいいですよ、計画的にはね。ですよ。そういうふうに腹をくくってやってくれているんだろうなと僕は思っていますけれども、まだあります。そこが1つ。

2つ目です。先ほど直売所の出店に関してですけれども、農家さんたちも、確かに売上げが5,200万円ですか、132名、5,200万円の売上げがあるよという形になっています。だから、所得は向上してくるでしょうと。ただこの出品者さんたちの132名は全部町内者さんでいいと思っていんでしょうか。結構町外者だったりとかの方の出店もあるような感じもするし、農協の持込み分とかもあるけれども、この132名は町内の人たちの売上げでよろしいのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに相乗効果ということは言いました、強くね。これは、本当に私どもはできると思って今回できませんでした。やっぱりそれなりの理由がありまして、やっぱりこっちを売って、また朝市が目立たなかったらね。その朝市さんに聞けば、そのリピーターは来ていると。新規の方が来ていない。やっぱりこの新規の方にいかに取り組むか、やっぱりこれは新年度の課題ですよ。やっぱり「こらっしえ」だけが目立って、今、朝市の会場がほとんど目立たない。こういう現状でございまして、朝市の会場がまたさらに見えるような方向でやればまた増えるんじゃないかと考えております。

しかし、これも早急にやって来年すぐ黒字になるかと言えば、それはまた朝市さんのほうのまた努力もあるでしょう、いろいろな面で。減ったからともっと努力した中で頑張るぞというね。やっぱりそういう中でも、お互い競い合った中で、これが上がっていく。私からそれが相乗効果だと思っております。

今後、たしか600、300万赤字でございまして、一因として、朝市をやっているということが分からなかったりとか、また朝市の方から結構言われておりますもので、やっぱり現状、「こらっしえ」があっても、朝市がちゃんと開場、土日、休日はやっていますということを分かるような方向でやれば、また違った方向で努力することじゃないかと考えております。これまた朝市の皆さんと相談した中で、どのような方向が一番いいかという中は検討してい

きたい。

それでさっきの132名、これは全部町内じゃありません、はっきり言いまして。笠井議員も知っているように、町内の方もありますし、町外の方もあります。県外の方もあります。そういう中で、全てがというのは少し、その町内も出した人も必ずやもう所得上がっているんですよ。だから、少しだけでも所得が上がれば、それはもうひとつ上がっているんですよ。

その売上げ以外にも雇用効果としても、七、八人の方がそこに勤めておりますよ。やっぱりそうなるいろいろな面で、目に見えないところではそういう経済効果という、私は考えておりますもんで、もう少し長い目で見ていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 長い目で見ていただければということなんですけれども、何もこうしなければ、気づいたときには駄目なときがあるじゃないですか。だって、1年に1回売上げ見てああ駄目だったね。それじゃ、やっぱり遅いじゃないですか、遅くないですかということころです。

僕が言いたいのは、あれですよ、要は今売上げが落ちていても、上がっていても、どっちでもいいんですけれども、それに対してどうするんですかということ。そういう計画をやっぱり指導していかなければいけないし、それは町としてあそこを起爆剤として、中心として町歩きをさせるというのであれば、町の商店はどうやって使うんですかって、商工会と話をすべきだし、朝市の人たちだって、「こらっしえ」が目立っていて、朝市が目立たないから人が来ないんじゃないかって、多分似ているから来ないだけだと、僕は勝手に思いますよ。これは僕の考えだからね。

だから、その原因というのをちゃんと見ましようよ。例えば、呼び込んだけれども、人は入っているんだけど、売上げが上がらないのか、そもそも人が入ってこないのか。これですごい変わると思うんですよ。例えば、人は入ってきてぐるっと回って出ちゃうよ。これは何でだろうといったら、これは「こらっしえ」の袋を持っているから。そういうものもあるでしょう。だから、そういう原因を早くつかんでいかないと、1年置いておいて、さあ、余りよくなかったね。来年頑張ろうということじゃ駄目でしょうという話なんです。

だから、そこを町長がどうこうするんじゃないんだけど、ちゃんと逐一チェックをしながら、話し合いをしていかなければいけないし、2,600万円、やっぱり町の税金を入れて

いる、補助をしているので、やはりほかのところにも波及ができるような施策を打つなり、やらなければいけないと思うんですよ。ただお金をまいてじゃないですけども、看板作って、何作ってって、もうやれる時代じゃないんですよ。そうするとどうするかといったら、早い段階で考えていって、お金をかけないでどうやってやろうかというところに時間をかけなければ難しいですかというのが、僕の質問です。どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、時代の流れの中で、一般にやるのはSNSですよ、フェイスブック。それで拡散した中で、口コミもそうじゃないですか。はっきり言ってSNS，そういう中で3.3と出ていると。しかし、やっぱり今言われたように、看板をやればすぐできる、そんな問題じゃないです、はっきり言って。いかにこの口コミの中で情報発信していくか。そういう状況ですよ。

やっぱり長い目で見てくれと言ったのは、やっぱり何もしないということはないですよ。やっぱりいい方向でやっていきながら、そういうやっていく中で長い目で見た中で、まちづくりを見てほしい、そう言っている。長い目で見てくれというのは、何もやらないということじゃないということは理解していただきたいと思います。ある程度、そういういろいろ改革した中で、長い目で見てこのまちづくりを見てほしい。そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

当然、そういう中で、担当課長が言いましたように、一応、1か月1回、いろいろな方が集まってやっているという中で、またいろいろな面でそう言います。そこもまた商工会なんかも入っているのかなと考えております。そういうまたメンバーも、また担当課の中で聞いた中で、今後この「こらっしえ」が本当にいい方向でこの町の起爆剤になってくればと思っておりますもんで、町としても、言うべきことは言っていきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

これがね、町長が言うように起爆剤になっていくことを願っておりますが、あと1個、すみません、聞き忘れていました。

今、農協さんが入っていますね。漁協さんが主体で農協さん入っています。昨年、県東部

地域の農協が数年後に統合されるという話が出ましたよね。今の直売所の人件費とかは、一応今の伊豆太陽の本部扱いなのかな、人件費とかが農協さんが持っているんだけど、これ統合して東部地域ででかくなったときに、先ほど町長、計画の段階で3年とか数年とか、もう赤字でも人件費だけ出ればいからやっていくんだと言っていると言っていましたけれども、ちょっと状況が変わってきましたよね。

町長、今もうかっているし赤字じゃないみたいな感じなんだけれども、これ採算ベースに農協が合わないといったときに撤退するということってあり得ないですかというところなんですけれども、そういう話は、約束は当然できていますかね。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的にはもう撤退しないという中で、ある程度やっていただいている、これはまあ現況。それで合併という話が出てきました。しかし、これはもう従来のごときはもうやってもらう。もし、町が出ていけば出ていきますよと、やっぱりこの「こらっしえ」の一番のメリットは、漁協さんと何回も言ったように農協さんが一緒になってこれやってもらっているということ、本当に珍しい。そういう中でこの直売所ができてるのが、これがもう一番のメリットでございまして、計画の段階からもう農協さんと漁協さんがコラボした中で直売所をやっても、全国で本当に珍しく、これはいいでしょうということは、もう再三再四議会のほうにもう言っています。

そういう中で、撤退という話、たしか合併になれば、そういうことも考えられるでしょう。しかし、町といたしましては、それでは困りますもんで、それは合併する前のことも、一応、町の姿勢をはっきりと漁協さん、農協さんのほうには言っていきたい、そう考えておりますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 町長が強く言っていただけるのはありがたいと思います。

ただ農協さんは、会社ですから、採算ベースに合わなければ、僕が経営者だったら切ります。そこだけ覚えておいていただいて、この質問は終わりにしておきます。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに民間というのは、何かもう計画の段階から言っておりました。これは農協さんは民間と、確かに民間、半公共的で、それは民間と切り離れた考え方でやっ

ていただきたい、そう考えておりましたもので、それでちょっと頭のほうちょっと変えていただいたら大変ありがたいと思います。何しろ、この「こらっしえ」に関しましては、本当に笠井議員が心配しているような方向で行かないような方向で町としてはやっていきたい、そう思いますので、また御支援いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で笠井議員の一般質問を終結します。

この際、3時10分まで休憩とします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員の第1問、新型コロナウイルス感染症対策についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） それでは、私は1問だけ通告してありますけれども、新型コロナウイルス感染対策についてということで、新型のコロナウイルス感染症が猛威を振るって人々の生活、社会生活だとか経済に大きな影響を与えていますが、当町の取組についてお伺いいたします。

質問を出したときから大きく変わってきたのは、小中学校、高校が唐突に全国的に休校しろということの要請があったようなことがありまして、このことについては、細かく触れていませんでしたけれども、関連がありますので、また町長以下教育長のほうにも若干のお答えをもらえればと思っています。

まず第1点目に、新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴って国・県、それから対策につ

いて通達だとか指導については国・県から来ているのかどうか。来ていれば、その内容についてをお答えをしてもらいたいと思っています。

それから、2点目については、当町として防止策及び発症が確認された場合の対策についてはどうなっているのかどうか。それから、水際の防止策、保健所等の連携だとか医療体制の確保、それから防御用品等の備蓄や町民への啓蒙についてはどうなっているのかどうか。それで相談窓口、これに対して特別相談窓口等を町として開設をするのかどうか。その辺のことです。

それから、3点目については、観光客の減少が著しいことがあります。各イベントだとか集会だとか、そういうものがストップしたらどうかということがありまして、要請がありまして、経済的な損失を我が町としては、どのようにして補足しているのかどうか。それから、また今ちょうど私どもの町のほうでは、ひなのお祭りのイベントがあるわけですけれども、その行事での対策、それからそれに対する経済対策についてはどのように考えているのかどうか。それから、これについても、相談窓口等が設けるようなことを考えているのかどうか。その3点についてお伺いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第1問、新型コロナウイルス感染症対策については、3点からの質問ですので順次お答えいたします。

1点目についてですが、国は1月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して以降、協議された内容につきましては情報提供されております。内容につきましては、感染症法や検疫法の整備による検査体制やまた「指定感染症」とし、その取扱い、予防についての普及、相談窓口の設置、医療体制などとなります。また、2月25日には状況を踏まえ、国としての基本方針が示されました。

2点目についてですが、当町としての防止策ということではなく国の基本方針に従い個々の一般的なせきエチケットや手洗いなどの予防を徹底し、感染の不安があるときは直接病院で受診をする前に保健所等へ相談し指示を仰ぐことが推奨されています。仮に発症が確認された場合は保健所による個別対応となります。「新型コロナウイルス感染症」については、「指定感染症」として取り扱われている水際の防止策、また医療体制、相談窓口などは国及び県が講ずることとなっております。具体的な案内は町のホームページへの掲載及び回覧に

て案内をさせていただいております。保健所との連携については2月6日に「賀茂地域新型コロナウイルス感染症に係る連絡調整会議」が開催され保健所、消防、病院、医師会、行政により賀茂地域での情報の共有と連携を密にすることが図られております。防御用品の備蓄についてですが、「新型インフルエンザ」対策として備蓄した消毒用エタノール、マスクがあります。その他に手指の消毒剤を購入して対処しております。啓蒙活動及び相談窓口の開設についてですが、個人ができる予防及び相談窓口については回覧にて案内させていただきましたが、今後必要な情報提供の周知については適宜行ってまいりたいと考えます。

3点目についてですが、新型コロナウイルスの観光に与える影響ですが、1月の中旬以降、宿泊キャンセルが出ております。2月末日現在で観光協会の実施した調査の回答のあった39軒の宿泊施設の合計で5万860人のキャンセルが報告されております。回答が得られなかった施設やその後の状況を考えると、影響はさらに拡大し、非常に深刻な事態となっております。今回のような世界レベルでの特殊な要因による観光需要の減少に対しましては、現時点で誘客対策的な経済対策を実施しても効果が得られないと考えております。

今後、経済対策を実施する場合には新型コロナウイルス感染の収束が見込まれ、効果が確実に期待できる段階で検討したいと思っております。

なお、相談窓口の開設についてですが、2月12日に商工会に設置済みでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 国・県から法律の載った形でいろいろ通達が来ているということで、その指導については、2点目の私どもの町のほうではどうしているかということが今、町長のほうから答弁がありましたけれども、私が確認をしたいのは、まず基本的には通達に載った形のものがそこにあるわけですが、住民の方は、例えば、自分がどこも行かないけれども具合が悪いとかというようなことで検査ができるかどうか、そういうことも随分気にしていると思うんですよ。それと、それに対して実際今、検査をする機能が保健所等しかないものですから、その辺の不安があって、そういうものの解消とかね、そういう中ででき得れば、相談窓口を町のほうでも設けてもらうことがまずできないのかなと。それが1つの住民に対する親切かなというようなことの方をしております。

それで、検査についても、現在は全国で4,000人ぐらいの確保しかありませんけれども、これから何か簡単な検査キットができて、今まで6時間もかかるようなものが30分ぐらいで、

1台の機械が数百万だけれども、30分ぐらいでできる。そういう機械も今後実際に医療機能だとか、そういうものに回ってくると思うんですね。そういうこともできれば、そういう相談窓口に来れば分かるようにしてあげるとか、あるいは先ほど町長、回覧と言っていましたけれども、回覧なんかも1つの方法だと思うんですよ。

それと、この新型のウイルス感染ということについては、初めてのことで、インフルエンザもそうですけれども、新型のときはまだ治療薬だとかワクチンだとか、そういうものがなくて、相当の恐怖があるわけですから、この治療薬等についても、相当なんか今いろいろな治療薬がだんだん開発されて、研究されて、間もなくのようなこともあります。そういう点では、私は人間の未知といいますかね、そういうことについては、相当の形があって数か月後になれば、インフルエンザと同じような格好になってくれればなど、そういう希望的な観測があるですけれども、現在の中でそこまでもいかないと思うんですよ。

そういう点で、でき得れば、相談窓口を設けてもらえるようなことがまず今の一連の検査の関係だとか、それから治療薬の関係だとか、あるいは実際に今度保険の適用ですね、検査も保険の適用になるとかということありますけれども、そういうことも含めて、生活相談といいますかね、社会的な生活の上で必要なものの相談窓口を設けていただいたらどうかという点だけ考えますけれども、それについてはいかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに提案。しかし、これはもう基本的には国・県のことでございまして、町がまずやっても、下手に混乱すると困ります。今言われたものはほとんどマスクミで推測でございます。これが確実にもう使えるとか、そういうあくまで、それでこれはいいんじゃないのとか、そういうものまだまだ曖昧なあれでございますもので、下手に町が開設いたしまして、町には町民に混乱を与えると困りますもので、とりあえず今は国・県の指導に従った中でやっていきたいと考えておる。

そういう中で、昨日、区長会があったので、県からこういうことが来ました。そういう中で、相談窓口はあくまでも新型コロナウイルスに関して相談窓口案内について回覧板に載せます。これはあくまでも賀茂保健所、県の施設でございます。だから、基本的には町が下手に相談窓口を出して下手な情報とか、そんな違った情報を流すと困りますもので、あくまで国・県の指導に従った中で町はやっていきたい。

その中でやっぱり1番は手洗いをまずやること、そしてあとはせきエチケットでマスクをやっていただく。マスクは余り影響ないと言いますが、基本的にはマスクをやってせ

きも減らす。それで、やっぱり1番は手洗いでございますから。一応町として町民に啓蒙したいのは、まず手洗い、これを励行していただきまして、あとはせきエチケット、マスクをやってほしいということをまず、これはもうさらに啓蒙していきたい。

そして、相談窓口は町単独で開設することは毛頭今のところございません。やっぱり下手に混乱を与えては困りますもので、あくまでも国・県の指導に従った中でやっていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 相談窓口については、混乱を来すようなことあるから、むしろ今、県等から来ている回覧ね、そのまま回覧で回すということですけども、実際に何というか現在の社会生活する上で、今十分に考えていかなければいけないのは、これからテレビだとか報道機関の中では、マスクも、それからトイレットペーパーだとかティッシュペーパーというようなことも盛んにあるということを行っているんですけども、実際にはどこへ買い物などに行っても、量販店行っても、実際にはない。まして薬局だとかそういうものへ行ってもなかなかないというような状態の中で、現実の中で困っているわけですよ。だから、もう今、町長が言われたように、私もやっぱり不要不急の外出を控えて、それからマスクをして、それから消毒液だとか手洗い、うがいです。そういうことを徹底させる上でも、もし、いや、町にお金を出すということではありませんけれども、でき得れば、例えば、国・県からそういう物が、マスクだとか消毒液だとかそういう物が入ってくれば、実費で住民の方に配布できるような形を、もし、とれないもんかなど。それが例えば、役場で窓口やるのか、あるいは薬局さんのほうで今、国が盛んにマスクだとかと言っていますけれども、そういう物を行政が直接依頼していただいて、薬局だとかに任せて実費で売るとか、そういうものはとれるのかどうか、この1週間とか2週間の問題だと思うんですけども、もしそういうことができるかどうかということについてをちょっと確認をしたいと思っておりますけれども、よろしく願います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） このマスクに関しましては、もう国が北海道という中で、もう政府の指示が来ないと。これはもうほとんど何年以來という中でも、政府の指示でもうこっちはよこしなさいと。それはもう北海道富良野町と、そうやるという中で、これは現実問題でも

うマスクはないのは、実際問題、これは風評ではありません。しかし、トイレットペーパーは完全に風評ですから、これはもう風評被害の中でやって。マスクだけは本当現実に国内にはないというのは現状でございます。政府がそのように言っているんだから本当にないでしょう。

それで、今のところ、この1週間、2週間のうちにそういう国・県からそういうことがおりにくるといことは今ちょっと考えられない。そういう状況の中で、本当にマスクは不足している。そのマスクのやっぱり一番必要としているところ、今は北海道、政府が出した指示は私は大事と考えております。政府があくまでも北海道に対して、そういう要請に対して富良野と、そこにやったということは、これはもう的確な判断だなどと考えておりますもんで、一旦言ったのは、この前、首長と県の保健所が行ったときに、その消毒液のことを町がやってくれと。そんなことはもう県の自助努力で、そういう消毒液はもう確保してほしいということは要望しておきました。

そういう中で、内山議員がもう仮に国・県からそういう入ってきた、またその状況によります。また、そういう状況によって、本当に町民に対しましてやらなければならないとなれば、それは町としても積極的にそれは開放していきたいと。その優先順位というのも、本当申し訳ないんですけども、その優先順位、高齢者が一番かかりやすいつておりますもんで、そういうものをやっていきたい。限られた枚数になってくると思いますが、その辺は十分また町民が理解したら、もしそういう場合があったならば、町民が十分理解した中で、そのマスクとかいろいろなこと配布してしていきたいということは考えておりますもんで、現実問題、今そのような状況はちょっと考えられないのが現実ではないかと考えておりますもんで、それはまた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 町長、私もね。だから、もしできればそういう形にして、だから、何というか、町で負担をなささいということじゃなくて、実際に北海道だとかの場合は、国のほうで公費で実際にやっているわけです。それは感染者がたくさん出ていますから。私、言うのは、たまたま昨日の新聞ですか、伊豆新聞の中で、西伊豆が観光協会を通じてイベントだとかそういうものあるところについてのものが、マスクだとか消毒液を無償で配布したようなことがありますから、私は無償でなくても、現在、今困っている形のを必ずしも全部

の方が見えるんじゃないと思うんですけども、でき得れば、薬局さんあたりを指定してから、入るものがあれば、そこに行けば実費で買えますよというようなことが、行政としてそういう指導ができるのような形をとれるように努力をしていただきたいということです。

だから、県だとか国にも働きかけして、そういう可能性があるのかどうか、あるいはメーカー等に直接行政に働きかけして、そういうことができるかどうかということを考えていただいて、もしできなければ、今のお覧で、これこれこういう格好の中でこのくらいの時期には潤沢に入りますよということをお知らせするようなことをしてあげれば親切だなと思いますけれども、もう一度、それについては確認いたします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当マスクに関しては、もう国会でさきにやっているじゃないですか。もうやってもなかなか入ってこない。もう国がやって駄目なことを幾ら一自治体の行政と言ってもですね、もう国の状況がそういう状況ですから、とてもじゃないのでできない。そうすると、やっぱりマスクに関しましては、県のほうから町、町に対してマスクがどれだけ所有をしているか、そして、余っているマスクがあったら出してほしいという県のほうから言ってきましたけれども、町はとりあえず出すマスクはないと言いました。やっぱり基本的にはある程度、やっぱりそう言ったように、ある程度、町としても最低限はあるけれども。またそれ以上、消費することが考えられますもんで、町としては県に出すマスクはありません、ゼロ回答いたしました。やっぱり最低は町民を守るのが第一でございますから、やっぱりそういう中で、国・県のほうからそういう調査があったときに、マスクに対しましては、一応町としては供給することはありませんと、ゼロ回答いたしましたもんで、そういうふうに御理解願いたいと思いますし、やっぱりこのマスク、そういうのはやっぱりもう一自治体ではどうすることもできません。

やっぱり、その辺また議員の皆さん、理解していただいた中で、基本的には国・県の指導に従っていく。やっぱり今、国のほうも、病院側も混乱するもので、もう熱があっても、とりあえずは家庭で我慢していただいた中でやってほしいというので。やっぱり現場の混乱も考えられます。簡単に熱があるからすぐ病院に行きなさいとも、町も言えませんもんで、それはやっぱりあくまでも国・県の指導に従った中で、町はこの新型コロナウイルス感染に対して対応していきたい、そう考えておりますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

(10番 内山慎一君登壇)

○10番(内山慎一君) 町長の申し上げることについても、十分分かるんですけども。

私は、1つの例として、備蓄がないということであれば、西伊豆あたりのことも聞いて、実際に西伊豆あたりは観光協会に実際にマスクを配付するようなことがありますから、そういうことの事例も踏まえて、もしできれば、そういう努力してあげることが、実際に今一番町民が困っていることですから、そういうことのお願いをしていきたいと思っています。それについてはあれします。

それで、ちょうどその唐突に先ほど言ったように、学校関係が休校の要請が来たんですけども、その辺のことについてどういう対策をとっているのか、もしできれば、お話をしてもらえればと思っています。よろしくお願いします。

○議長(村木 脩君) 教育長。

○教育長(黒田種樹君) ご質問の新型コロナウイルス感染症対策ですが、まず、国と県からの通知のところをちょっと御報告します。

まず、今回全校一斉の休校の要請がありましたが、その直前、2月25日の時点で国から、文部科学省から発出された通知が、教育委員会に次の日に届いていますが、内容は、児童生徒本人が感染した場合に臨時休校を行うというような内容、それから、地域に感染症が確認されている学校では、風邪の症状がある児童生徒は自宅で休養させるという、それが25日付で国から通知が来ました。県からもそれを受けて、同じ日付で同様な通知が来ております。

それを受けて、2月27日に東伊豆町教育委員会として各学校に同様のことを通知して、これからの対応についてという内容で学校、それから保護者にも通知を出したところでございます。

そうした後、27日の夕方の安倍総理大臣の要請発表がありまして、それを受けて、次の28日付で、文部科学省より3月2日から春休みまでの期間の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校の一斉の休校を要請するという通知がありました。

静岡県では、それを受けて、28日中に検討して、県の県立学校ですね、県立高校と県の義務教育学校について検討して、同日、28日には県立高等学校を3月3日から3月19日まで臨時休校にするという通知が来しました。

町内の小中学校においては、設置者が、町が休校等の決定をするということになっておりますので、東伊豆町教育委員会として、町とも相談をした上で3月3日から3月19日までを臨時休校とする旨を各学校、そして保護者に案内を2月28日に出しました。それがあの通知

の経過で、対応でございます。

現在は子供たちは休みに入っておりますので、子供たちが休業期間中にどのように家庭学習を進めるかというようなこと、それから健康維持ができるかということについては、学校教職員が相談をしながら、家庭とも連絡を取りながら、できるだけ学校での授業はできなくなりましたけれども、その家庭学習の内容等を支援していけるようにということで現段階では対応しているところです。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 本当に教育長のほうも大変だと。私のほうも急に、唐突に話をされて、全く25日に児童の感染した場合に休校にするとか、あるいは地域にそういう皆さんが出たときに休校にするような形をとるのは1つの方法かなと思ったんですけども、27日に唐突に安倍首相のほうからそういう話が出まして、実際に町も含めて、教育の関係者の方も大変な御苦労があったと思うんですよ。そういう中で、またその辺はほかのテレビなんかの報道でも、ほかの小中学校なんかでやっているような形を参考にしながら、子供さんが有意義に、また過ごせるような格好のことを努力をしていただくようなことでまたよろしく願います。

それで、3番目の観光客が相当減少して、経済的な損失についても、実際にはこれからどこまで、私もいいかげんなことじゃなくて、実際に治療薬だとかワクチンがどんどんできてくれば、終えんすることを願っているんですけども、早々と。あればいいなと思っているんですけども、実際にどこまで損失が続くか分かりません。そういう中で、宿泊のキャンセルも相当、先ほどの数字を聞くと6万何千人というんですか、5万ですか、相当多い人数がキャンセルをしています。

そういう中で、ちょうど西伊豆の例も、先ほど言ったように、西伊豆は入湯税の分の、入湯税相当の3,500万について、観光協会の補助金を充てて、誘客のキャンセルに対して臨むということですけども。当然財政的なものもあるし、それから先ほど町長言われたように、私も今すぐに手を打つということもなかなか難しいと思うんですけども、その時期を見計らってまた補正予算等でそういうものを考えていかなければいけないのかなと。

それからもう一点については、これは観光業者だけでもありませんけれども、学校が休日になって親の収入といいますかね、親御さんの収入、あるいは旅館で働いている方について

も収入がなくなってしまうわけですがけれども。そういう方についての親の収入については公費ですね、1つは、従業員さんについては正規、不正規を含めて8,330円については雇用調整金、雇用保険の関係の調整金といふかね、そういうものの支給ができる。これは各事業所のほうにお休みをもらう格好のことの証明だとか、そういうものはこれから来ると思うんですけれども、そういうものについても、また先ほど言った回覧等で町のほうから回していただくといふか、そういうものが必要かと思ひます。

もう一つは、週20時間以内のパートの職員だとか、そういう方についても、一応収入保障するといふことで、これも実際に、これ静岡新聞ですがけれども、ほかの新聞にも十分載っています。そういうことの回覧だとかそういうものを含めて、そういうことがあるから相談に来なさいよといふようなことをやっていただける格好をお願いしたいと思ひています。

それと、各事業所のほうにはそういう休業補償だとかそういうものはありませんけれども、二、三日前の新聞でも、三島信用金庫あたりが、例えば、融資の相談窓口を設けましたとかありましたけれども、先ほど、私も出身が商工会ですから、当然同じことを言おうと思ひますけれども、商工会のほうで今言ったように事業所がキャンセルだとかそういう、それから売上げが少なくなったことについての、コロナの場合については、従来はその変動の資金といふか、20%の売上げが少なくなった場合だとかといふことがありましたけれども、今度はコロナの場合はそういうものの制約をほとんど除いて融資をしていただけるような格好のことも考えておるようです。

そういうことについて、政府機関だとかそういうものの窓口も設けていくような格好があるんだと思ひますけれども、町のほうとすれば、静銀だとかあるいはスルガだとか、信用金庫のほうにも、ぜひそういうつなぎの資金だとかそういうものをできるだけ補いをつけるような格好のことを努力をお願いするようことを町長、あるいは商工会も含めて御相談行ってお願ひしたようなことがしていただければと思ひていますけれども、その辺についてどうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この新型コロナ、本当にまさか5万という、そういうものショックを受けたところでございます。再三、議会の委員会のときには1万何千人という報告したと思ひますけれども、その後、半年もたたないうちに、もう5万ということはもう本当に危機的状況でございます。

そういう中で、2月25日にやっばし旅館組合、稲取・熱川の旅館組合、そして、町の観光

協会、また商工会長が来ました。そういう中で、町もいろいろなことを御支援願いたいという中で、またこういう危機的な状況でございますから、町もできるだけこれは支援していきたいと考えております。

そういう中で、もう静銀さんには、一応こういう状況ですからできるだけそういう事態で、この町が生き残る方向で対応していただきたいということは、静銀さんには要請してきております。やっぱり何だかんだ言っても、静銀さんがこの町にとって割合、旅館とか多いものですね。また今後また三信さんとかいろいろなことを言いたい。まして時間はもう限らず、時間なもんで、もう対応が大変だ。

それは本当に商工会と連携した中でやらなければ、とてもこれこんな乗り越えることが大変難しい。そしてまた3月10日には一応、第2次のこの緊急対策の取りまとめがでます。一応、その取りまとめる中で、国がどのようなことを考えているか。それを待つ中で、町が支援できることはやっていきたいし、またセーフティネット4号のほうにももう指定されておりますもんで、国もそれなりの危機感を持っておりますので、国が大胆に財政援助をしていただければ大変ありがたいなと感じているところでございます。

そういう中で、本当ここでやらなきゃならないというときが必ず来る。もしか臨時会もやると間に合わないときもあると思う。そのときは議長さんに相談しながら、一番いい時期にそういうことをやっていきたいと考えておりますもんで、それは議長さん、要するに臨時会議が開けない、そんな状況のときはね、議長さんをお願いした中で町としてはこのような方向で専決やっていきたい。そういうことを今考えております。当然、利子補給なんかも出てくるでしょう、その中で。そういう中で、一応この町ができるだけの支援をした中で、この産業が停滞しないような方向で町はやっていきたいと考えておりますもんで、またいろいろな面でまた御支援と御協力をよろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

○10番（内山慎一君） ぜひ町長ね、私言ったような、キャンセルに対する観光の施策といえますか、どういう形でやるのか分かりませんが、それはそういう補助をしてやるようなことが当然出てくると思っておりますので、その辺のことと、それから休業補償だとか、そういうものについてのこと、それからつなぎの融資だとかそういうものを含めて、町長、わざわざ利子補給ということを書いてくれましたけれども、そういうものを含めて、周遊機関だとか金融機関にもお願いするようなことをまたしていただいて、今実際にしているというこ

とですから、商工会のほうにもそういう相談窓口を設けてきっちりやってもらいたいと思っていますからよろしくお願いします。

それから、もうちょっと具体的な格好で、ひなのそういう祭りが今、イベントが最盛期なわけですけども、その辺の対策だけちょっと教えていただけませんか。

○議長（村木 脩君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時45分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

町長。

○町長（太田長八君） ひなに関しましては、イベントに関してはひなフェスが中止になりました、イベント中止。そして、3月3日にあるお茶会ですね、これも一応中止になりました、ひなに関しましては。

お祭り自体はやっているんだよね。その代わり、やっぱし手洗いとそのマスクに関しましては、徹底してやるような方向で一応指導はしております。初節句の会も中止だ。ごめんなさい。ほとんどイベントは中止になったと考えていただければ結構です。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 大きなイベントね、ひなのイベントについては中止で、実際にはつるし飾りの関係の会館だとか、あるいはそういうようなものについては行っていて、実際に先ほど冒頭申し上げたように、消毒液だとかあるいはマスクの着用をお願いするような格好でお願いをして、来てくださる方にはそういうものの注意を払って実施するということによるしいですね。

そんなことで、私も今、町長はちょっと遠慮している部分があったか分かりませんが、国・県のものに従ったということですけども。町のほうとしても、それなりの対応をいただいていることがありますから、住民の方に親切に分かるように、あるいは何かありましたら相談に乗ってあげて、こうしたらいかがですか、あるいは回覧もできるだけ、ま

た早いうちに回していただいて、住民の不满をぬぐうような格好のことをしていただくようなことで、私の質問は終了します。

○議長（村木 脩君） 答弁のほうはいいですね。答弁要らないですね。

以上で、10番、内山議員の一般質問を終結します。

ここで3時55分まで休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時55分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 稲 葉 義 仁 君

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員の第1問、小中一貫教育についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 本日最後の一般質問ということで、皆さん、お疲れでしょうが、もうしばらくお付き合いください。

それでは、1問目、小中一貫教育について伺います。

令和元年11月に東伊豆町小中一貫教育研究会より報告書が提出され、東伊豆町の小中一貫教育に関する方向性が示されました。今後は東伊豆町小中一貫教育準備会、これは仮称となっていると思いますが、それを設置し、具体的な計画を立てていくものとされておりますが、以下の件について伺います。

先ほどの準備会、これが目的とするところはどこにあるのか。また設立の時期や人選、協議を行う期間はどのように考えているのか。

2点目、小中一貫教育に関する検討が、このように重ねられていく一方、ここ数年の出生数から見て少子化の傾向が顕著でございます。そういった中で、既存の小学校、中学校、これは現在の小学校、中学校です。こちらの教育や体制についても、現在抱えている課題の解

決を図るような施策の検討というものが必要と思われるがいかがお考えか。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） この件に関しましては教育委員会の関係でございますもので、教育長より答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 稲葉議員の第1問、小中一貫教育については、2点からの質問ですので順次お答えいたします。

1点目についてですが、御質問にありましたとおり、昨年11月に東伊豆町小中一貫教育研究会の報告書がまとまり、本年1月開催の議会全員協議会にて報告をさせていただきました。

教育委員会といたしましては、報告書にて提案いただいた、これから目指したい東伊豆町の教育や、稲取、熱川地区、それぞれに小中一貫校を設ける考え方を保護者・地域の方々にお伝えする説明会を開催し、御意見を伺っていきたいと考えております。その後、アンケート調査なども実施し、方針を定めていく所存です。

小中一貫教育の方向が決定した後、東伊豆町小中一貫教育準備会、これは仮称ですが、を設置して、小中一貫校開設に向けての準備を進めたいと思っております。

準備会の目的ですが、小中一貫校を開校するためのさまざまな準備について検討し、教育環境の整備充実を図ることですが、検討内容が施設・設備の面から教育課程、通学や制服、PTA活動等、多岐にわたるため、それぞれ専門の部会にて検討していくことが必要になると考えております。

また、時期や期間につきましては、説明会やアンケートの結果等を踏まえた上で、決定していくものと考えておりますので、現時点で具体的な回答はできませんが、早期に開催できるように努力してまいります。

なお、人選については、学校の代表、保護者代表、地域の代表、有識者等を考えております。

次に、2点目ですが、御質問のとおり、児童生徒数の減少は年々進み、今後もこの傾向は続いていくものと思われま。

現在、少子化も踏まえた中で、小中一貫教育の方向を検討しているところですが、現状に

においても、児童生徒数の減少による学校教育における課題への対応が必要であると考えます。

学級の児童生徒数が少なくなり、授業等での交流機会が減少していることについては、これまで、小学生と幼稚園児が授業や行事で一緒に交流する場を増やしたり、小学生が中学校の音楽発表会に参加したりするなどの学校種を超えた交流を深める取組を進めています。

今後は、スクールバスを活用しての合同授業など、熱川・稲取の学校間の連携や交流も考えていきたいと思えます。

また、ICT環境が整えば、離れた学校同士がネットワーク通信を介して行う遠隔授業も少人数化の対策として有効ではないかと思われます。

各学校とも相談しながら、少人数化する中での、よりよい教育を進めていきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 御答弁ありがとうございます。

そうですね。ちょっといろいろ質問に入る前にもう一度確認させていただきたいと思えます。

今のお話しですと、ここまで小中一貫教育研究会の報告書をここにまとめられた考え方、方向性というものを町民の方々、親御様も含めた、その辺に広く示して意見を伺った上で準備会を設立するというふうに理解しましたが、それでよろしいかというところ。

それから、そうすると準備会のほうでは具体的な課題をいろいろ検討して、その解決方法を探りながら、この小中一貫校の、要は具体像、こういったものをつくって、ここでは実際こういう学校ができるんだという形でなんでしょう、協議を重ねていく場だと。

簡単に言うと、準備会が終わるころには小中一貫校が設立されるという理解でよろしいんでしょうか。ちょっとその2点お願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 稲葉議員のおっしゃるとおり考えております。

小中一貫教育の研究会で出していただいたのは、東伊豆町、本町にとって小中一貫教育はどのように効果的であるかということを検討していただいたもので、その答申の中心は、東伊豆町では小中一貫教育を進めていくことが望ましいという研究まとめをいただいておりますので、それを保護者、町民の皆様に説明をさせていただくということこれからまずやるべきことだと考えております。

その中で、保護者や町民の皆様、そして教職員とも当然話し合いますが、御意見を伺いながら、具体的に小中一貫教育のイメージをどのような内容になるかとか、どのような学校になるかということをやはり周知をしていく必要があると考えております。

その中でいただいた御意見を基に最終的に町として、教育委員会として最終決定をしていくものと考えております。

その後、決定をした後で学校設立に向けての具体的な内容を詰めていくということでの準備会が必要だというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） ちょっと私の今までの認識の感じ、これはちょっと私だけの理解かもしれないんですけども、もともと研究会の前に学校整備教育委員会があり、そこで統合の方針が示され、総合教育会議でしたっけ。そこで基本的に小中一貫の方向でいくのが、当町としては望ましいということで、今回の研究会かな、小中一貫教育研究会が立てられたという理解をしています。

この報告書を見ていると、全体的にいろいろな意義や効果、そういったものから課題、それからおおむねのその課題に対する当町としての解決の方向性みたいなのは一通り網羅されていて、こういったものを今後解決して小中一貫校をつくっていくんだよという形でまとまった資料になっていると思うんですが、今この段階で、この報告書を町の方、親御さんに出して意見を伺っても、いいことだよねという話以外に、いや、こうしたいという話が余り逆に言うて出てこないような感触が個人的にはします。

具体的に言うと、全体の課題やそういったところに対する言及というのはあるんですけども、それを具体的にこうやって解決してこういう学校をつくるんだというものがやっぱりまだはっきりとは示されていないので、何というんでしょうかね、ちょっとぼやんとした、ああいい学校ができるといいよねというような、こうやったらいいね、ああやったらいいねというレベルの段階で意見を聞くということがどういう意味になるのかなというところが、個人的に今感じているところです。

例えで言うと、大川と熱川の統合の際には、実際にこの統合準備を進めながら、ある程度課題を多分つぶしていったと思うんですよね、時間がなかったところもあったと思うんですけども。統合準備についてということでもいろいろまた資料を見ていたんですけども、ある程度、具体的な形があるから、そこに対していろいろな意見が生まれてくるんじゃないか

など思っております。

課題の解決に当たっては、教育長がおっしゃったとおり、いろいろな場面での広い範囲での課題というのがありますので。どうなんですかね、準備会を立ち上げるのと、このアンケートで意見を伺いながらという部分は、私個人的には並行か、逆に言うとある程度具体的なものを形づくりながら聞いていくというほうが住民にとっても分かりやすいんじゃないかと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） ありがとうございます。

まず、学校教育環境整備委員会の段階の事柄でのお話がありましたが、経過につきましては、これまでも何回かいろいろお話しさせていただいたこともあるんですが、学校教育環境整備委員会も、この小中一貫の検討会の前に2年間持っておりました。

その中で、町の学校環境の整備を検討する中で大川小学校の、その当時でまだ入学してくる前の段階の子供たちの数も含めてゼロの学年があるということをお指摘を受けて、大川と熱川の統合について早急に進めるべきだということが、その学校教育環境整備委員会の中で中間答申的な形でいただいて、それを大川、それから熱川の皆様と話し合いをしながら、そして最終的には総合教育会議で町で決定をしたという、その経過は稲葉議員さんのおっしゃるとおりです。

それで、そのときには早急にということが求められていましたので、本当に大川の皆さんに統合の話しながら、熱川の皆さんにもお話をしながら、その中で具体的な学校の内容も話し合う中で出させていただいて、そしてそれを検討するということがやはり同時進行というか進んでおりました。それは準備会ということではなかったんですが、やはり保護者や住民の皆様と学校のあり方をお話しするには、ぼんやりした話ではなかなか御意見をいただくにも地域の方、保護者の方、意見の出しようがないということは、大川の皆様からも言われたことが、私の頭にも残っております。

それで、今回、順番としては研究の結果をまとめをいただいた、そのことは細かく学校の位置から熱川と稲取に小中一貫の学校を置くということが望ましいというまとめをいただいていますけれども、じゃ学校の形とか、どこの校舎を使うとか、制服はどうだとかという、そういう細かいことは当然まだありません。

それで、これから説明会を行っていく段階で、やはり稲葉議員のおっしゃるように、ぼんやりした形での議論というか御意見をいただくというのは、なかなかやはり難しいと思って

いますので、そこではやっぱり教育委員会としても、その具体的な案をやっぱり持ってお話をさせていただいて、それから、御質問とか御意見をいただいた中で、それはこのように考えられますという現段階での具体的なやっぱり案を示しながら話し合いが進んでいくべきだなと思っています。実際、そうじゃないと本当に話し合う、もうね、話を詰めていくとか御意見をいただく、なかなか意味がないということになりますので、おっしゃるように、地域と保護者の皆様との話し合いの中で具体的なことが少しずつ、お互いの意見の中でこう出てくるものと思います。

ですから、アンケートも大川、熱川のときも、その保護者、地域との話し合いの途中でアンケートはいただいております。2回実施をしております。それを基に最終的に総合教育会議を開いたということですので、おっしゃるように、これから説明会とは言うんですけども、いただいた研究のまとめの内容だけではなくて、それからまたさらにもっと具体的に学校をつくるとしたらどうしたらいいかということの内容も含めて、教育委員会としては提案的なものも出したいと思いますし、多分保護者の方、地域の方はこういうところはどうかということに心配されて御意見をいただけるといいますので、それはまた私たちの検討課題というか案として少しずつまとめていきながら、御意見のアンケートという形でまた御意見を集約していきたいと思っております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

説明会実施に当たって、教育委員会ですらたたき台となる具体案というものを持って、それを基にいろいろ議論をしていくということで理解をいたしました。そのほうがよりやはりいろいろな具体的にそりゃ困るとか、このほうがいいという意見が出てくるといいますので、ぜひそういった形で進めていただきたいと思います。

その点、教育委員会が提示をしようとしている具体案というものが、今現在、今ここで答えるということではなくて、今現在あるのか、逆にないとなれば、それをじゃいつぐらいまでにつくって報告書、説明会をいつぐらいからどのぐらいの期間行うのか、そのあたり。

あとは全体的に結果としてやはり小中一貫校の話になると、みんな、私も含めてなんですけれども、一体いつごろ完成するのだというところがやっぱり気になるころだと思っておりますよ。そこはやはり丁寧な検討と言いつつも、ある程度時期は意識をして進めていくことが必要だと思われま。

そういった意味で、先ほどの具体案の提示から説明会、準備会への流れ、このあたりのスケジュール感というのがもしあれば教えていただきたいです。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 先ほどの町長の施政方針の中で令和2年度からそういう説明会を始めたいというお話をさせていただきました。

やはり具体案をある程度持って説明会を開くということについては、こちらも準備が必要です。稲葉議員おっしゃるように、今ここで詳しくはその案を語るだけのまだ案がまとまっておりませんが、大体課題となりそうなことは、小中一貫教育研究会の中でも委員の皆様から、まとめの中には載っていない部分においても意見をいただいていますので、そういうところをより分かりやすく説明する具体的な案とか内容を示す資料とか、そういうものをこれから準備していくということになります。

本当にいつごろ、それが、学校が、例えば話し合いが進んで学校ができるかということについては、やはりはっきりは言えないんですが、先日の全員協議会の中で、町長は5年ぐらいを目安にしたらどうかというようなお話をされたかと思えますけれども、他の市でのこれまで小中一貫校開校された市の状況で言いますと、昨年、土肥小中一貫校を視察を、その研究会の委員の皆様と視察をしてきました。そこで伺ったお話では、決定してから、説明会もやったそうですけれども、決定してから準備会の日程で言いますと、準備会のその細かいところを最終的に詰める準備会だけでも3年ちょっとの日程がかかっております。ほかのところでは、ほかの学校では4年かかったところとか2年ちょっととかいろいろ、その市のその学校の状況にもよりますけれども、やはり細かい内容を準備する目的でやる会もかなりの日数、年数というか期間が必要ではないかなと思っています。それを含めるとやはり5年ぐらいを目安に考えていきたいというところが今の段階で、大きな目標というか期間の考え方ではないかなと思っています。

そうすると、説明会もそんなに長くこうやっているというのはなかなか期間的にも難しいでしょうから、何とか令和2年度の中で御意見を伺いながら、その御意見をまとめたなというふうには思っています。そのところは、ただ話し合いによっては、もっとこういうことも検討が必要じゃないかという御意見がたくさん出た場合には、説明会、検討する議題という内容が多くなった場合には長くなる可能性もあります。

ただおっしゃるとおり、大きな考え方としてやはりいつまでも、その目標もなくということではなくて、5年ぐらいの間にはやはり、5年というか、その説明会はできるだけ令和2

年度内に終えて決定をして準備を何年か、やっぱりかけて開校に向けていくということが必要ではないかなと思っております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） そうですね。実際の細かな課題を解決していくとなると、確かにそれなりの期間が必要となる部分は出てくると思います。仮にこのおおむねという意味で5年ぐらいをめどにと考えた場合、逆に言うと、現行の小学校、中学校、5年間は今までのままの形で運営されていくという形になってくると思います。

その中で、先ほど、最初のときの御答弁で、教育長からは小学校、幼稚園との交流や小中の交流、そういった形での交流、これに加えて、今度は稲取、熱川地区の交流というのも考えていきたいということをしていただきました。

おっしゃるとおりで、小中一貫をどうするというのは、もちろんこれ大切な話ですけども、一方で、今学校に通っている子供たちもいますので、この方々がよりよい学校教育を受けられるように、こちらのほうでもいろいろ手だてを打っていただきたいと思います。

特に、最初に学校統合の話が出てきたときに、中学校の部活の話がございました。中学の部活という意味でいうと、小中一貫になったとしても、小学校の高学年の方が仮に一緒に活動を行うことができたとしても、やはりなかなか難しいところが現行の体制だと難しいと思います。

そういう意味で言うと、教育長のおっしゃったように、稲取、熱川間の両方の学校の交流というのを今からもう少し費用もかかるところもあるので、すぐにやってみようというところは難しいかもしれないんですけども、検討していく必要があるのかなと考えております。

併せて、研究会の報告書でもありましたけれども、部活については、将来的には社会教育のほうでうまく吸収して、多分学校という部活から社会の中でのそういう活動に少し先生の負担を減らすという意味で移行していきたいという意向もあるんじゃないかと思えます。

そういった意味では、今現在の部活においても、何かそういう形でやっていける手はないのか、こういったところは今から検討していく、現行の枠組みの中でもいろいろ打てる手を検討する余地があると思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 小中一貫の学校を開くにも、もし開くとしても、必要な期間があるということをお話して、5年というようなことになると、現在の学校の子供たちは、その

間は現在の状況ということになります。小中一貫のことを一生懸命研究して話し合っ、  
現在の子供たちについては、何も課題を検討していないわけではございません。

先ほどお話ししたように、今の子供たちは今しかこの時期の自分の年齢に合った教育を受  
けることができないわけですから、現在ある課題ももちろん、私、教育委員会としては全力  
で対応していきたいと思っていますし、その方向性としては、少人数化することに対しての、  
方向性は先ほどお話ししたようなことを考えながら進めていきたいと思ひます。

それから、部活についてですけれども、小中一貫の学校づくりは部活動の問題も当然少人  
数化した教育の現場というの、部活動の問題も課題も大きいわけ。学校教育環境整備  
委員会を開設した当時は、やはり部活動の問題ということは大いな課題となっていました。

2年間の検討の結果、これからの学校教育を考えていく上で2つの方向性があるというこ  
とで、1つは中学校同士の統合が考えられる。もう一つは地域との関係づくりをさらに深め  
た小中一貫の学校を熱川と稲取に設置するということが、その学校教育環境整備委員会の答  
申では出された内容でした。

その中で、中学校の部活については、確かに小中一貫の形にするということは、熱川と稲  
取別々にするということは中学生が1つの学校になるわけではありませぬので、生徒数が増  
えないということになると、部活動の状況は人数的な課題は同じであるということがありま  
す。

それで、当然これは東伊豆だけではなくて、全国の部活動を行っている地域、学校は、今  
ある学校中心の部活動、運動部を中心とした文化部もありますけれども、部活動を地域スポ  
ーツとか、地域の活動に転換していく。そういうふうな形をつくっていくべきだということ  
は、国も県も方針としてはあります。

今から当然検討はしているところですが、これまでに検討した内容としては、部活  
動の部によっては人数が少なくなる。大会参加するのに、例えば、熱川中と稲取中の合同の  
チームをつくって参加するというこも、何年か前にも検討したことがありますが、そのと  
きには学校側から移動する時間と練習時間の確保、それについてなかなか移動して練習をし  
てまた帰るといふような、そういうような移動のことを考えると現実的ではないということ  
で一旦検討したことはあるんですが、それは合同の部活動についてはまだ実施してありませ  
ん。

そういうこも含めて、これから地域のほうへどういふふうにより地域スポーツに転換してい  
くかということ、うちの町だけでもなかなか難しいので、そういう方向を考えながら、国

とか県の情報とか、方針等も踏まえた上で本当に検討していくべき、今から検討していくべきだと私も考えております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 御答弁ありがとうございます。部活の例は一例としてとらせていただきました。

いずれにしても、小中一貫という形で2つの学校をつくった先でも、やっぱりしばらくの間、どんどん子供は減っていくというのに変わりはないかと思えます。少ない子供たちに楽しく過ごしていただくという意味では、この東伊豆町の町内の話において言えば、熱川、稲取に両方つくる2つの学校の交流というのは、1つのキーになってくるとやっぱり感じております。これは、本当にだからそういう意味では小中一貫校をつくるというところと、それ以前のところの今ある学校間の交流という、この両方の観点からぜひ今後もいろいろ実際難しいところはあると思うんですよね、物理的に離れているというところで。ただこれを難しいといっているもしょうがないので、何とか解決できるような方策がないか、今後も御検討をよろしく願いいたしますというところと、あとは今5年というめどを頂戴しましたが、仮にこれが1年早くなるようなことがあれば、1年分、たくさんの子供たちが小中一貫校で教育を受けられるということでもありますので、そのところも併せてぜひよろしくお願いいたしますということで、この質問を終わらせていただきます。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） ありがとうございます。

小中一貫校をつくっていく、今検討しているところですが、小中一貫というのは、町で2つということで、先ほどお話ししたように、熱川と稲取の子供たちがそれぞれ義務教育の段階を一緒に学校で過ごすということですので、1校の、その学年の人数が増えるわけではないということ、それからだんだんこれからやっぱり児童生徒数が減っていくということは学年の人数が少しずつ減っていくということですので、おっしゃるとおり、それに対応することは、今の段階もそうですけれども、小中一貫の学校になっても同じように検討していく課題を解決していく努力をするべきだと私も思っております。

それで、2校に分かれても、2校の交流ということは、先ほどお話ししたように努力していくべきですし、それから、学校教育環境整備委員会の答申のお話を先ほどしましたが、熱川、稲取に小中のこう一貫の学校をつくるということの中に、地域との結びつき、つながり

を深めるということが前提としてあります。そのために、熱川と稲取の地域の特色、よさを生かしながら、学校の近くでたくさんの方に学校を応援していただくということも含めて今検討しているところです。

それで、子供同士の交流も大事なんですが、その考え方から地域の方との交流、それも深めていきたいと思います。

以上です。

---

#### ◎会議時間の延長について

○議長（村木 脩君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

---

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、公共施設の維持管理体制についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） それでは、2問目、公共施設の維持管理体制についてお伺いいたします。

昨年6月の一般質問において公共施設のマネジメントについて質問させていただいた際に、公共施設の管理については「公共施設の維持管理に関する情報を共有し、維持管理のレベル適正化を図り、さらに全庁的な視点から維持管理を総合的かつ計画的に進めるために、将来的に施設を管理する部署を設け、全庁的な維持管理体制を構築することを検討していきたい」との答弁をいただきましたが、その後の進捗について伺います。

1点目、公共施設の維持管理に関する情報の共有という点において、具体的にどのような

手法で、どのような情報を誰、あるいはどの部署とどの部署が共有しているのか。またその結果として得られた効果というんでしょうか、そういったものがあれば教えていただきたいと思えます。

2点目、昨年6月時点で、2年後をめどに専門家を交えた中で個々の公共施設の改廃等の方針を決定し、またその方針を踏まえて施設管理を一元管理する部署を設けると御答弁をいただいておりますが、こちらも現在の進捗状況についてお聞かせください。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 稲葉議員の第2問、公共施設の維持管理体制については2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、静岡県では、県全体の行政の効率化・最適化を目指しまして、県市町や市町間の連携を促進し、共通する行政課題の解決に向けて研究等を行うため、行政経営研究会の部会の一つとしてFM研究会を平成26年度より設置し、県内35市町と県でFM推進に向けた研究等を行っております。当町においては、このFM研究会に現在、企画調整課の職員が出席しております。研究会は、これまでも主に計画の策定支援や各市町の先進的事例を共有してきましたし、これまでもFM研究会から得られた情報は、東伊豆町公共施設等総合管理計画策定に生かされております。

当町の公共施設の維持管理体制は、現在、公共施設個別施設計画策定の窓口的役割を果たす事務職員が兼務職で1名配置されております。このような実情で公共施設マネジメントを実施するのが困難な状況であり、情報共有も明確に制度化されていない現状であります。

なお、公共施設を含む建築物の管理に関する情報は、基本的には県より建設課に通知されまして、そこから全庁に情報提供される体制となっております。

次に、2点目についてですが、これまでも、公共施設の一元管理する部署を設ける予定であり、専門家の意見を取り入れ全庁的な維持管理体制を構築することを検討してまいりました。そのためには、この技術職員の確保が必要な条件となっております。しかしながら、近年、技術職員の確保が大変厳しい状況となっております。大規模改修事業を実施中であり、今後も実施を予定している一部事務組合にも技術職員を派遣できない中、河津町より静岡県に依頼し技術職員を派遣していただいている状況です。また老朽化したインフラ施設への対

応が求められる中、技術職員は橋梁の補修工事を実施しております。加えまして、昨年のも台風の災害復旧工事にも対応しております。これらの技術職員の不足している中、直ちに公共施設の一元管理する部署を設置することが大変困難な状況となっておりますことを御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 御答弁ありがとうございます。

そうですね。前回の質問させていただいたときも、少し上げさせていただきましたが、公共施設等の総合管理計画、こちらのほうで公共施設は現在所管ごとに維持管理をしていて、全庁的、中長期的な観点からの維持管理がされていなかったと、これがまず課題ですと。

これを解決するために、部署間での維持管理に関する情報の共有、それからその情報の共有によって、恐らく維持管理レベルの適正化を図るということだと思っておりますけれども、このあたりについて、具体的に何か進捗というものがあるのかどうなのか、ちょっとその辺教えていただけますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 壇上で言いました、その辺の進捗状況はございません。

基本的にはもう公共をやったのには、今ちょっと考えが変わってきまして、まず補助金とかいろいろ目をつけても、その建物を個別にまた計画を立てなければなりませんもので、そういうような方向でそうやっていきたいという状況でございますもので、言ったようなことではできていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） そうすると、この公共施設の維持管理はこのまま所管ごとに行っていくということになるんでしょうかというところと、その中でこの維持管理レベルの適正化というのが図っていけるのか、その辺について、すみません、町長の考えをお聞かせください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 現状的には、基本的には今の現状でやっていくしかないのかなとは考えております。そうすると、維持管理としては職員にお願いしたり、それで維持管理の中で

いろいろな問題点があると言ってきたときには、全庁的な中で、これはじゃどういふふうな個別計画をつくった中で今後継続していくかなと対応していくか、そういうようなことをやっていきたいと考えておりますもんで、そういう状況ということをもた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

現実問題としてなかなか急には変わらないという部分は当然あるでしょうし、一方で大規模施設の修繕というのが続いているという意味で、その中でなかなか変えていけないという状況があるということは理解いたしました。

一方で、前回からもそうなんですけれども、いわゆる技術職、これがなかなか確保できないよという話が出ております。この辺については、これは別にやれとかやっているのかという意味ではなく、例えば、効果があるかどうかは別として、採用活動について、例えば、この辺の広域ですよね、賀茂郡の中の町が協働して、こういった技術職に関する採用説明会を開くですとか、逆にどこかの企業に相乗りする形で募集に回るとか、そういったことが、そういった活動みたいなもの、検討された、したことがあるのかどうかというような部分。

それから、今いる職員さん、その中に実際こういった部門に関心がある方が本当にいるかどうかという問題もあるんでしょうけれども、既存の職員の中からそういう技術を持った職員を育成するような考え方、そのあたりについて少しお考えをいただけますでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当この技術職員を応募しても来ないのが現状でございます。しかしながら、今年の新入職員の中で今、建築士の資格を持っている。やっと1人来まして、これもいろいろ家庭の事情の中で、奥さんがこの町に住んでいるから自分も町に住む。本当今、本当そういう中で技術職来ないのが現状。

それでも、稲葉議員が言ったように、これはもう本当に広域でやるしかないなという中で、これ1市5町の広域連携の中でも話しておりますし、できれば、県の職員を派遣してほしいということも言っています。要するに、1市5町の技術職が少ない中で、そういう中でまずは支援を願いたいと。また、町長会でもいろいろな中でそういう説明会も一緒にやった中で、広域でできればいいなということは考えていますもんで、またこれは引き続きやっていき

い。

その中で、企業等の相乗り、これはやっておりませんもんで。そういうのが果たしてできるかどうかね。それがまたちょっと検討させていただきたいと思います。

さらに、今、現在の職員がこういう仕事に対しましてということで聞かれましたけれども、やっぱり職員に対しまして、いろいろな当然意向に沿った中でこういうことをやっていきたい。また、無理矢理にやらせても、またストレスがたまりますもんで、それでまた意向した中で、職員の意向をお聞きした中で、これに取り組んでやっていきたいよということは町としても、自分としてはやっていきたい、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 町長がおっしゃるとおり、技術職の確保に向けて打てる手はどんどん打っていただければと思います。

今の職員さんの育成についても、どういう興味を持っている方がいるかにもよるんですけども、中にはやっぱりこういう工作が好きな人だったり、いろいろな方がいると思いますので、ぜひそのあたりはもしそういう職員さんがいるのであれば、そういった方をきちんと育成できるような研修システムというのを御検討いただくと非常にありがたいです。

あと最後に1点、これも先ほどからちょっと出ておりますけれども、全体の公共施設の改廃という言い方をすると、非常に語感が悪いとかあれなんですけれども、全ての施設について、おおむねどれとどれをどうするというような計画を専門家を交えた中で2年ぐらいのうちに決めたいというお話をいただいております。これについては、今朝方の施政方針のほうでも御説明をいただいております。このあたりの今後のスケジュール感についていただけますでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 早急にやりたいのは、基本的にはやっぱし昨年、地域住民説明に行ったとき、熱川支所の統廃合ね、閉鎖。これはできるだけ、町民の方に理解してもらった中で、これは早急にやっていきたいと考えております。

さらに、次に分団の統廃合もありました。分団の統廃は9分団あったのをいろいろ各分団の器具置き場もありますもんで、また消防団のあり方につきましても、またこれは消防団と十分話し合った中、その改廃、統廃合、いろいろな面でまたこれはやっていきたいと考え

ております。

それで、これが本当今、これからちょうど過渡期で当時新築した建物が、これからそのほとんどの修繕、金がかかってきますもんで、それを的確に捉えた中で本当それをこれが必要ならばそれは絶対個別の計画を策定した中で、国・県からの補助金をもらった中で、これはやっていきたいと考えておりますもんで、当面としては、まず熱川支所の統廃合、これは早急に解決する課題なのではないかなと自分自身は考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 喫緊の課題として幾つかの公共施設があるということは理解いたしました。

前回の質問でも、個別の施設ということではなく、全ての公共施設、町長が今おっしゃったとおり、そろそろ全てのものがそこそこ古くなってきて、これから修繕費がかかってくるという中において、前回の答弁でも、これをさすがに職員だけじゃ厳しいので、専門家を入れた中で、この施設は必要だとか、これはちょっとなしにしようということを2年後ぐらいまでには決めていきたいということを御答弁いただいております。同様のことが施政方針のほうでも御説明いただきました。ここの部分についてはいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当にこれ統廃合でなく、町民の理解が得られなければとてもできませんもんで、町民に対しましてやっぱり昨年、大塚先生に来てもらったんだって、町の財政状況を一般の方に聞いてもらって、今の町の現状を知ってもらった中で、やっぱり町民もある程度、不便さを我慢してもらった中でやらなければ、なかなか行政改革できませんもんで、それでまた町民の御理解を得た中でやっていきたいと思えます。

さらに、そういう中で大塚先生もある程度縁ができましたもんで、大塚先生におきまして、ちょっと相談した中でやっていきたい、そう考えておりますもんで、御理解願いたいと思えます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） しつこくて申し訳ないです。了解いたしました。

前回聞いた中で言うと、この公共施設全体を全部こうやって広げて全部をああだこうだとやっていくと、例えば、伊豆市でしたかね。あのあたりでもやっぱり丸々1年ぐらいの期間をかけて全てのものに対してこうするという方針を立てるので、そのぐらいの期間が必要なんだということをたしか伺いました。

同様に考えてみると、町長がおっしゃられた2年後という話、これ半年ちょい前での2年後、あと今1年半ぐらいなんですけれども、何でしょうね、実際の検討をここに1年かかるという前提で言うと、この令和2年度、下期ぐらいにはそういった検討組織を立ち上げて実際に、これは町民に周知するという部分は別として、町としてここがどうだという評価をするという意味において、そういうものを立ち上げるという理解をしてもよろしいでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、施政方針の中でも、この令和2年度を行革のスタート地点として捉えてと言っておりますもんで、基本的にはそのような方向で自分としてはやっていきたい、そういう考えでございますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 町長のおっしゃるとおり、このあたり、非常に組織の話においても、施設の維持の話においても、今後非常に頭の痛い部分で、できれば触りたくないなという気持ちも、私もございます。

ただ一方で、やはりおっしゃるとおり、全てのものが同じように経年劣化していくという状況でもありますので、ぜひここは努力していただいてというのかな、きっちりとその辺の検討を進めていただいて、今後の東伊豆のために貢献できるよう、今後も努力していただければと思います。

すみません。最後がちょっとぐしゃぐしゃになっちゃいましたけれども、これで終わらせていただきます。

○議長（村木 脩君） 以上で稲葉議員の一般質問を終結します。

---

◎散会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

長時間御苦労さまでした。

散会 午後 4時45分

## 令和2年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和2年3月5日(木)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

1. 6番 西塚孝男君
  - 1) 防犯カメラの設置について
  - 2) 消防団の運営について
  - 3) 喫煙場所の在り方について
2. 14番 山田直志君
  - 1) 災害対応について
  - 2) 消防団活動について
  - 3) 行財政改革について
  - 4) 水道問題について
3. 11番 藤井廣明君
  - 1) 新型コロナウイルスの対応について
4. 7番 須佐衛君
  - 1) 町長の政治姿勢について
  - 2) 台風被害について

日程第2 発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第5 議案第6号 東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例の制定について

日程第6 議案第7号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第8号 東伊豆町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を

改正する条例について

- 日程第 9 議案第 10 号 幼稚園保育料徴収の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 静岡市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 12 議案第 13 号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について
- 日程第 13 議案第 14 号 公の施設の指定管理者の指定について（田町コミュニティ防災センター）
- 日程第 14 議案第 15 号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）
- 日程第 15 議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）
- 日程第 16 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかせ広場）
- 日程第 17 議案第 18 号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 18 議案第 19 号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 20 号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 21 号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 22 号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 23 号 令和元年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 4 号）

---

出席議員（12名）

- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 楠 山 節 雄 君 | 2 番  | 笠 井 政 明 君 |
| 3 番  | 稲 葉 義 仁 君 | 5 番  | 栗 原 京 子 君 |
| 6 番  | 西 塚 孝 男 君 | 7 番  | 須 佐 衛 君   |
| 8 番  | 村 木 脩 君   | 10 番 | 内 山 慎 一 君 |
| 11 番 | 藤 井 廣 明 君 | 12 番 | 鈴 木 勉 君   |
| 13 番 | 定 居 利 子 君 | 14 番 | 山 田 直 志 君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	村木善幸君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	村上則将君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	齋藤和也君
農林水産課長	鈴木伸和君	農林水産課参事	国持健一君
観光商工課長	森田七徳君	建設課長	齋藤匠君
建設課技監	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君	教育委員会 事務局局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課参事	前田浩之君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第1回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員の第1問、防犯カメラの設置についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） おはようございます。

私の質問は3問からなっていますのでよろしくをお願いします。

1問目、防犯カメラの設置について。

この頃町の中で空き巣や強盗未遂などがあり、昨年度24件の強盗や置き引きなどがあり、

稲取地区でありました。そこで、次の点を伺う。

1、町の治安のためにも防犯カメラを設置してはどうか。

よろしく申し上げます。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

西塚議員の第1問、防犯カメラの設置についてお答えいたします。

防犯カメラを町内各所に設置することは、設置場所または設置経費、機器の管理などを考えると難しいものと考えます。町民安全連絡会議におきまして、下田警察署から管内の犯罪等の状況と防止対策について御説明いただいた際にも施錠につきまして意識が薄い地域があり、空き巣や忍び込みの7割から8割は鍵をしていないという状況であるとのことでした。泥棒の多くは侵入に5分以上かかるとあきらめると言われております。玄関やまた、窓に必ず鍵をかけまして防犯を強化することによりまして、未然に防ぐ対策をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長の言うことは分かるんですけども、稲取地区においてはいわゆる防犯カメラが、いわゆるほかの地区だと町の中にいろいろあるそうなんですけれども、稲取地区はセブンイレブン等とかほかのところは全部町の外にあるもので、その防犯カメラのあれがよそのところだとそういうので分かるんですけども、この町、稲取地区においては分からないと。この前もありましたたけやさんの強盗なんかも、未遂なんかもやはり歩いて逃げた行ったと。という中でどっちに逃げたのか、どこに行ったという中を見たときに稲取地区ですと、いわゆる2か所ぐらいで済むというんです。そう考えると、2か所だったらそれほどかからないのではないかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には防犯カメラは設置しないという方向で。2か所、その根拠がわからない。その根拠を示して、ちょっと教えていただければと思います。稲取地区のことは。

ここに静岡県の暮らしの中の防犯まちづくりの事業概要というのがあります。県といたしましては、とりあえず見守りを基本といたして、人の目によるこの見守り、これを基本にい

たしまして防犯の町づくりを推進していきたい、いきますよと。そうしたらやはり、防犯カメラの設置は、犯罪の抑制に有効だが、しかし、いろいろプライバシーとかいろんな面で、十分留意することは必要ですとは書いてありますもので、基本的にはやはり、人の目が一番でございます。そして、先ほど言ったように施錠とかそういうことをやっていただいた中で、そういうことをやっていただければありがたいなと考えております。

やはり、その設置する場所もなかなか大変です。その人の了解を得なければなりません。また、防犯カメラを設置してもどのようにまたやるかが、その本当プライバシーと難しい面がありますもので、その2か所と、その場所だけはちょっと教えてもらおうと大変ありがたいと思いますので。これは、反問というのはいけないんだよね。いいえ、結構です。一応2か所というの頭に入れておきます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） これ、町長。2か所はね、泥棒が聞いているから言えないんです。すみません。

町長、泥棒はさっき言ったようにもうちょっと、今これから町長も所信表明の中で高齢化が進んでいると。そういう中で認知症もだんだん多くなってくると。そういう中で今、実験的にそういう日常のそういうICチップですか、とその防犯カメラをどこに設置して、そういう人たちの役目をするという世の中にだんだんとなってきたと。ということで、やはりまた、子供のこともあるだろうし、そういうことでやはり、それをちょっと考えたときには、やはりこれからはこの町としても高齢化が進んでいく中で、やはり家で見ると、病院なんかも預けるところがいっぱいだというようなのは聞いているし、家で見なければならぬと。だけど、そうなるとうそういう人たちが仕事行ったら出て行ったりとか、どこに行ったか分からないとか、よく有線でもいなくなりましたとかというお知らせをしていますよね。だから、そういうことを考えたときに、これからはそういう形の中でもやはり、お金はかかるけれども、必要ではないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） そういう中で本当に防犯のみならず、そういう高齢者の認知症の方、そういう使い道もあると思います。

しかし、基本的には今は見守り隊とかいろんな中でやっておりますもので、それは検討す

る価値があると思います。そういう中でいろんな面でとりあえず、町としては公立幼稚園や小学校とか、そういうところには防犯カメラを設置しておりますが、町内となるとまたいろんな問題が出てくる。ちょっとまた、ケースとかいろんな面で相談させて検討させていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に町の治安のためですから、町長、いろいろ考えて、また、警察とかいろんなところと話し合いながら設置のほう、いい方向でやってもらいたいと思います。

これで1問目は終わります。

○議長（村木 脩君） 次に第2問、消防団の運営についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 2問目ですけれども、消防団の運営について。

今、南海トラフ地震がいつ来てもおかしくない状況である。ここで、次の点を伺う。

1、消防団員の定数が330人から280人になって、組織編成はどのようになったのか。

2、団員の報酬と機能別消防団報酬はどのようになっているのか。また、各分団に活動費はあるのか。

お伺いします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 西塚委員の第2問、消防団の運営については2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、消防団員の定数が280人になったことに伴う組織につきましては、本部9分団1分隊に変更はありません。

2点目についてですが、基本団員への報酬につきましては、国基準に近づけるべく副団長以下の団員の報酬を引き上げさせていただきました。機能別の消防団員の報酬につきましては、年額報酬は支給せず、出動があったときに手当を支給することとしております。

次に、各分団の活動費についてであります。団員に支払われる報酬手当が個人、分団における活動費に充てられるものと考えております。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

(6番 西塚孝男君登壇)

○6番(西塚孝男君) 町長、消防団の組織は変わらないという中で、町長も昨日の答弁の中でいわゆる組織の強化と見直しをというようなことを昨日も言っていましたけれども、やはり人数が少なくなってきたという中で、本当に9戸分団、そこに分団長というものは必要なのか、大型ポンプが必要なのかと、そういうのをやはりよく考えていかないと、維持費とかそういうものに対して大変お金がかかることですよね。そういうことをちゃんとしていって、それで団員の今言われたように報酬とか、そういうものを考えていくべきではないかと思えますけれども、どうですか。

○議長(村木 脩君) 町長。

○町長(太田長八君) 一応定数も削減します。これはいろんな面で実際300人いますが、ほかに財政のこととか言っておかしいけれど、団員によって保険料とかいろいろかかってきます。やはり、それが多くなればそれだけの負担が出ますもので、実質問題定数がこれだけだと、あと、機能付分団、団員ですか、報酬、機能別消防団員、各トータルした中でふだんの行動を行っていると聞いています。これはあくまで団員、団のほうの検討した事項の中でこういうふうな決定になりました。そういう中でやったように西塚議員が言ったようにこれからの団の在り方、これは十分検討していかなければならないと考えております。基本的にはその辺をまた、当然その辺をまた団のほうと話し合まして、行うと考えておりますもので、それは逐次事務局が防災課なもので、それは聞きながら改良していきたい、そう考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長(村木 脩君) 6番、西塚議員。

(6番 西塚孝男君登壇)

○6番(西塚孝男君) 町長、いわゆる日中いる、いわゆるこれだけ団員が少なくなってきた、日中本当にこの地域に、西区とか7分団、6分団、そういう稲取地区でも、いわゆる日中いる団員の数といたら本当に少ないんです。西区なんかはこうやっていうと五、六人、いても五、六人だと。という、その機能別消防団というのがどういう形で組織をつくって、どういう形にするのかというのが、大変これは重要になってくると思うんです。だから、あのポンプを動かす、可搬を動かす、そういう中でいわゆる今のルールですか、そういう中でそういう人たちが乗れるのか、どんどん使っているのかという問題も出てくると思うんです。そういう一つの組織の在り方というものをちゃんと考え直さないと駄目ではないかなと思う

んですけれども、どうですか。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 先日、条例を改正していただきまして、機能別消防団員制度を導入しました。これにつきましては、消防団の本部、それから分団長会議で話をさせていただきまして、これは今熱川地区には支援団員という制度がありました。その方々が出動するときにポンプ車等の運転ができないという問題がありましたので、機能別消防団員に位置づけることによりまして、当然これは団員という位置づけがきちんとできましたので、ポンプ車の運転もできるという形で、基本団員という今までの団員と同じような行動ができるという位置づけをさせていただきまして。当然日中、今西塚議員が言われるように日中今の基本団員のほうが少なくなっておりまして、実際火災現場に来る団員につきましては1戸分団二、三人というのが多くなっています。そういう中で機能別消防団員という位置づけることによってその方々が災害時に出ていただいて、そういうサポートができるという状態になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当にいわれるこれから大震災とか、そういうものがあるという中で、やはりそののちをちゃんとしておかないと住民を守れないのではないかと思います。

それと、2点目のいわゆる報酬という問題ですけれども、聞くところによると去年ですか、今年からですか、個人報酬が、年報酬が個人払いになると。そういう中で、やはりその個人報酬になるとなったときに、今までですといいか悪いか分からなかったですけれども、自分のときなんかは全部プールにしている、その中から運営を出していたと、全ての運営費を出していたと。それで足りないところは分団長が出していた。昔は稲取地区では分団長をやると家がつぶれるのではないかぐらいに言われたぐらいに組織を守るためには自腹を切ってやっていたというのが現実なんです。今、こうしていわゆるその個人にちゃんと消防団をちゃんとしようよと。日本中でいわゆる報酬問題はいろいろ騒がれて、もらっていない、本当は出ているんだという中でやっているわけです。そういう中で、国の、国としてはいわゆる団員、消防庁で言っているのは3万6,500円と団長8万2,500円。出動手当7,000円、これがいわゆる国が進めている、いわゆるこういう形にしていきなさいよと2015年にいわゆる報酬もちゃんと個人に払いなさいよという中で消防庁は言っているわけです。

そういう中で我が町もこの前、この前町長の話だと上げましたよと。だけど、個人に行っていると。では、運営費はどうするのかなど。団運営費というのが330から280になって、年費だって自分のときには2万500円でしたから、100万円の金が消防団費に浮いていると数字的にはなるわけです。そういうときに団運営費というのは出てこないのかと思うんですけども、分団長会議をやるということは、分団長は団に帰って副分団長とあと役員に会議を開かなければならないんです。やはりお茶代とかそういうのが出てくると思うんです。やはり、団運営費というのは、やはりつけるべきではないかと思うんですけども、町長、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今西塚議員の消防団のときのことを言いました。私達のときも全くそのとおりでございます。しかし、やはり時代が変わりまして、やはり当時、やはりみなプールした中で分団を運営していきました。そういう中で今、本当に国のほうも厳しく、またプライバシーのこともありまして、実際問題、出動した人は出動した人には団員に払いなさい、そういう方向でございますもので、基本的にはもう、それはもう変えることができないと考えております。そういう中で、今西塚さんがもろもろのことを言いましたけれども、その辺も全て国のほうはその中でやりなさいということをおっしゃるもので、町としてもまた国に背いて、気持ちは分かりますけれども、やはりそういう方向でやはり団のほうを運営していただきたいなと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 今言われました団の運営費につきましては、まず飲食代、それから団の蔵置場にかかる光熱水費等があると思います。光熱水費等につきましては町のほうで予算を計上しまして、各分団に補助金という形で、その中で運用していただくようにしております。また、その中には消耗品代も含んでおります。飲食につきましては、これは20年近く前になると思うんですが、総務省のほうから各市町の予算の中での食料費の取扱いということで、公務員等についての食料費については抑制しなさいということがありまして、その後各消防団を運営している市町において、今まで運営費という形でその飲食代を出しておりましたが、今は県内を自分で調べた中ではそういう形で出しているところはありませんので、基本的には消防庁が言う年額報酬の中にそういう経費が入っているということになっておりますので、その中で運営をしていただければなと思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） やはり今、町長も先ほど言いましたけれども、年報酬の中に運営費が入っているというけれども、年報酬というのは個人のものであると自分は思うんです。そういうところが、今若い人たちが、日本中でもそうなんですけれども、若い人たちが団員にならないというのは、そういう不明、ちょっと分かりにくいところがあると。自分にもらったものをもう一回集めて、それでその運営をするというのは、そういうところを、仕組みを本当に変えないと、自分のところの得た報酬は報酬ではないかなと思うんです。それを一回個人に払って、そこから運営費としてまた徴収しなさい、そういうやり方だと、若い、これからの時代に遅れていくのではないかと。そうではないのではないかと。いわゆる出動手当ももうちょっと出ていけばそこから弁当代が出ていますよとそうやって言えるけれども、今現状が東伊豆だと2,500円ですか。半日、1日ですか。1日今幾らなんですかね。そのところを教えてください。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 今出動手当につきましては今回改正していただきまして、1回当たり4,000円、それと訓練費につきましては1回当たり1日になりますが2,000円というふうに改正させていただきました。

以上です。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） その運営費につきまして内訳を言うと、基本的にはその年間報酬の中、その会議をやったときにジュース代とかそういうのは自分で出しなさいということではないかと、運営費ということは何を意味しているのかちょっと分からないもので、そのままその、例えば会議にはそのときのジュース代とか、そういうのは当然その年額報酬に入っているもので団員に負担して、お願いしていると思いますけれども、それ以外の運営費につきましては、ちょっと理解できないもので、またその辺また後で詳しく教えていただければまた対応して、できることは対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 今、やはりいわゆる町長も言うように何か分からないと言うけれども、

やはり人が集まるとやはりお金がかかるんです、どうしても。いわゆる今1日で2,000円と言いましたけれども、1日で訓練が、訓練1日で2,000円だと、じゃ、訓練に朝から出て、昼飯食わして夕飯食わせたら2,000円でどうだかなと思うんです。それはちょっと、消防庁で言っている7,000円からかけ離れ過ぎているのではないかなと。訓練だって1日やるんだったら1日分をちゃんと出さなかったら、先ほど言うように、じゃ、自分のものは自分でやりなさいといったときに、労働力というのはこれは自己犠牲でしかないですよ。それは消防団って自己犠牲の塊ですよ、本当に。こんな団体ないですよ。命張っていて。どこでもいつも死ぬかも分からないという中であって、そういう中で平常時のときにこの人たちは何かあったら仕事もみんな休むんですよ。公務員は出ております、お金は出ますよ、給料。消防団に出ますか。消防団は出ないんですよ。災害があって10日出ようが何しようが。もう少しそういう面では考えるところがあるのではないかなと思いますけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この辺、賀茂1市5町がどのような、ただいま言った金額が以上払っていただければ当然町といたしましても当然消防団にやると。しかし、賀茂郡のちょっと調べさせていただきまして、その辺のことをちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に消防団の意識を高めるためにも、やはり今消防団は少しずつ大会もよしたと。そういう中で少し士気が落ちているのかなと思うんですけれども、士気を高めたり訓練、そういうものをするときにはどうしても分からないところでお金がかかるものですよ。だから、そういうことを、やはりそこを分団長に任せていいのかと。そうではなくて、やはり見るところは見てやろうかと。そういうのが一つの今、消防団を大事にしていく、日本中が消防団が少なくなっていく中で、ましてやこれだけの災害が控えていると、いつ来るか分からないと言っている団員は、やはり温かく見守っていくのが、やはりこれは筋だと思うんです。他自治区とよくそういう中の話をしてもらって、皆さん消防団が本当に活動ができるようにしてもらいたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には団の運営に対することはどんどん……ただし、飲食に対する提出、これは今の財政の中で、ちょっとそれは厳しいと考えています。その団の運営がうまいほうな運営費、これはこれから1市5町また町長会とかまた団、賀茂支部のほうで聞き

ました中で、それは対応していきたいと考えております。それに対しまして飲食代を増やすとなると、これはまた本末転倒でございますものでそれはちょっと考えますけれども、ほかの意味で団の運営をうまくいくようなことがあれば、それは賀茂支部また郡の町長会の議題といたしまして、各市町と共通になるような方向で調整はしていきたいと思っております。

一つそういうことを言われましたもので、また帰った中で郡の町長会といろいろまた防災賀茂支部のほうの中でよりよい消防団ですか、そういうふうができるような方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長、飲食代を出せではなくて、訓練手当を上げることによって、その中から出せるようになるんです。だから、先ほど1日が2,000円だとさっき言ったようにその中で全部はなかなかぎりぎりだという中で、そのところを上げてもらえればそこからの自分たちで出た人たちが、先ほど言いましたように自分たちのものは自分たちで買えると思うんです。そのところをちゃんとしてくれと言っているんです。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） とにかく西塚議員がそうやって、一応1市5町の中でその2,000円というのがどの位置にいるのかという中で、今聞きましたその年報酬とかそういうのが、うちの町が高いようなことを聞いておりますもので、それはちょっとまた検討させてください。この場ですぐ結論はできませんもので。

○議長（村木 脩君） 西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） そういうことですから、何しろ本当に自己犠牲の塊の消防団、町民のためにいつも戦っている消防団のためにも、一番いい方法で考えてやってください。

これで2問目の質問は終わります。

○議長（村木 脩君） 次に第3問、喫煙場所の在り方についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 3問目の喫煙場所の在り方について。

喫煙場所の在り方について次の点を伺う。

1、室内禁煙の店が増えている中、観光地として人が多く集まるところへの喫煙所を設置する考えは。

2、役場の現状の喫煙場所は薄暗く、どこが喫煙場所か分からない。町民も会議等で使用し、中にはたばこを吸う人もいる中で明るくてきれいな喫煙場所を考えてはどうか。

よろしくをお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 西塚議員の第3問の喫煙場所の在り方については、2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが平成30年法律第78条によりまして健康増進法が改正され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所にに基づき喫煙を禁止するとともに当該施設への管理について権限を有するが、講ずべき措置等が定められました。人が大勢集まるところにつきましては、原則禁煙が望ましい形と思われまます。また、目立たないところで喫煙所を設置しても利用につながらなければ意味がないと同時に禁煙場所の指定など、逆に多くのことが必要になると思われまます。他の自治体では受動喫煙防止条例などを制定し、公共の場におきましては歩きながらの喫煙やまたポイ捨てを規制する等もありますが、観光地としてのありようにつきましてはさまざまな考え方があり、また、柔軟に対応していかなければならないと思われまます。

町といたしましては、現在条例を制定する考えはありませんが、町が喫煙場所を設置することにつきましては、議論が必要な場合は禁煙についてもまた一定の形を示すことを並行して審議をしなければならぬと考えております。

2点目についてですが、役場庁舎につきましては行政機関ということで法律では第一種施設に該当しまます。第一種施設につきましては、原則禁煙となりますが、特定屋外喫煙所、場所を設けることができるため、受動喫煙を防止することと近隣の建物に隣接するような場所ではないなどの特定屋外喫煙場所の要件を満たすことが必要となります。その上で役場庁舎につきましては、1階の倉庫前に設置をしておりますので、御理解を願われまます。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長、いわゆるたばこ税、いわゆる少なくなったと。たばこを吸う人が少なくなったというけれども、今たばこ代が大体500円ぐらいになっちゃって、今東伊豆町で大体9,400万たばこ税が入ってきているんです。9,400万と少なくなっても9,400万です

からね。やはり、そういうことを考えるといわゆる町の中にこういうさつき町長が言ったポイ捨てとかそういうのではなくて、そういうところが、ちゃんとしたものが、やはりそうするとただ外で自分のマイ灰皿で、外で吸いなさいといっても、それはやはり、観光地としてはやはり違うのではないかと、そういうところにやはり一つの施設というのが必要であると思うんです。

そしてまたこの役場、この前ちょっと見に行ってきたんです。どこがそうですかと聞いたら、黄色いテープが貼ってあるところですよ。あそこで、たばこはそれは有害だなと思う人もいるけれども、たばこを吸って精神が落ち着いたり、病気にならないという人もいます。国で売っていると。これだけの税金を払っているという中で、やはり役場の職員の中でも、いわゆるたばこはそれは吸わないほうがいいかもしれないけれども、自分の精神コントロールとか、そういうものを維持するためには、吸う人だって必要だと思う。だから吸っているんです。そこで、あそこが本当に暗い中で、町長はたばこを吸わないですけども、自分も吸いませんけれども、あそこに行ってみたときにあそこでたばこを吸っていて、本当にもっと暗くなっていくのではないかなと。そうではなくて、もう少し日の当たるところとか、そういう中でちゃんとしたものを造ってやるとか、もしちょっと考えれば屋上、参議院会館は屋上に造ったそうです。いわゆるこの屋上とかに造れないのかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） たばこ税、たばこを吸えば必ずたばこ税のことを言ってきます。たばこ税はこれだけあるのになぜそれだと。しかし、逆に今度は健康のことを考えると、今はいいですよ。将来的には国保税が値上がっていくんです。そうしたら必ずや、医者も必ず「酒はいいけどたばこはよくないです、もう」と言っています。

国の方針が、確かに西塚議員が言ったようにたばこを販売している中でやっている中で、やはりそれは矛盾していると思うわけですよ、自分自身も。確かに税のことを考えれば、やはりたばこ税も必要でしょう。しかし、実際は自分自身のことを考えれば今はいいですよ。でも、必ず将来的にたばこに対するその肺とかいろんな中で出てきます、障害が。だから、自分としては今までは、だいぶ前になりますけれども、あくまでもこの庁舎内を全面禁煙ということを打ち出した中で、法律の中でそういうことも出ましたもので、じゃ、しようがない、場所は問題が分かりませんが、そこに一応設置したという状況の中で、本当は基本的にはたばこというのは、確かに一部の人は精神的に落ち着かせるとそういうこともあり

ます。しかし、それは一時のことです。それはもう、人間の、自分の、自分も弱いです。ただ、しかし、自分は以前たばこを吸っていました。しかし、一旦それによって健康を害して、若いときに、それでやめました。やはり、そういった自分も吸っちゃったときにはやはりいろんな意味で精神を落ち着かせる中で、周りの人の言うことも、たばこを吸っていましたよね。いざ、実際自分がそのたばこが原因で体調を崩して生死の境を、脳の血管をしたんですけれども、やはりそういうことをできるだけ味わせたくない、そういう中でやはりたばこというものは、やはりそれ以上の有害なものであるなという考えの中で、今全面、一時は庁舎全面禁煙ということを出した中で、もう誰が何と言おうとこれは変更しませんでした。今回法律が変わりまして、国のほうもそのたばこを吸っている人、本当にそういうところはいかなるものかと思えますけれども、やはりその辺はしっかりと国のほうもたばこ税だとか、矛盾がありますけれども、やはり健康が第一というようなことで、たばこをできるだけ吸わない方向でというのは、やはりこれは世界的なあれですからね。そういうことは十分認識していただけたらと思えますもので、そういうのはやはり、その辺はやはり自分の考えとしては、自分がやっている限りは、やはりたばこに関しまして厳しい対応をしていきたいと考えておりますもので、御理解願いたいと思えます。

さらにやはり、この庁舎内の位置も、本当は自分は設置したくなかったもので、最悪設置しないわけにはいきませんよと担当から言われましたもので、では、どこが一番いいか、人の目にもつかず、そうすると一時やはり職員も外で吸ったときに町民から言われましたもので、目立たないあそこがいいのではないかという中で、今の設置したところでございます。屋上は今、太陽光がありまして現状使えないような状況でございますもので、その辺は御理解願いたいと思えます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長、町長の言うことはよく分かるんですけれども、やはり今のところではなくて、だったら車を置く駐車場、車を置くスペースのほうにちょっと囲いとかを造って、今のところだといわゆる車も通るところだし、そしてあの薄暗さというのは異様に感じます。役場の職員だけならいいですけれども、さっき私が言ったように会議に来た人たちでもあそこで吸ってくださいとはなかなかね。ではなくてもうちょっと、やり方、造り方が、設置場所というんですか、そういうのがあるのではないかなと思うんですけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） それこそ見解の相違で、自分自身は本当にこの庁舎内では吸わせたくなかったし、はっきり言いましたね。最近職員といろいろ検討した中で、もうあそこでしょうがないとやってやったんです。確かに暗いとかそういうこともありますけれども、基本的にはやはり受動喫煙のこともありますもので、囲えばいいやではなくて、やはりその囲うまでやる必要があるのかと私は考えておりますもので、やはり受動喫煙、場所に関しては基本的には町としてはある程度、自分はそういう考えでございましたもので、その吸う場所さえこの敷地内に置きたくはなかったです。基本的には学校の中も基本的にはそうになっていきますもので、これから公共建物に関しても全てそうなるかと考えておりますもので、それが今、また検討しますが多分変わらないと思います。一応そういう提案がされたもので、一応また庁内で検討してみますけれども、多分場所的にはあそこが最上、確かに暗い、そういうことはありますけれども、場所は多分検討しても変わらないのではないかと思うけれども、一応検討だけはさせていただきます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長、本当に真剣に吸う人のことも、9,400万ですからね、そのこともよく考えてちょっと場所を決めてもらいたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（村木 脩君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時15分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申し出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、災害対応についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 通告4問してありますけれども、まず第1問、災害対応について質問いたします。

昨年の台風被害に関して、町長とはその約束されている台風の対応についてに関する検証というものについて約束をしてきたと思うんですけれども、この状況というのは今どういう状況にあるのかお伺いしたいと思います。

前回の12月の定例会でも町長は言われたのだけれども、台風被害の中でも問題点として、やはり避難が一部遅かったのではないかと、こういう問題の教訓も町長は言われていたかと思うんですけれども、その点で要援護者台帳を活用しての避難というものは各区自主防等で行われたのか、これらについての考えをお伺いしたいと思います。

3点目に耐震性のない避難所の指定や、飲食料を持っての高齢者避難など、防災計画の見直しは私は必要だと思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。

4点目に、改修を進めている同報無線で放送が聞こえないなど災害情報が町民に伝わっていない情報というのがあったと思いますが、この問題についてどう改善されていくのか。

以上の考えをお伺いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第1問、災害対応については4点からの質問ですが、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、台風への対応の検証であります。これほどまでの災害を経験していない状況にありましたが、災害ボランティア協議会との連携、また、自主防災会などとの関係機関との情報共有におきまして若干の不具合があったものの、全体的には対応が図られたのではないかと考えております。

次に2点目についてですが、昨年の台風19号の際には要援護者台帳に登録されている視覚

障害者の方が、民生委員や自主防を通じまして避難所へ避難を行っております。

次に3点目についてですが、避難所の指定、また避難方法における防災計画の見直しについては、避難所の指定は発生事象ごとに指定を行うことが国の基準となっていることから、地域の集会所、公民館などへ避難場所としての活用指定につきましては、地区自主防災会と協議いたしまして避難先の見直しを図ってまいりたいと考えております。また、避難方法につきましては国、県におきまして推奨している自助を核とした考え方を町といたしましても踏襲していきたいと考えております。

次に4点目についてですが、同報無線の開始に関しましては、議会において防災情報システム整備特別委員会を設置していただきまして、今後の情報伝達につきましてそれぞれの情報伝達、機器等の特性やまたコスト面も含めまして、情報伝達の在り方について協議していただいた内容を踏まえまして、対応を図っているところでございます。情報伝達機器の特性による対応といたしまして、屋外スピーカーの音声を屋内まで聞かせるのではなく、屋外できちんと伝えるための高性能スピーカーの導入を、また、屋内につきましては個々の状況に合わせ、情報を得ていただくことを基本に、コスモキャストのほか、また戸別受信機、また防災ラジオ、テレビプッシュの導入につきましては、補助制度を活用していただきと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、私は検証ということについて言えば、そういう自主防や災ボラの問題だけではなくて、全般的に役場の中でそれぞれの、例えば建設課であったり、農水であったり、いろんなセクションのところでの問題というのはしっかり、やはり文書的にも残していくということが次につながっていくのだろうと思うんです。それとの関係で、例えば今要援護者台帳での避難の問題で、例えば視覚障害者がということでしたよね。でも、例えば、もし本当に検証するのであれば、本当にじゃ、それは例えば9区の自主防災会で何区で活用されたのか、実際何人がそういう形での避難を対応されたのかということまで把握していかなければ、今後のその避難等々の対応ができないのではないですか。検証というのはまさにそういうことだと思っております。

逃げる人が、確かに避難所へ来る人全般はそんなに多くはなかった、じゃ、なぜそうだったのか、こういうやはり要援護者台帳として既に町で把握している人たちにおいても活動がどの程度されたのか、少なくとも僕は稲取の各区のところに行った範囲では、民生委員さん

が避難所を開設をしている自主防の皆さんのところに来て、一緒に応援してこの人たちを対応してくれませんかというような動きがあったというふうには、私が回った時点では少なくとも19号で言えば12日のお昼前後までの状況では、あれだけ避難しろとは言ったけれども、そういう状況にはなかったですよ。だから、避難台帳を町が作りましたと言っても、それを使って動きが起きなかった。

この避難台帳について言えば、町が管理をして民生委員さんや何かに本当に能動的に動かなかったら、やはり犠牲者を出しちゃうというような性格の問題なのではないですか。それが今の検証しろと言ったら、視覚障害者が逃げた人がいますよというのは、レベルの話では検証にも何にもならないのではないですか。大事なことなんです。僕も区長さんなんかに行ったんです「何でやらないんですか」と。「俺たちのところには名簿が来ていませんよ」と。民生委員やなんか持っていてというような話も含めてですよ、実際区長さんやなんか自主防でそういうところの話をするとかという話は、それは町から避難所を開設しろといったとして、もしかすると町が要援護者について避難する措置をそういう行動をとってくださいということを、自主防なり民生委員さんなんかに伝えたのか伝えていないかというような問題もあるのだけれども、いずれにしても要援護者台帳で作りました、避難が自分でできないから避難をお手伝いしなきゃいけないような人がいますねと、ここを把握しても、例えば19号の段階でそういう動きがしっかり取られたか取られていないかということの検証だって、これじゃ何にもならないのではないですか。まして、この間も言っているように本当に高齢者、特に後期高齢者がこれから増えていくというような状況の中で、この問題、この状況で放置していくんですかという問題だと思うんです。それはやはり、考えていく必要があると思いますよね。

避難所の問題については自主防と相談だということで、小学生でもやはり、避難、あそこへ避難したくないなという、思えるような問題も含めて本当にどうなのかということは考えられていくのだと思うので、それはそういう問題で検証されていくのだと思うんです。いずれにしても、今後提出される新年度予算なんかでは、防災計画の見直し等地域防災計画の防災審議会ですか、ありますからそういうところで検討していく項目に私はなっていくと思うんですけれども、しかし、それはやはり、この災害、昨年起きた災害の検証という状況をしっかり把握した上でやっていくというのが通常のプロセスだと思います。そこが一つ。

もう一つの問題は、情報、防災情報システムの問題は言われなくても町長、よく分かっています。でも、問題は、僕が言いたいのはそういうシステムをどう構築しましたかの問題で

はなくて、そのことを町民に徹底していないという問題です。屋外スピーカーの問題はある、コスモキャストの問題はある、テレビプッシュがありますよと。でも、こうしなければ情報が伝わりませんよということを本当に町民に説明していないのではないか、足りていないのではないかと。ということが今一番心配していることで、システムがどうのこうのではないと。私たちも、私も関わって報告はしました。でも、その報告でもこれは町民によく徹底をしていかなくてはいけないよと。特に今回、昨年の白田川の氾濫ということなんかで言えば、当然そういうことが想定されるので、そういう危険地域なんかについてはしっかりと徹底してくださいというのは報告でもしてあるわけです。そういう動きが十分できていないからこういう質問をしているんです。

○議長（村木 脩君） 町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 確かに検証につきましては、そういう中でやはり、その要援護者さんの台帳は多分自主防災会長は持っていると思いますよ。それはまた原課に言わせませうけれども、それを考えたら民生委員と要援護者との連携、これは本当に理想は簡単ですが実際現場となりますと、やはりいろんな面で民生委員さんがあるでしょう、いろんな面が。これはやはり、全員が全員これをやるのが理想ですけども、基本的にはまた、今後もまた一回町長会で函南町長、一応体験談、経験、そしてどういふことを反省したらいいか、どういふことをやったらいいかと体験を聞かせてもらったんです。そうしたらいろいろ町としても参考になることが大変ありました。そういう中では、やはり何回も山田議員言っていたけれども、民生委員と要援護者の関係、それと自主防災の関係、これ、本当は自主防災にやってもらって民生委員、これ、連携してもなかなかうまくいかない、これをどのように構築していくか、これをまた細部また十分やったんだけど、やはりこれから本当にますますこういう災害とか、大変大きく、大体年1回必ず起きる、そういうような状況でやらなければならない、来るのではないかと想定しておりますもので、その辺はしっかりとやっていきたいと思っております。

さらに、広報の関係、自分は本当確かに、啓蒙が、町民に対する啓蒙が少ないと言えそう、自分は事あるごとに言っております。再度その辺のことはまた、町の広報とかそういうのをどんどん入れた中でまた啓蒙はやっていきたい。やはり、せつかくの議会特別委員会でもいい方法を示した中で、それがまた町民に知らしめて、浸透していないのではないかとやれば、またさらにそれは浸透するような方法を、私も会議があるたびに一応防災に力を入れておりますもので、そういうことも言っておきます。また、広報、さらにはハイキャット、

いろいろな面を、マスメディアを通じた中でこれは町民に、より多くの町民が分かるよう方法で啓蒙していきたいと、そういう考えでありますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、高齢者が増えて、要援護者というものの数も増えていく。例えば、私、ある区でもここで待っているだけではなくてそういうお手伝いをしたらと、それと名簿の問題も一つある。ただ、各区で、多分稲取の各区なんか人数、田町は10人ぐらいで、ほかはやはり6人、7人というような役員の中で、そういう業務をやって避難所の開設をしてそれをやるということ自体もかなり無理もあります。

もう一つの問題は、防災、私は計画の中で見直してほしいと思うんだけど、国がこう言っているからという飲食料の問題、多分こういう本当に飲食料を持って避難しなさいよということであれば、特にこの間、去年の台風ということで考えれば、1日家にいないで公民館なり、体育館に避難するということであるから、それにしてもそれだけのものを、買物難民という言葉があって、町内でも買物に行くのに大変だという人たちが、水も食料も持って行くなっていうのは、ましてそれが雨が降っていたりしたらできないわけだから、そうすると、この自主防の皆さんの役割、それはじゃ、実際自主防いわゆる区の役員さんだけの問題ではなくて、もっと班長やいろんな方々を動員してこれには備えるのか、その際、やはりそういう飲食料を持ったりそういうお手伝いをするなのか、そういうやはりところまで、やはり根本的に見直しをしていかないと、やはりいけないと思うんです。

もう完全に被災をしたと、津波や地震によって家が何らかの影響を受けるとかということでの被害が出たときというのは、もうそういうことも含めて当然やらなければならないということになるわけなので、だけど、台風というこの災害、1日かもしれない、1晩で通り過ぎるということもあるのだけれども、ただ、こういう台風等の災害が増えていくということは町長御認識のとおりで、そうだとすれば、この辺についてもやはりしっかりと、言われたような函南も必要なのかもしれませんが、やはり見直しをしていかないと、やはり今まで見たいにただ自主防に避難所開設だとかいう形ではなくて、私はもう、稲取でいえば、もう避難所は稲取小学校でよくて、高齢者の状況がわかる、考えたら各区の皆さんにはそこへの搬送や要援護者への対応なんか当たってもらうということだって一つは必要なのかもしれませんが。必要な人に対しては。でも、そのぐらい踏み込まないと、今までどおりのマニュアル

どおりのやり方ではやはり不安も拭えないし、対応は変わらないのではないかと思います、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 避難場所につきましては、本当は山田議員が言ったことも考えられます。しかし、原則的には飲食の関係、これは基本的には自助努力の中で、原則です。やはり言われたのは、やはりそれを持たなければ避難できなかったことも、しなかったということも聞いておりますし、それはもうあくまでも原則はこれは曲げられないと考えております。しかし、そんな中でもやはりある程度そういう1日に関しましては、やはり水なんかは貯蔵できないもので、それはそのときは対応して職員が買った中でやるとか、そういうことも考えていけばいいと考えております。当然防災計画の見直しがありますもので、また山田議員が言ったことも考慮した中で、皆さんの意見を聞いた中で、またよりよい防災計画をつくっていったならと考えておりますもので、またいろんな面でまた御提言いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に第2問、消防団活動についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 2問目の消防団活動について質問いたします。

消防団の活動、さまざまな課題を抱えているというふうに思っておりますが、私は今日は3点の問題について伺いたいと思います。

1点目は、町長の御発言として消防協会賀茂支部からの脱退だとか、査閲大会に参加しないというような御趣旨の発言をされたというふうに私は聞いているのですが、それらの真意と影響についてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

2つ目に、新たに設けられた機能別分団員の役割について御説明をいただきたいと思えます。

3つ目に、消防団員の減少、町外での勤務者などの増加から、消防団の運用や組織の見直しがやはり必要となっているというふうに思いますが、それらについてのお考えをお伺いします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問、消防団活動については3点からの質問ですので、順次お答えします。

まず1点目についてですが、消防協会賀茂支部から脱退するとは一言も発しておりません。操法大会への参加有無につきましては、団員の操法大会における負担、また、町の財政負担等を考慮し、今後の大会への参加は見送ることを賀茂地区の市町長並びに賀茂支部団長会の御理解をいただいたところであります。

2点目についてですが、組織の見直しにつきましては平成29年度から本部会議、分団長会議におきまして、今後想定される消防団を取り巻く環境等を見据え、組織、体制の見直しが必要であると考え、組織、体制の見直し案、また素案となるものを提示し、現在本部会議及び分団長会議、各分団において検討協議をいただいているところであります。

3点目についてですが、機能別団員の役割につきましては現在、基本団員となるこれまでの団員のほかに、特に熱川地区の分団におきましては、消防団の退団者を中心に支援団員制度を設けまして、災害時の支援をいただいておりますが、法的な位置づけがないことから、消防車両の運転ができないなど、活動に支障が生じていたことから、さきの臨時会におきまして条例を改正させていただき、支援団員の位置づけを明確にしたところであります。

なお、活動につきましては基本団員が行う平時の器具備品、施設などの維持管理、また行事への参加は行わず、火災や自然災害の発生時におきましてのみ活動をしていただくよう位置づけを行ったところでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、査閲大会等に参加しない、財政的な問題もあるし団員の負担もあると。当然、そういう部分でいうと喜ばれる人もあると思いますよね。実際問題、やはりここはお金の問題以上に新規に入ってくる団員が毎年毎年少ないわけですから、これをやはり2年おきに、1年おきですか、1年おきにでも大会をやるということになると、結局現状で見ると毎回同じ人が毎回駆り出されるというような状況になっていて、この辺の負担もやはりあったとは思いますが。

ただ、そうは言っても消防団の機能をやはり維持していくという点で考えると、2年に1回を、かえてそれは4年とか5年に1回にしても、一定のやはり訓練をするなりとかそういう訓練期間の短縮を含めてですけれども、一定の訓練、何かしらの訓練等をしていかないと組織という部分でいえばその機能を十分保持できるのかなという問題も一方ではあります。

今回の機能別団員の問題という部分でいえば、これは消防団充実強化法という法律の下に組織機能の在り方が変わってきたという中で行われているわけで、そうしてみると、じゃ、消防団の機能がどこに向いていくのかということになると、火事というよりはやはり風水害を含め大規模災害に対応するということを主眼に置いて、この消防団充実強化法というのは作成されているわけで、そうしてみると、じゃ、査閲大会というものの在り方だって変わったっていいはずだし、その参加の仕方等々も変わっても、そういうやはり積極的な提案があってもよかったのではないかなと。火事以外、じゃ、どうするんだという部分だって、これから大きな課題だというふうに思うんです。しかし、そういうふうに巷では、私の友人辺りで消防団をやっている方なんかからはそういうふうに、だから、査閲大会をやらない、参加しないよということはそういうふうに受け取られてしまったということもあるのでしょうか。だけど、やはり訓練をしていくということは、組織として何で存在するのかということに、やはり直結する部分もあるので、それは工夫して必要なことはやらなければいけないという一方の問題もありますので、これはよく検討する必要があると思います。

私そこの一番懸念するのは、先ほど町長が答弁された中で機能別団員の問題なんですけれども、やはり町長答弁されたように火事、災害等々に出動するというとき、これはいわゆる消防団における階級は団員ですよね。団員、平の団員です。だけれども、実際、じゃ、現職の団員があまり集まらないからといって、その機能別団員がOBですよといったって、この人たちが中心となって火事の現場に出動していくのかというような問題というのは、少なくとも災害という問題について言えば、これから訓練をして能力を高めていくという要素があるのだけれども、どう考えたって火災について考えれば、当然OBの方なんかのほうが経験も豊富だし、高い能力を持っていらっしゃるのでしょうか。そうしたときに指導系というか、命令、指揮系統というのは混乱しないかな、また、現職の団員というのはそういうことを通じてのやる気というのを喪失しないのかなという問題もありますよね。これはやはり、非常に私は懸念するところで、運用上そういう人がいるから使えばいいというものの、じゃ、一体現職でしっかり団員として基本団員として残った人たちは、そういうことについてどう考えるかな。OBで、いけば報酬も出ないOBの人たちが来て、俺たちは使われるのという命令、指揮に関するやはり部分というのは、消防団員のモチベーションにも影響する問題がそこにはあるのではないかなという問題が一つあると思います。

議会になって、昨日かな、配付された……、こっちのではないな、この間配付された新しい参考資料で配付された東伊豆町の消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則という

のが配付されました。この中身を見て、ちょっと私はびっくりしたのは、機能別団員というのは言葉は出てくる、出てくる、ただ、一番この最後のページに団員のところについて「機能別団員を除く」になっているんです。だから、設置の280人からは外すという意味はわかりますけれども、これは規則ということであれば条例ではないので、ただ、こういう形でした場合に、機能別団員って各地区団員、分団に何人いるのか、どういう形で使える人間がいるのかという、言わば戦力の状況を把握できない状況になってはいないかというふうに思うんです。第1団に機能別団員が10人いますとかいうのを分かっていなかったら、災害時に第1分団にこういう対応できますかという指示が出せないですよ。その部分がこの規則で見ると限りは違う形になっているので、だけど、これは行政的にいえば先ほど来の答弁で報酬、団報酬は出ないけれども、当然その災害に対するということであれば、補償保険の部分は町が払いますよということがあるわけだし、ここに機能別団員というのも名称上は、組織上は分かれてある以上、この最後の別表なんかには別枠を作って機能別団員何人とかという、一定の把握、戦力把握というのは普通の組織としたら必要ではないのかな、そうでなかったとするとどこでその人間を把握、どこの分団に何人いるという把握は可能なのかなと。その位置づけ、そこにも出てこなかったとしたら、どこで町がそのいわゆる公務災害なんかの補償保険を支払っていくのかという問題も、ちょっとこれは曖昧なのではないかなというふうに思います。

3点目に、先ほども西塚議員も言われたように消防団のやはり再編、見直しということで、町長も今言われたことと言えば、しっかりと素案ができて示してあるよということも、ちょっとそういうふうな言い方をされましたけれども、ぜひ、これはやはり、役場の組織ですからいろんな将来的な人口、そういう若者の人数とかいろんなものを含めて、やはり全体を把握しているのは町なわけですから、町の組織であるということを含めたら、やはり基本的な素案というのは、やはり町がしっかりと提案をしていただく、場合によっては本当議会や町民の皆さんにもこういうふうにしたいと思っているけれども、どうですかというようなことはコンセンサスをやる上でも必要ではないかなと。なんか、先ほど来のあれを聞いていると、なんとなく消防団にそういうものを丸投げしているような印象すら受けるんですけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 具体的な条例、規則その辺はいろんな、事務的なことというとまた、担当課長から説明、査閲大会の関係でございます。これは、基本的に訓練、最初は団のほう

からも言ってきた中で、やはりいろんな状況を勘案した中で、やはり操法大会、郡の操法大会をやはりやる必要があるのかという中で、それならば2年やはり訓練が必要だから、やはり4年に県大会がありますものね、それに出たらどうかという中で、持ち帰った中でやはり、分団のほうから、やはりその訓練は、操法、郡がやめたら県のほうも取りやめると、そういうことを言ってきましたもので、いろんな意見があると思います。それはそういう中で一応団のほうからそう言ってきましたもので、そういうほうで。これは1市5町の首長からも、また下田市を含めた中で、言った中で、これはこの1年間をかけてまたいろんなことを、どのような方向がいいのかと町長会は賀茂支部に投げたんです。その中で東伊豆町は一応操法大会にも一応参加有無の中で文章をほしいということ言われたもので、一応1市5町の了解を得た中で、一応賀茂支部団長に宛てまして、東伊豆町といたしましては、今後の操法大会は参加しない、そういう文章を出したことは出したことでございますので、その辺は御理解願いたい。

やはり、何回も言ったのですが、確かに訓練も必要だと分かりますと言ったように、一部の団員はそういう意見もあります。相対的に団のほうの意向として、当然いろんなことがあると思います、いろんな意見が。その中で団のほうから一応こういう方向で行きたいと言われましたもので、一応町といたしましてもその方向で動いていることだけは御理解願いたいと思います。脱退とか、一切言っておりませんもので、それは御理解願いたい。これからもやはり賀茂郡の1市5町、消防団連携、必要と考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

では、あとは担当の防災課長から説明させていただきます。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、機能別消防団員の位置づけになりますが、それについては当然、団員となりますので分団長、それから副分団長、班長とおりますので、その指揮、命令系統に入っていただくという形になりますので、よろしく申し上げます。

それと、訓練等につきまして、操法大会がなくなったから訓練はやらないかということではありません。今現在もさまざまな訓練を行っております。それを充実していただくよう、本部会議、それから分団長会議でうちのほうからこういう訓練のやり方はどうかということも提示させていただいておりますので、その辺御理解いただきたいと思います。

それと、機能別消防団員の把握につきましては、3月に機能別消防団員何人それぞれの分団で置くかということ報告いただきまして、それに基づいて先ほどありました補償のほう

へ掛け金を払うという形で考えておりますので、この別表に入れますと当然定員に入れるという形になってきますので、その辺、増減を設けなくてそれぞれの分団の必要に応じて機能別消防団員の人数を決められるという形で、これは分団長会議、本部会議でその話をさせていただきまして決定した内容となっております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、まず訓練の問題なんですけれども、確かに査閲大会の内容というものについての見直しというのはあってしかるべきだと思いますが、しかし、この消防団充実強化法という形で見ると、今後消防団員がいわゆる地域自主防等の中でかなり能力を持って、とりわけ大規模災害時には地域の人たちをやはり指導していく、また、いろんな形で来る子供たちやいろんな人たちを中心的に指導していくようなリーダーになっていくというようなことも求められておるし、当然それに基づいて装備、ライフジャケットから何かという装備の切り替えをしろというのが国の考え方のようなんですけれども、装備を全部やるには当然また金がかかる、しかし、金がかかること全て一度にできないにしても、やはり消防団という組織が、やはりその地域に若い町民の方々が参加をしてその任務、役割をしっかりと精通して、やはりやりがいを持ってやっていただくためには、必要な訓練、装備、必要な体制をしっかりと整えるという、このことはやはり必要だというふうに思いますので、そういうものをぜひ、見直していただきたいと、充実させていただきたいというふうに期待して、2問目は終わります。

○議長（村木 脩君） 次に第3問、行財政改革についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第3問、行財政改革について質問します。

町の財政は非常に厳しいと言われておりますが、そこで伺います。

町の財政はなぜ悪化して厳しいのか。

実質赤字体質の財政運営から脱却する考えと対策はあるのか。

3点目に財政講演会は何のために開いたのか。

以上、3点をお伺いします。

○議長（村木 脩君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の第3問、行財政改革につきましては3点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、現在町が直面しております少子高齢化、人口減少により、税の減収や民生費の増大、また、当町の特徴として税の滞納が多いことや、過去に整備した施設の数やまた規模が大きく、その老朽化により維持費が増えていることも財政を圧迫している要因でもあります。

このような状況の中で、少子高齢化また人口減少のスピードに対していかに対応したこの財政運営を行えるかが重要であります、そのスピードはさまざま、まだまだ対応しきれないため、財政が厳しい状況にあると考えております。

次に、2点目についてですが、当初予算編成におきましては、年々財政調整基金繰入金が増えておまして、実質赤字体質であることは否めません。また、令和2年度当初予算にはこれまでにない厳しい予算編成であり、今後さらに厳しくなることが予想されるため、令和2年度をさらなる行財政改革のスタートの年と位置づけまして、熱川支所の廃止、また、ごみの有料化を始め、施設の廃止また入湯税の引き上げを柱に、スピード感を持って行革を進めていく所存であります。

次に3点目についてでございますが、これまでもさまざまな場所で財政が厳しいと議員やまた町民の皆様にお伝えしてまいりました。やはり、第3者の専門家に分析していただき、その町の財政状況を知っていただくことが必要であると考えました。また、行政改革を実施する際には、町民の皆様の御理解と御協力が不可欠でありますので、まずは財政、町の財政の厳しさを御理解をいただき、共有することが必要であると考えまして、財政講演会を実施いたしました。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、確かに言われたとおり厳しい要因はその少子高齢化、税収の減収、観光を中心とした産業の、やはり衰退といえば衰退、少子高齢化で高齢者が増えて、後期高齢者医療費や介護費の負担等が増えているとこういうやはりことと、やはり老朽化ということは全くそのとおりだとは思いますが。

ただ、しかし町長、今日は皆さんにも資料をお配りしたんですけれども、ここにもあるように町の財政、通常普通に考えると収支ということであれば、決算で見る収支は毎年1億と

か2億余っているから、この形式的な収支は皆黒字で、いいじゃんと思いがちなものだけでも、実質収支というものはこの5年間をとってもずっとマイナスですよ。恥ですよ。

地方財政法の視点で見ると、地方財政法では第4条で積立金の処分という項目があって、この積立金の処分については「1、経済事情の著しい変動により、財政が著しく不足する場合において、当該利息額を埋めるための財源に充てるとき」「2、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減資を埋めるための財源に充てるとき」「緊急に実施することが必要になった大規模な土木その他の建設事業等の経費その他必要に、やむを得ない理由によって生じた経費の財源に充てるとき」等々あるわけです。實際上、総務省の統計によれば、単年度単年度で見れば、ほぼ50%の自治体の実質単年度収支が赤字になるというものはあるわけですが、統計上。

ただ、うちの町の場合、町長、調べてみて僕もびっくりしたんですけれども、この5年間どころか町長が町長に就任してから、ずっと実質単年度収支は赤字なんです。これ、皆さんのお手元にも資料があると思うんですけれども、これは僕が創作したのではないですよ。町のホームページにある財政資料の中で、決算カードを集計してみたら、え、5年間、ここ数年ではないじゃん。町長就任以来ずっと、言えば入ってくるお金で事業が賄えないから基金を取崩すというのはもう、恒常化して、基金を取崩せなければ予算が組めないというのが当たり前になっちゃったと。だから、大きな事業をしようとかいろいろ新しいことにチャレンジしようと言っても、お金があまりないじゃんというのが今の状況ではないかと思うんですよ。町長、これ、どう思います。町長になってから本当に実質単年度収支はずっと赤字なんです。一度も改善されていないんです。どんどん拡大していくのではないかと思いますけれども、町長はどう思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然これは、実質赤字、これはうちの町だけではなく、各自治体の10年間を見てください。多分大体こういう状態だと思います。50%。これを脱却したら理想でございます。それを目指した中で、脱却していく中で、本当に壇上で言いましたようにいろんな面の、人口減少また税の減収、やはり一番危惧しているのは観光という、うちは観光立町でございまして、やはりその観光によってそのバランスか何か、一番厳しいです。やはり、東海道筋のように法人税とかそういうのが安定していれば、全然また違うかと思いますが、やはりうちの町のその産業形態、見た中でこれはやはり、これは10年間赤字、これは本当に預かるものとしては大変いかがだと思います。こういうことはなるべくやらない方向で予算編

成している中で、実際問題自分のときにこのような形態になってしまった。これはこれを脱却したい方向でやっていますけれども、今までやっぱりできること、壇上で言ったようなことが、だんだん多くなってきて、こういう状態になっている現状でございます。そういう中でこの財調につきましても、壇上で言っていた、いざというときに使いなさいと、これが基本でございます。これが恒常的にこういうことになっているのかと山田議員が、この示せばそのとおりでございます。町もまた財政担当もこれを脱却するような方向で頑張りをしようとしていることは御理解願いたいと思います。

やはり一番は、臨時財政対策債、臨時財債がやはり国が返すというのが、全然返してこない中で、臨時財債をまたやっている中で、臨時財債というものを町が全然同じように返していくのはまた違った方法で各自治体というのは考えていく方向になってくると思いますので、今山田議員が言っている、これに対してはもう、真摯にこれは反省しなければならないと考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、町だから今少しは基金があったり、実際必要な事業に応じて起債が受けられたりするということがあるから成り立っているとは思いますが、でも、これ普通で考えたら、こういうのを普通の事業で考えると自転車操業というのではないですかね、まさにね。いや、そうだっていうことじゃ困るんですよ、町長。それを脱却すると言っても、どうかというような問題もあるんですけども、やはりそれだけ厳しいというのは、やはり普通だったら、こういう会社だったら完全に銀行からお金を貸してもらえないですよ。民間企業だったら。12年、14年か、14年ずっと連続赤字ですよなんていうところだったら、銀行は金貸さないんですよ。そういう状況なんです。

ただ、今町長が言われたことでいえば、非常に深刻なのはこれからですよ。まさにこれから。調べてみると、この5年間で後期高齢者になられた方が980人ぐらいかな。今後5年間、2,300人を超える方が後期高齢者になります。その先5年間では、約1,000人になります。これは後期高齢者が増大するということは、町長、先ほど言われたような民生費の中でいう後期高齢者医療の負担金とか介護の負担金が増大をするという要因ですよ。この5年間で、例えば税収は約1億ぐらいは減りましたよね。もっとなんですけれども、1億以上は減っているんです。5年間で民生費というのは約5,000万ぐらい増えた。だけど、このさっき言っ

たように約900人から増えて5,000万増えたのだけれども、今後5年間を見たら2,300人からというものが後期高齢者に移行していくとなると、当然もう町の後期高齢者医療や介護保険の負担金というのが5,000万どころかもう1億とか、そういう規模で増えていく時代というのが、これから5年、10年先の東伊豆町の状況ではないのかなど。これはやはり、深刻さを考えると、今町長が言われたような施政というのは本当にできるのかなど。言葉でスピード感を持ってやるとかいろいろ言たって僕はできないと思いますよ。過去やっていないのだから。どうなんですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） いや、本当こういう財政の質疑、これは本当に一般の町民が聞いてもらって大変ありがたいです。本当に町の財政が口で厳しい、厳しいと言っても一般町民は分かりません。こうやって壇上で質疑をすることによって本当にこの町の財政の厳しさが分かってくれば大変ありがたいと思います。今回の一般質問、町としても大変ありがたいと感じております。

そういう中で、税収はどんどん減って、今言ったように扶助費はどんどん上がっていきます。その中で幾ら自分が、もう財政は大変厳しくなっているからと言っても、やはりこういう議場を通じてやりとりをしていけば、やはり一般町民も聞いておりますから、やはり本当に町は厳しいのだということを本当に理解していただくと考えると、それは大変ありがたいことだと自分は考えております。そういう中でやはり、いろいろ言ったようにスピードを持ってというのはやはり、一番は町民にあって、いろいろやはりこれから今まであったものがなくなっていくので、それは当然御不便をかけますよ。やはりそういう中で痛みを分け合って、この東伊豆町を、今言った前回の太田先生はこの資料にも、やはり3、4年後はともかくいいのだろうけれども、その先は、もう町は大変財調も厳しくなっていますということも言っておりますもので、こういうことにこのケーブルテレビを見た中で、また町民が分かってくればまた大変ありがたいと思うし、そういう中でやはりいろんな面で、ごみの有料化に、ごみの有料化に関しましては、これは河津との話合いがあります。しかしながら、いろんな統廃合、この辺などは確かになくなれば、これは当然町民には不便をかけますけれども、その辺はある程度多少の不便は御理解願いたい中で、これから町が生き延びる道をまた町民と一緒に模索していきたい、そう考えておりますもので御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、僕はやはり町長、その毎年、その施政方針等では行革だとかいろんなことを言っているんだけど、全然やってこなかったからこうなっているんだと私は思うんです。やはりそれは、具体的な問題で幾つか言えば、例えば町で、これはホームページにあるやつですけども、行政改革大綱というのは平成24年3月21日につくったきり何もつくっていないですよ。何もつくっていない。本当だったら、ずっと赤字が続くのだから平成24年につくったものが、これで対応できなかつたら次の改革のプランとか計画が策定していくのがやはり、トップの姿勢ではないかと思うんです。

その上、僕はさらにあれなのは、去年の熱川支所の統廃、廃止という課題の中で、私は聞いていてすごく思ったのは、皆さんきっと、全然言っていることの意味が理解できていないのではないと思うんです。理解できていないわけではないと思う。ただ、町長、今回言われたようにその熱川支所の問題だ、ごみの有料化だとか学校の統廃合だ、施設の廃止だ、入湯税値上げだとか、いろいろこういう形で施政方針で言っても、町がどういうプランを持って今、この状況にどう当たろうとしているのかという姿が見えないんです。何で俺たちだけ切り捨てられるのかというふうな思いを感情的に感覚的に持っている人たちがいるというのも事実だと思うんです。

それは2つの問題があって、一つはやはり、十八史略ではないけれども、まず隗から始めよという、その姿が見えない、その姿勢、決意が見えないからいけないというのが一つと、やはり本当に町の在り方や方向がどう変わっていくのかという相対的なプランが見えないから、何で私たちだけ切り捨てられるのかという町民の思いが出ちゃうんです。だから、現実的にどんなことを言ったって、理解を得られないんですよ。今のやり方のままでは。まず隗から始めよということわざのとおり、そこがやはり必要だと。加えて言えば、いわゆる行政改革のこういう戦略プランとなんかつくったって、計画もないのだけれども、町長この、施政方針でもそうなのだけれども、具体的な体制もないではないですか。昨日の話を聞いていても、例えば公共施設のやつも2年間どうだこうだと。学校統廃合は5年間どうのこうのと、これ、通常に課長さんたちに仕事の中でやらせるというのではなくて、普通なら町長、行政改革の本部長になって、やはり月に1回とか会議を持って、進捗状況を点検チェックして、どういう問題が遅れているんだとかいうことをどんどんやっていこうというようなことが、普通やられるのが当たり前で、スピード感という言葉があったって具体的に進む仕組みができていないから、何も進まないのではないのかと私は思うんです。

だから、本当にこの先、このままで行けば税収が今の状況からして、来年度もっと税収が

落ち込むよと、民生費がもっと高齢化の中で増えてきますよと言ったら、実質単年度収支がマイナス2億円どころか3億円にも4億円にもなっていくかもしれない。全くの財政が底を抜けてしまって、夕張とは違った意味での財政破綻だと言われかねないような状況なのに、改革すべきものが改革できない、改革する姿勢や仕組みや体制がないということです。どう思いますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） やはりそれは本当に今回の質疑、本当にありがたいと思いますよ。本当に町民が今のこの一般質問を聞いた中では、確かに自分の姿勢も悪かったと言えば、それは真摯に受け止めた中で、財政は、町はこれだけ厳しいんだということをこの一般質問を通じて町民が本当に理解していただきまして、そうすればさらなる行革の、これは熱川支所に関してはやり方が悪かったかは分かりませんが、自分の考えは熱川支所に対する愛着、やはりよく言うように稲取と熱川地区があって、なくなればますます熱川地区はさびれるとか、そういう気持ちもそういう財政的じゃなくても気持ちの問題、自分は一番感じましたよ、熱川支所に関しましては。

確かに説明の仕方も悪かった、しかし、それに対して、以上に、稲取、熱川という中で対抗意識があって熱川支所がなくなると、ますます熱川はさびれると、そういうことも多く言われましたよ。

そういう中で、やはり、そういうところでは東伊豆町は一つだということ考えた中で、やはり熱川支所が仮に廃止されても、いろんな面で多少の不便は感じますけれども、今度は熱川郵便局の感じで、やはりさきの区長会でも言われました。町長、マイナンバーカード50%なければもうやらないと言った、言わないかと言われましたよ。当時はマイナンバーカードしか取れなかったもので、それでそういうことを言ったんじゃ、状況が変わりました、今度。郵便局でできた中で、このマイナンバーカードがなくてももうほとんど熱川支所と同じようなことができますもので、それでまた再度ちょっと、また熱川地区の方にはとりあえずまた、お願いに上がりますけれども、確かに行革の姿勢が見えないと言われれば、それは真摯に反省として受け止めます。

形が見えない、しかし、中では確かに口ばかりではないかと言いますが、実際問題の財政、当初予算をやるときにいろいろやっている、本当に今までやっても、今回は本当にこれでは駄目だという中で、本当もうやらないと本当にこの町は四、五年先、山田議員が言ったように特にこの町は大変厳しいというようなこと、もう認識しておりますし、さらにうちの町

では、うちは自分がよく、やはりほかの町はなぜこんなに危機感を感じないか、やはり本当にこの1市、特に賀茂郡は人口減少、どんどん減ってくる、そして産業もない、そうすると本当に1市5町はこれからどうやって生きるかということを真剣になって考えなければ、本当に厳しいと考えておりますので、これから本当に形が見えるような形で、また町民に分かるような方法でこれはやっていきたいと思っております。御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 4問目、ちょっとできなような感じなんですけれども、大事なところなものですみません。

町長、僕はこういうやりとりをしてこういう資料も出して言っていて、僕は町長が行革本部をすぐに立ち上げますとか、そういうやはり姿勢すら出てこないで、よその町との比較で、賀茂郡がどうだこうだなんて、そんなことはどうでもいいんですよ。自分の町のこの状況を町長が町長として改革しようという姿勢が全然見えなかったら、前に進まないし、そのためにはまず隗から始めよということもありますよというふうに言っているわけですから、それがやはり、なければいけないと思うんです。

どういことをやりたいのかということもしっかり示していかないと、感情的な問題というのは町がどういう状況で、どういうプランを持ってその状況を解決しようとしているのかということがよく見えないから、町長の姿勢もそうなんだけれども、単発でこの間みたいに熱川支所の廃止だけ取上げられるから、ああいう感情的な問題になっちゃったと私は思っていますけれども、それは必要、不必要の以前の問題なんです。今問題になっているのは。

今回本当にやるんだとするならば、本当にどこまで何を必要なのかという、絶対的なパッケージというのはやはり必要で、それをやはりやるための体制も町長の決意も必要なんだということは絶対必要だと思います。今日聞いても、はっきり言ってこれ聞いた人たちが、町長が本当に行革やるという姿勢があるのかな、そういうふうに思ったのかどうかわかりませんね、私は。私は今ある、聞いている限りでは、町長は2年間無事に過ごせばいいのかなと思っているぐらいにしか思いませんでした。

もう一つの問題、今回やはり予算上補助金等のいろんなカットだとかいろんなものがあつたというふうに聞いているのですけれども、私一つ思うのは行政評価、いわゆる決算等上における行政評価のやはり導入というのが、やはり必要なのではないのかなと。やはり、役場

の職員の皆さんというのは2年、3年で部署が変わりますよね。やはり、その部署の仕事仕事が必要なのか、妥当なのか、これは本当に効率的なのか、やはり絶えずそこをチェックしていかないと、結局やはり役場の仕事ってなんか従前からやっているから、それをこう継続していくということは、それはそれでいいんだけど、経費が必要、小さくても大きくても法律的に対応しなければならない問題もあるし、でも、法律的に関係なく、お金があった時代はサービスでやったことも、やはり財政が厳しくなるとこれはサービスというのか、法律的な根拠に基づいたものではないのだから、この金額は見直さなければいけないよねという、一つ一つの事業や、やはり絶えず見ていくということが必要で、既に町長、町村なんかでもやはり6割ぐらいの町村がこういう行政評価もやっている。課長さんというのも、割と多少何人かお伺いすると、国と同じでやはり、自分の課の予算を執行するというときに、やはり当然重きを置いてしまうのだけれども、当然それは効率的に行うということが大事なんだけれども、しかし同時に、この仕事はどういう意味がある仕事なのか、法律的な根拠がある仕事なのか、住民の理解やコンセンサスの中でやっている仕事なのか、妥当か妥当でないのか、こういうことを絶えずやっていかないと、やはり職員の皆さんもただお金を使うだけの、そういう集団になってしまうところがあるかと思うので、この辺もやはり導入することも、これからのやはり行政改革、仕事のやはり見直しにとっては必要になってくると思います。

すみませんが、4問目ができそうもありませんけれども、最後の質問だけ、答弁だけぜひ、これ、お願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然私は意気込み、いろんなことが悪かった。しかし、実際問題この討論をやっている中で、本当に町民が分かってもらえればありがたい。そういう中で、行政改革、これは真摯にやりますよ。これははっきり言わせていただきます。決意が足りないと言われたので。

そういう中で、やはり2年間無事に平穩、そんなとんでもない話ですよ、そんなことを言われたら。それなら、熱川支所の廃止だってやりませんよ。何もやらないで2年間無事過ごせば、こんな楽なことはありません。やはりこの町のことを思った中で、やはり嫌なことでも、熱川の方はあと2年だからやらなくていいのではないかとはっきり言いますよ。しかし、これはやらなければならないことですから、2年間無事平穩な、そんな考えはやめてください。また、そこで言われても私はそんな気は絶対ありません。やはり、この2年間なん

とかしなくては、本当にこの町は沈没をしちゃうんです。そういう中で、やはり熱川地区の方は本当、もう、2年間無事平穩に過ごせと言ったんだけど、そんなことをやったらこの町が、山田議員が言ったように本当に沈没しますので、それは御理解願いたいと思います。行革、本当にやっていきます、これは。それだけは御理解願いたいと思います。

それと、この紙については財政のほうからちょっと。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） 山田議員から、実質単年度収支の推移ということで、この平成15年、16年度のみ黒字になっているという、この関係は10年度末の財政調整基金が当時1億4,500万、それから15年度が1億5,600万というふうな形で、取崩す基金が、財政調整基金がほとんどなかったということです。そんな中で、いわゆる財政調整基金を取崩して、そして決算剰余金が出て、それをほぼ全額積み立てるということで、今6億、7億の推移ができているのは、そこの部分で差額を少しずつ積み立てているというふうな感じでございます。そういった要因があるからこそ、そこの部分が黒字ということで、今の町長が全て赤字の運営をしてきたという、そういったことではなくて、過去においてもそういう形が引き継がれているというふうなことでございます。

それからもう1点ですけれども、この度大塚先生、県の行政経営研究会の本当に講師ということで、私、この講師は非常に素晴らしいなと思ひまして、今回いろいろ分かりやすく、町民の皆さんに70人ほどに聞いていただいて、我が町のデータを全部お出しして、そういう形で講演会をやっていただきました。今後も我が町のそういった形のアドバイザーとして、昨日、公共施設の管理計画も含めて、行革も併せて全てそういった道のスペシャリストなものですから、そういった形を、大塚先生の指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（村木 脩君） 次に11番、藤井議員の第1問、新型コロナウイルスの対応についてを許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、午前中の最終になりますけれども、1問の通告をしておきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

新型コロナウイルスの対応についてをお伺ひいたします。

現在、世界中で感染が拡大している新型コロナウイルスによる肺炎は国内にも広がっています。現状の認識と対応策について伺ひたいと思います。

1番目、当町から感染者を出さないためにどのような予防策と体制が重要か。

国、県との情報の共有や収集はどうなっているか。

3番、観光業へのダメージは把握しているか。また、ダメージがあるとすれば町はどのように考えているか。

よろしくお願ひします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の第1問、新型コロナウイルスの対応につきましては3点からの質問ですので、順次お答ひいたします。

1点目についてですが、感染者を出さないためには個々が行う予防策を徹底していただくことが重要と考えます。手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪の症状があれば外出を控えていただき、やむを得ず外出をする際はマスク着用を行っていただくことが国の基本方針として推奨されております。体制としては、現在基本方針に基づきまして、対応は県単位で行うこととなっています。町としましては国及び県から発信される方針に基づきまして対応していきます。

2点目についてですが、内山議員の一般質問で説明させていただきましたが、国が設置する新型コロナウイルス感染症対策本部から発信される情報を基に、2月6日に賀茂地域の新型コロナウイルス感染症に関わる連絡調整会が開催され、賀茂地域での情報の共有を図り、また、国や県から示される対応につきまして確認したところ、2月17日に静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、県の各部署における対策等が情報提供されたところがあります。また2月25日には国の基本方針が示されました。この間町はホームページにて情報提供を行うとともに、回覧により相談センター等の連絡先などをお知らせしたところですが、対策等につきましては日々更新されるため、町といたしましては柔軟に対応できるように努めてまいりたいと思います。

3点目についてですが、観光業への影響は町観光協会が調査しており、内容については内山議員に答弁したとおりであります。今回の新型コロナウイルスにおける観光業への影響につきましては、喫緊の課題となるこの宿泊施設等の資金繰りに関しましては、国、県が既に対策を実施しております。内山議員に答弁したとおり、今回の事態を町担当の対策で打開するのは困難でありまして、宿泊施設の経営上非常に厳しい事態であると認識しておりますので、新型コロナウイルスによるさまざまな影響につきましては、今後の推移を注視しながら必要に応じて国、県への要望なども含めまして的確に対応していきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは、現在進行形と言いますか、非常に、日に日に感染者も数が変わっておりまして、今日現在でその日本国内でも1,035人の感染者が報告されております。そういった中でいろんな問題が多岐にわたっているのですが、確かに前回の内山議員とだぶらないようになるべく別な観点から伺いたいと思っております。

これは、うちの町も国、県からの指示等々にも従い、例えば学校などは小中高とも3月3日から3月19日まで休校だということのようでございます。それで、当然そうなりますと春休みと連動しますと1か月くらいのこれは長い休みになるわけで、この辺にも非常に問題があるのではないかと考えるのですが、とりわけ両親が働いていらっしゃる、学年が低学年ということであれば、これはそのまま置いておくわけにもいかないわけで、こういった場合にはどんなふうな処置を取るか、その辺の考えをちょっと伺いたいなというふうに思っておりますが。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には一応そういうような、ただ、災害まで想定した中でやって、今のところありませんもので、教育委員会もその辺は考えていると思いますので、ちょっと教育長に。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 突然の休校ということで、学校等対応なかなか苦慮しているところですが、まずは休業ということで長期休業になるということで、子供たちは家庭にて健康と安全に確保していただくと。感染拡大を防いでいただくということですが、御両親、お家の方、御家族が働いていられるとか諸事情で小さな子供さんが家庭に独りとか、子供だけにいるということが非常に心配されるという、そういう問題が発生しております。

当町では、学校のほうは休校になっていますけれども、放課後児童クラブで小学生の対応を、預かりをしていただくということで、その辺は住民福祉課のほうが管轄でありますけれども、そのような子供たちの受け皿ということを考えて、教育委員会としてはその放課後児童クラブの子供対応に学校での学習支援員、町でお願い、任用している学習支援員を放課後児童クラブのほうに勤務替えをしていただいて、そちらで子供の対応に当たっていただくという、そのような対応をさせていただいております。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） 放課後児童クラブにつきましては3月3日より3月19日まで、月曜日から土曜日までの8時から18時まで開所しております。放課後児童クラブに来た児童については、まず体温を検温し、37度5分以上の熱がある場合や咳がひどい場合は、預かりをいたしておりません。マスクは必ず着用するよう徹底しております。また、小学校4年生以上の兄弟がいる場合は、できるだけ自宅で過ごしていただくようお願いをしております。利用者の問合せにつきましては、3月2日以降2件ありまして、そのうち1件は3月3日に利用の手続をいたしました。

放課後児童クラブの在籍者数は、稲取が18人で現在は1年生から3年生まで16人、自宅で過ごす児童は2名となっております。熱川の在籍者は14名で現在の利用者は1年生から3年生まで5人です。自宅で過ごす児童が9人となっております。また、今教育長が言われましたように学校の熱川、稲取の小中学校の支援員の方6名と、稲取、熱川の放課後児童クラブの支援員6人と計12名で3月19日まで対応していくような形を取っております。もしも希望者が大幅に増えた場合は、学校の小学校の教室などの開放も検討していきますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 藤井議員、これは通告外ですけれども、今現状を知らしめるために答弁はしてもらいました。その点を頭に入れて。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 了解です。非常に重大な件で、また未曾有の事態なものですから、こういった問題に関して、やはり町も非常に苦慮しているところではないかと思いますが、町としては対策本部というのは立ち上げたのでしょうか。それはまたちょっとお願いしますが。

それで、学校の関連から言いますと、もう一つは、これは給食センターなんかがあったかと思えますけれども、給食センターはどんなふうな、これは当然給食はないと思うわけですが、そうしますとその人員とか物資とか、余剰は何か、よく余ったものとか利用すべきものを販売するとかそういったふうな処置をとっているようではありますが、そういったその問題というのは何か問題は出ていないのかどうか。その点に関してもお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 対策本部の関係でございますけれども、対策本部は立ち上げておりません。前回の管理職会議の中で情報を共有しまして、いつでも対策本部に変えられるような方向で今やっておりますもので、現状では対策本部は立ち上げていないということが御理解願いたい。しかし、いざとなれば即座に立ち上げるような方向性は取っておりますもので、御理解願いたいと思います。あと、給食関係は……

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） それでは、給食の関係についてお答えさせていただきます。

給食のほうも休校になったということで現在作っておりません。給食センターも休止はしておりますけれども、食材につきましては仕入れているもので、冷凍のものを購入予定なものは購入しておるわけですが、現在業者さんのほうの冷凍が効くところで保管していただいておりますので、これは給食が再開されてから活用できるという考えで今、保管していただいております。それと、もう納入済みだったもの、乾物系ですとか調味料はございますけれども、こちらの日持ちがするものですから、現在のところは今後使用できるという考え方でおります。ただ、牛乳などは止めさせていただいておりますので、そちらでの影響は出ていかなという事は思っておりますけれども、現在のところその支払いをどうするんだと

いうことまでは言われていませんので、現状ではそういった形での対応となっております。  
以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） きめ細かい、いろいろ対応してくださっているということで安心することも多々ありますが、また、今従業員のほうの対応に関してはお休みになるわけで、それに関しての補償なんかは国のほうでは、国の予算2,700億円を使って何とかその8,330円ですか、金額としてはそんなふうな額で考えているというようなことなんですが、現実には給食センターの方たちとか、そのほかどうしてもお子さんを預けることができないので、これは休まざるを得ないというような方も出るのではないかと思うんですけれども、そういったことに関しても何らかの、町の全体的な経済対策とは別に、そういう人員に対する対策なんかがあるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。どうでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には町はそれを考えておりません。またそれだと大変でございます。また、国のほうもやはりその対象者が企業に勤めているか、自営業は出ないとかでいろんなことがありますけれども、町といたしましてはそれを助成する、それは考えておりません。給食のほうはどう……。

○議長（村木 脩君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 給食センターの調理をしていただいている臨時の職員の方々なんですけれども、通常の日ですとできないような清掃作業を今從事していただいております。こちらから休んでくれという言い方はしてございません。ですので、給食センター内もちろんですけれども、周りも含めましてふだんできないことの清掃ですとか手入れなどを今やっておりますので、現在は休んでくれというお願いをしておりませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、これは割と若い人には比較的罹患率は低くて、年配の方が多いうふうなことでいろんな問題があるのではないかと思うのですが、町中でも高齢化率が45%を超えているような状態ですので、いろいろ不安を持っている方もいるのではないかと思うのですが、町では例えば現在病気にかかっている方で、医者に行かなくてはな

らないという方が薬をもらいに行くと、すると大体お医者さんのところに行かないと、薬というのは普通出ないわけです。ところが、国のほうの指示で必ずしもその病院に行かなくても、ずっともらっている薬に関しては医者の方には連絡すれば処方箋はしてもらえるとというような国からの指示が出ていると思うのですけれども、その辺は町のほうに伝わってきて、そういった処置といたしますか、通達といたしますか、その辺はどうなっているかちょっと伺っておきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 薬の処方に関しては、現在通常日常的に継続してもらっているものについては、病院からの電話指示という形でもできるような形が取られております。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それに関連しまして、やはりこれは皆不安がたくさんあると思うのですけれども、よく必ずしも37度5分の熱かどうか、ちょっとまだわからないけれども、具合が悪いとか、あるいは自分がそうなのではないかなとかかかった場合、じゃ、どうするかなとかいうような幾つかのこの不安があると思うのですけれども、いわゆるPCR検査というのがなかなかしてもらえないというふうなことが、例えばお医者さんの指示でも、してもらったほうがいいよというふうに言うと、保健所さんのほうに電話しても、それは必要ないというふうに断られるというふうな事例が全国的にちょっと発生しているという中で、うちの町の場合は、例えばかかったなというときに、あるいは検査してもらいたいなというときにどんなふうな手順といたしますか、どういうふうなルートでそのPCR検査なんかをやるようになっているのか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 事務的なことは答弁させますけれども、一応国のほうが保険適用になったと聞きました。しかし、手続上病院にかかる方法、これは従来どおりとっておりますもので、町といたしましても、やはり国、県の指示に従った中でやっていきたいと考えております。

とりあえず、事務的な流れは健康づくり課長のほうから答弁させます。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 報道等でもされておるので議員も御承知かと思っておりますけれども、検査における保険適用ということで、昨日報道があったかと思っております。そのことにつ

いて細かな事務の対応について、これからちょっと整備をするところではありますけれども、実際にコロナウイルス等の疑いというような形で、やはり体調が悪い方がする場合には、そうであったにしても、まず保健所に御連絡をしていただいて、指示を仰ぐということがまず先決かというふうには考えます。その点で、病院のほうではお医者さんが発生届というような形でコロナの疑いがある場合にはそういうものを作成するということがあって、その上で検査が必要と判断されて初めてお医者さんのほうから検査機関へという形に、流れになると思いますので、いずれにせよ今の現段階、町民の方々、もし、自分の体調で不安があったときには一番の方法としては、やはり現段階でも保健所にまず相談を向けてみてその指示を仰ぐことが重要かと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 確かに軽症の場合は必ずしも医者に駆け込まないで、自宅に待機して、今課長がおっしゃられるように電話等で問合せするとかいうふうな方向が望ましいかなというふうに思うわけです。また、お薬にしても国からの指示によって、必ずしも病院に行かなくても電話で、ふだん処方してもらっている薬に関しては、薬局等に行けばもらえるような状態になっているということを知っていて、これは患者も安心ですし、また、お医者さんのほうもやはり安心があるのではないかと思いますので、そういったものが国から来ている、それをまた町が実施するというのを聞いて一安心というようなところでございます。

また、この学校の問題に関してはもうちょっと伺っておきたいのですけれども、今万全に学童保育やらその支援員等々で対応しているということで、非常にすばらしい対応かなと思うのですけれども、ただ、1か月となりますと、やはりなかなかこの長い期間ですので、それがそのいわゆる学力の低下とか、あるいは生活習慣がちょっと乱れるとか、あるいは体力が落ちてしまうと、学校に行けばこれは休み時間にしろ体育の授業にしろ、駆け回るわけだし、子供さんは元気ですから非常にそういう点では体力も維持できるのではないかと思いますので、なるべくお家にいなさいというふうなことでいますと、やはりテレビやらスマホやら、学習をするにしてもお家にいるということはふだんと全然違うような状態になるわけで、その辺の懸念は学童保育、あるいは放課後児童クラブの先生方に支援してもらっていても、やはりちょっと問題が出てくるのではないかという気がするのです、これは1か月の長きにわたる状況ですから、これに関してはもう少し対応策、何か取れないのかなという

ふうなことでどうでしょうか、何かその辺は何っておきたいと思うのですが。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的にはこれはもう、マスコミでも話題になっております学力の低下とか、それよりもともかくこの難局を何とかして乗り越えようというのが国の姿勢でございますから、町といたしましてもその辺、これもまた新学期にずれ込むとまたどうなるかわかりませんが、とりあえず内閣の特措法もつくろうなんて言っている中で、この一、二週間大変だ、大事だと言われておりますもので、町といたしましてもこの一、二週間は現状のままでやるしかないのかなと考えています。

その辺はまた、教育委員会のちょっと考えを。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 藤井議員のおっしゃるように長期にわたって子供たちが家庭で過ごすということに関しては、学力の面、それから生活習慣、健康的な面、心配される場所があります。何かいい対策、方策はないかというような御質問ですけれども、現段階では国の要請に従って、昨日も答弁したのですが、国の要請それから県の対応策に従って、町としては3月3日から3月19日までの小中学校の臨時休校を決定をして、子供たちには家庭で過ごしてもらうということを御家庭にもお伝えして対応していただいているところです。その家庭で過ごす中で学力の心配とか健康の心配があるのですが、まずは国の、国からのその要請の内容の中にはそのこの一、二週間非常に日本全体で感染拡大を防いでいくという、そういう観点からできるだけ家庭内で過ごしてほしいというような内容の要請がありまして、それは御家庭にもお伝えをしています。

ですから、基本的なところで町としてもお伝えをしたのですが、では、家庭内にずっと長期間いた中でどのように子供たちが学力の面とか健康的な面を自分で、あるいは家庭の中でうまく過ごせるかということのさらに指導ということは、なかなか短期間で学校がお休みになったものですから、3月2日の月曜日には家庭での学習の仕方等は、学校からの先生からの指導ということでプリント類を持って帰って、どういう学習を休みの間に家庭でするかということの指導はしましたけれども、その全ての心配に対して細かく指示をするというような準備の期間もなかったということもあって、現段階ではこれからどうしていくかということ、まだ学校でも教育委員会でも考えていかなければならないという、そういう段階です。

ですから、今このようにして過ごしていただいて学力や健康問題、そういう問題が解決できるよということをお示しできている状況ではありません。ただ、子供たちの家庭内での過

ごし方については、学校としてもできるだけ把握をさせていただいて、これが登校させるわけにはいかないものですから、今考えている町内では、春休みになる直前ですけれども、登校日をつくって短時間学校に子供たちを呼んで、家庭での学習の状況とか、それから健康の状況とかそういう問題は、子供たちの様子を把握したいなどは今、計画しております。それ以上のところはまだ、検討段階ということで御理解ください。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは国の要請で今現在休校しているわけですがけれども、学校そのものは学校設置法で、これは当然自治体が設置しているわけですから、国は必ずしも命令することはできないわけです、これは。現在も要請という形で来ているわけで、もちろんこれに従わないという方向といいますか、そういう選択肢もあったわけで、これは非常に逆に大変難しい側面を持つかと思えますけれども、現在全国では399校の学校が開校しているというようなことでございます。

また、一旦は休校と決めたんですけれども、逆に放課後児童クラブが少し多くなってしまったり、幼稚園も、それから保育園も開園しているわけですから、それで学校、小学校だけあるいは小中高、そっちだけ閉校しても意味ないのではないかということで、これは各学校の校長先生あるいはPTAの方、それから父兄の皆さんの意見を聞いたりしまして方針転換をしたというような学校もあるわけで、現在全国では399の学校がこの休校をしないという方向をとっているようです。

国のほうも各学校、地域で柔軟に判断いただきたいというふうに28日には談話を出していますので、そういった形で少し柔軟性を持たせたのかなというふうに思うわけです。今、教育長からも提案があったみたいに登校日を少し長めに取るというようなところもあるようございます。そういった形で何とか生活のリズムとか学力低下とか体力の低下を防いでいきたいということで苦慮しているようです。

もう一つは、じっとお家にいるとどうしてもテレビゲームとか、スマホ、現在はスマホがほとんどでしょうけれども、小さい子までかなりスマホが行きわたって、そのスマホゲームに熱中するような問題がやはり発生するわけです。それはそれで一つにまた問題になりました、スマホゲームの依存症みたいなこともささやかれておりますので、あまりそういう長時間にわたって置いておくのは問題もあるということで、なるべくその全国の例等もありますので、問題が出たらその時点で登校日を少し長くもつとかいうふうをお願いしておきた

いなというふうに思います。

それともう一つ、大人のほうは罹患率が高い、かかる可能性が高いということで、ただ、ほとんどの方が現在は引きこもっちゃうと言いますか、引きこもるといのはちょっと語弊があります、お家の中にいることが求められるというか、そういうふうな雰囲気になっているかと思うのですが、現に町を歩いても全然人もいない、道路にも車もあまり走らないというふうな状態になっているわけで、すると我が町は観光の町でもありますから、何かその少し元気がなくてはいけないし、とりわけ年配の方が多く中で私が言いたいのは、結局健康の維持と申しますか、そういうことのためにもう少しいろんな町でやっている健康教室等を、これは屋外であるとか、あるいは屋内であっても換気をしてやればこれは問題ないわけで、その辺の免疫力のアップという意味でも、少し、かえってこの運動するような方向で、みんなあまり家に閉じこもるのではなくて、何らかのイベント等々をやっていくような方向で町は考えていただけないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に一般質問はそう思っている。しかし、この内閣総理大臣の言葉、これは重たいです。内閣総理大臣が要請、これは要請といつても言葉は要請でも、ある程度のは要請ではないと考えております。各学校に關しましては各町もそれに大体従つて、今390だと。それで、昨日は栃木県の茂木町が報告した、私、茂木町長をよく知っているもので、落ち着いたら茂木町の中ではどう判断したかということを知りたいとか、確かに学童保育に行つても同じだということをやつたということ、ちょっとマスコミから聞きましてけれども、茂木町長、今本当に本人を知つていますもので、それはまた、落ち着いたら聞かせていただきたい。

イベントに關しましても、基本的には内閣総理大臣の言葉、これによつてもうほとんど全国なつておりますもので、そこでまた最悪の場合を考えて、そこでまた仮に新型のウイルスが出た場合は、そら見ろということ、一概にまた、違ふ意味でまた東伊豆町がまた有名になつては困りますもので、基本的にはまた、そういう中ではまた、町といたしましてはやはり国、県の指示に沿つた中で対応していきたい、その辺は御理解願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 高齢者の方の体力維持等ということで、そういうものが考

えがないかという御質問がございましたけれども、感染症、一般的に言われておりますようにスポーツジムでの感染であったりとか、それから換気をされていればというようなこともありますけれども、当方教室のほうにつきましては、こういうコロナウイルス等が出る前からリスクマネジメントとして手指消毒、それから使った器具の消毒等はずっと行っているところではあります、それであっても高齢の方が仮にそういう状況に陥ったときに、やはりなってからでは遅いというようなことがございますので、重要なこの期間ということで、3月の頭から教室等を今停止しているような状態であります。もう少し推移を見た中で判断をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（村木 脩君） 以上で、藤井議員の一般質問を終結します。

この際午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 須 佐 衛 君

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申し出がありましたので、これを許可します。

7番、須佐議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 皆さん、こんにちは。

監査委員という立場で質問するというので、ちょっとためらった部分もあるんですけども、一番最後の提出になりまして、一番最後の順番になりました。議長からは、「数字のことを言うな」というふうに言われておりますので、その辺のところをちょっと気をつけて

まいりたいと思います。

では、第1問目。

町長の政治姿勢についてということです。町長は静岡県町村会長で、全国町村会の副会長の要職に就かれていますとお聞きするが、今後、どのような思いで町を運営し、引き継がれていくのかお伺いする。

(1) 当町の現状を踏まえ、要職に就かれてどのような提言、要望をしているのか。

(2) 東京オリンピック・パラリンピックについて、町長はこれまで関心を寄せてこなかった。今年はいよいよ開催の年になるが、取組として何か考えているか。

3番目として、近隣市町との合併についてのお考えはということです。

お願いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） 須佐議員の第1問、町長の政治姿勢については、3点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、昨年6月から静岡県の町村会会長、7月からは全国の町村会副会長に就かさせていただいておりますが、県の町村会としては、昨年10月に国及び県に対しまして施策、また、予算に対する要望及び提言を行いました。

同じく昨年10月には、台風19号の襲来により甚大な被害を受けたことに伴いまして、静岡県市長会の会長である熱海市の齊藤市長とともに、台風19号被災支援に関する要望として、災害救助法の適用及び激甚災害への指定、また、災害救助法及び激甚災害の対象とならない市町に対しまして同等の支援が受けられるよう、現行制度の一層の拡大を図ることを、いずれも国に対して働きかけるよう県に対し要望いたしました。

全国町村会では、昨年8月に令和2年度の予算編成及び施策に関する要望といたしまして、総務省や復興庁、または国土交通省、自民党などへ要望活動を行いました。

また、12月には、内閣府や総務省、農林水産省や厚生労働省、自民党などに対しまして、全国町村長大会で採択したこれからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議や、農村価値の創生に関する特別決議の提言書等を手渡し、実行運動を行ってまいりました。

今後も、県の町村会代表として、また、現状に即した提言や要望、全国町村会の副会長といたしまして、全国の町村における様々な要望事項等をまとめ、引き続き施策や予算に対す

る要請活動等を積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目についてですが、東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、総合的に判断して、積極的に予算を投じて取り組むことはしておりませんが、私に関心を寄せてこなかったということはありません。

新年度の取組についてですが、町が必要な費用を負担して、町内の小学校5年生、6年生がパラリンピックの陸上競技を9月2日に国立競技場で観戦する予定です。次世代を担う子供たちにパラリンピックを通じまして共生社会への理解を深めてほしいと考えております。

また、インバウンド誘致に関しましては、町の観光協会が都内のホテルに町の観光案内のパンフレットを配架いたしまして、オリンピック・パラリンピックで来日した方々に当町のPRを行う予定であります。

次に、3点目についてですが、市町村の合併の特例に関する法律は、平成17年7月に法の一部改正が行われまして、合併特例債を柱とする財源措置が創設されましたが、この法律は平成17年3月31日を期限とする時限立法でありました。このため、現在では合併特例債の発行等による財政措置を得ることができないこととなっております。

このような財政的なメリットがない状況でもありまして、近隣市町との合併は考えておりません。なお、この賀茂地区におきましては、賀茂広域連携会議を設置いたしまして、これまで広域連携を推進してまいりました。今後もこの広域連携を検討していきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ありがとうございます。

町長の施政方針がなされまして、こちらを熟読をしまして、今回、一般質問の通告が早かったので施政方針について質問に盛り込むことはできませんでしたが、引用させながらちょっと質問させてもらいたいと思います。

町長の任期は折り返し地点に入ったと思います、4期目。この任期は大変厳しい町政運営を迫られているということですのでございます。ベテラン町長ということで、町長会の要職に就かれたんだということなんですけれども、町民で意外と知らない方も多いと思うんですよね。町長がどれだけ、町外でどういう活動をして、町のためにどういう働きをしているかということをよく知らない人が多いと思います。地方の町村の現状を訴えてもらいたいという、そ

ういう思いもあるんですけれども、広報「ひがしいず」の年頭の挨拶等でも、あまりそういうことも述べられていなかったのも、何かやっぱり全国の代表としてといたしますか、要職の中でこういうことをやっているんだ。そのために、この町がこういうふうによくなっていくんだという発言といたしますか、そういったことも必要なのかなというふうに思っているんです。

4期目、まさに集大成ということで御自身もお話しされていますけれども、正直言います、将来に向けたちょっとビジョンというものが見えてこないのではないかなと思っています。それどころか町民はちょっと不安になっている。不安に感じている部分も非常に多いんじゃないかと。

特に、私も奈良本ですから、熱川地区のほうの現状というものを見ますと、悲観せざるを得ない部分がある。それがやはり先ほど14番議員からもありましたけれども、熱川支所の閉鎖であると思います。中には、稲取には直売所を造ったけれども、奈良本から熱川支所を取り上げたというような感じで思っている方もいらっしゃるということなんです。

それと、この施政方針にもうたわれていましたけれども、我々議員は理解することはできるんです。つまり、補助金のゼロベースで見直していくというようなこともありました。ただ、これをただ聞いている、町民はそれを聞いて、一体この町はどうなるんだろうかというような、不安というものが先に立っているのではないかなという思いがするんです。その辺に立って、町長はそういう不安というものを払拭させる何かというものをちょっとお聞きしたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、本当にいろんな巡り合わせの中で、今回要職に就かさせてもらっています。まず、県の町村会長、さらに全国の町村会の副会長、中でも、11人いる中で会長代行というのが3人います。その3人のうちの1人に選ばれておりますもので、河津の会長が全国に行くときは、一緒になって行動した中で活動しております。

それで、やっぱり全国において、この町村の大変厳しい局面に向かっておりますもので、全国の町村の現状をやっぱり各総務省、自治体、自民党、官僚に町村の現状を知らしめている。そういう状況でございますもので、一つの東伊豆町ではない、全国のことを考えなければならぬもので、そういう状況でやっていることを御理解願いたいと思います。

そういう中で、本当にこの町がどうなのかということ、これは大変危惧しております。山田議員のときもありましたように、やっぱりまずは財政調整基金、これを10億にしたい。こ

れはもう何回もやっています。自分がなったときは本当に財調が1億ちょっとでしたけれども、いつときは8億になりました。しかし、やっぱりいろんな人口減少の中で、また、どんどん減った中で、この財調が今は4億、3億、災害がありましたから、その特交が返ってくればまた4億近くになると思いますけれども、基本的にはやっぱり10億円を目標とした中で、この町が未来永劫やっていくような状況で町政に取り組んでいるような現状でございます。

そういう中で、熱川地区と稲取地区のことを言いましたけれども、基本的には熱川地区、私こんなことを言っちゃいけません、やっぱり平等にやってやりたいんですよね。そういう中で、熱川地区の方に何か、自然を生かした何かそういうことを提言してほしいということ、また、熱川地区の隠れた資源、そういうこともやった中で、一応、現地の方には「要望、どんどん提言してください」と言うが、なかなか出てこないんですよね。そういう中で、稲取地区にいろんな隠れた資源がありますもので、特に稲取地区、特にこらっしえなんか、そういうこともあるか分かりません。しかしながら、現状の地域性考えた中で、特に稲取に多いんじゃないかと、熱川地区の方は不満があると思いますけれども、熱川地区の方がいろいろなことをまた町のほうに要望、本当に町のためになると考えれば、やっぱりやらなければならないと、考えておりますもので、その辺はまた、そういう。何も、こっちを重視しているとか、そういうことじゃありませんもので、自分としては公平にやっていると考えておりますので、その辺御理解を願いたいと思います。

そういうので本当に町民の方本当に不安に思っていると思いますけれども、基本的には、こんなことを言っちゃいけません、やっぱり。今、本当に巡り合わせの中で、全国の町村会のナンバー4の中に入っておりますもので、やっぱりそういう中で東伊豆町ということ的印象づけていった中で、この役職が終わったとしてもこの人間関係でありますとか、その辺はこれからの町政の運営に生かしていきたい。そういう中でやっぱり行改で、今後町民が不安を抱かないような、そういうようなことをやっていきたいと考えておりますもので、その辺また御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、人間関係、人脈ですとか、そんなお話の中で、東伊豆町をPRしていただくということは本当に町のためにもなると思いますので、そういう全国の場でお願ひしたいなというふうに思っています。

施政方針の中で、ちょっと7ページ目のところなんですけれども、下のところに、いろいろ国内マーケットは高齢化や人口減少により縮小される、予想されていくという中で、観光客のニーズが多様化していて、消費単価を高めるような取組が必要ですよという話の中で、そのためには当町を訪れたお客様の満足度を高めることが重要であり、財政状況が厳しい中であっても将来に向けた投資を確実に継続する必要がありますというふうに、町長述べられておりますけれども、この辺のところというのは、具体的にはどういうことになってくるんですかね。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、今回の新型コロナウイルス、本当に大変厳しい、観光上あります。また、いろんな面で、昨日ですか、賀茂地域の中で観光協会と商工関係の方が集まってもらった中で、県に何とかしてほしいと。そして、あしたは一応静岡県と政令都市の静岡、三島、そして県の市長会長、市長会と、県の町村会が、今後この経済をどのようにするかと話を持つそうでございます。町村会とか市長会では、事務局長が対応するというような、そういう対策協議会を立ち上げた中で、一応またその情報もすぐに入ってくると思いますので、その情報などで町としてはできるだけ支援することが、これは今回コロナ関係でございますけれども、その辺は十分対応した中で、町の経済が破綻しないような方向で。本当に困っている、5万人のキャンセル、とても考えられないような数字でございますもので、その辺はもう財政が厳しい中でも、その辺は積極的にある程度話した中で、これは議会と議長へいろんな相談しながらやっていきますけれども、それにはそういうことをやっていきたい。

それで、ここに書いてありますのは、基本的にはうちと同じいろんなデータを見た中で、やっぱり来たお客が常に満足して帰るんですよ。やっぱり旅館とか、いろんな面においても、おもてなしということは大変素晴らしいということでリピーターも多い。やっぱり前回の美伊豆におきましても、やっぱり美伊豆の事務局が稲取の東伊豆町のおもてなし、大変褒めておりました。やっぱりほかの観光地とは違うねということを書いていましたもので、それを伸ばしていきたい。そう考えています。やっぱりそれはこれから東伊豆町が生きる道。そういう中では当然それだけのサービスをするならば、客単価も当然それなりに見合っ出すと。それがこの町にとって、そういう方向で、いい方向でいっております。客単価に対しまして、来たお客さんは不満足の方もいらっしゃるでしょうけれども、極力満足して帰っていかれて、さすが東伊豆町の旅館だなということは私もじかに聞いたこともありますし、今回の全国町村会するときも、私、行政委員会というところに所属しておりますけれども、うちの町で視察と

研修をやったときに、各町の方がさすがは東伊豆町、観光地のおもてなしだと感服しておりました。また、東海4県の会議、視察研修、またうちの町でと言っています。やっぱりその辺は特権にはならないですけども、うちの町、観光地でありますから、やっぱりそういう人をどんどん呼んだ中で、ある程度活性化していきたいと考えておるので、やっぱり各町長が東伊豆町のおもてなしには感嘆していた。これは現実でございますもので、その辺は伸ばしていきたいなと考えております。

基本には消費単価。基本的には今のようなことをやっていくことによって、町のおもてなし、または町に来たときにお客さんが満足するような、そういう施策に対しましては町も積極的に財政投資をやっていきたい。そういう考えでございますもので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） おもてなしということで、うちの町も本当に以前から、このおもてなしに関してはいろいろ町の施策とかでもあったと思います。今後もそういう形で、おもてなしを中心に、当町の観光というものが盛り上がっていくということ、だということ判断させていただきます。

ちょっとオリンピックのほうに話移させていただきます。

最近、職員がポロシャツを着て、オリンピックの雰囲気高めようということで頑張っているなんていうのを姿を見ます。また、議員もポロシャツを買いまして、それで似合うか似合わないかは別としまして、外で研修会とかへ行ったときには、そういうのを着てPRをしているというようなことがあるんです。

以前も何度かこのオリンピックの質問をさせていただいた中で、答弁ももらいながら、例えば、26年の6月議会では東京五輪の誘致に関して、例えば、ゴルフ日本一の町であるから、そのゴルフを何とかPRするようなイベントをやったらどうかとか、それから、そういったところの答弁では町長はレスリングの話があったと思います。ところが、30年6月に質問したときには、それは断念したという経緯があったということだと思っております。どのぐらいの試算で断念したかちょっとこちらのほうでは分かりませんが、低迷が続く町のことを考えればまさに千載一遇のチャンスで、伊豆で開かれるということを考えれば、まさに黒船来航以来の伊豆にとっては大変なビッグチャンスだったというふうに思っております。

負担を考える、負担を検討するということがあったのかと思いますけれども、議会とその辺のところでは何か相談があったのかどうか。ちょっとその辺のところを1点お聞きしたいのと、誘致に関して言えば、誘致に動いて、もしそれが成功していれば東伊豆町の知名度が向上して、オリパラのレガシーがこの町に継承していく。関連競技やイベントの開催が行われる可能性が出てくると。インバウンド客の増加等、明るい兆しが見えたんだと思います。これは将来に続くものとしてね。

しかし、そういったことが今の段階ではないということで残念ではあるんですが、伊豆市で自転車競技、トラックレースとマウンテンバイクのほうが行われる予定であります。東伊豆町は伊豆市に隣接して、町と市の境も恐らく一番長いのが伊豆市じゃないかと思うんです。フィールドもたくさんあると思うんです。マウンテンバイクですとか、そういったことを考えると。今後、そういったことで町のほうにつなげていくお考えはどのようなのか。

また、ゴルフ場も利用客が少なくなったという話も聞きますけれども、この辺のところもやはり将来オリンピックの後ということも考えて、どのような検討がなされるべきなのか、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、合宿の誘致に関しましては議会とは相談しません。積極的にやると考えた場合は議会と相談しなければいけないと思いますけれども、当時もある程度財政ということが、向こうも見ればいいんだが、一応「来たやつは全て町が面倒見なさい」ということを言われましたもので、全て町が見た中でそれをやったんじゃ、いろんなまた要望が出てきておりますもので、やっぱりそれだけの財政負担はなかなかできないなという中で、町単独でこれは断念したのが経緯でございますもので、その辺は御理解願いたいと。幾らかかるかは、そこは試算をしておりますけれども、何しろ1つの国を呼んだときに、来た団体の予算は全て町で負担してくださいとあったもので、これはもう試算する以前に、もうこれはちょっと、とてもじゃないができないなと感じております。

そういう中で、たしか合宿を呼んで誘致やったときに、伊豆の国がやっておりますけれども、皆さんは伊豆の国がどこを合宿誘致したか、これはモンゴルを誘致したんだけど、一般の方は知りません、はっきり言って。基本的にはやっぱり、今度は下田はサーフィン、これはやればサーフィンは結構若者に人気がありますから、それなりのレガシーとか、いろんなのが残るでしょう。しかし、やっぱり競技によって大分違いますもので、そういうことで、それで今度は議会と相談なくて、町が「費用一切を町で見てほしい」と言われた中で、

断念したということだったことは御理解願いたいと思います。

たしかに誤解を与えますと思いますが、修善寺で自転車、これは本当に素晴らしいですよ。やっぱり町としてもいろんな面で、伊豆半島のことですから、しかしながら、やっぱり対する予算的な面、ほとんど修善寺から沼津の間、こっちはもう、1市5町は全然予算的にありません。やっぱり町も国や県のほうも、自転車で1周させるというので、自転車ロードを整備してくれと要望しても、やっぱり矢羽根でやっているだけで、本当に伊豆半島をそういう自転車のメッカにするとなれば、やっぱり県もそれだけの予算をかけていただきたいと思います。やっぱり要望してもなかなかできないで、矢羽根で私はごまかしているという、そういう状況でございますもので、その中で確かに、やっぱり修善寺でオリンピックをやるという、何とか伊豆の活性化につなげたいと考えております。それはやっぱり1市5町の首長も同じでございます。やっぱり聖火リレーも来ないし、来ても下田だけで、すぐここは走らないで伊東へ行っちゃうということで、やっぱり「オリンピックを盛り上げよう」と言っても、なかなか盛り上がらない今の現状でございます。

しかしながら、本当に1回でございますから、一つのルートとして、宇佐美から自転車、修善寺、これ、一つのアクセスのルートとなっておりますもので、基本的には伊東へ来るお客さんをインバウンド、できればこっちに持ってきていたいなということは、特にやっていきたいと思っておりますけれども、だから、オリンピックに対する積極的ではなかったですけれども、ある程度伊豆でやるんだから応援しなきゃいけないなということは、あることは理解していただきたいと思っております。そして、やっぱりオリンピックになれば当然、ユニホームがありますもので、そのときには着るような方向でやっていった中で、少しでもオリンピックを盛り上げていって、伊豆半島が活性化するような方向で、特に奥伊豆1市5町がこれを契機に経済が活性化すればありがたいなと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思いません。

以上です。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ゴルフについてもしあれば、また教えていただきたいというふうに思っています。

今、町長のほうから話もありましたように、聖火リレーについて、ちょっと今、そこに話していただきました。下田で少し走る。走ると言ってもリレーというか、短距離走みたいな

感じのコースを走るだけで、6月26日なんですけれども、伊東で走った後、車に聖火を載せて下田まで車で移動だということです。東伊豆町、河津町を車でそのまま行ってしまうと。素通りだということなんですよね。私はそれを聞きまして、はっきり言って県にちょっと電話しまして、組織委員会のほうに電話しまして文句を言いましたよ、正直言いました。さんざん文句を言ったんですけれども、言われました、逆に。「オリンピックに協力的な市町さんを優先的に」というようなことを言われちゃったんですよね。それはいろいろ見解があると思います。いろいろなあれがあると思いますけれども、そういうふうに言われちゃいます。そういうふうに言われちゃいますと、こちらは何も言えなくなってしまうということがありまして、非常に残念。すっばりと、もちろん東伊豆町がそうなんですけれども、賀茂郡が走らない。全く無視されているような状況ですよ。非常に屈辱的だというふうに私は感じているわけです。これ、後ほどまた町長にお考えをお聞きしますけれども。

それとあとは、施政方針の中でオリパラの言葉が出てくるのかなと思って見ていましたら、1か所、今お話しされました小学生がパラリンピックの観戦プログラムに当選したということです。

今、障害者スポーツの皆さんが、本格的に練習や合宿をするところがないということで困っているという話を聞きます。そんな中で、今回、町立体育センターが改修工事されるというふうに聞いておりますけれども、そういうような車椅子のラグビーですとか、バスケットとか、そういったような競技ができるような形の改修になるのかどうか、ちょっとそこが聞きたいんです。大事なことだと思います。つまり、レガシーということも含めて、今後の将来、障害者スポーツの人たち、聞きますと、トイレも車椅子でも入れるようにして、スロープもきちっとしてとかという話を聞いております。それならば、そこまでやはりやらないと、何のために小学生が観戦プログラムに行って、じゃあ、あの選手たちが頑張っているという姿を応援しようと、大人になったときに、うちの町はどうなのかといったときに受けられるような体制というものを、そこはやっぱり町長、懐深く理解を示していただくような整備が必要じゃないかと。その点をちょっとお伺いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、県がそう言った、失礼ですよ。私文句言ってやりますよ。実際そうですよ。とんでもないですよ。県の職員が、どこですか、県の。後でまた教えてください。そんなこと言ったら、とんでもない話です。何を言っているのか、基本的に。本当に憤慨いたしますよ、これは。オリンピックに関係しないから、聖火リレー走らせない。とんで

もない話ですよ、私に言わせれば。

(「協力的じゃないからと」の声あり)

○町長(太田長八君) 何で協力的じゃないんですか。

(「いやいや、私に言っても」の声あり)

○町長(太田長八君) その辺は……、また後で担当を教えてください。文句言ってやりませんから、それは。

そんな中で、基本的には下田市から伊東へ行くんですよ、車で。下田市をちょっとはペリロードを走って、そしてすぐに伊東へ行って、伊東から伊豆の国に行くのかな。そんなんで基本的にはもう伊豆半島は無視ですよ、はっきり言って。東海道筋だけ。それだけ県は伊豆半島を軽んじている、私に言わせれば。ロじゃ、「伊豆半島、伊豆半島」と言っていますが、現実問題見ればそういう対応で、しかも奥のほうはお金をあまりかけないでね、基本的には自転車の修善寺から沼津までアクセスを良くするような所、それは莫大な金をかけていますよ。その一部分でもいいですから、1市5町のほうにお金をかけていただければありがたいと感じる。ここで愚痴言ってもしょうがないですけども、そういう感じでおります。

ゴルフ場、やっぱりこれはレガシーとして残すとかという中で、これからゴルフ場をいかにこの町で育てるか。やっぱり町有地の問題も出てきますもので、これは撤退されちゃ困りますもので、その辺はまたいろんな面でいい方向に進めることができればありがたいと思いますし、さらに体育館、これは多分バリアフリーになっていると思いますけれども、その辺ちょっと教育委員会のほうに答弁させたいと思います。

○議長(村木 脩君) 須佐議員、設備投資の話だとか、そういう話は監査委員として持っていけないようにしてくれないですか。

(「はい、分かりました」の声あり)

○議長(村木 脩君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(梅原 巧君) それでは、来年度の計画に上げさせていただいております町立の体育センターの改修の内容ですけれども、メインとなるのは、やはりトイレが老朽化しておりますので、今の仕様に合わせてバリアフリー化をメインに考えております。

それと、床も大分傷んでおりますので、一度削りまして再塗装し直すということがメインになりますので、パラリンピック、障害を持つ方のスポーツに完全に対応できるかどうかというのは、今後調べてみなければなりませんけれども、バリアフリー化を進めるということ

でやります。床につきましては、どれほどのものでないと対応できないかというのは、今後調べさせていただきますので、その中でできることはやっていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（森田七徳君） ただいまの聖火リレーの関係でございますが、静岡県のほうから公式に説明されている内容についてちょっと御説明を申し上げます。

静岡県のほうからは、聖火リレーについては日本全国回るわけですが、もちろん期日に決まりというか、限度がございます。その中で、静岡県の場合は伊豆市、あと小山町がオリンピックの会場になっているということで、オリンピックの会場になっていないところよりは1日多く聖火の日程を取っていただいているということです。ただ、その聖火の日程の中で、全市町村をくまなく回れるだけの時間があるかということ、これ、とてもございません。

そういった中で町長、先ほど東海道中心、あとは伊豆市が中心ということでしたが、伊東市なんかは、オリンピックの伊豆市に来る乗客が降りる駅ということで、伊東駅が想定されているというようなこともありまして、伊東は通ると。下田は開国の町だということと、あと、サーフィンの事前キャンプを受け入れているということであるということですので、冷静に県の事務局の話を聞いてみると、完全に時間が足りないので全市町は回れませんということでございます。それは県の言っているとおりかなというふうに思いますので、どういったやりとりの中でそういう言葉が県から出たかということは、また、町長のほうからでも、私のほうからでも確認したいと思いますが、公式には日程が取れないということでございますし、それについては説明を受ければ、日程が取れないというのは、これだけ広い静岡県でするので無理のないことだなということ認識をしております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） ただいまの観光課長が言ったようなことで、やっぱり日程的に無理だからということと言われたのは、これは間違いありません。

しかし、協力的でないからということは一切言っていない。これは私がじかにそこに、担当に電話しますよ。抗議いたします、はっきり言って。できれば知事のほうに言ってもいいですよ。副知事にも。県の職員からこんなことを言われたと。とんでもない話でございます。

現状はそういうことでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） それでは、近隣市町との合併についてのほうに、ちょっと話を移させていただきたいというふうに思います。

昨年の青少年の主張で、「これからの東伊豆町について」という発表があったかと思えます。下田高校の1年生の山田君がこう言っています。「近年、少子高齢化が進み、若者の負担がますます増えています。先日、消費税が8%から10%に上がり、少子高齢化を感じます。東伊豆町でも、大川小学校と熱川小学校が統合、子供会の地区の合併、商店の閉店など、いろいろなことが起こっています。私はこのままだと東伊豆町と隣町の河津町と合併、もしくは衰退するのではないかと考えています。皆さん、どう思いますか」というようなことなんですよね。高校生が、切実にこの町の将来のことを考えて発言されたというふうに思うんです。

このことに関してやっぱり何か、彼の質問を何か私が取らなければならないけれども、町長、やっぱり一言これからの高校生に向けて、この町が合併とかのことについてどうなのかということ、ちょっと答弁してもらいたいというのが一つあるんです。

そんな中で、昨年11月にこれは新聞記事にちょっと……日弁連が調査を行って発表しています。11月7日なんですけれども、「1999年から2010年までの平成の大合併で合併した人口4,000人未満の旧町村の地域は、合併に加わらず存続を選択した近隣の小規模町村に比べ、人口減が加速傾向にあるとの調査結果を日弁連が発表した」ということなんですよね。合併しているほうが、人口減が加速傾向にあるというような結果が出ているということもあるんですけれども、そういったことの中で、町長は先ほど広域連携というような話もあったもので、そういう方向で行くと思うんですけれども、ちょっとその高校生のことに答弁をお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に青少年主張発表会で、山田さんからそういう提言があったことは承知しています。しかし、合併というのはやっぱり大変だが、合併特例債が一つの……、何ていうの、それはお菓子ですね、あめ玉、本当にこれは一つのあめ玉でありまして、実際問題、合併したところに関しましては本当に大変苦労しております、現実問題。

それと、やっぱりこれから本当に大変厳しくなってくる中で、今、できるところはお互いに独立しながら、広域連携でやっていった中で、そういう財源をなるべくスリム化して、少

なくした中でやっていくというのが主流になっておりますもので、山田さんには、合併しないのでできるものは広域で、やっぱり何といてもトーンが違いで、東伊豆と河津は結構仲がいいもので、できるだけその辺はうまく調整した中でやっていって、さらに輪が大きくなれば、それは多くなればなるほど負担も少なくなりますもので、そういう方向でこの町を存続していきたいと思っています。

それとまた、日弁連の方が言いましたように、基本的にはもう合併したところは中心は、特に浜松なんかは特にひどいですよ。中心部はいいけれども、天竜なんかはとんでも見放されて、確かに人口減少はあるでしょうけれども、全国町村会の役をやってもらった中で、やっぱり小さくてもぴりっとした自治体、これをつくりますよというのが本当に全国町村会のあれでございます。やっぱり合併に対してはもう絶対反対という姿勢の中で、小さくてもきらりと光る、そういう町村をつくりましょう。それを進めております。

そういう中で、基本的には交付税が一番の問題なんですよね。やっぱり交付税を一律同じように分配してくれれば、それはいいんですよ。うちの町なんかも本当に交付税が少なくて、そういう中でいろんな苦勞をしている中でもやっております。交付税が一律各自治体にやっっていけば、また違った方向性がありますもので、そういうことをまた提言とか、いろんな要望はしてありますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、台風被害についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 台風被害についてということで、質問を移らせていただきたいと思えます。

昨年の台風15号、19号でソーラーパネルが起因とされる被害が見受けられたように思う。

また、断続的な停電による影響は町内経済に影を落としたが、次のことについて伺う。

（1）現在、企業が設置しているソーラーパネルは何か所あるか。

また、新設の予定はあるか。

（2）想定外の風水害が発生する中、パネルが破損し、周辺に危害を加える例が見られるが、町は現状を把握しているか。

また、太陽光発電設備設置事業に関する条例には、破損したパネルの修復や撤去義務がうたわれていないが、対応策について町長のお考えは。

(3) 倒木等により停電が発生する例が多発しているが、町道にかかった樹木については、どのように扱っているか。

(4) 静岡県と東京電力が行っている予防伐採は効果があると思うが、町が検討するお考えは。

以上です。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 須佐議員の第2問、台風被害については4点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、企業が設置したソーラーパネルの把握状況ですが、太陽光発電設備設置事業に関する条例が平成31年2月1日に施行される以前の設置については、課税対象の15件を把握しております。

また、新設の予定につきましては、条例及び指導要綱の確認のため窓口を訪れる方もおりますが、条例で対象となる事業区域1,000平方メートル以上の案件につきましては、現在のところ1件も設置されていない状況であります。

次に、2点目についてですが、今年の台風15号及び19号で当町においてパネルが破損したのは1件把握しており、対応といたしましては、事業者に連絡し、撤去していただきました。

なお、平成29年4月に改正FIT法が施行され、保守点検及び維持管理等、メンテナンスの義務化がされているため、当町の条例を改正することは考えておりません。

次に、3点目についてですが、倒木により町道を封鎖した場合、道路管理者として道路啓開のため、東伊豆町造園事業組合と災害協定を結んでいる中で、優先的に対応していただいております。

また、電線等に接触した危険な枝葉の伐採につきましては、東京電力及びN T Tに連絡、対応していただいております。

次に、4点目についてですが、静岡県と東京電力パワーグリッドの協働による予防伐採が1月20日に伊豆市湯ヶ島地区で試行的に実施されたことは承知しております。

今回の取組は先進的事例であると捉えていますが、官地において実施されたものであり、民地の伐採につきましては、費用負担の在り方等に課題があると思っておりますので、今後、県の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、町が確認している事例というのは、その写真に出ているところではないかというふうに思いますけれども、福祉センターの下で、かなり風が吹きましたものですから、そういった形で海側のほうにべたっとこのパネルがへばりついて、恐らくその周辺にも危害が加わったのではないかというふうに、もう隣が民家になりますものですから、そういうようなことがありました。

一昨年でも西日本豪雨というのがありまして、昨年も台風15号の被害が非常にすさまじかったわけですが、千葉県でも火災が発生するというような例が見られたようです。

台風の後、私も町内の太陽光発電を見て回ったんですけれども、その中でこの一例も初めとしまして、山間部でもパネルが少し裏返ったり、破損している例が見られました。非常にそれを見て、やはり山火事等の危険性はないのかな。これ、どうなるのかな、直さないのだからかというように不安に思ったこともあったわけなんですけれども、これ、関係者に問い合わせてみましたところ、ちょっとやそっとの故障では直さないみたいですね、業者の方というのは。やはりそれだけお金がかかってくるといってもそうなんですけれども、発電量もそんなに変わらないというような話が、そういうところにあるようです。

今の話を聞きましたところ、改正FIT法によって、私の理解しているところでは、事業計画段階から厳しい管理監督がなされるというようなことで聞いているわけなんですけれども、例えば、適切な点検、保守を行うということであるとか、設備の更新、または廃棄の際には不要になった設備を適切に処分するとかというようなことが今回新たにうたわれているということで、私のほうも認識しておるわけなんですけれども、その辺のところ、今、条例のほうにある東伊豆町の設置条例ですね、それで見ますと、17条に立入調査というのがあります。そして18条のほうに、指導、助言、勧告ということで述べられております。ちょっと時間がないので、そこは読みませんが、こうなっています。

そうしますと、これは設置条例であるんですが、上位法であるFIT法によって、そういったことがうちの町の今の条例でできると。例えば、そういうような台風ですとか、そういったものがあつたときに、被害が生じたときに、そういうものを指導できると。そういう認識でよろしいのかということ、またちょっと確認のためお伺いしたいというふうに思います。

○議長（村木 脩君） 副町長。

○副町長（鈴木利昌君） ただいま議員がおっしゃったとおり、上位法でこれは法律と規則のほうで定められておりますので、また、これが改正された後にうちのほうは条例をやっております。この法律につきましては、見なし認定も適用となるということですから、改正する前にできた太陽光についても、これは対象となるというようなことが書かれておりますので、そのように理解しております。

以上です。

○議長（村木 脩君） この話は監査員の中でもできる話ですので、あまりここで、多分これはあの周りの話だと思っただけけれども、監査員の意見としても言える部分があるので、その辺についてはもう少し押さえて発言をしてもらいたいなど。

（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 倒木等によるそういった被害が多発しているということで、今、答弁を行ったわけなんですけれども、なかなか民地、例えば予防伐採の話で言うと、国道の両脇が官地というんですか、公の土地であるということで、あると伐採がスムーズに行くんであるということでしょうけれども、なかなか民間の土地であると、非常にその辺のところの、伐採していいかどうかというものの判断も難しいということになってくると思うんですけれども、その辺のところは、これから台風の被害が大きくなってくる、土砂災害等も心配になってくるという形の中で、どのようにこれから町として取り組んでいくのかということ、ちょっと一つ確認させていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、倒木した木が道路網を塞いでいたら、これは当然もう道路啓開というのを開かなきゃいけませんもので、それはもう、例えば民地の土地だと、その民地の方に言った中で、「これはもう道路啓開が必要なので、工事させていただきますよ」とか言っていきます。やっぱり道路の開通が一番いろんな面で大事でございますもので、それは当然町費を使った中で、それはやっていかなければならないとは考えています。これはあくまで町道とか、そういうことに関してでしょう。これが一般的な農道、いろんな面、町道以外のところで塞いでいたとなれば、それはまた相談しながらやらなければならないと考えておりますけれども、町道に関しましては原則的にはもうこれは町費でやる。そういう考えでいただいで結構だと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 繰り返しですけれども、想定外の災害がある中で、ある程度危ないところは伐採するというような感じの中で、東京電力の方の話によると、電線の周り2メートルというんですか、円周、半径2メートルですか、そこら辺の、それ以外に入った枝に関しては伐採しているという話を聞いたわけなんですけれども、その辺のところ、例えば、東京電力さんとの連携というのは、今の現状の中でどういう形になっているのかということ、ちょっと1点お聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 東電さんとは一応、連携というのはいんですけれども、昨日の県議会議員の、県のほうの議会のほうで予防伐採という中で質問したのを、今日新聞見ましたら、それはこれから県としても取り組んでいきたい。また、何かの補助金を使った中でそれを代行してやっていきたいという答弁がありましたもので、その辺県の動向を注視した中で、それと連携した中で、またいい方向でやっていきたいと考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で須佐議員の一般質問を終結します。

この際、2時10分まで休憩とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程第2 発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第2 発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条

例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、内山議員。

(10番 内山慎一君登壇)

○10番(内山慎一君) それでは、ただいま上程されました発議第1号について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第1号。

東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年3月4日提出。

東伊豆町議会議長、村木脩様。

提出者、議会運営委員会委員長、内山慎一。

賛成者、議会運営委員会副委員長、山田直志。

提案の理由については、委員会の傍聴の見直しを図るためであります。

恐れ入りますが、資料の3枚目の新旧対照表を御覧ください。

改正前の第17条第1号、「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」を、「委員会の会議は、原則公開とする。」に改め、傍聴の事前許可を撤廃し、原則公開とすることで、傍聴者の利便性の向上を図るものです。

また、17条第3項に、議長が別に定める規定を追加する内容になっております。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行します。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(村木 脩君) 日程第3 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、それぞれ関係する東伊豆町条例の条文の整備を図るものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(梅原裕一君) それでは、ただいま提案されました議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、概要を御説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月から施行されることに伴い、関係する地方条例の条文の整備を図るものです。

主な内容は、附属機関の一部削除、従来の臨時または非常勤の職を会計年度任用職員へ置き換え、会計年度任用職員の休職、懲戒等の取扱い、特別職非常勤職員から会計年度任用職

員への移行及び一部委員の追加、削除、漢字表記の変更などであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（村木 脩君） 日程第4 議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第243条の2を引用する条例の条文の整理を図るものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） それでは、ただいま提案されました議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、概要を御説明いたします。

平成29年6月9日公布、令和2年4月施行の地方自治法等の一部を改正する法律により、地方自治法に第243条の2が新設されることに伴い、改正前の同法第243条の2の規定が、改正後は第243条の2の2に繰り下げられます。したがって、同法第243条の2を条文中に引用している東伊豆町監査委員に関する条例及び東伊豆町水道事業の設置に関する条例について、一括して同法第243条の2を第243条の2の2に改める内容でございます。

また、施行日につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行日であります令和2年4月1日に合わせております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第6号 東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例の制定に

## ついて

○議長（村木 脩君） 日程第5 議案第6号 東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案の理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第6号 東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

私法上の原因による時効の援用を要する債権に関し、条例で債権の管理に関する事項を定めることにより、適正な債権管理を図るため、条例の制定について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第6号 東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例の制定について、お手元の資料により概要を説明させていただきます。

初めに、1の条例制定の趣旨についてですが、平成15年の最高裁決定により、これまで公債権と位置づけられていた水道料金債権が、私法上の債権として、民法の短期消滅時効制度の2年が適用されることになりました。

この私債権は、権利を放棄しない限り、永続的に管理をしなければなりません。

権利放棄は、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議決事件であり、たとえ少額であっても個別の案件ごとに議会の議決を得ることが必要であるが、債権を適正に管理すること及び事務の煩雑化を折り合わせるために、本条例を制定するものであります。

次に、2の条例（案）の説明ですが、第1条では私債権の適正な管理を図ることを目的としております。

第2条では私債権の定義を規定し、第3条では他の条例等との関係を規定しております。

第4条では適正な債権管理を行うため、実態調査や徴収努力など、管理者の責務を規定しております。

第5条では未収金台帳の整備を定め、第6条では未収債権への督促を規定しております。

第7条では債権放棄の要件を定めております。必要な措置を講じたにもかかわらず徴収す

ることができない場合であって、第1号から第6号までのいずれかに該当するときは、当該私債権及び履行の遅延に係る損害賠償金、その他の徴収金を放棄することができることとしております。第1号、生活保護法、第2号、破産法・会社更生法、第3号、時効期間が満了したとき、第4号、地方自治法施行令の強制執行、第5号、地方自治法施行令の徴収停止、第6号、死亡による相続での限定承認、これらを要件としております。

第8条では議会への報告を規定し、第9条は委任規定となっております。

次に、附則の施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第6号 東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第7号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第6 議案第7号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第7号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月から会計年度任用職員が導入されることに伴い、パートタイム会計年度任用職員の基準月額算出根拠及び特殊な職に関する報酬を明確にするため、条文を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(梅原裕一君) それでは、ただいま提案されました議案第7号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表により概要を御説明させていただきます。

令和2年4月からの会計年度任用職員制度の施行に当たり、まず、第18条に第4項として、パートタイム会計年度任用職員の基準月額算出は、フルタイム会計年度任用職員の基準月額算出に準ずる1文を追加する内容です。

パートタイム会計年度任用職員の基準月額算出につきましては、フルタイム会計年度任用職員の基準月額算出根拠に照らし、職務内容、責任、その他勤務条件を考慮し決定いたします。

なお、算定根拠に関連する第4条から第6条の内容につきましては、参考資料として添付してありますので御参照ください。

次に、第28条ですが、従来の特別職から会計年度任用職員に移行する特殊な職の報酬内容を定めたものです。

初めに第1号ですが、外国語指導助手、ALTについて定めたものです。経験年数によって報酬が変わりますので、月額幾らから幾らといった表記となっております。

次に、第2号の地域おこし協力隊ですが、全ての隊員が現在月額16万6,000円の固定となっております。

最後に、第3号の幼児教育アドバイザーですが、賀茂地区1市5町による共同設置となっており、勤務は週3日、火、水、木、報酬は1時間当たり1,985円となります。

一般の会計年度任用職員は職員と同じ行政職1の給料表を使用することとなりますが、以上の3職種は報酬額があらかじめ決まっております、報酬は条例で定めなければならないため、

今回条例改正をすることとなりました。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第7号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第8号 東伊豆町町営住宅管理等条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第7 議案第8号 東伊豆町町営住宅管理等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第8号 東伊豆町町営住宅管理等条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

民法の一部改正及び公営住宅法の改正に伴い、国土交通省が示す公営住宅管理標準条例が改正されました。この施行に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上則将君） ただいま提案されました議案第8号 東伊豆町町営住宅管理等条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

民法の一部を改正する法律が平成29年5月26日成立し、債権関係の規定の見直しが行われ、公営住宅制度に係る改正も行われました。また、公営住宅法の改正も行われております。公営住宅の管理を適正に行うために、国土交通省が示す公営住宅管理標準条例が改正されており、これらを受けまして町条例の一部を改正するものです。

新旧対照表により、概要を説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

入居の手続、第8条では、連帯保証人について、町内居住者に限定し、収入についても定めておりました。これらを撤廃し、町長が適当と認めた者といたします。低所得者への住宅提供という公営住宅の目的から、保証人を確保できないと入居できないといった事態が起きないように、公営住宅管理標準条例から保証人に関する規定は削除されましたが、静岡県内の市町は保証人を確保していただく方針で進めております。入居者の高齢化と、一人世帯、身寄りがないという方に対し、家賃等の保証というだけではなく、緊急時の連絡先という意味で保証人は確保していただきたいという考えでございます。

次に、家賃の決定、第11条に第5項を新設いたします。第5項の内容は、認知症である者、知的障害者、精神障害者等で、収入の申告をすることが困難な事情にあると認める者については、収入申告義務を免除し、収入調査により把握した収入に応じた家賃が課されるということを明記いたします。

住宅の明け渡し請求第24条では、年5分の割合に固定されていた民事法定利率が、民法の新法によりまして3%に引き下げられるとともに、3年ごとに見直す変動制に改められたことに伴いまして、民法に規定する法定利率というものに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明といたさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第8号 東伊豆町町営住宅管理等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例  
の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第8 議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案の理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

教育委員会が所有する他の体育施設や教育施設の管理等に関する諸条例との整合性を保つ目的で、字句の修正や条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会の事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） それでは、議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

町長の提案理由にありまして、教育委員会が所管している体育センターや学校体育館等の設置及び管理に関する条例の条文と言ひ回しが異なっている部分がありまして、条例

ごとにそごが生じないように、条文の整備を図るために改定させていただく内容です。

恐れ入りますが、4枚目の新旧対照表を御覧ください。

まず、第6条、使用許可の取消し等ですが、第1項中の取消しですが、「取る」と「消す」の間に送り仮名が入っておりませんでしたので、「り」を加えます。

次に、同条第1号の「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。」を「この条例に違反したとき。」といたします。これはこの条例に基づく規則がそもそも存在しなかったためによる変更となるものです。

次に、第6条第2項、「前項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限したことにより生じた損害に対しては、教育委員会は責めを負わない。」を新設いたします。こちらは、利用者側の都合や責任による取消しに対して、教育委員会が責任を負うことを避けるためであります。

続きまして第7条、使用料、第1項は「総合グラウンドを使用する者に対しては、別表に定める額の使用料を徴収する。」を、「総合グラウンドの使用料は、別表に定める額を徴収する。」に改め、第2項の「前項の使用料は、総合グラウンドの使用許可を受けたとき納付しなければならない。」を、「使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。」といたします。こちらは、利用実態から利用者の実情に合わせて改正を行うものです。

次の第8条、使用料の減免ですが、第1項の「教育委員会は次の各号の1に該当するときは、使用料を免除又は減免することができる。」を、「町長は前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は使用料を減額又は免除することができる。」に、また、第1号、「国又は公共団体が公用又は公益のために使用する場合」を、「町又は教育委員会が主催し、又は委託する事業に使用する場合」に、第2号、「その他教育委員会が適当と認めるとき。」を、「その他町長が適当と認めた場合」に改めます。こちらは許可権者を町長に改めるとともに、条文の改正を行い、他施設の条例と統一するものであります。

続きまして、第9条、使用料の還付ですが、「ただし、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。」を、「ただし、次の各号の1に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。」とし、第1号、「使用者の責めに帰ることができない理由により使用することができないとき。」、第2号、「使用者が使用の許可を受けた日前3日までに、正当な理由により使用しない旨の申出をしたとき。」を新設いたします。こちらにつきましても、他施設の条例に合わせ、改正を行い

ます。

同じ理由で、第10条、損害賠償につきましても、これまでの条文に、「ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償を減額又は免除することができる。」といたします。

第11条、免責については、「総合グラウンドの使用又はこの条例に基づく処分によって使用者の受けた損害については町はその賠償の責を負わない。」となっておりましたが、いかなる場合であっても賠償しないということはありませんので、こちらを削除いたします。

これにより、第12条を第11条とし、第13条を第12条といたします。

最後に、附則についてですが、第2項中の施設名が、「総合グラウンド」となっておりますが、正式には「総合グラウンド」ですので、改正させていただきます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません。ちょっと読み込みがよく分からないんですけども、許可をするところは教育委員会という主語は同じなんですけれども、後段の部分では、減免のところは今度は町長がということで、減免は町長が行うということで、条文の中で、教育委員会が行うところと、町長が行うところと出てくるんですけども、それは現状教育委員会でやっているほとんどの貸出しについては、教育委員会が管理していると思うんですけども、それは将来的に町長がそういうふうに対応するというか、管理を想定をして、そういうふうに表示しているのか。なぜその上で教育委員会で、減免のところ町長というふうにならなくて出てくるのか、その意味がよく私理解できなかったのをお願いします。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） ただいまの御質問でございますが、減免の部分につきましては、料金が、收入的に最終的に町にということでありまして、町長のほうにさせていただくことが適当だろうということで、教育委員会で管轄する料金をいただく施設につきましては、全て町長の許可によって減免などを決定させていただくことに統一をさせていただく内容でございます。

使用の許可や取消しというのは、今のところ教育委員会のままとなってございますけれども、こちらは全て町長の判こが必要だということであると、利用者をお待たせする形になってしまうものですから、決済の都合もございまして、教育委員会の権限でやらさせていただきますというのでそのままにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私はあれかな、かえって今後施設の管理なんかは、例えば、企画の管財とか何かで統合していくような、何か別に意図があって、そこは町長というのが出てきたのかなというふうに思ったんだけど、そこまでは考えていないということですよ。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 現在のところ、そこまでの考えはございませんでしたけれども、山田議員の言うように、その方向になりましたら、そちらに統一されるのかなとは思っております。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第10号 幼稚園保育料徴収の特例に関する条例を廃止する条例  
について

○議長（村木 脩君） 日程第9 議案第10号 幼稚園保育料徴収の特例に関する条例を廃止

する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第10号 幼稚園保育料徴収の特例に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

昨年10月1日から皆様の御理解の下、幼稚園においても保育料の無償化を実施しておりますが、それを受け、当条例の必要性がなくなりましたので、廃止について議会の議決を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(梅原 巧君) それでは、議案第10号 幼稚園保育料徴収の特例に関する条例を廃止する条例について、御説明させていただきます。

町長の提案理由にございましたとおり、令和元年10月から国の政策に歩調を合わせ、町立幼稚園におきましても保育料を無償とさせていただきます。このことにより、提案させていただきました幼稚園保育料徴収の特例に関する条例の必要性がなくなり、今後におきましても同様であると判断をさせていただきましたので、条例を廃止とするものです。

それでは、朗読をもって説明とさせていただきます

1枚おめくりください。

東伊豆町条例第 号。

令和 年 月 日。

幼稚園保育料徴収の特例に関する条例を廃止する条例。

幼稚園保育料徴収の特例に関する条例(平成13年東伊豆町条例第18号)は、廃止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第10号 幼稚園保育料徴収の特例に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第11号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(村木 脩君) 日程第10 議案第11号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第11号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

水道法の一部改正に伴う水道法施行令の一部改正により、条文の整備が必要になったため、条例の改正につきまして、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 水道課長。

○水道課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました議案第11号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の3枚目、新旧対照表を御覧ください。

今回の条例改正は、水道法の一部改正に伴う水道法施行令の一部改正により条文の整備が必要となったため、改正する内容であります。水道法施行令において、法第11条第2項に規定する給水人口の基準等が新設されたことにより、本条例第9条第4項においても、第4条を第6条に改正する条ずれの修正であります。

資料の2枚目、改正文を御覧ください。

附則についてですが、この条例は令和2年4月1日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第11号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第12号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約  
について

○議長（村木 脩君） 日程第11 議案第12号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第12号 静岡縣市町総合事務組合同規約の

一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

今回の変更は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である浅羽地域湛水防除施設組合の脱退に伴い、所要の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました議案第12号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、静岡県市町総合事務組合の構成団体である浅羽地域湛水防除施設組合が令和2年3月31日をもって解散し、静岡県市町総合事務組合から脱退することに伴い、同組合規約を変更するものであります。

また、施行は令和2年4月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第12号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第13号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について

○議長（村木 脩君） 日程第12 議案第13号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第13号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について、提案理由を申し上げます。

障害者等の重度化・高齢化または親亡き後の生活の安心を見据え、居住支援等を賀茂6市町により共同で実施するため、賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会を設置することになり、規約の整備を図るものであります。

詳細につきましては、住民福祉課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） ただいま提案されました議案第13号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により事業を共同で実施するため、6市町の協議により同一規約を定め、議会の議決を経て普通地方公共団体の協議会を設置するものです。

それでは、お手元の資料により説明をさせていただきます。

議案第13号の2枚目の資料を御覧ください。

設置の背景でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき策定した第5期賀茂地区障害福祉計画で、賀茂地区は人口も少なく、利用者数及び採算確保が困難なため、令和2年度までに地域生活支援拠点等の整備の共同設置を目標としております。

設置の理由といたしまして、障害者児の方の重度化・高齢化または親亡き後の生活の安心を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害者児の方の生活を地域全体で支える体制を構築する事業となります。

運営協議会の細部につきましては、賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営委員会設置要綱で定めております。

具体的な事業内容は、東伊豆町障害者地域生活支援拠点事業実施要綱に定めており、①と

しまして、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、常時連絡体制を確保してコーディネーターが障害の特性に応じた対応・相談を実施し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートやその他の支援を行います。

②としまして、短期入所を活用した常時の緊急受入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等、必要な対応を行います。

③としまして、障害者の自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会を提供いたします。

裏面を御覧ください。

④としまして、医療的ケアが必要な人や行動障害を有する人、高齢化に伴い重度化した障害者に対して専門的な対応ができる体制、人材の養成を行います。

⑤としまして、コーディネーターを配置し、地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を行います。

この事業は、令和2年4月より実施し、主に2年度は①、②、③の内容を整備し、順次④と⑤の事業を進めていくこととなります。

この業務を松崎町にある障害者支援施設、十字の園、オリブに委託する予定であります。規約の附則ですが、施行期日。

第1項、この規約は、令和2年4月1日から施行する。ただし、協議会に必要な手続、その他の行為は、この規約の施行日前においても行うことができる。

読み替え規定。

第2項、この規約の施行後最初に開かれる協議会の招集等に関しては、第9条第2項中「会長」とあるのは「松崎町長」と読み替えるものとする。

第3項、令和2年度に係る協議会の歳入歳出予算に関しては、第13条第1項中「年度開始前に」とあるのは「この規約の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第13号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（田町コミュニティ防災センター）

○議長（村木 脩君） 日程第13 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（田町コミュニティ防災センター）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（田町コミュニティ防災センター）の提案理由を申し上げます。

田町コミュニティ防災センターの指定管理者に田町区町内会を指定するものであります。なお、指定管理者の選定は、東伊豆町公の施設の指定管理者選定委員会の2回の審議結果に基づくもので、今回は指定管理期間を7年間としてございます。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について、田町コミュニティ防災センターにつきまして、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

公の施設の指定管理者の指定について（田町コミュニティ防災センター）。

東伊豆町防災センターの設置及び管理等に関する条例（平成18年東伊豆町条例第19号）第4条第1項の規定により、田町コミュニティ防災センターの指定管理者を次のとおり指定い

たします。

施設の名称、田町コミュニティ防災センター。

指定管理者の所在地、東伊豆町稲取352番地の1。

指定管理者の名称、認可地縁団体田町区町内会。

指定の期間、令和2年度4月1日から令和9年3月31日まで。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（田町コミュニティ防災センター）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）

○議長（村木 脩君） 日程第14 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）の提案理由を申し上げます。

奈良本地区多目的研修集会施設の指定管理者に奈良本区を指定するものです。

詳細につきましては、農林水産課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（鈴木伸和君） ただいま上程されました議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）について、朗読をもって説明させていただきます。

公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）。

奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理等に関する条例（平成18年東伊豆町条例第20号）第4条第1項の規定により、奈良本地区多目的研修集会施設の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、奈良本地区多目的研修集会施設。

指定管理者所在地、東伊豆町奈良本726番地の1。

名称、奈良本区。

指定の期間、令和2年4月1日から令和9年3月31日まで。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）

○議長（村木 脩君） 日程第15 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、東伊豆町いきいきセンターの指定管理者に東伊豆町シルバー人材センターを指定するのに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の選定は、東伊豆町公の施設の指定管理者選定委員の2回の審議結果により決定した内容に基づくものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） ただいま提案されました議案第16号 公の施設の指定管理者の指定（東伊豆町いきいきセンター）について、議案の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について。

東伊豆町いきいきセンターの設置及び管理に関する条例（平成13年東伊豆町条例第25号）第10条第1項の規定により、東伊豆町いきいきセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、東伊豆町いきいきセンター。

指定管理者所在地、東伊豆町稲取410番地の1。

名称、東伊豆町シルバー人材センター。

指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間といたします。

以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町いきいきセンター)を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について(熱川温泉しおかぜ広場)

○議長(村木 脩君) 日程第16 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について(熱川温泉しおかぜ広場)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について(熱川温泉しおかぜ広場)について、提案理由を申し上げます。

熱川温泉しおかぜ広場の指定管理者に熱川温泉観光協会を指定するものであります。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 防災課長。

○防災課長(竹内 茂君) それでは、ただいま提案されました議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について(熱川温泉しおかぜ広場)について、議案書の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

公の施設の指定管理者の指定について(熱川温泉しおかぜ広場)。

東伊豆町防災公園の設置及び管理等に関する条例（平成28年東伊豆町条例第19号）第12条第1項の規定により、熱川温泉しおかぜ広場の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、熱川温泉しおかぜ広場。

指定管理者所在地、東伊豆町奈良本966番地の13。

名称、熱川温泉観光協会。

指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明と代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について（熱川温泉しおかぜ広場）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時15分まで休憩とします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第17 議案第18号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）

○議長（村木 脩君） 日程第17 議案18号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第18号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2,869万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億6,402万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、緊急的な案件が発生しない限り、令和元年度の最終補正となりますので、全般的に事業の精算及び執行残額の最終調整を行ったところであります。

歳入の主な内容ですが、国庫支出金におきましては、プレミアム付商品券の事務費、事業費補助金などを実績に基づき減額しております。

次に、歳出の主な内容ですが、国が進める児童生徒1人に1台端末配置と校内における高速大容量の通信ネットワーク整備について、国の補助金と有利な補正予算債を活用して整備する内容となっております。

必要な財源配分を行った後、余剰財源を財政調整基金へ繰り戻しております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました議案第18号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）について、概要を御説明いたします。

令和元年度東伊豆町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,869万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,402万2,000円といたします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によります。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によります。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

1 款町税、1 項町民税、2 目法人、補正前の金額から388万3,000円を減額し、7,738万3,000円といたします。

1 節、細節1 現年課税分400万円の減は、法人の規模、事業所数の減少に基づく減額措置であります。

2 項1 目固定資産税、補正前の金額に911万4,000円を追加し、11億4,180万1,000円といたします。

2 節、細節1 滞納繰越分911万4,000円の増は、収納実績に基づく増額措置であります。

5 項1 目入湯税、補正前の金額から666万円を減額し、1 億839万1,000円といたします。

1 節、細節1 現年課税分705万円の減は、入湯客数の減少に伴う減であり、新型コロナウイルスによる影響を反映させ、今年度の見込みを72万人とさせていただきます。

16ページ、17ページを御覧願います。

9 款地方特例交付金、2 項1 目子ども・子育て支援臨時交付金、補正前の金額から483万1,000円を減額し、450万円といたします。

1 節、細節1 子ども・子育て支援臨時交付金483万1,000円の減は、幼児無償化の国・県負担分の一部について、この交付金から補助金へ移行したため減額措置するものであります。

20ページ、21ページを御覧願います。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、補正前の金額から1,334万4,000円を減額し、2,367万5,000円といたします。

1 節社会福祉費補助金、細節4 プレミアム付商品券事業費補助金1,144万5,000円の減は、事業費確定に基づく減額であります。

5 目教育費国庫補助金、補正前の金額に3,810万円を追加し、3,825万9,000円といたします。

1 節教育費補助金、細節 4 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金3,810万円の増は、学校の I C T環境整備の補助金であります。

22ページ、23ページを御覧願います。

15款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、補正前の金額から459万4,000円を減額し、1 億9,885万9,000円といたします。

2 節児童保護措置費等負担金、細節 1 子ども・子育て支援給付費負担金406万6,000円の減は、実績に基づく減額措置であります。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金、補正前の金額から319万6,000円を減額し、492万1,000円といたします。

1 節企画費補助金、細節 3 移住就業支援事業費補助金315万円の減につきましても、実績に基づき減額するものであります。

24ページ、25ページを御覧願います。

4 目農林水産業費県補助金、補正前の金額に317万7,000円を追加し、1,880万2,000円といたします。

1 節農業費補助金、細節 4 経営体育成支援事業補助金575万5,000円の増は、台風15号及び19号の被災農業者に対する国・県補助金の増額であります。

3 項委託金、1 目総務費委託金、補正前の金額から589万2,000円を減額し、2,785万9,000円といたします。

4 節選挙費委託金、細節 1 静岡県議会議員選挙費委託金498万4,000円の減は、事業費の確定に伴う減額であります。

26ページ、27ページを御覧願います。

17款 1 項寄付金、1 目ふるさと納税寄付金、補正前の金額に2,000万円を追加し、1 億7,000万円といたします。

1 節、細節 1 ふるさと納税寄付金2,000万円の増は、ふるさと納税寄付金増額によるものであります。

18款繰入金、3 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金、補正前の金額から2,175万5,000円を減額し、2 億7,260万4,000円といたします。

1 節、細節 1 財政調整基金繰入金2,175万5,000円の減は、今回の補正予算における歳入歳出調整後の余剰財源を基金へ繰り戻しするため、減額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高見込みは、約 6 億1,000万円でございます。

3目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額に281万円を追加し、8,788万5,000円といたします。

1節ふるさと納税基金繰入金、細節1ふるさと納税基金繰入金281万円の増は、昨年の台風被害に対するふるさと納税災害寄付分を充当する内容となっております。

28ページ、29ページを御覧願います。

20款諸収入、4項2目雑入、補正前の金額に420万1,000円を追加し、7,024万9,000円といたします。

9節雑入、細節9建物火災保険金320万7,000円の増は、昨年の台風被害における保険金の増額であります。

30ページ、31ページを御覧願います。

21款1項町債、11目教育債、補正前の金額に2,100万円を追加し、2,100万円といたします。

1節小学校債、細節1小学校通信ネットワーク整備事業1,150万円及び2節中学校債、細節1中学校通信ネットワーク整備事業950万円の増は、学校のICT環境整備に係る補正予算債を増額措置するものであります。

32ページ、33ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に921万9,000円を追加し、4億7,383万円といたします。

事業コード11職員共済事業、3節職員手当、細節16退職手当組合特別負担金656万8,000円の増につきましては、早期退職者分の増額措置であります。

事業コード15ふるさと納税寄付推進事業、8節報償費、細節1ふるさと納税寄付謝礼600万円の増につきましては、寄付金の増に伴う返礼品費を増額するものであります。

12節役務費、細節11申込フォーム利用手数料350万円の減は、実績に基づき減額措置するものであります。

34ページ、35ページを御覧願います。

6目旧アスト会館費、補正前の金額から693万円を減額し、338万6,000円といたします。

事業コード1旧アスト会館維持管理事業、15節工事請負費、細節1高圧引込口設備分離工事693万円の減につきましては、工事実施前に調整すべき案件があったため、今年度の実施を取りやめ、全額減額措置いたします。

9目企画費、補正前の金額から616万5,000円を減額し、4,532万9,000円といたします。

事業コード2 交流・定住促進事業、19節負担金補助及び交付金、細節3 移住就業支援事業費補助金420万円の減は、実績に基づく減額であります。

36ページ、37ページを御覧願います。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額に1,754万7,000円を追加し、1億884万6,000円といたします。

事業コード1 ふるさと納税基金管理事業、25節基金積立金、細節1 基金積立金1,754万7,000円の増につきましては、ふるさと納税寄付金の増により基金積立金を増額するものがあります。

42ページ、43ページを御覧願います。

4項選挙費、9目静岡県議会議員選挙費、補正前の金額から498万3,000円を減額し、25万4,000円といたします。

事業コード1 静岡県議会議員選挙事業、3節職員手当、細節20 投開票事務等従事者手当307万6,000円の減は、無投票による減額措置であります。

44ページ、45ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の金額から113万5,000円を減額し、3億4,631万3,000円といたします。

事業コード4 自立支援医療事業、20節扶助費、細節1 身体障害者更生医療費405万7,000円の減につきましては、制度利用者の減に伴う減額措置であります。

3目老人福祉費、補正前の金額から524万5,000円を減額し、2億5,425万9,000円といたします。

事業コード2 養護老人ホーム施設入所事業、20節扶助費、細節1 老人保護措置費604万5,000円の減につきましては、施設退所などによる不用額の減額であります。

46ページ、47ページを御覧願います。

7目国民健康保険費、補正前の金額に493万7,000円を追加し、1億2,209万9,000円といたします。

事業コード1 国民健康保険特別会計支援事業、28節操出金、細節1 国民健康保険特別会計操出金493万7,000円の増につきましては、実績による繰り出し見込み額の増であります。

8目介護保険費、補正前の金額に332万円を追加し、1億9,356万1,000円といたします。

事業コード1 介護保険特別会計支援事業、28節操出金、細節1 介護保険特別会計操出金312万6,000円の増につきましても、繰り出し見込み額の増であります。

10目プレミアム付商品券事業助成費、補正前の金額から1,369万4,000円を減額し、1億3,000万8,000円といたします。

48ページ、49ページを御覧願います。

13節委託料、細節2プレミアム付商品券販売等業務委託料1,197万8,000円の減は、実績に基づく減額であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正前の金額から499万8,000円を減額し、2億1,439万8,000円といたします。

事業コード2地域型保育事業、13節委託料、細節2小規模保育入所委託料314万6,000円の減は、利用実績に基づく減額措置であります。

54ページ、55ページを御覧願います。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正前の金額に786万2,000円を追加し、1,971万4,000円といたします。

事業コード1農業振興事業、19節負担金補助及び交付金、細節17経営体育成支援事業補助金786万2,000円の増につきましては、歳入と同じく、台風15号、19号の被災農業者に対する補助金の増額であります。

64ページ、65ページを御覧願います。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正前の金額から540万4,000円を減額し、3,013万2,000円といたします。

事業コード6熱川小学校運営事業、7節賃金、細節1雇人料425万円の減につきましては、臨時職員減に伴う不用額の減額であります。

各小中学校の2目教育振興費教育振興事業に計上されております13節委託料、細節2通信ネットワーク整備委託料、計4,532万円は、校内における高速大容量の通信ネットワーク整備に関する委託料であります。

また、18節備品購入費、細節2ICT環境整備事業備品、計2,268万円は、ノートパソコン、タブレットを購入する内容であります。

恐れ入りますが、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費であります。伊豆急行線鉄道施設老朽化対策事業に対する補助金、台風の被災農業者への補助金、国の補正予算に対応した事業として採択を受けた湯ノ沢草崎線のり面対策事業、各小中学校のICT環境整備事業及びワサビ田や林道片瀬大付線などの災害復旧工事を次年度へ全額繰り越しする内容であります。

6 ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正であります。資源ごみ・可燃ごみ等収集業務委託料を追加するものであります。

7 ページ、8 ページを御覧ください。

第4款地方債補正であります。小中学校の通信ネットワーク整備事業等の追加や橋梁補修事業等の変更及び稲取漁港整備事業について廃止をしておりますので、御確認願います。

10ページ、11ページを御願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前額56億3,532万7,000円に2,869万5,000円を追加いたしまして、56億6,402万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額56億3,532万7,000円に2,869万5,000円を追加いたしまして、56億6,402万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が917万9,000円の増、地方債が2,120万円の増、その他財源は2,120万6,000円の増、一般財源を2,289万円の減といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私、3点質問をさせていただきます。

1点目は、一番金額的にも大きいものですから、そこを最初に聞きたいと思うんですけれども、ICTということで子供たちにパソコンをやると、支給するとか配置するわけなんですけれども、これに関連して、ちょっと町長及び教育長に伺いたいんですけれども、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律というものがございまして、これに対応した計画というものを町は持っているのでしょうか。そのことについて確認をさせていただきたいと思います。

2点目に、47ページのプレミアム商品券の関係なんです。これ当然事業が終わったということなんですけれども、事業総体として、対象者に対してどの程度の利活用の状況であったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

3点目に、63ページの関係なんですけれども、防災情報機器の減額200万というものがございまして、この理由について、どういう内容であるのかお聞かせください。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 子供のICTに関わる御質問ですけれども、通信についての、安全な通信の指導ということで、現在では、子供たちはパソコン室のパソコンを中心に情報機器を使った教育を進めていますけれども、学校ごとに、学校内で授業等で通信環境を、教職員の使っているデータ、それから子供たちがパソコンの授業内で使っているデータ等を守るための業者との必要な環境整備は、これまで進めてきたつもりですけれども、特に指針とかそういうものを町で、教育委員会でまとめて出しているわけではありません。学校ごとに、指導基準というか安全基準は、学校内で指導に際してまとめていただいています。

そんな環境の中で、これから1人1台ということを経国の方向で、町はそれを受けて、今回整備をさせていただくんですけれども、やはりきちんとした、子供たちが1人1台、しかも小学校1年生からということで国のほうが方向をもって進めているということなので、学校全体として、子供1人1人に安全な通信あるいは情報についての知識、リテラシーを指導していくための指針は必要だと思っておりますが、現段階では、まだ校内で教育の中で進めているための指導、指針的なものとして進めております。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） プレミアム付商品券事業なんですけど、プレミアム商品券の申請者、こちらが非課税対象者が2,928人に対して申請者が1,013人ありまして、プレミアム付商品券の申請率が34.6%となっております。県下の市町の平均が36.7%となっておりますので、決して低い数字ではございません。

また、引換券の交付者につきましては、非課税者が892人と3歳までの子供がいる子育て世帯の世帯主分が119人ありまして、1,011人の方に引換券を交付しております。商品券販売により、商品券購入者から受領した代金の金額は1,554万円となっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、防災情報システム伝達機器の購入補助金の関係でありますけど、これについては一般質問でありましたように、テレビプッシュ、それから戸別受信機、防災ラジオ等の購入に対して1万円の補助というものを考えておりましたが、300世帯考えておりましたが、実績では、今現在、86件、1月末では86件となっておりますので、この分見込みがないということで、200世帯分を減額するものであります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まず、ICTのパソコンの問題なんですけれども、これは国がやっていることであるわけなんですけれども、当然こういう形でパソコンが今後、私たちの生活の中で必要になるということで、それをやっ払いこうということ、これ自身は問題がないと思うんです。

ただ、先ほど言ったように、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律というのが、これは平成20年にできて、施行は平成30年2月1日という施行の法律なんですけれども、この中で非常に大事なことは、第3章で、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓蒙、啓発活動の推進についてというところ、3章がありまして、インターネットの適切な利用に関する教育の推進等、国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講じるもの、国及び地方公共団体は、インターネットを適切に活用する能力の習得のために効果的な手法を開発、普及を促進するために、研究の支援、情報収集及び提供、その他必要な施策を講じること。

第10条で、家庭における青少年の有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及、国及び地方公共団体は、家庭において青少年によるインターネットが利用される場合における青少年の有害情報フィルタリングソフトウェアの利用を普及するために必要な施策を講じること、インターネットの適切な利用に発する啓蒙活動等ということで、こういうやっぱり法律におけるもの、法律は求めているわけです。

これは、実はこの情報は、文科省のホームページにはないんです。総務省のホームページにあるんです。そのことがあるということなわけで、同時に総務省のホームページには、インターネットトラブル事例集、こういうものがございまして、総務省のホームページには、さらにこれを小学校低学年、中学年、高学年、中学生、こういう指導版までホームページにはあります。

そういうことで、やっぱり便利なものを身につけるといふこととともに、やっぱり危険な部分もあるというのがやっぱり一面、いろんな意味で、出会い系サイトの問題であったりとかあるわけで、やっぱり有効なものを身につけるといふ部分と、やっぱりそこに潜む危険なものをしっかり認識させていくといふことが必要なんだろうと思うんです。こういうことはやっぱりちゃんと受け皿として町はそういう取り組みをしていかないと、では、先生方がど

ここまでできるのか、では、どこはできないのか、そこをどうするのかという問題が、機械を買うということとともに必要な部分があるのではないかと思うんですが、この辺、いかがお考えでしょうか。

あと、防災の問題は、取り組みがやっぱり不十分ではないかと思えますけれども、どうお考えですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、学校のICT関係、それぞれ、私も総務省見なかったもので、やっぱり横のつながりが全然もう、総務省と文部省の横、全然ないですよ。それが一つの問題。さらにまた、今回のこの案件については、県の自治体も半分ぐらいはまだ見送っております。

やっぱりそういう中で、行政もこれから財政的な負担もかかってくるもので、国はどういうふう考えているか、そういうことを聞こうとしたら、もう新型コロナウイルスというものもあったもので、一応、2月27日頃、文部科学省の課長に来ていただいた中で、一応、問題点、学校の先生の教育はどうなっているかということで聞く機会を設けたんですけども、基本的にはコロナウイルスの関係でちょっと断念して、また4月にもやりますけれども、一応、文部科学省がどのような考えかそれは聞いて、私は、また町としてもこれは整備していきたいと考えます。

その中でこのICT、基本的には、自分もまだ、静岡県内がそういう状況ならば、まだ時期尚早ではないかと言いましたけれども、そういう状況はまた原課から説明いたさせます。この時期にやったほうが有利だという中で、今回補正のほうで対応させていただきました。その理由につきましては、ちょっと原課のほうから説明をいたさせます。

それから、防災のほうの関係、基本的には、やっぱり本当に地域性があって、基本的にはテレビ、ほとんど熱川のほうはやって、稲取のほうはほとんどやっていないということは聞いております。やっぱりこれを企画している業者が基本的には伊東のほうの業者という中で、やっぱり稲取に入ってくると、やっぱりちょっと勘違いしているところもあるようなことを聞いておりますもので、それはまた先般の一応、老人会のしおさい学級ですか、それにおきましても、防災が来た中で、やっぱり稲取の地区のちょっと意識の改革、やっぱりそういうことではないですよということをやっていきたいと思いますので、確かに、これからも、一般質問でやったように、さらにこの啓蒙活動はやっていきたいと思いますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 児童生徒が安心・安全に情報機器を使えるような、そういうきちんとした方向性を町としては、先ほど、まだ町全体としての方向性を決めたものはないというお話をさせていただきました。ただ、これまで授業の中でパソコンを使う環境というのが学校現場では、先ほどお話ししたように、パソコン室にある台数の限られたものを授業で使うことが教育場面としてはあったわけですが、その使い方は、当然学校で指針というか指導の方向性はきちんと示して子供たちに指導をしてきました。

それから、情報機器という面につきましては、学校で使っているパソコン等、タブレット等以外にも、子供たちの情報機器という面では、スマートフォンとかインターネットに接続できる機器というものをもう個人的に家庭で保有している率が、学校のPC環境とは別に非常に高くなってきているということは御存じだと思いますけれども、そういう面で、学校では、これまで情報機器、インターネットに接続できる機器の使い方におけるトラブル、問題、課題等の指導ということは、授業のパソコン指導ではないんですけれども、そういう面でトラブルに巻き込まれないような携帯やスマートフォンの使用等についての、取り出して、保護者と一緒に高学年の児童に専門の業者に指導していただくとかというようなことは進めてきております。

両方の面で、学校のパソコンの環境をこれから充実していくということと、それから、もう個人的な情報機器の子供たちの保有率が高まっているということから、本当に山田議員の御心配のとおり、安全・安心な情報機器に関するモラルとかリテラシーを高めていくということの町としての指針も必要だなと思いますので、これは国も機器をたくさん入れるというだけではなくて、使い方についても指導いただいていますので、そういう指導と県のほうの情報等も踏まえて、町としても整備していきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 先ほど町長からもお話ありましたように、テレビプッシュにつきましては、どうしても稲取地区で回りますと、事業者のほうで回りますと、ちょっとケーブルテレビの関係が違うということで門前払いを受けているということがありまして、なかなか稲取のほうに普及がいかないということがあります。

同じようにテレビプッシュを入れている伊東市のほうも120件ということで、うちのほうでいきますと、率でいけばうちのほうが少し普及はされているかなというところがあるんで

すが、まだまだ事業者のほうも、やはりこれは推進していきたいということも言われていますので、また事業者とともに推進は図っていききたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 教育長、町長はあれですので、私、別にICTのパソコン購入を反対するわけではない。ただ、やっぱり環境としてよく考える必要があるということを非常に心配しております。購入する、導入するという事の中ですね。

昨年というのかな、2019年のビジネス書大賞というのがありまして、この大賞は、「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」というのがビジネス大賞です。これは30万部、40万部のベストセラーになっているわけですけども、この続編は、AIに負けない子育てという形で言われております。これは誰が書いているかということ、AIが東大に入学できるかというプロジェクト、ちょっと話題になったやつがあるんですけども、そのプロジェクトリーダーをやった国立情報学研究所の教授の方が警鐘としてこのことは告発しているわけです。

だから、我々が車を運転できるようになったり、パソコンを利用できるようになったりして、仕事の可能性、またそれぞれの生活の可能性が豊かになるという反面、このAIという、人工知能と言われますけれども、そういう活用の中で逆に仕事が奪われる人たち、そういうことも含めて、AIに使われる人とAIを使う人、そういうやっぱりことが生じてくるのではないかと、そうしたやっぱり懸念を表明しているわけで、これは非常に多くの方に読まれている本だと思います。

そういう懸念を含めて考えると、国や県の指示待ちではなくて、しっかりと導入する、町が選択して購入するわけですから、このパソコンの導入に際して、しっかり受け皿を準備していくというのは、これはやっぱり町長や教育長の、私は責任だと思いますので、そういう対応を、しっかりやっぱり対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） AIに負けないという、その方のお話は私も聞いたことがあります。AIというのは、御存じのとおり、人工知能で、今、子供たちが持っている学力あるいは学びの中で得る力ということと、いろいろな懸念を表明されておりました。

ただ、文科省が進めている、このパソコンの1人1台というものは、これからの子供たちが様々、AIに関するものもありますけれども、パソコン的な機器を使いこなしていく時代であるということとはもう間違いないというようなことを説明を受けておりますし、私もそのような面が当然必要だと思っておりますので、とにかく子供たちが自分の力でパソコンという

ものを道具として使えるような、そういう教育を進めていく、道具の一つとして教育を進めていくということはもう必要なことだと思っていますので、先ほど国・県の指導を受けてということは、どこの県も、どこの市町も、子供たちにとって、パソコンを使ったりタブレットを使ったりして教育を進めていくということは、これからの大きな課題であります。

今までそんなに1人1台という環境がなかった中で、これから授業改善をしていくということは大きな課題ですので、そこは私たちも、東伊豆町としてもしっかり考えていかなければならないんですけども、これはお互いに、やっぱり有用な教育の仕方とか課題とか指導についての情報は共有することが必要であると思っていますので、もちろん国の情報、県の指導というのは、そういうところで必要だと思っています。そういうことを含めて判断しながら、町としても方向性をきちんと考えていきたいと思っています。

○議長（村木 脩君） ほかに質問の……

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、3月ですので、数字的な調整の意味合いもある内容だと思いますけれども、ちょっと教えていただきたいな、分かる範囲で結構です。

12、13ページの町税の関係です。固定資産税の滞納繰越分が911万4,000円の増ということで、大きな金額が増ということになっているんですけども、この辺の内容が大口が解消されたものなのか、それとも小さなものを積み重ねた数字なのか、その辺をちょっと教えていただきたいのと、入湯税の関係ですけれども、先ほど、最終目標72万人ということの中で推計をさせていただいたという説明がありましたけれども、705万円のマイナスを単純に150円で計算をすると、計算機持っていないですから、手で計算したもんですから、4万6,000人ぐらいの人数になると思うんです。

町長の政策方針の中でも、5万人ぐらいのキャンセルがあるということですが、そうしますと、税務課長のほうで捉えているのは、大体このマイナスの部分というのは、新型コロナの影響で最終的に減になったという、そういう解釈でよろしいのかどうか、その辺、ちょっと教えていただきたいのと、あと、26、27ページで、よく分からないもんですから、総務課長、ちょっと教えていただきたいんですけども、ふるさと納税、プラス2,000万の数字になっておりますけれども、この辺は何か要因があるのか、件数的に増えたものなのか、その辺、分かる範囲でいいですから教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 事務的なことは担当課から説明いたさせますが、一般質問で言った5

万というのは、一応、4月の予約、それまで含めておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） それでは、まず固定資産税の滞納繰越分911万4,000円の増額につきましてですけれども、こちらにつきましては、税の公平負担の観点から、毎年10件を静岡地方税滞納整理機構のほうに移管しております。同機構での直接徴収によりまして、本年度、約550万円の徴収をしていただきました。

また、賀茂地方税債権整理回収協議会によります大型案件がございまして、こちらのほうが1件200万円となりますが、こちらの取立てをしてもらったことによりまして、収納額のほうが大幅に増えております。また、同協議会では、年間100件を超える差押、取立てを行っております、この合算額が911万4,000円となるものでございます。

続きまして、入湯税の関係でございますが、入湯税につきましては、9月の補正予算の中でも一度、台風の影響等によりまして3万3,000人を減額させていただいております。今回、コロナウイルスの影響もございまして、現時点で把握できているキャンセルの数等を見込みまして、影響額、入湯客数で4万7,000人、入湯税額で705万円を減額するものでございます。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ふるさと納税の寄付金の2,000万円の増につきましては、今年度のふるさと納税を増やそうという取り組みで、ポータルサイトの増ということで楽天を入れまして、その分が増えたという内容でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） いいんですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第18号 令和元年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第19号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)

○議長(村木 脩君) 日程第18 議案第19号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第19号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ524万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,451万3,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、実績見込みによる保険税の減額、交付決定による県支出金及び一般会計からの繰入金を増額であります。

歳出につきましては、保健事業費の減額、財源調整のための基金積立金の増額が主な内容であります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(齋藤和也君) ただいま提案されました議案第19号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、概要を説明させていただきます。

令和元年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,451万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額から145万4,000円を減額し、3億4,537万4,000円といたします。

1節現年課税分、細節1医療給付費分特別徴収現年課税分100万7,000円の減、細節2医療給付費分普通徴収現年課税分342万4,000円の増、細節5後期高齢者支援分普通徴収現年課税分126万円の増は、1月末の調定額に基づき見込み額を試算し、それぞれ減額後、補正いたしました。

2節滞納繰越分、細節1医療給付費分滞納繰越分360万5,000円の減、細節3後期高齢者支援分滞納繰越分148万5,000円の減につきましても、同様に見込み額を試算し、それぞれ減額をいたしました。

4款県支出金、1項県補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正前の額に154万円を追加し、154万円といたします。

1節、細節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金154万円の増は、マイナンバーによるオンライン資格確認制度実施のためのシステム改修事業費補助金です。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額に493万7,000円を追加し、1億2,209万9,000円といたします。

1節、細節1保険基盤安定繰入金99万円の減、5節、細節1財政安定化支援事業繰入金634万9,000円の増は、負担金の確定による増減です。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

一番下段の2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、補正前の額から670万円を減額し、215万2,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1退職被保険者等療養給付費保険者負担金670万円の減は、退職被保険者の減少に伴う療養給付費の減によるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正前の額に670万円を追加し、1億6,536万8,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1 一般被保険者高額療養費保険者負担金670万円の増は、高額療養費の実績見込みによる増額です。

13ページ、14ページをお開きください。

6款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費、補正前の額から333万9,000円を減額し、1,800万2,000円といたします。

13節委託料、細節1 特定健診委託料233万9,000円の減及び細節4 特定保健指導委託料100万円の減は、受診実績、指導委託実績の減に伴う減額となります。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額に835万2,000円を追加し、2,116万1,000円といたします。

25節積立金、細節1 国民健康保険事業基金積立金835万2,000円の増は、今回の補正における歳入歳出予算調整のための基金を増額するものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額18億926万7,000円に524万6,000円を追加いたしまして、18億1,451万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額18億926万7,000円に524万6,000円を追加いたしまして、18億1,451万3,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が130万6,000円の増、その他財源が493万7,000円の増、一般財源が99万7,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和元年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第20号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(村木 脩君) 日程第19 議案第20号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第20号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に613万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,147万4,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、実績見込みにより保険料を増額補正するものでございます。

歳出では、歳入で増額補正したものを広域連合へ納付するための納付金の増及び諸支出金を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(齋藤和也君) ただいま提案されました議案第20号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、概要を説明させていただきます。

令和元年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,147万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正前の額に531万円を追加し、1億4,701万6,000円といたします。

1節現年度分、細節1特別徴収保険料1,026万2,000円の増、細節2普通徴収保険料495万2,000円の減は、徴収実績による増減です。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に589万9,000円を追加し、1億9,081万7,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1後期高齢者医療広域連合納付金589万9,000円の増は、保険料収入補正額及び保険基盤安定繰入金補正分を後期高齢者医療広域連合への納付金として増額補正するものです。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額1億8,533万9,000円に613万5,000円を追加いたしまして、1億9,147万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額1億8,533万9,000円に613万5,000円を追加いたしまして、1億9,147万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他が82万5,000円の増、一般財源が531万円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第20号 令和元年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第21号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（村木 脩君） 日程第20 議案第21号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第21号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1,172万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,346万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、介護保険料の実績による減額で、給付費の増に伴う国・県支払基金、町からの法的負担分の増額であります。

歳出では、総務費と保険給付費を実績等により増額するものでございます。

なお、交付金内示額等による不足分につきましては補填するため、基金積立金の減額措置をさせていただきました。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第21号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、概要説明させていただきます。

令和元年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,172万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,346万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明をいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正前の額から225万9,000円を減額し、2億9,088万6,000円といたします。

1節現年度分保険料、細節1特別徴収保険料311万6,000円の減、細節2普通徴収保険料193万4,000円の増、2節滞納繰越分保険料、細節1滞繰分普通徴収保険料107万7,000円の減は、徴収実績によるものです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に843万9,000円を増額し、2億2,568万7,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1現年度分介護給付費負担金843万9,000円の増は、給付費の増に伴う変更交付決定によるものです。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正前の額から618万2,000円を減額し、5,799万円といたします。

1節現年度分調整交付金、細節1普通調整交付金618万2,000円の減は、変更交付見込みによるものです。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正前の額から136万円を減額し、544万1,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）136万円の減は、変更交付決定によるものです。

8目事業費補助金、補正前の額に202万5,000円を追加し、202万5,000円といたします。

1節、細節1事業費補助金202万5,000円の増は、制度改革に伴うシステム改修に係る国庫補助金の増額補正となります。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正前の額に354万5,000円を増額し、

3億3,147万円といたします。

1節現年度分交付金、細節1第2号被保険者介護給付費交付金354万5,000円の増は、給付費の増に伴う変更交付決定によるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に338万9,000円を増額し、1億7,386万5,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1介護給付費県負担金338万9,000円の増は、給付費の増に伴う変更交付決定によるものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正前の額に401万9,000円を増額し、1億5,311万8,000円といたします。

1節現年度分繰入金、細節1介護給付費繰入金401万9,000円の増は、給付費の増に伴う法定負担分の増によるものです。

4目その他一般会計繰入金、補正前の額から100万7,000円を減額し、1,512万8,000円といたします。事務費繰入金等を減額するものです。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に139万2,000円を増額し、571万8,000円といたします。

13節委託料、細節3システム改修業務委託料139万2,000円の増は、制度改革に伴う電算システム改修業務委託料です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正前の額に3,062万6,000円を増額し、5億4,971万9,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1居宅介護サービス給付費保険者負担金3,062万6,000円の増は、訪問介護サービス等のサービス料の実績見込みによるものです。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正前の額から1,054万2,000円を減額し、2億1,955万6,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1地域密着型介護サービス給付費保険者負担金1,054万2,000円の減は、地域密着型通所介護等のサービス料の実績見込みによるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

5目施設介護サービス給付費、補正前の額に814万円を増額し、2億9,788万9,000円とい

たします。

19節負担金補助及び交付金、細節1 施設介護サービス給付費保険者負担金814万円の増は、介護療養型施設等のサービス料の実績見込みによるものです。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正前の額に268万4,000円を増額し、5,770万8,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1 居宅介護サービス計画給付費保険者負担金268万4,000円の増は、要介護認定者への介護プラン作成料の実績見込みによるものです。

15ページ、16ページをお開きください。

下段の2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正前の額に201万9,000円を追加し、2,416万4,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1 高額介護サービス費保険者負担金201万9,000円の増は、実績に基づく支給見込額の増によるものです。

17ページ、18ページをお開きください。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正前の額から100万円を減額し、203万3,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1 高額医療合算介護サービス費保険者負担金100万円の減は、給付見込みの減によるものです。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正前の額から100万円を減額し、3,649万5,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節1 特定入所者介護サービス費保険者負担金100万円の減は、低所得者の施設入所時における食事、居住費の補足給付である特定入所者介護サービス費の見込み減によるものです。

4款1項積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正前の額から2,159万円を減額し、3,788万7,000円といたします。

25節積立金、細節1 介護保険給付費準備基金積立金2,159万円の減は、介護給付費の増に伴う財源調整のため、積立金を減額するものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億4,173万3,000円に1,172万9,000円を増額いたしまして、13億5,346万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億4,173万3,000円に1,172万9,000円を増額いたしまして、13億5,346万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が717万8,000円の増、その他が368万4,000円の増、一般財源が86万7,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第21号 令和元年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第22号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（村木 脩君） 日程第21 議案第22号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第22号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を66万5,000円とするものであります。

財産収入と繰越金の確定により、一般会計の繰出金を調整させていただいたものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第22号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額から2万9,000円を減額し、63万1,000円といたします。

1節その他普通財産貸付収入、細節2配分金は、天草事業の精算により配分金が2万9,000円減額となったものでございます。

2款1項1目繰越金、補正前の金額に3万2,000円を追加し、3万3,000円といたします。

1節、細節1前年度繰越金3万2,000円の増は、決算の確定によるものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の金額に3,000円を追加し、9万3,000円といたします。

28節繰出金、細節1一般会計繰出金3,000円の増は、前年度繰越金の増に伴う繰り出し措置でございます。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括いたしてございます。

補正前の歳入歳出予算の総額66万2,000円に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、補正後の

歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ66万5,000円といたします。

なお、補正予算財源は、全て一般財源となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第22号 令和元年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第23号 令和元年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（村木 脩君） 日程第22 議案第23号 令和元年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第23号 令和元年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、水道事業収益の既決予定額から274万6,000円を減額し、総額を4億3,765万円とし、水道事業費用の既定予定額から49万5,000円を減額し、総額を4億3,782万円とするものであります。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、資本的収入の既決予定額から73万3,000円を減額し、総額を37万3,000円とし、資本的支出の既決予定額から681万3,000円を減額し、総額を2億430万2,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、水道料金の実績に基づく調整や、台風15号により被災した取水場、浄水場の災害復旧工事費の増額、その他、予定していた工事の中止による工事請負費の減額などを計上しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第23号 令和元年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について、概要を説明させていただきます。

総則。

第1条、令和元年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出。

第2条、令和元年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億4,039万6,000円から274万6,000円を減額し、4億3,765万円といたします。

第1項営業収益、既決予定額4億2,065万5,000円から390万4,000円を減額し、4億1,675万1,000円といたします。

第2項営業外収益、既決予定額1,974万1,000円に42万5,000円を追加し、2,016万6,000円といたします。

第3項特別利益、既決予定額に73万3,000円を追加し、73万3,000円といたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億3,831万5,000円から49万5,000円を減額し、4億3,782万円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億178万4,000円から49万5,000円を減額し、4億137万9,000円といたします。

2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「2億1,000万9,000円」を「2億392万9,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億1,000万9,000円」を「1億9,754万1,000円」に改め、次に「、過年度分消費税資本的収支調整額638万8,000円」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款資本的収入、既決予定額110万6,000円から73万3,000円を減額し、37万3,000円といたします。

第8項固定資産売却代金、既決予定額110万6,000円から73万3,000円を減額し、37万3,000円といたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額2億1,111万5,000円から681万3,000円を減額し、2億430万2,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額1億1,658万5,000円から681万3,000円を減額し、1億977万2,000円といたします。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金を400万円減額いたします。使用水量の減少に伴う減額で、実績に基づいて計上しております。

10ページを御覧ください。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、21節賃借料118万8,000円の増は、災害対応のための仮設ポンプ及び発電機の賃借料の増額で……

○議長（村木 脩君） 水道課長さん、ちょっと。

---

#### ◎会議時間の延長について

○議長（村木 脩君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決し

ました。

会議時間を延長します。

---

○議長（村木 脩君） どうぞ、水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） すみません、10ページを御覧ください。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、21節賃借料118万8,000円の増は、災害対応のための仮設ポンプ及び発電機の賃借料の増額で、39節工事請負費から振り替える内容であります。

26節動力費349万7,000円の減は、実績に基づく不用額の減額であります。

39節工事請負費339万1,000円の増は、白田浄水場、取水場の町で施行する災害復旧工事費の増額であります。

なお、この災害復旧工事につきましては、翌年度への繰り越しを想定しております。繰り越しをした場合には、繰越計算書を作成し、翌年度、議会へ報告いたしますので、御理解をお願いいたします。

11ページを御覧ください。

次に、資本的収入についてですが、1款資本的収入、8項固定資産売却代金、1目1節土地売却代金73万3,000円の減は、旧百山荘土地売却額のうち取得価格との差益分については、固定資産売却益へ振り替えるため減額するものであります。

次に、収益的支出についてですが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水施設整備費、39節工事請負費628万8,000円の減は、当初予定していた白田浄水場のろ過池整備工事及びろ過流量調整弁取替工事について、白田浄水場の今後の使用年数が7年間ということ considering、改修を行わなくても機能は保てるという判断をし、工事を取りやめるものであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第23号 令和元年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(村木 脩君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時33分

## 令和2年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和2年3月6日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算  
日程第 2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算  
日程第 3 議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 4 議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算  
日程第 5 議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算  
日程第 6 議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算  
日程第 7 議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西  
伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算  
日程第 8 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算

### 出席議員(12名)

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山愼一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	村木善幸君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	村上則将君	住民福祉課参事	木田尚宏君

健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	齋藤和也君
農林水産課長	鈴木伸和君	農林水産課参事	国持健一君
観光商工課長	森田七徳君	建設課長	齋藤匠君
建設課技監	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君	教育委員会 事務局局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課参事	前田浩之君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

---

開議 午前9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第1回定例会第3日目は成立いたしましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算

○議長（村木 脩君） 日程第1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算につきまして、概要と提案理由を申し上げます。

既に施政方針でも御説明をさせていただいておりますが、当初予算の規模は52億5,000万円となり、令和元年度当初予算に比べ1億2,100万円の増額となっております。

まず、歳入予算の内容であります。自主財源は前年対比1.5%減の25億8,017万5,000円

で、構成比は49.1%となります。このうち構成比35.5%を占める町税におきましては、地価の下落による固定資産税やまた入湯税、町たばこ税の減収などを見込んでおります。

町税全体では18億6,253万6,000円、前年対比3,854万5,000円の減額となっております。

次に、依存財源は前年対比6.4%増の26億6,982万5,000円で、構成比は50.9%となります。このうち地方交付税についてですが、地方財政計画では2.5%の増とされておりますが、当町の交付実績を勘案した中で、普通交付税並びに特別交付税を前年同額といたしました。

次に、国庫支出金につきましては、橋梁のメンテナンスに対する交付金などの減少や、参議院議員通常選挙委託金の皆減によりまして、前年対比912万1,000円の減となっております。

県支出金につきましては、津波対策に対する補助金の増加や国勢調査委託金の皆増によりまして、前年対比1,825万3,000円の増となりました。

町債につきましては、適債事業に対する発行並びに臨時財政対策債との合計で5億2,350万円とし、防災の情報システム整備のための消防債や町立体育センター改修事業や、稲取幼稚園大規模改修事業の教育債発行が増加しております。

次に、歳出であります。構成比39.8%を占める義務的経費のうち、人件費につきましては、会計年度任用職員制度により物件費が廃止されまして、今までの臨時職員経費が人件費として計上されたため10億9,834万円で、前年対比9,161万6,000円、9.1%の増となります。

扶助費につきましては、自立支援給付費などの増によりまして4億4,121万1,000円で、前年対比863万2,000円、2.0%の増となります。

公債費につきましては、臨時財政対策債の償還額増加により5億4,872万円で、前年対比1,216万円、2.3%の増となります。

物件費につきましては、会計年度任用職員の経費について物件費の賃金から人件費に移行したことや、ごみの収集業務委託料の減少によりまして6億5,778万1,000円で、前年対比1億1,115万4,000円、14.5%の減となります。

維持補修費につきましては、公共施設等の大規模改修が多く、普通建設費として工事を実施しているため3,726万6,000円で、前年対比144万1,000円、3.7%の減となります。

補助費等につきましては、行政改革の一環として一律5%カットを実施したことや、少子化による保育関係の補助が減少し12億3,749万1,000円で、前年対比1,471万9,000円、1.2%の減となります。

次に、投資的経費についてですが7億1,579万9,000円となり、前年対比1億2,048万4,000円、20.2%の増であります。

補助事業では、橋梁補修工事で減少がありましたが、白田漁港津波対策整備工事の増で30万円、0.1%の減と、前年とほぼ同額となっております。

単独事業では、防災情報システム整備に係る工事請負費の増や、町立体育センター改修工事、稲取幼稚園屋上防水工事の皆増などを計上しており1億1,775万2,000円、42.3%の増となります。

以上、令和2年度一般会計予算の概要説明及び提案理由とさせていただきますが、依然として大変厳しい財政状況が続く中で、出産・子育て支援の充実、また移住・定住の促進、社会基盤、また交通基盤の整備など、喫緊の課題解決や、また福祉関係の行政ニーズに対応していくため、当面、緊急を要する事業以外は計画的な投資にとどまるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（梅原裕一君） ただいま提案されました議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

令和2年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ52億5,000万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によります。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によります。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定めます。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第1項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきますが、この予算の中で、「本年度」と申し上げますのは「令和2年度」であり、「前年度」とは「令和元年度」といたします。また、比較につきましては、令和2年度当初予算と令和元年度当初予算での比較で申し述べますので御理解をお願いいたします。

それでは、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

1款町民税につきましては18億6,253万6,000円、前年対比3,854万5,000円、2%の減で、構成比は35.5%であります。

まず、1項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で4億8,778万3,000円となり、前年対比2,141万1,000円、4.2%の減であります。事業所廃業や給与所得者数の減を見込んだところであります。

2項固定資産税につきましては、地価下落により11億2,589万円で、前年対比1,181万6,000円、1%の減となります。

3項軽自動車税につきましては3,707万3,000円で、前年対比2.7%の増を見込んでおります。

4項町たばこ税につきましては、たばこ離れ等の影響により9,478万9,000円で、前年対比3.4%の減となっております。

5項入湯税につきましては1億1,700万1,000円で、前年対比300万円、2.5%の減となります。課税対象者を78万人と推計しております。

次に、2款地方譲与税につきましては5,490万円で、前年対比22%の増となっております。

1項自動車重量譲与税につきましては3,900万円で、前年対比21.9%の増となっております。

2項地方揮発油譲与税につきましては1,200万円で、前年対比100万円の減となっております。

4項森林環境譲与税につきましては390万円の皆増となっております。

3 款利子割交付金につきましては90万円で、前年対比47.1%の減となっております。

4 款配当割交付金につきましては430万円で、前年同額であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては300万円で、前年対比40%の減であります。

6 款法人事業税交付金につきましては、申請された交付金であり、科目存置1,000円としております。

7 款地方消費税交付金につきましては2億6,500万円で、前年対比4,500万円、20.5%の増となっております。なお、構成比は5%であります。

8 款ゴルフ場利用税交付金につきましては1,200万円で、前年対比200万円、14.3%の減であります。

9 款環境性能割交付金につきましては400万円の皆増で、消費税率引上げに伴う税制改正により交付されるものであります。

10 款地方特例交付金につきましては577万5,000円で、前年対比207万5,000円、56.1%の増であります。消費税率引上げに伴う税制改正の影響による減収補填を見込み、増額としております。

ただいまの2 款から10 款の地方譲与税並びに各種交付金につきましては、国の地方財政計画や県の試算した伸び率、また現下の経済情勢等に基づき、それぞれ予算計上しております。

次に、11 款地方交付税につきましては10億500万円で、前年同額であります。構成比は19.1%となっております。普通交付税では各種留意事項を踏まえた上で推計をし、実績を考慮し、前年同額の9億3,000万円を計上いたしました。特別交付税につきましても7,500万円と同額としております。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては80万円で、前年同額を計上しております。

13 款分担金及び負担金につきましては1,378万5,000円で、前年対比2,517万9,000円、64.6%の減となっております。保育料無償化による保育所、保育料負担金の減などを見込み、減額となっております。

14 款使用料及び手数料につきましては4,567万6,000円、前年対比501万2,000円、9.9%の減となっております。

1 項使用料につきましては3,930万7,000円で、こちらも幼児教育無償化による幼稚園使用料の皆減などにより、前年対比10.9%の減となっております。

3 ページを御覧ください。

2 項手数料につきましては636万9,000円で、前年対比3.2%の減となっております。

次に、15款国庫支出金につきましては4億5,788万9,000円、前年対比912万1,000円、2%の減で、構成比は8.7%となっております。

1項国庫負担金につきましては2億7,851万7,000円で、前年対比3.7%の増となっております。

2項国庫補助金につきましては1億7,698万3,000円、前年対比610万8,000円、3.3%の減で、橋梁のメンテナンスに対する社会資本整備総合交付金の減が主な要因であります。

3項委託金につきましては238万9,000円で、参議院議員通常選挙費委託金の皆減により、前年対比1,305万9,000円の減となっております。

16款県支出金につきましては3億3,276万円、前年対比1,825万3,000円、5.8%の増で、構成比は6.3%となっております。

1項県負担金につきましては2億324万9,000円、前年対比772万9,000円、4%の増となっております。

2項県補助金につきましては9,440万4,000円、前年対比1,162万8,000円、14.1%の増で、白田漁港の津波対策事業補助金の増が主な増額要因であります。

3項委託金につきましては3,510万7,000円、前年対比110万4,000円、3.1%の減であり、静岡県議会議員選挙費委託金の皆減が主な要因となっております。

17款財産収入につきましては6,223万6,000円、前年対比730万4,000円、10.5%の減で、構成比は1.2%となっております。

1項財産運用収入につきましては6,037万円、前年対比730万4,000円、10.8%の減で、契約更新による土地貸付収入減が主な要因でございます。

2項財産売却収入につきましては186万6,000円、前年同額で、温水売却収入を計上しております。

18款寄附金につきましては1億5,000万円で、ふるさと納税寄附金を見込額として、前年同額を計上したところであります。

19款繰入金につきましては3億3,394万8,000円、前年対比1,796万1,000円、5.7%の増で、構成比は6.4%となっております。

1項財産区繰入金につきましては8万3,000円で、稲取財産区特別会計からの繰入金であります。

2項特別会計繰入金につきましては7万円で、後期高齢者医療特別会計からの繰入金であります。

3項基金繰入金につきましては3億3,379万5,000円、前年対比1,796万8,000円の増で、財政調整基金から2億3,600万円、ふるさと納税基金から9,405万5,000円、育英奨学基金から374万円をそれぞれ基金条例の目的に沿って繰入れいたします。

20款繰越金につきましては、前年度予算執行状況などから実質収支額6,000万円を見込み、そのうち地方自治法233条の2の規定による基金への編入を3,000万円といたしましたので、予算計上額は前年度と同額の3,000万円となります。予算全体に占める割合は0.6%となっております。

21款諸収入につきましては8,199万4,000円、前年対比1,877万1,000円、29.7%の増で、構成比は1.6%となっております。

1項延滞金、加算金及び過料につきましては320万円で、町税の延滞金であります。

2項町預金利子につきましては1,000円で、前年同額を計上いたしました。

次の、3項貸付金元利収入につきましては24万円で、育英奨学金の返還金であります。

4項雑入につきましては7,855万3,000円で、前年対比1,934万7,000円、32.7%の増で、町立体育センター改修事業に対するスポーツ振興くじ助成金などの増が要因であります。

最後に、22款町債につきましては5億2,350万円、前年対比1億400万円、24.8%の増となり、構成比は10%となっております。農林水産業債、土木債、商工債、消防債、教育債及び臨時財政対策債を計上しております。

恐れ入りますが、7ページを御覧ください。

本予算の第3条で定めました第3表地方債の内容でございますが、限度額5億2,350万円で、起債の方法につきましては、証書借入といたします。利率については、年5%以内とし、償還方法を定めたものでございます。なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書225ページに記載しておりますので、御覧の上、御確認をお願いいたします。

恐れ入りますが、4ページへお戻りください。

歳出につきましても、款項の区分で御説明申し上げます。

まず、1款議会費につきましては6,406万4,000円、前年対比39万4,000円、0.6%の増で、構成比は1.2%となっております。内容につきましては、議員報酬、各常任委員会活動費及び事務局職員人件費などが主なものとなっております。

2款総務費につきましては9億7,530万4,000円、前年対比2,513万7,000円、2.5%の減で、構成比は18.6%となっております。

1項総務管理費につきましては8億81万8,000円、前年対比10万8,000円の増であります。

全般的な需用費や庁舎維持管理費、自治振興費、地球温暖化対策費、電算費などを計上しております。また継続事業といたしまして、若者定住促進住宅取得補助金や地域おこし協力隊事業、ふるさと納税寄附推進事業などにより、移住定住の促進、また、地域の活性化対策に取り組んでまいります。

2項徴税費につきましては9,691万6,000円、前年対比13.9%の減であります。税務担当職員人件費、賦課徴収事務費等を計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては5,836万4,000円、前年対比29.5%の増で、戸籍住民関係経費、マイナンバーや証明書、コンビニ交付関連の事務的経費のほか、窓口事務包括委託事業や戸籍電算システムのクラウド化経費を計上しております。

4項選挙費につきましては624万4,000円、前年対比2,849万8,000円の減で、参議院議員通常選挙費、静岡県議会議員選挙費及び東伊豆町議会議員選挙費の皆減が主な要因です。

5項統計調査費につきましては1,195万1,000円、前年対比94.7%の増であります。本年度は国勢調査の経費を計上しております。

6項監査委員費につきましては100万8,000円で、監査事務諸費を計上しております。

次に、3款民生費につきましては13億4,081万8,000円、前年対比1,279万9,000円、1%の増で、構成比は25.5%となっております。

1項社会福祉費につきましては10億3,187万9,000円、前年対比2.5%の増であります。後期高齢者医療等の老人福祉費、国民健康保険費、また介護保険費等を計上しております。

2項児童福祉費につきましては3億452万1,000円、前年対比4%の減であります。保育所入所委託料や小規模保育、保育ママ、放課後児童クラブ運営事業などを計上したほか、子ども医療費助成事業や子宝祝金、子育て用具購入費補助金などを継続して予算化し、子育て支援の充実を図ります。

3項国民年金事務取扱費につきましては431万8,000円、前年対比9.2%の増で、国民年金事務の取扱いに係る経費を計上しております。

4項災害救助費につきましては10万円で、前年度と同額を計上いたしました。

次に、4款衛生費につきましては5億4,740万7,000円、前年対比519万3,000円、0.9%の減で、構成比は10.4%となっております。

1項保健衛生費につきましては2億2,033万7,000円、前年対比3.3%の増で、保健福祉センター維持管理事業費や各種保健対策事業費、環境衛生費、美化推進費及び担当職員人件費等を計上しております。

2項清掃費につきましては3億2,707万円、前年対比3.6%の減となっております。ごみ収集委託料や東河環境センター分担金、最終処分場包括的運転管理委託料が主な内容であります。

5款農林水産業費につきましては1億6,965万9,000円、前年対比2,514万8,000円、17.4%の増で、構成比は3.2%となっております。

1項農業費につきましては7,329万6,000円、0.4%の減であります。農業委員会費をはじめ、農業振興費補助金、有害鳥獣対策費、中山間地域総合整備事業負担金等を計上しております。

2項林業費につきましては2,035万8,000円、前年対比0.9%の減となっております。優良景観樹木保全事業や公園緑地維持管理事業等を計上いたしました。

3項水産業費につきましては7,600万5,000円、前年対比50.9%の増となっております。白田漁港津波対策工事のほか、漁業振興費補助金や稲取漁港整備事業地元負担金等を計上しております。

次に、6款商工費につきましては1億6,366万9,000円、前年対比1,071万円、6.1%の減で、構成比は3.1%となっております。観光協会補助金や商工会補助金をはじめ、町内景気対策や観光振興対策に要する経費を計上しております。

次に、7款土木費につきましては3億8,303万3,000円、前年対比6,586万円、14.7%の減で、構成比は7.3%となっております。

1項土木管理費につきましては3,249万9,000円、前年対比16.6%の増で、地籍調査業務や境界確定のための事務委託料、その他担当職員人件費などが主な内容となっております。

2項道路橋りょう費につきましては3億293万2,000円、前年対比15.4%の減で、道路維持費では町道全般維持補修工事を計上し、また道路新設改良費では橋梁長寿命化のための設計委託料や工事請負費のほか、継続事業の湯ノ沢草崎線法面对策工事ほか、3路線の改良工事費を計上いたしました。

3項河川費につきましては1,439万円、前年対比12.3%の減で、湯ヶ岡山田水路や湯ヶ岡赤川線改築事業付帯工事を計上しております。

4項都市計画費につきましては3,188万1,000円、前年対比10.3%の減で、都市公園並びに唐沢汚水処理場の維持管理費及び担当職員人件費を計上いたしました。

5項住宅費につきましては133万1,000円、前年対比88%の減で、稲取町営住宅ベランダ改修工事の皆減が減額要因であります。

次に、8款消防費につきましては5億1,556万7,000円、前年対比3,523万7,000円、7.3%の増で、構成比は9.8%となっております。防災情報システム整備に係る工事請負費の増により、増額となりました。

次に、9款教育費につきましては5億2,721万4,000円、前年対比1億3,913万円、35.9%の増で、構成比は10%となっております。

1項教育総務費につきましては1億467万2,000円、前年対比2.7%の減となっております。教育委員会並びに教育委員会事務局運営費や国際教育推進事業などを計上しております。

5ページを御覧ください。

2項小学校費につきましては4,980万6,000円、前年対比20.8%の増で、学校施設の維持管理事業や教育振興費を計上しております。

3項中学校費につきましては4,154万2,000円、前年対比4.4%の増となっております。中学校費におきましても、学校施設の維持管理事業や教育振興費を計上しております。

4項幼稚園費につきましては1億1,690万4,000円、前年対比28.2%の増となっております。稲取幼稚園屋上防水工事を計上しております。

5項社会教育費につきましては3,976万円、前年対比21.3%の増であります。図書館高压受電設備更新工事などが増額の要因であります。

6項保健体育費につきましては1億7,051万4,000円、前年対比139.1%の増であります。町立体育センター改修工事が主な増額要因であります。

7項育英奨学費につきましては401万6,000円で、育英奨学金の貸付金及び育英奨学基金への積立金を計上しております。

次に、10款災害復旧費につきましては452万円、前年対比303万2,000円、203.8%の増で、構成比は0.1%であります。

次に、11款公債費につきましては5億4,874万5,000円、前年対比1,216万円、2.3%の増で、構成比は10.5%となっております。内容につきましては、元金償還金5億1,162万7,000円、公債利子3,619万3,000円、一時借入金利子50万円を見込んだほか、諸費として2万5,000円を計上したものであります。臨時財政対策債の償還額増加により元金償還金が増額となっております。

最後に、12款予備費につきましては1,000万円で、予算総額の0.2%を計上いたしました。

6ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として令和2年度設定分をお示ししております。事

項、期間、限度額等を御覧の上、御理解をお願いいたします。なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきましては、222ページ以降に調書を掲載してございますので、後ほど御確認ください。

7ページを御覧ください。

第3表地方債につきましては、歳入の22款地方債の限度額等をお示ししてございますので、御確認をお願いいたします。

8ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました各款の歳入概要につきまして、この事項別明細書総括表で前年度比較も含めお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

9ページを御覧ください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

歳出予算総額の特定財源内訳につきましては、国県支出金が7億9,064万9,000円、地方債が3億3,350万円、その他財源が4億954万8,000円となります。一般財源につきましては37億1,630万3,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

---

◎日程第2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第7 議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第8 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（村木 脩君） 日程第2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、日程第3 議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4

議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算、日程第5 議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、日程第6 議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、日程第7 議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第8 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和2年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は17億5,706万2,000円で、前年度当初予算に比べまして3,834万8,000円、2.1%の減となっております。

まず、歳入につきましては、主な内容を申し上げますと、国民健康保険税が3億4,041万1,000円で、前年度当初予算に比べ7.0%の減で、歳入総額の19.4%となっております。県支出金が12億6,677万円で、歳入総額の72.1%となっております。繰入金は1億3,466万円で、前年度当初予算に比べまして18.3%の増で、歳入総額の7.7%を占めております。諸収入は1,492万円で、前年度当初予算に比べまして0.5%の減で、歳入総額の0.8%を占めております。

次に、歳出の主な内容につきましては、保険給付費が12億4,855万9,000円で、前年度当初予算に比べまして2.5%の減で、歳出総額の71.1%となっております。国民健康保険事業費納付金は4億5,658万4,000円で、前年度当初予算に比べ2.1%の減で、歳出総額の26.0%となっております。保健事業費は2,911万3,000円で、前年度当初予算に比べまして5.8%の増で、歳出総額の1.6%となっております。諸支出金は1,210万円で、前年度当初予算と同額で、歳出総額の0.6%となっております。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要を申し上げます。

令和2年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は1億9,923万6,000円で、前年度当初予算に比べて1,450万7,000円、7.9%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料が1億5,420万2,000円で、前年度当初予算に比ばまして8.8%の増で、歳入総額の77.4%となっております。繰入金金は4,461万1,000円で、前年度当初予算に比ばまして4.7%の増で、歳入総額の22.4%となります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が1億9,881万5,000円で、前年度当初予算に比ばまして7.9%の増で、歳出総額の99.8%となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和2年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は13億92万4,000円で、前年度当初予算に比ばまして1,741万5,000円、1.4%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が2億8,160万5,000円、前年度当初予算に比ばまして3.9%の減で、歳入総額の21.6%となっております。国庫支出金は3億677万7,000円で23.6%、支払基金交付金が3億3,539万2,000円で25.8%、県支出金が1億8,244万5,000円で14.0%、繰入金は1億9,247万5,000円で14.8%となります。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費が1,060万7,000円で、前年度当初予算に比べて19.2%の減で、歳出総額の0.8%となっております。保険給付費は12億1,429万6,000円で、前年度当初予算に比ばまして2.2%の増で、歳出総額の93.3%、地域支援事業費は5,768万1,000円で、前年度当初予算に比ばまして3.2%の増で、歳出総額の4.4%となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の総額は65万2,000円で、前年度に比べて1万円、1.5%の減となります。天草事業の配分金見込みが3万円から2万円になったことが、減額の要因となっております。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の総額は2,000万3,000円で、前年度と同額となりました。売電収入を実績等から見込み、調整したものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

平成31年度より、賀茂地域1市5町におきまして実施しております、幼児教育アドバイザー共同設置事業の特別会計予算を計上するものであります。

特別会計歳入歳出予算の総額は226万1,000円となります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく審議をお願いいたします。

次に、議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

水道事業収益は4億3,148万2,000円で、前年度に比べまして883万6,000円、2%の減といたしました。前年度実績を参考に、減収を見込んだところであります。

水道事業費用は4億2,719万1,000円で、前年度に比べ1,771万6,000円、4.3%の増といたしました。動力費や消費税の増などを見込んでおります。

資本的支出は1億9,666万5,000円で、前年度に比べ1,064万、5.1%の減といたしました。

主な事業では、稲取地区の新規の井戸活用に向けた詳細設計や、新白田浄水場建設に向けた測量、地質調査などを予定しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、226ページをお開きください。

令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億5,706万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めます。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

227ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税は3億4,041万1,000円で、前年度対比2,569万円、7.0%の減で、予算全体の19.4%を占めております。減額の主な要因は、被保険者数の減少によるものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料は30万円で、督促手数料でございます。

4款県支出金、1項県補助金は12億6,677万円、前年度対比3,330万円の減で、予算全体の72.1%を占めております。保険給付に要する額が県から交付されます。

6款繰入金は1億3,466万円で、前年度対比2,082万1,000円、18.3%の増で、予算全体の7.7%を占めております。

1項一般会計繰入金は1億2,168万1,000円で、一般会計からの法定繰入金です。

2項基金繰入金は1,297万9,000円で、歳入歳出予算調整のため、国民健康保険事業基金積立から繰り入れるものです。

8款諸収入は1,492万円で、前年度対比8万円、0.5%の減で、予算全体の0.8%を占めております。

1項延滞金、加算金及び過料は402万円で、一般及び退職被保険者の延滞金でございます。

3項雑入は1,090万円で、前年度の3月支払い分の保険給付費に関する精算、返還分や第三者行為の納付金等であります。

228ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は970万6,000円で、前年度対比192万7,000円、24.8%の増であります。主な内容として、1 項総務管理費は709万1,000円で、全般的な需用費、役務費、委託料を、2 項徴税費は194万2,000円で印刷製本費や郵送料等を計上させていただきました。

2 款保険給付費は12億4,855万9,000円で、前年度対比3,189万1,000円、2.5%の減で、予算全体の71.1%を占めております。

1 項療養諸費は10億8,352万7,000円で、前年度対比2,910万9,000円、2.6%の減となっております。令和元年度の医療費実績により推計し、計上させていただきました。

2 項高額療養費は1 億5,729万9,000円で、前年度対比337万2,000円、2.1%の減となっております。

4 項出産育児諸費は588万3,000円で、14人分を計上させていただきました。

5 項葬祭諸費は175万円で、前年度対比25万円、12.5%の減となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は4 億5,658万4,000円で、前年度対比996万7,000円、2.1%の減で、予算全体の26.0%を占めております。

1 項医療給付費分は3 億709万4,000円、2 項後期高齢者支援金等分は1 億854万円、3 項介護納付金分は4,095万円で、国の仮係数等に基づき県から示された納付金額を計上いたしました。

6 款保健事業費は2,911万3,000円で、前年度対比158万4,000円、5.8%の増です。

1 項保健事業費は614万7,000円で、人間ドック補助金などを計上しております。

2 項特定健康診査等事業費は2,296万6,000円で、前年度対比162万5,000円の増となっております。未受診者対策等を充実させるための委託料などを計上いたしました。

9 款諸費支出金、1 項償還金及び還付加算金は1,210万円で、前年度と同額を計上いたしました。保険税の還付金及び前年度の3 月支払い分の保険給付費に関し精算の処理が必要となるため、県への返還金を予算計上しております。

10 款予備費は100万円とさせていただきます。

次のページ、229ページ、230ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、230ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国県支出金が12億6,677万円、その他財源は1 億3,466万円、一般財源は3 億5,563万2,000

円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、254ページをお開きください。

令和2年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,923万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページ、255ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は1億5,420万2,000円、前年度対比1,249万6,000円、8.8%の増で、予算全体の77.4%を占めております。令和2年度、3年度の保険料率は、均等割額4万2,100円、所得割8.07%、賦課限度額64万円となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は7万円で、前年度と同額、督促手数料となります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金は4,461万1,000円、前年度対比201万1,000円、4.7%の増で、予算全体の22.4%を占めております。保険料軽減分に係る一般会計からの法定繰入金です。

4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は35万2,000円で、保険料還付に係る後期高齢者医療広域連合からの納付金になります。

5款繰越金につきましては、科目存置でございます。

256ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は1億9,881万5,000円、前年度対比1,450万7,000円、7.9%の増で、予算全体の99.8%を占めております。徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するものです。

2款諸支出金は42万1,000円で、内訳は1項償還金及び還付加算金で35万1,000円、2項繰出金7万円となっております。

257ページ、258ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、258ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源のその他で4,503万2,000円、一般財源で1億5,420万4,000円となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） この際、10時35分まで休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 続きまして、議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、263ページをお開きください。

令和2年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億92万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

264ページをお開きください。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入の款項の区分で概要説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料は2億8,160万5,000円で、前年度対比1,154万円、3.9%の減

で、予算全体に占める割合は21.6%でございます。65歳以上の方の特別徴収保険料と普通徴収保険料で基準月額が4,840円でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料は10万円を計上させていただきました。督促手数料となります。

3款国庫支出金は3億677万7,000円で、前年度対比736万8,000円、2.5%の増で、予算全体に占める割合は23.6%でございます。

1項国庫負担金は、介護給付費負担金で2億2,124万1,000円、前年度対比500万1,000円、2.3%の増で、負担率は保険給付費の施設分15%、その他分20%でございます。実績に伴う給付費の増によるものです。

2項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金で8,553万6,000円、2.9%の増で、負担率は調整交付金が約5%、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援事業に15%、包括的支援事業・任意事業38.5%、保険者機能強化推進交付金につきましては、国が自立支援重度化防止等の取組を支援するため、町の取組状況を点数化し、その点数に基づき算出された額が交付されるものです。

4款1項支払基金交付金は3億3,539万2,000円で、前年度対比735万7,000円、2.2%の増で、予算全体に占める割合は25.8%になります。2号被保険者の保険料となります。

5款県支出金は1億8,244万5,000円で、前年度対比395万2,000円、2.2%の増で、予算全体に占める割合は14.0%となります。

1項県負担金は、現年度分の介護給付費県負担金で1億7,340万3,000円、前年度対比2.1%の増で、負担率は保険給付費施設分17.5%、その他分12.5%でございます。

2項県補助金は、地域支援事業交付金で904万円、前年度対比3.7%の増で、負担率は介護予防・日常生活支援事業12.5%、包括的支援事業19.25%でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入は、科目存置です。

7款繰入金は1億9,247万5,000円で、前年度対比1,028万9,000円、5.7%の増で、予算全体に占める割合は14.8%となります。

1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金、包括支援センターの人件費分繰入金、低所得者保険料軽減繰入金で1億9,247万4,000円、前年度対比5.7%の増で、負担率は保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援事業が12.5%、包括的支援事業・任意事業は19.25%でございます。

8款1項繰越金は、前年度と同額の200万円を計上いたしました。

9 款諸収入は12万9,000円で、前年度対比7.9%の減で、主に雑入でございます。

265ページを御覧ください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は1,060万7,000円で、前年度対比252万8,000円、19.3%の減で、予算全体に占める割合は0.8%でございます。

1 項総務管理費は109万7,000円、前年度対比61.0%の減であります。全般的な需用費、役務費、委託料などを計上してあります。

2 項徴収費は155万4,000円、前年度対比1.5%の増で、納入通知書等の印刷製本費と郵便料が主なものでございます。

3 款介護認定審査会費は795万6,000円、前年度対比9.5%の減で、主に賀茂郡介護認定審査会負担金、認定調査費などを計上してあります。

2 款保険給付費は12億1,429万6,000円で、前年度対比2,655万5,000円、2.2%の増で、予算全体に占める割合は93.3%でございます。介護給付費等の実績により計上いたしました。

1 項介護サービス等諸費は11億1,982万1,000円、前年度対比2.0%の増で、要介護認定者の居宅介護サービス給付費等になります。

2 項介護予防サービス等諸費は3,121万1,000円、前年度対比17.8%の増で、要支援者の介護予防サービス給付費等になります。

4 項高額介護サービス等費は2,228万8,000円で、前年度対比0.6%の増で、負担限度額を超える介護給付の自己負担に対して補填するもので、実績により算出してございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は328万円で、前年度対比4.7%の増で、実績により算出してございます。

6 項特定入所者介護サービス等費は3,678万2,000円で、前年度対比2.2%の減で、低所得者の施設入所時における食費、居住費の補足給付になります。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金は、科目存置です。

4 款 1 項基金積立金は1,698万8,000円で、介護保険給付費準備基金への積立金です。

5 款地域支援事業費は5,768万1,000円で、前年度対比177万4,000円、3.2%の増で、予算全体に占める割合は4.4%になります。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は2,526万4,000円で、前年度対比2.1%の増、介護予防・生活支援サービス費、介護予防ケアマネジメント費等でございます。

2 項一般介護予防事業費は266万円で、前年度対比7.4%の増で、介護予防事業費等ござ

います。

3 項包括的支援事業等費は2,967万4,000円で、前年度対比3.8%の増、人件費及び在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業の委託料や、認知症総合支援事業費等でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は35万1,000円で、保険料過誤の還付金でございます。

7 款 1 項予備費は100万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

266ページ、267ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、267ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国県支出金が4億8,922万2,000円、その他の財源が3億3,561万8,000円、一般財源は4億7,608万4,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（村木善幸君） 議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、説明させていただきます。

307ページをお開きください。

令和2年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

308ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入は65万円で、前年対比1万円、1.5%の減となります。土地貸付料23万円、むかい庵の稲取温泉旅館組合の土地貸付料40万円は、前年同額となりますが、天草事業配分金を前年対比1万円減の2万円で見込んでおります。

2款1項繰越金及び3款諸収入、1項預金利子は、科目存置とさせていただきました。

次に、309ページの歳出ですが、1款管理会費、1項管理会委員会費は51万9,000円で、前年同額となります。内容は7名の委員報酬及び天草用地使用保証料です。

2款諸支出金、1項繰出金は、一般会計の繰出金8万3,000円で、前年対比7,000円、7.8%の減となります。要因は天草事業配分金の減額を見込んだためのものでございます。

3款1項予備費は5万円で、前年対比3,000円、5.7%の減となります。

恐れ入りますが、310ページ、311ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で、予算内容を総括いたしております。

歳入歳出の予算の合計は、歳入歳出それぞれ65万2,000円で、前年対比1万円の減となっております。本年度予算の財源内訳は全て一般財源となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、御説明させていただきます。

316ページをお開きください。

令和2年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000万3,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、電気事業費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、317ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、御説明いたします。

1款財産収入、1項財産運用収入の予算額1,000円は、預金利子を見込んだものであります。

2 款繰入金、1 項基金繰入金及び 3 款 1 項繰越金 1,000 円は、科目存置とさせていただきます。

4 款諸収入、1 項収益事業収入 2,000 万円は、令和元年度の売電収益実績等から算定したものでございます。

次に、318 ページの歳出ですが、1 款電気事業費は 1,950 万 3,000 円で、前年同額となります。

1 項電気事業管理費は 2 万円で、前年同額となります。

2 項風力発電事業費は 1,948 万 3,000 円で、前年同額となります。主な内容ですが、施設稼働時の電気料、修繕料、予期できない事故等により運転を停止した場合に売電収入を保証する保険料、施設保安管理委託料等を計上してございます。保安管理委託料は 1,100 万円で、前年対比 100 万円、10.0% の増となっております。基金積立金は 129 万 4,000 円で、前年対比 137 万 6,000 円、51.5% の減となっております。

4 款 1 項予備費は、前年同額の 50 万円を計上いたしました。

319 ページ、320 ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で内容を総括してあります。

本年度の歳入歳出予算の予算総額は歳入歳出それぞれ 2,000 万 3,000 円で、前年同額となりました。なお、財源内訳は特定財源でその他 1,000 円、一般財源 2,000 万 2,000 円です。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） ただいま上程されました議案第 30 号 令和 2 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算について、概要を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、327 ページをお開きください。

令和 2 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 226 万 1,000 円と定めます。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によります。

次のページ、328ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は226万円、前年対比28万5,000円、14.4%の増となっております。これは賀茂地域1市5町の負担金となります。

2款繰越金、1項繰越金は1,000円となっておりますが、こちらは科目存置となります。  
329ページを御覧ください。

次に、歳出についても、款項の区分で申し上げます。

1款総務費、第1項総務管理費のみとなっております226万1,000円、前年度対比28万5,000円、14.5%の増。主な支出はアドバイザーの雇人料184万9,000円となります。

330ページ、331ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してございますので、御覧の上、御理解をお願いいたします。

次に、331ページの財源内訳ですが、財源につきましては、特定財源その他が226万円、一般財源が1,000円となります。

以上、簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算について、概要を説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

（総則）

第1条、令和2年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号、給水件数、5,820件。

第2号、年間総給水量、230万6,000立方メートル。

第3号、一日平均給水量、6,317立方メートル。

第4号、主な事業、稲取地区新規井戸活用に向けた詳細設計、新白田浄水場建設に向けた測量地質調査などを予定しております。

(収益的収入及び支出)

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

(収入)

第1款水道事業収益 4億3,148万2,000円。

第1項営業収益 4億1,273万5,000円。

第2項営業外収益 1,874万7,000円といたします。

(支出)

第1款水道事業費用 4億2,719万1,000円。

第1項営業費用 3億9,107万2,000円。

第2項営業外費用 3,511万8,000円。

第3項特別損失 1,000円。

第4項予備費 100万円といたします。

2ページをお開きください。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1億9,666万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金 1億9,666万5,000円で補填するものといたします。

(支出)

第1款資本的支出 1億9,666万5,000円。

第1項建設改良費 9,975万7,000円。

第2項企業債償還金 9,690万8,000円といたします。

(債務負担行為)

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。

事項、水道検針業務委託、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額を1,095万4,000円といたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条、予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費8,862万8,000円といたします。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条、たな卸資産の購入限度額は879万3,000円と定めます。

14ページをお開きください。

予算参考書で概要を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、1款水道事業収益は4億3,148万2,000円で、前年対比883万6,000円、2%の減といたします。

1項営業収益は4億1,273万5,000円で、前年対比792万円の減といたします。水道料金収入を前年度実績から推計し、給水収益で700万円の減、簡易水道収益で170万円の減を見込みました。

2項営業外収益は1,874万7,000円で、前年対比91万6,000円の減といたします。主な内容は、長期前受金戻入などとなっております。

次に、収益的支出ですが、1款水道事業費用は4億2,719万1,000円で、前年対比1,771万6,000円、4.3%の増といたします。

1項営業費用は3億9,107万2,000円で、前年対比1,709万3,000円の増といたします。動力費や修繕費などが増加しております。

17ページをお開きください。

2項営業外費用は3,511万8,000円で、前年対比62万3,000円の増といたします。消費税及び地方消費税が増加しております。

3項特別損失は、科目存置の1,000円でございます。

4項予備費は、前年同額の100万円といたします。

18ページを御覧ください。

資本的収入ですが、前年度の固定資産売却代金がなくなり皆減となります。

資本的支出ですが、1款資本的支出1億9,666万5,000円で、前年対比1,064万円、5.1%の減といたします。

1項建設改良費は9,975万7,000円で、前年対比1,301万8,000円の減といたします。町道天神原線配水管更新工事などを12件の工事請負費や、稲取地区新規井戸整備に係る詳細設計業務及び新白田浄水場建設に係る測量、地質調査業務の調査費などを計上しております。

2項企業債償還金は9,690万8,000円です。

なお、6ページには予定キャッシュフロー計算書、11ページには予定貸借対照表などを添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 以上で、提案されました令和2年度の各会計の当初予算の概要説明を終了します。

など、大綱質疑の締切りにつきましては、本日の午前11時30分までとします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

よって、大綱質疑の締切りを本日の午前11時30分までとします。

なお、質問の範囲は款項目の事業までとしますので、御承知ください。詳細については特別委員会にて質疑していただくようお願いします。

通告書につきましては、あらかじめ配付してあります用紙を御使用ください。

なお、大綱質疑締切り後、議会運営委員会を開催します。

---

### ◎散会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

10日は午後1時からの本会議となります。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまです。

散会 午前11時01分

## 令和2年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第4号)

令和2年3月10日(火) 午後1時開議

- 日程第 1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算  
日程第 2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算  
日程第 3 議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 4 議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算  
日程第 5 議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算  
日程第 6 議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算  
日程第 7 議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西  
伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算  
日程第 8 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算
- 

### 出席議員(11名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 楠山節雄君 | 2番  | 笠井政明君 |
| 3番  | 稲葉義仁君 | 5番  | 栗原京子君 |
| 6番  | 西塚孝男君 | 7番  | 須佐衛君  |
| 8番  | 村木脩君  | 10番 | 内山愼一君 |
| 11番 | 藤井廣明君 | 12番 | 鈴木勉君  |
| 13番 | 定居利子君 |     |       |

### 欠席議員(1名)

- 14番 山田直志君
- 

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 町長     | 太田長八君 | 副町長  | 鈴木利昌君 |
| 教育長    | 黒田種樹君 | 総務課長 | 梅原裕一君 |
| 企画調整課長 | 村木善幸君 | 税務課長 | 福岡俊裕君 |

住民福祉課長	村上 則 将 君	住民福祉課参事	木田 尚 宏 君
健康づくり課長	鈴木 嘉 久 君	健康づくり課参事	齋藤 和 也 君
農林水産課長	鈴木 伸 和 君	農林水産課参事	国持 健 一 君
観光商工課長	森田 七 徳 君	建設課長	齋藤 匠 君
建設課技監	桑原 建 美 君	防災課長	竹内 茂 君
会計課長兼 会計管理者	正木 三 郎 君	教育委員会 事務局 局長	梅原 巧 君
水道課長	鈴木 貞 雄 君	水道課参事	前田 浩 之 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 義 則 君	書 記	吉田 瑞 樹 君
--------	----------	-----	----------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第1回定例会7日目は成立いたしましたので、開会します。

なお、14番、山田議員より本定例会を欠席するとの届出がありましたので、御報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算

○議長（村木 脩君） 日程第1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算を議題とします。

これより大綱質疑を行います。

大綱質疑の範囲は事業別までとし、質疑の回数は通告分を含め2回まで、質疑と答弁を含め1人30分以内とします。

なお、予算に対する質疑ですので、一般質問のようにならないよう御注意願います。

11番、藤井議員の大綱質疑を許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、通告しておきました大綱質疑について、一般会計の歳出

の部分から質問させていただきます。

歳出の2款総務費この中の1項総務管理費、その中に自治振興費があります。この中で主に生活路線バス運行委託料等々が、これが増額されている。昨年より200万円増額されております。こういったことについてどういう内容なのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の一般会計の大綱質疑についてお答えいたします。

地域公共交通対策事業の令和2年度予算額は、前年対比194万円の増額となっております。これは、12節細節1の生活路線バス運行委託料が、前年度より202万1,000円の増となったところによります。

生活路線バス運行委託料は、株式会社南伊豆東海バスに委託しております東伊豆町自主運行バスの運営事業費でございます。委託料は、バス運行経常費用から経常収益を差し引いた損益の金額となります。

令和2年度より、東海自動車は南伊豆東海バスを含む事業エリアごとのバス運行会社5社を統合し、バス運行会社1社による運営となることとなりました。統合により、キロ当たりの経常費用が新会社の単価となります。

今回の新会社の単価によりまして委託料が大きく変動する市町があることから、緩和措置といたしまして、現行どおりの方法におきまして算出した令和2年度キロ当たり経常費用と、新会社のキロ当たり経常費用の中間の単価を用いて算出することとなりました。これによりまして、当町の委託料も増額となったところでございます。

なお、令和3年度からは、新会社の単価が用いられることになっております。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） ただいまお答えいただいたんですけども、昨年より194万円の増額は、町なかの自主運行バス、これに係る経費であるというふうにお答えいただいたと思うんですけども、これに関しては、町内で非常に買物に行く、あるいは通院するに当たって、なかなか交通が不便であるという声があまた聞かれます。

中で、これは増額ということは、当然、その利便性をもっと高めるためのものではないかなというふうにこちらは理解をしていたんですけども、それにもかかわらず別に路線の変更とか、

あるいは新路線の開拓とかそういったものはなかったのかどうか。アンケート等も取られたというような経過が確かにございますね、その辺の結果から、こういう現在の町民の声に応じて、新たな交通路線の模索があったのかどうか、その辺について重ねて伺いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この関係に関して、あくまで自主運行バスの経費でございまして、基本的には先ほど壇上で言ったように、今まで本社があつてあと5事業に分かれたものが、それが統合した中で東海バスさんのほうで一応経費を精査したところ、これだけ上がりますよと言ってきました。そういう中で町といたしましても、やっぱりある程度のアンケートとかの中で、今ここで自主運行バスをまたやめることはできませんので、もう一応、今回上げさせていただきます。

これは要するに、1回400万近くが来たんですけれども、その半分を2年かけて分割するという中でやって、また来年200万上がる予定でございます。そういう中でも、藤井議員が言っているこの町の形態、どのような形態がいいか、これは今後検討していきますけれども、自分としてはこれだけのやつをやれば、また違う方向でできるのではないかと、そんな頭ではありますけれども、基本的には町の形態を変えるというか、町の公共交通会議というのがあります。そういう中で自主運行バスをやっていると、将来的にはもっときめ細やかなことをやっていきたいと思います。

まず、今回、第一歩といたしまして、このアンケート調査を取りましたもので、それを踏まえた上で、また今後の、どんな方式が一番いいかということを検討していきたい、そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で、11番、藤井議員の大綱質疑を終結します。

次に、12番、鈴木議員の大綱質疑を許します。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） こんにちは。

それでは、一般会計について、大綱質疑をさせていただきたいと思います。

1点目で、歳入の18款寄附金、1項寄附金、1目ふるさと納税寄附金、ふるさと納税寄附金が昨年と同額になっていますが、その要因をお聞きしたいと思います。

2点目、19款繰入金、3項基金繰入金、3目ふるさと納税基金繰入金、ふるさと納税基金繰入金が前年比2,032万8,000円の増額となっておりますが、その要因についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

歳出のほうにござひます。

1点目、9款教育費、7項育英奨学金、2目育英奨学金、奨学金が前年比36万円の減額となっておりますが、その要因についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（村木 脩君） 答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 鈴木議員の一般会計への大綱質疑は、歳入2点、歳出1点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

歳入についての1点目についてですが、ふるさと納税寄附金は、あくまでも寄附金でありまして、不確定な部分も多いため、過大な算定は行わないことにしております。もちろん、予算以上の寄附を目指しますが、そのときには補正対応をお願いしたいと考えております。

次に、2点目についてですが、ふるさと納税基金を活用して行う事業につきましては、当初予算（案）説明会の際に配付させていただいた資料のとおりであります。

今年度のふるさと納税は前年度を上回っており、また、この寄附金はいつまでも基金にためておくものではないと考えているため、寄附者の意向に沿った形で事業に充当しております。

次に、歳出についてですが、前年対比36万円の減額となっている原因につきましては、貸付けしておりました大学生が卒業したことによる減となっております。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございます。

今、私も町長が答弁する内容については、想定はできているんですけども、私が当初予算について町長にお聞きしたい点は、このふるさと納税というのは、非常に、どこの地区も今、国からの補助金、そういうものと違って自主財源という形の中で、非常にこうクローズアップされている地位にあるわけなんですよ。

そこで、前年と同じような金額を想定しながら、あとは補正で増額の場合は対応するんだという形の中の答弁だと思うんですけども、私が町長に言いたいのは、今、この賀茂郡下の町の中でも、非常に前年対比でこのふるさと納税を倍ぐらいの予算を計上してやっていき

たいという、それを発表して、そういう自治体があるわけなんですよ。我が町もこのふるさと納税については、もうちょっと迫力を持って、金額を大きく設定して、それを目標にしてやるくらいの私は気持ちが欲しいなと思っているわけなんですけれどもね。それに対する町長の考え方も聞いてみたいなと思っておりますし。

2点目のこの基金の積立ては増えていくのは、今までふるさと納税でいただいた金を使っていたんですけども、その支出を抑えて、少しずつ増やしていきたいと、そういう考え方で当初予算を組んだのかなと私思ったんですけどもね。そういう意味でこの基金が増えるのかなと思ったんですけども、そうでもないような何だか答弁だったような気がするんですけどもね。今、いただいたふるさと納税の基金をうんと増やしておいて、いざというときにそれを使いたいんだという、私はその当初予算を組んだのかなと思っていたんですけどもね。

それから歳出のほうの教育費ですけども、この教育費、奨学金を借りる人がこれ少なくなったというものだろうと思うんですけども、今非常に、若い人たちを地元に戻ってきていただきたいとかという、そういう各自治体でも考えているわけなんですけれどもね。そういう中にこの奨学金というのは、非常に僕はその自治体にとっては注目をするこの科目だろうと思っているわけなんですよ。

少なくなったから減らしていくというのは、自然の原理かも分からないんですけども、私は当初予算を組むときには増やして行って、もっと地元の子供たちにこれを使っただけで、地元の人たちに、またこれを利用して学校に行って、よかったら、また地元に戻ってきていただきたい。それぐらいの私は教育性を欲しいなと思って今、発言させてもらっているわけなんですけれども、町長、答弁どうぞ。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点目でございます。

町が一番恐れているのは歳入欠陥でございます。やっぱりそれだけ入ってくるのを予定した中で、もしそれだけ入ってこなかったならば、それは歳入欠陥となりまして、もう町政運営上大変厳しいもので、できるだけ気持ちはもう多く取ろうという気持ちですよ。その中でも最低これだけは取れるのではないかという予算化した中で、それで増えた部分は補正でやりたいと。

ほかの町はどういうようなやつで、そのふるさと納税を予算計上しているのか、それは分かりませんが、うちの毎年のスタンスとしては、歳入欠陥を絶対起こしてはいけないもので、最低これは絶対見込めるという中で、気持ちはもうふるさと納税を上げるつもりで

いますけれども、予算的におきましては、もう本当、歳入欠陥を起こさぬやつを、やった中で言ったような補正で対応していきたい、そういう考えでございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

また、あとふるさと納税基金の使い方でございますけれども、これは、ふるさと納税をやるとき、目的がいろいろ……、そういう方が出てきまして、目的が、これに使ってくれと来ておりますもので、町といたしましては、できるだけ基金は積みたいんです。やっぱりある程度、そういうことを意向した中で、積めるばかりのものではありませんと。基本的にはその1年間、このふるさと納税に何を使ったということを公表しなければいけないものですね。やっぱりある程度の数を使った中で、ふるさと納税を使った方に対しまして、一応、町といたしましては皆さんの要望の中で、こういうものに使わせていただきましたというもので、できるだけ基金は積みたいので、やっぱりそういう中でやっていきたいと思っておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います

もう1点、奨学金の関係でございますが、これは1人減ったので、奨学金1人当たりの単価は変わりません。ただし、1人減になったので歳入も減になったという。今まで鈴木議員も言ったように、奨学金を上げた中でやったらどうかという提案もありますけれども、やっぱりこの奨学金の制度はお金が限りなくあればそれやってもいいですけども、四百何万しかありませんもんで、それはまた決算、その予算審議の中でまたやっていただければと思っておりますけれども、そういう中でやっぱり今回に対しましては、1人当たりの原価は減らしておられませんので、それはまた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で、12番、鈴木議員の大綱質疑を終結します。

以上をもって、令和2年度東伊豆町一般会計予算の大綱質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算については、6人の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号については、6人の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会の委員の選任につい

ては、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したい  
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。したがって、一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま一般会計予算審査特別委員会に付託しました議案第24号については、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月18日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたい  
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会において、  
来る3月18日までに審査を終え、報告できるように期限をつけることに決定しました。

---

◎日程第2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第7 議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松  
崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業  
特別会計予算

◎日程第8 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長(村木 脩君) 日程第2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予  
算、日程第3 議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4  
議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算、日程第5 議案第28号 令和2年  
度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、日程第6 議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電  
事業特別会計予算、日程第7 議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆  
町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第8 議案  
第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

お諮りします。議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算から議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算までは、6人の委員で構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第31号までは、6人の委員で構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。したがって、特別会計予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま特別会計予算審査特別委員会に付託しました議案第25号から議案第31号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月18日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、特別会計予算審査特別委員会において、来る3月18日までに審査を終え、報告できるように期限をつけることに決定しました。

なお、委員会室として、一般会計予算審査特別委員会には中会議室を、特別会計予算審査特別委員会には第1委員会室をそれぞれ当ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、3月11日から18日までの8日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。したがって、3月11日から18日までの8日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから、予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る3月18日は午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

---

◎散会の宣告

○議長（村木 脩君） 本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

各予算審査特別委員会は、13時40分からの開催をお願いします。

散会 午後 1時23分

## 令和2年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第5号)

令和2年3月18日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算
- 追加日程第1 発議第2号 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について
- 日程第 2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 9 議会運営委員会所掌事務調査について
- 

### 出席議員(11名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 楠山節雄君 | 2番  | 笠井政明君 |
| 3番  | 稲葉義仁君 | 5番  | 栗原京子君 |
| 6番  | 西塚孝男君 | 7番  | 須佐衛君  |
| 8番  | 村木脩君  | 10番 | 内山愼一君 |
| 11番 | 藤井廣明君 | 12番 | 鈴木勉君  |
| 13番 | 定居利子君 |     |       |

### 欠席議員(1名)

- 14番 山田直志君
- 

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	村木善幸君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	村上則将君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	齋藤和也君
農林水産課長	鈴木伸和君	農林水産課参事	国持健一君
観光商工課長	森田七徳君	建設課長	齋藤匠君
建設課技監	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君	教育委員会 事務局局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課参事	前田浩之君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第1回定例会第15日目は成立いたしましたので、開会します。

なお、14番、山田議員より、本定例会を欠席するとの届出がありましたので、御報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算

○議長（村木 脩君） 日程第1 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算を議題とします。

報告を求めます前に、一般会計予算審査特別委員長から、副委員長の同席を求めたいとの申出がありましたので、これを許可します。

一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、朗読をもちまして審査の結果を報告いたします。

令和2年3月18日。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

一般会計予算審査特別委員会委員長 楠山節雄。

一般会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

## 記

事件の番号、議案第24号。

件名、令和2年度東伊豆町一般会計予算。

審査の結果、原案可決。

1ページ目をお開きください。

一般会計予算審査特別委員会に付託された議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算について、審査の対象となった主な事項を報告します。

第1、会議回数、月日、場所、出席委員等については、下記のとおりになっておりますので、御確認ください。

それでは、3ページをお開きください。

第2、審査の要旨。

1、主な質疑の対象となった事項

(1) 総務課

問：歳入の森林環境譲与税、環境性能割交付金の内容は。

答：森林環境譲与税については、令和元年度より譲与されているもので、森林整備や間伐、人材育成や普及啓発などに充てられている。環境性能割交付金については、自動車取得税交付金が令和元年10月より廃止となり、環境性能割交付金に移行した分が交付されるものである。

問：令和2年度から始まる会計年度任用職員制度により、従来の臨時職員と比較して待遇がどのくらい変わるのか。

答：月額従来額とさほど変わらないが、期末手当が見直され、1人当たり年間で7万円程度の増額が見込まれる。また、有給休暇については、より幅広く取得できるよう改正された。

問：ふるさと納税寄附推進事業について、システム利用料や利用手数料が増額となった要因は。

答：ふるさとチョイスと楽天に加え、東急を導入する。そのうち、寄附額に対するシステム利用料がふるさとチョイス1%、楽天は11%、東急は7%となっている。また、新しく導入した媒体等による手数料の増額に加え、次年度からふるさとチョイスの利用料が1%から5%になることにより増額とした。

## (2) 企画調整課

問：加森観光賃貸料6,089万6,000円から5,340万4,000円に減額となったが、その内容は。また、今後の見通しは。

答：賃貸契約は3年ごとの見直しとなっている。昨年度より金額改正の要望があったが、今年度協議した結果を予算計上している。坪単価については、ゴルフ場用地が現行75円を63円に、その他用地は現行90円を83円に減額する。今後の見通しは、ゴルフ場やアニマルキングダム収益の影響により、単価の考え方も変わってくると思われる。

問：地域協働促進事業は、ローカルデザインネットワークが実施する事業でよいか。また、その内容は。

答：実施主体は町で、委託先はローカルデザインネットワークとなる。事業費は空き家利活用202万円、地域魅力発信事業186万1,000円で、静岡県市町村振興協会より3分の2の助成がある。

問：現在、風力発電施設は1基のみの運転となり、来年度は小水力発電施設の解体費用が予算計上されている。また、学校施設における太陽光発電の売電収入が廃目となっている状況下において、今後もエコリゾートタウンを推進するのか。

答：エコリゾートタウンの核となる町営風力発電の動向による。

問：港の朝市使用料80万円は、電気料金のほか水道料も含まれているか。

答：水道料についても含まれている。

問：アスト会館のポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB）の委託について、来年度以降の処理はあるのか。

答：令和2年度中に完了する。

## (3) 税務課

問：個人町民税が前年より減少となっている理由は。

答：令和元年度分の総所得金額が前年度実績と比較し、2億8,236万円、2.06%の減と見

込まれることに加え、扶養控除等の所得控除が増になる見込みであることから、課税所得は減となり、個人町民税も減収と見込まれる。

問：法人町民税が前年度より減となる理由は。

答：法人町民税の税率が、令和元年9月までの9.7%から10月に6.0%へ引き下げられ減収になると見込まれる。

問：町税の試算に当たって、現年課税分の収納率はどの程度を見込んでいるのか。

答：個人住民税の普通徴収が92%、特別徴収が99.5%、固定資産税が92.5%及び軽自動車税が95%を見込んでいる。

問：新型コロナウイルス感染拡大による影響が懸念されている中、町税収納率の見通しは。

答：厳しい状況も予測されるが、調定額が大きい現年課税分の徴収に注力し、滞納繰越分を極力圧縮することが重要と考える。

#### (4) 住民福祉課

問：子育てのための施設等利用給付費交付金の内容は。

答：幼児教育無償化により、認可外保育施設や預かり保育事業を行っている3歳から5歳の子供に対して、国が2分の1を補助するもの。認可外保育施設の三宝保育園、熱川温泉病院と熱川幼稚園、稲取幼稚園の預かり保育が補助対象となる。

問：敬老祝い金の減額の要因は。

答：祝い金の見直しを行い、77歳の5,000円を廃止し、100歳の10万円を5万円に減額したため。

#### (5) 農林水産課

問：日帰り型市民農園使用料が減額となっている要因は。

答：12月に利用者の来季の意向を確認しているが、体調や家庭の事情等で更新ができない方がいたため減額となった。

問：日帰り型市民農園で、今後空いている区画をどのようにしていくのか。

答：畑の土を再生しなければならず、空いている区画に移動し、利用していた区画を休ませて土の再生を行っていく。

問：けやき公園の施設管理は来年度行わないのか。

答：今年度同様に草刈り業務委託は行うが、足湯の管理等は行わない。管理棟やトイレについては、清掃委託を行う。

#### (6) 建設課

問：地籍事業の実施区域と完了年度は。

答：熱川地区、片瀬地区の津波浸水区域の一部で実施し、計画に定められている完了年度は令和8年度となっている。

問：橋梁補修の工事箇所は。

答：稲取片瀬線の黒根橋、旧大川小学校下の伊豆急をまたぐ下谷戸橋、大川遠笠山線の高根橋、二度山付近の大川臨港第二橋、熱川温泉場の濁川に架かる権現橋の5橋。

#### (7) 教育委員会

問：東京オリンピック・パラリンピック観戦の事業費が計上されているが、観戦時期と対象者は。

答：9月2日開催のパラリンピックに、熱川、稲取の両小学校の5、6年生134人が観戦する予定。

問：稲取幼稚園屋上防水工事の改修時期は。その後の活用は。

答：夏休み等の期間を利用して工事する予定。その後の活用については、町の今後の政策にも関係するため、現状では答えられない。

問：図書館高圧受電設備更新工事の内容は。

答：キュービクルが老朽化し、電気保守点検でも危険性が指摘されているため更新するもの。

問：町民大会の予算が半分になっているが、教育委員会としての考えは。

答：城東地区は実施予定だが、稲取地区は実施しないため半分となっている。大会の実施には選手集めなど区の役員の協力が欠かせないので、区の理解がないと難しい。教育委員会としては、町民が一堂に会する貴重な機会なので、別の開催方法も含め提案できればとも考えている。

#### (8) 健康づくり課

問：こどもインフルエンザ予防接種委託料の見込みは。

答：3歳から18歳までは接種が1回で507人、13歳未満は接種2回で709人を見込んでいる。

問：風しん対策事業の内容は。

答：平成31年から3か年の定期事業で、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が対象となる。令和2年度は、抗体検査対象者150人で、予防接種は50人を計上した。

問：産後ケア事業委託料が増となった要因は。

答：今年度、伊東市民病院と上山レディースクリニックを新たに契約したため増となった。

#### (9) 観光商工課

問：観光地域づくり整備事業の県補助金を活用し、来年度、熱川海岸観光トイレの改修工事を行うようであるが、そのほかの場所で各観光協会からの要望が上がっているか。

答：現在のところ要望はない。県補助金の採択要件として、観光地エリア景観計画の3か年計画策定が必須となっているが、次期計画策定時に観光協会等から要望を聞きたい。

問：観光対策等の町補助金について、コロナウイルス感染拡大の影響で執行が難しいことも予想される。財政当局と相談し、効果的な使い道を考えてほしいが。

答：補助金の中には経常的経費もあるので、観光協会や商工会と相談して、内示を出す際には留意をしたい。

歳入が当初予算のとおり入ってくるか分からないので、執行停止や内容の見直しの可能性があることは承知をしている。

答：経営会議を開き、予算の組み直しも視野に入れ準備したい。（総務課）

#### (10) 防災課

問：非常備消防事務事業について、来年度より点検報酬、活動報酬が削除され、出勤手当が増額、訓練手当が減額となっているが、その理由は。

答：来年度より、消防団報酬等の見直しを行ったため。点検報酬は近隣市町村では支出していないため削除し、その代わりに年額報酬を増額した。さらに、活動報酬は全て出勤手当に含めたため削除した。訓練手当については、東部地区の平均額へ引き下げた。

問：災害対策費用保険料とは。

答：平成30年度に創設された保険で、避難指示、避難勧告の発令で10割、避難準備、高齢者等避難開始の発令で2分の1の保険料が支払われる。昨年のような台風の状況だと、その分が補填されるので有効と思われる。

問：家庭用ポータブル発電機等の購入補助金とは。

答：家庭用の発電機や蓄電池の購入費2分の1を補助する補助金で、上限額が4万円で令和4年度までの制度となる。

問：防災用器具備品の内容は。

答：ドローン1機と消火器を購入する。

問：ドローンの活用方法は。

答：基本は災害での活用であるが、防災訓練等も含め、他の用途での活用も検討したい。

#### (11) 議会事務局

特になし。

(12) 会計課

特になし。

以上のおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告いたします。

○議長（村木 脩君） これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 報告書からと、あと予算書から、ちょっとお聞きしたいことがありますので、お願いします。

今、報告書の中で、企画調整課のところでは小水力の発電施設の解体ということがありましたけれども、これは小水力発電のほうが何か問題があったのでしょうか。その点を一点お伺いします。

また、農林水産課のところでは、けやき公園の足湯の管理等は行わないということが回答であったようです。この辺のところは、足湯を廃止するというようなことと捉えてよろしいのでしょうか。

その辺のところをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山委員長。

○1番（楠山節雄君） 小水力の発電の関係については、年数が経過をしてこれ以上やることに対する疑問ということですから、これは廃止という内容だったと思います。

足湯についても、維持管理のお金が相当かかるということで、この辺の圧縮のこともあると思うんですけれども、利用者数も少ないということで、この辺が廃止という結論に至ったと思います。

○議長（村木 脩君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） ありがとうございます。

予算書のところで、10款の災害復旧費のところでは、

212ページ。

第2項公共土木施設災害復旧費というところで、前年度が124万円ほど措置されていて、本年度は354万円ほど措置されているということで、比較すると230万円ほど増額になっております。

今、この台風の被害ですとか風水害の被害を見ますと、これぐらいの措置は妥当なのかなということが考えられますけれども、この辺のところの当局との質疑、やり取りといったのはあったでしょうか。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山委員長。

○1 番（楠山節雄君） 10 款の災害復旧、道路橋梁と河川災害復旧の関係については、質疑等は行われませんでした。

○議長（村木 脩君） 須佐議員。

監査の立場で十分指摘できることですので、それは監査のほうでもやっていただきたいと  
思います。ここでやるとまた監査のほうの職権の域に入ってくるということになりますので、  
質問はよく考えて質問していただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計  
予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長の報告のとおり決するこ  
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和2年度東伊豆町一般  
会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎動議の提出について

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） すみません、議案第24号に対する附帯決議を提出させていただきます。

○議長（村木 脩君） お諮りします。ただいま1 番、楠山議員から、発議第2号 議案第24

号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

---

◎日程の追加について

○議長（村木 脩君） これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎追加日程第1 発議第2号 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について

○議長（村木 脩君） これより、追加日程第1 発議第2号 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ただいま上程されました発議第2号について、朗読をもって説明に代

えさせていただきます。

発議第2号 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により、議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和2年3月18日提出。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

提出者 一般会計予算審査特別委員会委員長 楠山節雄。

賛成者 一般会計予算審査特別委員会副委員長 笠井政明。

次のページを御覧ください。

議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内経済は非常に厳しい状況下に置かれています。また、事態の収束のいまだ見通せない中、この先、町内経済がさらに疲弊し町税をはじめとする歳入が大幅に落ち込むなど、町財政への影響が懸念されているところです。

このような状況の中、令和2年度の予算執行に当たっては、以下を留意し、危機感を持って業務に取り組んでいただくよう強く求めるものであります。

1、行財政改革をさらに進めるとともに、歳出抑制に努め財政調整基金の増勢を図り、突発的な災害等に対応できるよう努めること。

2、歳入減の可能性を想定し、予算の組み替えも視野に入れながら、予算の執行については慎重に行うこと。

3、事態が収束するまで、国内外の視察研修、イベント等は極力自粛されること。

4、事業を変更または廃止する場合は、町民への周知徹底と合意形成を図ること。

以上、決議する。

令和2年3月18日。

東伊豆町議会。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

発議第2号 議案第24号 令和2年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第7 議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第8 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長(村木 脩君) 日程第2 議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算から、日程第8 議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算まで以上7件を一括議題とします。

特別会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

10番、内山議員。

(10番 内山慎一君登壇)

○10番(内山慎一君) 皆様、おはようございます。

それでは、朗読をもちまして審査の結果を報告します。

令和2年3月18日。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

特別会計予算審査特別委員会委員長 内山慎一。

特別会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

## 記

事件の番号・件名・審査の結果。

議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、原案可決。議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算、原案可決。議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、原案可決。議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、原案可決。議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、原案可決。議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算、原案可決。

1 ページをお開きください。

第1、会議回数、月日、場所、出席委員等は下記のとおりになっておりますので、御確認をください。

それでは、3 ページをお開きください。

第2、審査の要旨。

1、令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。

(1) 主な質疑の内容

問：歳入の1款国民健康保険税2,569万円減額及び4款県支出金3,330万円減額の要因は。

答：国民健康保険税の減は、世帯数が2,527世帯から2,448世帯、79世帯の減となっており、世帯数の減少によるものである。保険給付費を支払うために県から交付される県支出金の減は、県全体の医療費が減少しているためである。

問：令和2年度の税率、限度額、負担軽減はどうか。

答：税率は東伊豆町国民健康保険運営協議会で諮問し、据置きになっています。限度額は1年遅れで国の基準に改正する予定であり、軽減判定は国の基準どおり実施する予定である。

問：特別徴収、普通徴収の割合はどうか。また、収納率の見込みは。

答：割合は、特別徴収が673世帯で27.49%、普通徴収が1,770世帯で72.51%を見込む。収納率については、現年度分特別徴収が100%、普通徴収は93%と見込んでいる。滞納繰越分

については、平成29年度が34.6%、平成30年度は32.4%、今年度は28%で推移しているが、来年度は30%で見込んでいる。

問：8款諸収入、5目雑入、1節雑入の1,000万円の内容は。

答：2月診療分の交付が県から概算で交付されるため、翌年度精算する。県に交付金を返還するが、返還した金額と同額が国保連合会から収入される。また、細節の名称が雑入となっており、分かりにくいいため、来年度名称の変更を検討する。

問：歳出で1款総務費192万円7,000円の増額、2款保険給付費3,189万1,000円の減額、6款保健事業費158万円4,000円増額の要因は。

答：総務費の増は、制度改正によるシステム改修委託料の計上によるもの。保険給付費の減は、今年度の実績に基づき被保険者数の減少を見込んだもの。保健事業費は、新規事業として、特定健診未受診者対策のポテンシャル分析事業と特定健診フォローアップ事業の2事業が増えたことによる。

以上のとおり、質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

次に、4ページ。

2、令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

(1) 主な質疑の内容

問：後期高齢者医療保険料について8.8%の増の要因は。

答：来年度は保険料改定の年に当たり、医療費の増等により保険料が増額となるためである。

問：後期高齢者広域連合納付金1,450万7,000円増額の要因は。

答：被保険者数の増加によるもので、平成30年12月末現在は2,674人であったが、令和元年12月末には2,761人となり、87人増えている状況である。

以上のとおり、質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

3、令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算。

(1) 主な質疑の内容

問：保険料の算出に当たっての被保険者数、介護認定者数、認定割合の状況は。

答：被保険者数は、令和元年度が5,455人、平成30年度が5,406人で49人増加している。介護認定者数は、令和元年9月末現在で784人、平成30年9月末現在725人で59人増加をしてい

る。認定者割合は、令和元年度が14.1%、平成30年度が13.2%となっており、認定率も0.9%増加している。

問：保険料1,154万円の減額の要因は。

答：昨年10月から施行された消費増税による保険料の軽減措置によるもので、令和元年度については10月から3月分の半年分のみが対象であったが、来年度については1年分が対象となるため、保険料の減となった。なお、減額となった分は繰入金で調整される。

問：施設利用やサービスの種類による増減については。

答：居宅介護（デイサービス、訪問介護）、介護予防サービス、地域密着型サービスの利用者については3%程度の伸びを見込んでいる。施設サービスについては前年度と同額を見込んでいる。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

次のページにいきます。

#### 4、令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。

##### (1) 主な質疑の内容

問：稲取財産区の主な収入源である天草漁を担っていた地域おこし協力隊について、延長はあるのか。

答：令和元年度末で任期が終了となる。終了後は本人の意思による活動となるが、本人は引き続き天草漁を含め、東伊豆町で活動したい意思がある。活動については、漁業権の関係があるので、それにより活動が決まる。

問：財産収入65万円の内容は。

答：土地貸付料が23万円、個人の2名とNTTドコモ。天草事業配分金として2万円、稲取旅館組合土地貸付料が40万円で合計65万円となっている。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

#### 5、令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。

##### (1) 主な質疑の内容

問：発電施設保安管理委託料の内容と止まっている風車の管理は。

答：年2回の点検と毎月行う電気系統の点検である。強風に対する保安管理、点検は止まっている風車も必要となる。

問：基金積立金が129万4,000円となっているが、最終的な残高は幾らになるのか。

答：令和元年度末残高は579万1,000円、129万4,000円を積み立てると708万5,000円となる。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

次のページ。

6、令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算。

(1) 主な質疑の内容

問：全体の予算額が28万6,000円増えているが、その要因は。

答：アドバイザーの使用するパソコンの購入費分と、1市5町の幼児教育施設を回る旅費の増などが主な要因となっている。

問：関係市町負担金の負担割合は。

答：下田市68万5,000円、東伊豆町31万9,000円、河津町25万6,000円、南伊豆町39万9,000円、松崎町27万4,000円、西伊豆町32万7,000円の計226万円となっている。内容は均等割として各市町5万円、残りは各市町村への訪問予定回数等により決めている。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

それでは、続けて、7、令和2年度東伊豆町水道事業会計予算。

(1) 主な質疑の内容

問：1款水道事業収益について、883万6,000円の減の要因は。

答：主な内容は、給水収益は観光客の減少と使用者の減少によるもので、実績から推計し2%の減となる。簡易水道収益については、大川汐見崎別荘地の割合が多く、変動が大きいため実績の10%を見込んでいる。

問：令和2年度予定キャッシュフロー計算書の業務活動によるキャッシュフローの当年度純利益が258万6,000円減となっている要因は。

答：個々の項目をそれぞれ積算し、全て積み上げて予算を編成しているため、積み上げた結果として減になっている。減の要因は、収益の減少と動力費の増加、災害による仮設ポンプの動力費の増加、営業外費用の消費税300万円の増などである。

問：1項営業費用、1目原水及び浄水費354万1,000円の増と、2目配水及び給水費918万円の増の要因は。

答：双方とも動力費が主な増の要因である。また、配水及び給水費については、修繕費として、仮設ポンプ修繕180万円、熱川小学校消火栓取替え修繕130万円を計上している。

問：1款資本的支出1,064万円の減の要因は。

答：原水及び浄水施設整備費については、白田浄水場2号ろ過弁取替え工事の1件のみとなる。簡易水道施設整備費については、大川浄水ろ過池・洗浄ポンプ操作盤取替え工事が終了。配水及び給水施設整備費では、遠方監視操作更新工事の4年間の更新工事が終了し、電話回線からインターネット回線に変更した。

## (2) 予算に対する意見

### 1、来年度予算執行の留意点について

現在、水道事業については、水道ビジョン等に基づく施設の整備、改修に取り組んでいるが、昨年大型台風により中核施設が甚大なる被害を受け、早期復旧に取り組んでいる。さらに、給水人口の減少で水道事業収益が落ち込んでいる中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光関連産業の停滞が見込まれ、給水量が減り、事業収益の悪化につながっていくものと思われる。新年度予算の当年度純利益はマイナス258万6,000円の計上で、大変厳しい財政状況下での編成となっており、新年度の予算の執行に当たっては大幅な営業収益の減が見込まれることを考慮し、支出の精査を含め弾力的な運用に配慮されたい。

### 2、将来に向けた安定的な収益の確保について

利用者の減少や経済的に不安定要素が多々ある中で、収益の確保が将来的に重要な課題となってくる。特に、昨年策定された水道ビジョンに沿った事業の執行には多額の資金が必要である。収益の根幹となる水道料金については、現在審議会で議論されているが、今後の水道事業の継続的な経営のために説明を尽くし、将来的に利用者負担の著しい増大を招かないためにも適正な水道料金の改定に努め、安定的な収益の確保を図っていただきたい。

以上とおり、主な質疑の対象となった事項と意見を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

以上です。

○議長（村木 脩君） お諮りします。議案第25号から議案第31号までの令和2年度特別会計及び水道事業会計の予算7件について、一括質疑したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第31号までを

一括質疑とします。

それでは、議案第25号から議案第31号までについて、委員長の報告に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません。またちょっと的外れだったら、また議長のほうから指摘をしていただきたいと思いますと思うんですけども、風力発電の関係です。

今後の維持補修の関係も含めて、事業継承されるということで、今いろんな調査が行われていると思いますけれども、その辺いつ頃になったらそういうことがはっきりするのか、その辺の質疑はありませんでしたか。

よろしくをお願いします。

○議長（村木 脩君） 内山議員。

○10番（内山慎一君） 予算の中にそういう織り込みがなかったものですから、そういう質問はありませんでした。

過去に全協だとかそういうものの中で、当局の方針等については、皆さんお聞きしているような状況であります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 今、楠山議員のほうから質問がありましたけれども、予算書に載っていないことですので、そういう質問は予算の審議ですので、今後気をつけていただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり

決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

まだその席にいてください。いいですか。

次に、議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議会運営委員会所掌事務調査について

○議長（村木 脩君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） お諮りします。本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長い間、御苦労さまでした。

皆様、少々お待ちください。

ただいまより、この3月31日をもって退職されます梅原総務課長、鈴木農林水産課長の長年の行政に対する御労苦に対し、拍手をもって送りたいと思います。

梅原総務課長、鈴木農林水産課長は御起立ください。

それでは、拍手をお願いします。

（拍手）

退職されます梅原総務課長、鈴木農林水産課長におかれましては、長い間東伊豆町のために御尽力いただき、感謝申し上げる次第です。

役場を離れましても、引き続き東伊豆町発展のために御協力をお願い申し上げますとともに、お体には十分気をつけられ、これからの人生が素晴らしいものでありますよう切に願っており、大変御苦労さまでございました。

以上で全て終了いたします。

閉会 午前10時35分